

令和7年度産業財産権制度問題調査研究事業

産業財産権における損害賠償請求等の
裁判実務及び権利の実効性の実態に関する
調査研究報告書

令和8年3月

株式会社NTTデータ経営研究所

要 約

背景

2019年5月に公布された「特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）」により損害賠償額の算定方法等が見直された。また、二酸化炭素含有粘性組成物事件大合議判決（知財高判令和元年6月7日）において、損害額の推定覆滅及び相当実施料率の算定に係る考慮要素が明確化された。こうした動向を踏まえ、多様化・複雑化する知的財産権侵害の実態を把握・分析することは、侵害抑止の在り方を検討し、知的財産権の適切な保護及び利用を促進する知財保護システムを構築していく上で必要不可欠である。

目的

本調査研究では、産業財産権における損害賠償請求等の裁判実務及び権利の実効性の実態等の調査を行い、我が国における産業財産権侵害の救済の在り方を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。

公開情報調査**産業財産権侵害裁判実務の動向調査**

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）侵害訴訟における損害賠償額の算定に影響を与えた具体的事情等を調査した結果、特許権侵害訴訟を中心に損害額算定に関する判断の枠組みの整理が進み、推定覆滅の考慮要素や、いわゆる「侵害プレミアム」の考え方が定着されつつあることが明らかになった。

産業財産権侵害裁判実務の実態調査

産業財産権四法における損害の額の推定等の規定（特許法第102条、実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条）により損害額の算定が行われた裁判例を主な対象とした調査の結果、損害賠償額の認定状況や、損害額の算定に係る推定覆滅及び実施料率等の認定状況といった実態が把握された。

ヒアリング調査

国内企業12者を対象に、各企業における産業財産権の活用状況、権利侵害への対応状況、現行制度に関する意見等を聴取した。その結果、産業財産権は競争力確保やブランド保護等のために活用されており、侵害対応として警告書の送付、交渉、訴訟提起等が行われていることが明らかになった。また、認められる損害賠償額が低いこと、侵害立証の困難さ等を踏まえ、損害賠償等の金銭的救済の強化や証拠収集手続の充実化等の権利行使の実効性を高める制度整備が重要であるとの意見が示された。

総括

本調査研究事業では、産業財産権侵害裁判実務の動向、実態に関する公開情報調査、国内にて産業財産権を保有する企業に対するヒアリング調査の結果、産業財産権における損害賠償請求等の裁判実務及び権利の実効性の実態等を把握することができ、産業財産権侵害の救済の在り方を検討するための示唆が得られた。

I. 公開情報調査

1. 産業財産権侵害裁判実務の動向調査

特許法第 102 条、実用新案法第 29 条、意匠法第 39 条、商標法第 38 条の規定内容、各産業財産権侵害訴訟における重要裁判例等を調査し、近時の裁判実務の動向に関する詳細な知見の獲得を目指した。

(1) 実施方法

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）侵害訴訟における損害賠償額の算定に影響を与えた具体的事情等について、論文、調査研究・審議会等の報告書等を利用して情報を収集、整理した。

(2) 調査結果、まとめ

近時の産業財産権侵害裁判実務では、特許権侵害訴訟を中心に損害額算定に関する判断の枠組みの整理が進み、推定覆滅の考慮要素や、相当実施料の算定においていわゆる「侵害プレミアム」の考え方が定着されつつあることが明らかになった。また、商標権侵害では商標の機能に即した独自の覆滅に関する考慮が働き得ること、意匠権侵害では需要者の購買動機への寄与を重視すること等の考え方が確認された。実用新案権については、少なくとも近時の公表裁判例・学説上、特有の損害額算定要素は明確には確認されなかった。

2. 産業財産権侵害裁判実務の実態調査

2019 年 5 月に成立した特許法等の一部改正（以下「令和元年法改正」という。）による損害賠償額の算定方法の見直し、知財高裁大合議判決（令和元年 6 月 7 日・二酸化炭素含有粘性組成物事件）等の近時の裁判実務の動向を踏まえ、産業財産権侵害裁判実務の実態に関する詳細な知見の獲得を目指した。

(1) 実施方法

産業財産権侵害が認められ、かつ、産業財産権四法における損害の額の推定等の規定（特許法第 102 条、実用新案法第 29 条、意匠法第 39 条、商標法第 38 条）により損害額の算定が行われた近時の判決を主な対象とし、公開情報調査を実施した。

(2) 調査結果、まとめ

(i) 特許権

令和元年法改正施行前後における損害賠償の認定額の状況について、1 億円以上の損害賠償額が認定される事例の割合の増加が見られた。特許法第 102 条第 1 項・第 3 項を個別

に見ると、同条第1項については、法改正により明文化されたライセンス機会の喪失による逸失利益の認定（同項第2号）の適用事例が3例確認された。特許法第102条第3項については、法改正施行後に5000万円以上の損害賠償を請求する事例の割合が法改正施行前に比べて増加している一方、5000万円以上の損害額が認定される事例の割合はむしろ減少していた。他方で、令和6年において5億円に迫る損害額が認定された事例もあり、法改正施行後の認定額が減少傾向にあるとは必ずしも言い切れない。また、実施料率そのものを見ると、件数自体は多くないものの、法改正施行後は10%を超える料率が認定される事例が見られた。

令和元年6月7日知財高裁大合議判決前後における特許法第102条第2項・第3項の傾向について、同条第2項についての推定覆滅率の分布を見ると、知財高裁大合議判決後は0%以上100%未満の間で広く分布している。また、覆滅率の平均値は、知財高裁大合議判決後は知財高裁大合議判決前より増加傾向にあり、直近3年間は50%程度で推移している。覆滅事由の認定傾向についてみると、全体としては、本件発明が被告製品の一部のみに使用されていること（以下「部分実施」という。）が最も多く認定されていた。また、市場の非同一性、競合品の存在、及び部分実施の覆滅事由については、認定頻度が知財高裁大合議判決前に比べて判決後に増加していた。特許法第102条第3項については、考慮要素として、実際の実施許諾契約や業界相場における料率、発明の技術的価値や代替可能性といった事情が多く認定されていた。また、知財高裁大合議判決後は、これらの考慮要素に加えて、売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、競業関係や営業方針等訴訟に現れた諸事情の考慮要素の認定頻度も総じて増加していた。

当事者属性別の認定額・覆滅率等の傾向について、当事者属性別にみると、権利者が大企業である場合には、10億円以上の損害賠償請求を行う割合が中小企業の場合に比べて大きく、1億円以上の損害額が認定される割合も大きかった。一方で、特許法第102条第1項・第2項の覆滅率については、権利者が大企業である場合には、特許法第102条第1項及び第2項のいずれも50%以上の覆滅率が認定される割合が中小企業の場合に比べて大きかった。特許法第102条第3項については、件数は多くないものの、権利者が大企業である場合、10%以上の実施料率が認定されている割合が中小企業の場合と比較して大きい一方、権利者が中小企業である場合、5%以上10%未満の実施料率が認定される割合が大企業の場合と比較して大きかった。

特許法第102条第2項の覆滅事由ごとの覆滅率への影響を見ると、部分実施の覆滅事由が単独で考慮された場合には平均70%程度の覆滅率が認定されており、市場の非同一性、競合品の存在、侵害者の営業努力、侵害品の性能の覆滅事由がそれぞれ単独で考慮された場合には各平均30~50%程度の覆滅率が認定されていた。さらに、上記の覆滅事由のいずれも、単独で50%以上の覆滅率が認定された事例が存在することがわかった。

（ii）実用新案権

実用新案権に関しては、損害賠償請求が認められた事例は直近 20 年間で 9 件であり、令和元年法改正施行後では 1 件であった。判決日が平成 28 年以降の事例で、実用新案法第 29 条第 1 項又は第 2 項により損害賠償額が認定されたものに関しては全て 50%以上の覆滅率が認められている。覆滅事由には、実用新案法第 29 条第 1 項については市場の非同一性、競合品の存在、営業努力によるものが見られ、実用新案法第 29 条第 2 項については競合品の存在によるものが見られた。

実用新案法第 29 条第 3 項に関しては、適用された事例は直近 20 年間で 2 件であり、いずれも平成 19 年以前の事例であった。そのうち 1 件は、競業関係や営業方針等訴訟に現れた諸事情を考慮要素として 7%の実施料率が認定された事例であった。

（iii）意匠権

意匠法第 39 条第 1 項については、平成 25 年以前は、5000 万円未満の請求額、1000 万円未満の認定額の事例のみであったが、平成 26 年以降、5000 万円以上の請求額、5000 万円以上の認定額の事例がそれぞれ見られた。覆滅率に関しては、件数は多くないものの、全体の時期を通じて 50%以上に分布しているものが過半数を占めていた。また、覆滅事由に関しては競合品の存在や侵害品の性能のほか、部分意匠であることが考慮された事例が複数見られた。

意匠法第 39 条第 2 項に関して、覆滅率は 0%と 70%~90%に主に分布していた。覆滅が認められた事例は 6 件あり、覆滅事由（一つの事例において複数認定され得る）については、競合品の存在 1 件、侵害品の性能 4 件のほかに、製品全体のうち意匠の占める割合が一部に過ぎないことが 3 件認定されていた。

意匠法第 39 条第 3 項に関しては、直近 20 年間で適用された事例は 3 件であった。その中には、権利者が意匠の開発に時間と労力を投入したこと、意匠が売上げに相当程度寄与していたこと、権利者が完全に被告と競合する関係があったこと等から 15%の実施料率が認められた例も見られた。

（iv）商標権

商標法第 38 条第 1 項に関しては、直近 12 年間で適用された事例は 5 件であった。令和 6 年に同項が適用された事例では、販売地域が異なることや販売形態の違いから市場が異なるとされ、98%の覆滅率が認定された。

商標法第 38 条第 2 項及び第 3 項の算定額の状況について、請求額に関しては、商標法第 38 条第 2 項・第 3 項ともに近年になるにつれ 5000 万円以上の事例が増加しており、認定額に関しては、第 2 項の認定額は全体として大きな変化は見られなかったが、第 3 項の認定額は 500 万円を超える事例がやや増加していた。

令和元年6月7日知財高裁大合議判決前後における商標法第38条第2項・第3項の運用状況について、商標法第38条第2項の覆滅率に関しては、全体として0%又は90%前後の分布が多くなっており、知財高裁大合議判決前後で、全体として大きな変化は見られなかった。また、覆滅事由については市場の非同一性、競合品・競合サービスの存在、営業努力、侵害品・侵害サービスの性能以外にも、登録商標と同一又は類似の標章の他に被告の別標章が付されていたことや、登録商標の自他商品役務識別力などが考慮された事例があった。商標法第38条第3項に関しては、令和元年法改正前後の実施料率を比較すると、法改正施行後は5%を越える実施料率が認定される事例がやや増加傾向にあると考えられる。

当事者属性別の認定額・覆滅率等の傾向に関しては、権利者が大企業である場合には、中小企業に比べて高額な請求を行う割合が高いが、認定額については、件数は多くないものの1000万円以上の損害賠償額が認められた割合において権利者が大企業の場合と中小企業の場合との間に大きな差は見られなかった。商標法第38条第2項の覆滅率については、権利者が中小企業である場合には、75%以上の覆滅率が認定される割合が大企業の場合に比べて大きかった。また、商標法第38条第3項については、権利者が中小企業である場合、5%以上の実施料率が認定されている事例の割合が大企業と比較して大きかった。

II. ヒアリング調査

我が国の産業財産権侵害の救済の在り方の検討に資する意見の収集を目的として、国内にて産業財産権を保有する企業に対してヒアリング調査を実施した。具体的には、各者が保有する産業財産権の活用状況、侵害対応等の実態を把握するために合計12者に対してヒアリング調査を実施した。

(1) 実施方法

各企業が保有する産業財産権の活用状況、侵害対応等の実態の把握を目的としたヒアリング項目を作成した後、機械器具、金属製品、プラスチック製品、食料品等を製造する製造業、化学工業、建設業、卸売業に属する大企業6者、中小企業6者の合計12者を対象にヒアリングを実施した。

(2) 調査結果、まとめ

(i) 産業財産権の活用状況

ヒアリング対象企業では、産業財産権を自社事業の競争力維持やブランド保護等のための重要な手段として活用していることが確認された。また、権利の活用方法や重要度は権利種別や業種によって一定の違いが見られた。

権利ごとの活用目的として、特許権については、自社の技術的優位性の確保や競争力維持、顧客への訴求を目的として活用している企業が多く見られた。一部企業ではライセンス供与も活用方針となっていた。実用新案権は権利行使の制約が指摘される一方、手続が容易である点がメリットとされた。意匠権は模倣品対策や差別化戦略との親和性が高く、外観から侵害品を発見しやすい点が評価されたが、類否判断の難しさも課題とされた。商標権については、ブランド価値向上や模倣防止に有効と評価される一方、類似の判断基準の不透明さが課題として挙げられた。

（ii）権利侵害への対応の実態

権利侵害への対応実態について、特許権や商標権を中心に複数の企業が侵害事例を経験していることが確認された。侵害対応の方法としては、まず警告や交渉を通じて侵害の停止を求める対応が一般的である一方、交渉が決裂した場合や製品の重要性が高い場合には訴訟に発展するケースも見られた。警告や交渉後に訴訟に至る事案を経験した企業も複数見られたが、弁護士費用、調査費用、社内工数等の負担が伴うため、想定される損害額との費用対効果が見合わない場合には訴訟提起を見送るとの意見も挙げられた。また、侵害の確証が十分に得られない場合や、侵害規模が小さい場合には、警告や訴訟提起を行わないと判断する企業も見られた。さらに、侵害者が自社の顧客や取引先である場合には、取引関係への影響を考慮して慎重に対応する必要があるとの意見や、侵害者が海外事業者である場合には実効的な権利行使が難しい場合があるとの指摘も見られた。

侵害の発見契機については、競合製品の調査や顧客からの情報提供、展示会、EC サイト監視、SNS 等、多様な手段が活用されている。また、EC サイト上での侵害対応として、巡回や削除申請を通じて被疑侵害製品の流通防止に努めている企業も見られた。

（iii）現行制度の運用に関する認識

損害賠償制度については、現行の損害賠償制度に対し、損害額が想定より低く認定される傾向や、訴訟費用負担の大きさを指摘する意見が多かった。特に、特許権侵害において認定額が侵害者の実際の利益に比べ著しく小さく、結果として「侵害し得」となり得る状況への強い問題意識が示された。一方で、技術価値や権利の寄与率の立証が奏功し、想定に近い損害額が認められた事例も報告され、運用状況には一定の幅があることがうかがえた。

また、損害額算定における寄与率や覆滅事由の考慮要素の現行の評価については、市場の非同一性、営業努力といった覆滅事由の扱いに関して、権利者の立場からは納得感が得

づらいとの指摘があった。他方、裁判例の蓄積により制度が使いやすくなってきているとの評価もみられた。損害賠償額の算定方法に関する令和元年法改正についても、権利者にとって使いやすくなったとの肯定的評価がある一方、特許法第102条第1項については権利者の機密情報提出が必要となるなど、立証面での課題を指摘する意見も示された。また、故意侵害と過失侵害の区別を明確化し、より強い権利保護を図る制度の必要性を指摘する声も一部にあった。意匠権に関しては、デザインが利益に与える影響評価において需要者視点をより重視すべきとの意見が挙げられた。

差止請求については、侵害行為を早期に停止させる手段として有効であるとの認識が示された一方、侵害立証に必要な証拠の収集が容易ではない場合があること等が課題として指摘された。

(iv) 他社権利を侵害しないための取組について

他社権利の侵害防止に向けたクリアランス調査の実施体制として、中小企業では社内担当者を中心に公報確認や簡易調査を行い、疑義が生じた場合に外部専門家へ相談する体制が一般的であった。大企業では、調査負荷に応じて外部専門家や調査機関へ情報のスクリーニングを委託する等、より高度な体制を構築しているとの事例も見られた。また、意匠権については画像検索、商標では外部ツールによる監視など、権利種別に応じた調査手法を使い分ける運用も確認された。

損害賠償額が従前よりも高額化した場合の対応については、多くの企業が侵害リスクを回避するため、クリアランス調査の重要性が一層高まり、回避措置をより慎重に行うようになるとの見解を示した。一方で、既に十分な調査体制を確立しているため、対応に大きな変化は生じないとの意見もみられた。

差止が従前より早期に認められるようになった場合についても、多くの企業が事業停止や供給中断のリスクを避けるため、事前のクリアランス調査をより慎重に行うと回答した。特にサプライチェーンへの影響が大きい業種では、この傾向が顕著であった。他方、既に十分な調査体制を整備している企業からは、制度変更による影響は限定的との意見もあった。早期差止により、敗訴リスクを低減するための設計変更や和解判断が早期に求められる可能性を指摘する声もあり、制度設計において権利者と被疑侵害者とのバランス確保が重要であるとの意見が示された。

(v) 権利侵害抑止に向けた制度改善に関する示唆

権利侵害の抑止に向けた制度・運用について、侵害に対する権利者救済（損害賠償制度等）の強化や証拠収集の実効性向上を望む意見が複数挙げられた。また、権利行使の実効性を高める制度整備とともに、国際的な制度との調和を図ることが、侵害抑止の観点からは重要であるとの意見も挙げられた。

具体的に、現行の損害賠償制度では、侵害行為に対する抑止力が十分ではない可能性があるとの意見が複数企業から挙げられた。特に、侵害訴訟において認定される損害賠償額が訴訟費用等と比較して小さいことが要因として挙げられた。証拠収集制度について、侵害訴訟においては、侵害の立証や損害額算定のために必要な情報を十分に入手することが難しい場合があるとの意見が挙げられた。

III .総括

本調査研究事業では、我が国における産業財産権侵害の救済の在り方を検討する際の基礎資料とすることを目的として、産業財産権侵害裁判実務の動向、実態に関する公開情報調査、国内にて産業財産権を保有する企業に対するヒアリング調査を実施した。裁判実務の動向調査の結果から、特許権侵害訴訟を中心に損害額算定に関する判断の枠組みの整理が進み、損害額の算定に係る推定覆滅の考慮要素や、実施料相当額の算定においていわゆる「侵害プレミアム」の考え方が一定程度定着しつつあることが確認された。裁判実務の実態調査の結果からは、損害賠償額の認定状況や、損害額の算定に係る推定覆滅及び実施料率等の認定状況といった実態が把握された。また、ヒアリング調査では、国内企業における産業財産権の活用状況、権利侵害への対応状況、他者権利を侵害しないための取組、現行制度に関する課題認識等を把握することができた。これらの知見は、産業財産権侵害の抑止及び救済の実効性向上に向けた制度の在り方を検討する上で有益な示唆を与えるものである。

目 次

要約

| | |
|---------------------|----|
| I. 調査の背景・目的 | 1 |
| 1. 背景 | 1 |
| 2. 目的 | 3 |
| II. 公開情報調査 | 4 |
| 1. 産業財産権侵害裁判実務の動向調査 | 4 |
| (1) 実施方法 | 4 |
| (2) 調査結果 | 4 |
| (i) 特許権 | 4 |
| (ii) 実用新案権 | 7 |
| (iii) 意匠権 | 8 |
| (iv) 商標権 | 10 |
| (3) まとめ | 12 |
| 2. 知的財産侵害裁判実務の実態調査 | 13 |
| (1) 実施方法 | 13 |
| (2) 調査結果 | 20 |
| (i) 特許権 | 20 |
| (ii) 実用新案権 | 48 |
| (iii) 意匠権 | 50 |
| (iv) 商標権 | 62 |
| (3) まとめ | 82 |
| (i) 特許権 | 82 |
| (ii) 実用新案権 | 83 |
| (iii) 意匠権 | 83 |
| (iv) 商標権 | 83 |
| III. ヒアリング調査 | 85 |
| 1. 実施方法 | 85 |
| (1) 調査対象 | 85 |
| (2) 調査内容 | 85 |
| 2. 調査結果 | 88 |
| (1) 産業財産権の活用状況 | 88 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| （2）権利侵害対応について（権利者側からの立場） | 97 |
| （3）権利侵害対応について（他社権利に気を付ける側の立場） | 111 |
| 3. まとめ | 119 |
| IV. 総括 | 122 |
| 資料編 | |
| 資料I ヒアリング調査 | |
| 資料1 ヒアリング調査議事録 | 127 |

I. 調査の背景・目的

1. 背景

知的財産侵害の多様化・複雑化

デジタル技術をはじめとした技術の多様化等によって、知的財産権の侵害の形式・形態は多様化しており、イノベーションの源泉である発明を今後も適切に保護しつつ、技術進展と国際状況の変化に対応する知的財産制度を検討・構築することが喫緊の課題となっている。知的財産権関係民事事件の新受件数について、全国地裁第一審では約 500～600 件／年¹、全国高裁控訴審では約 100～150 件／年²で推移。そのうち、特許権訴訟は地方裁判所では約 150 件／年、高等裁判所では約 50 件／年で推移している³。平均審理期間について、民事事件（民事第一審訴訟事件）全体の平均が 9.2 月（令和 6 年度）であった一方で⁴、知的財産権関係民事事件（全国地裁第一審）は 15.4 月（令和 6 年度）⁵であり、より多くの時間を要している。審理期間の長期化の要因としては、複雑な技術の全体像把握や、多くの証拠提出が求められること等が挙げられており、現代の技術の多様化・複雑化等の状況を鑑みると、今後審理時間の更なる長期化が危惧される。

また、知的財産権は、その侵害にあたって占有侵奪を伴わない無体の財産であり、侵害が誘惑的かつ容易である一方、発見や防止は困難であるという特殊性がある。そのため、権利者と権利侵害者との間で“コストの非対称性”が生じており、権利侵害者にとって「侵害し得」な状況にもあると考えられる。

我が国における知的財産侵害の抑止に向けた取組

2019 年 5 月に成立した「特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 3 号）」により、損害賠償額算定方法（特許法第 102 条）が見直された。具体的には、①侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして損害賠償を請求可能できる、②ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる、以上 2 点が見直された。また、中立な技術専門家が

¹知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間（全国地裁第一審） 知的財産高等裁判所 <https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/2025/1-J/j-zenkokuchisai.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

²知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間（全国高裁控訴審） 知財高裁裁判所 <https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/2025/1-J/j-zenkokukousai.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

³令和 6 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 多様化する権利侵害を抑制する知財保護システムに関する調査研究 特許庁 1 頁 https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_10_zentai.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

⁴裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第 11 回）47 頁 裁判所 https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/11_houkoku_zentai.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 8 日]

⁵裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第 11 回）83 頁～84 頁 裁判所 https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/11_houkoku_zentai.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 8 日]

現地調査を行う制度（査証）（特許法第 105 条）が創設され、特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行うことができるようになった⁶。

また、2025 年 6 月に発表された「知的財産推進計画 2025」では、イノベーション拠点としての競争力強化・AI 等先端デジタル技術の利活用・グローバル市場の取り込みが掲げられ、国際的に求心力のある知財制度・システムの実現に向けて、権利を侵害された者が適切に救済され、侵害の抑止が図られるよう、紛争解決手段を不断に見直し、改善を検討することが不可欠であることが示されている⁷。また、2019 年法改正について裁判例分析等により効果検証を行い、侵害抑止に向けた更なる対応の必要性を検討し、その上で諸外国に存在する制度を参考にしつつ、知的財産の侵害を抑止するための適切な制度的手当のあり方を検討することが求められている⁸。これらの状況から、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（第 55 回）等にて、産業財産権侵害に対する抑止方法・手段に関する検討が進んでいる^{9,10}。

このような状況において、多様化・複雑化する知的財産権侵害の実態等の把握・分析を行うことは、我が国における知的財産権侵害の抑止の在り方を検討し、知的財産権の適切な保護及び利用がより一層促進される知財保護システムを構築していく上で必要不可欠である。知的財産権侵害の実態等の把握・分析を目的とした事業として、過去に調査研究が行われており、直近では令和 6 年度産業財産権制度問題調査研究「多様化する権利侵害を抑制する知財保護システムに関する調査研究」が行われている。しかし、当該調査研究は特許権のみを対象としており、更なる知見収集・分析が求められている。

⁶特許法等の一部を改正する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 3 号）1 頁 経済産業省

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/document/tokkyohoutou_kaiei_r010517/01.pdf

[最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

⁷知的財産推進計画 2025 ～IP トランスフォーメーション～ 44 頁 内閣府 知的財産戦略本部

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

⁸知的財産推進計画 2025 ～IP トランスフォーメーション～ 46 頁 内閣府 知的財産戦略本部

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf> [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

⁹特許制度に関する検討課題について 産業構造審議会知的財産分科会 第 53 回特許制度小委員会 令和 7 年 4 月 22 日 特許庁 33 頁～35 頁 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/53-shiryuu/01.pdf)

[kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/53-shiryuu/01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/53-shiryuu/01.pdf) [最終アクセス日：2026 年 3 月 8 日]

¹⁰特許制度に関する検討課題について 産業構造審議会知的財産分科会 第 55 回特許制度小委員会 令和 7 年 11 月 28 日 特許庁 9 頁～17 頁 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/55-shiryuu/01.pdf#page=12)

[kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/55-shiryuu/01.pdf#page=12](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/55-shiryuu/01.pdf#page=12) [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

2. 目的

上記を踏まえ、本調査研究では、産業財産権における損害賠償請求等の裁判実務及び権利の実効性の実態等の調査を行い、我が国における産業財産権侵害の救済の在り方を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。

II. 公開情報調査

1. 産業財産権侵害裁判実務の動向調査

(1) 実施方法

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）侵害訴訟における損害賠償額の算定に影響を与えた具体的事情等について、論文、調査研究・審議会等の報告書等を利用して情報を収集、整理した。具体的には、特許法第102条、実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条の規定内容、各産業財産権侵害訴訟における重要裁判例を調査し、近時の裁判実務の動向に関する詳細な知見の獲得を目指した。

(2) 調査結果

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）侵害訴訟において、裁判所が損害賠償額を算定する際に考慮する主要な要素について、近時（令和元年以降）の裁判例および学説に基づき整理・分析した。近年の傾向として、知財高裁大合議判決（「二酸化炭素含有粘性組成物」事件、「美容器」事件等）を経て、損害額算定の枠組みがより精緻化されている点が挙げられる。特に、従前曖昧に用いられることのあった「寄与率」の概念が、推定覆滅事由として構成されている点や、実施料の算定におけるいわゆる「侵害プレミアム」の定着が特筆すべき動向である。

以下、産業財産権別に損害賠償額に影響を与える具体的な要素を詳述する。

(i) 特許権

①特許法第102条第1項

特許法第102条第1項では、「特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる」と規定されている。これは、学説においても損害が売上げ減少の逸失利益であると理解されている¹¹。単位数量当たりの利益の額の意義について、これを限界利益の額の意（逸失利益を算定しようとする限り、賠償すべき金額は、侵害がなければ増加すると想定される特許権者等の代替製品の売上額から、それを達成するために増加すると想定される費用を控除した額）であると解する見解が一般的であった¹²。

¹¹前田健 「特許法102条の現代的解釈ーコト消費時代における知的財産権侵害の損害賠償ー」 パテント 76巻9号40頁（2023） <https://jpa-patent.info/patent/viewPdf/4262> [最終アクセス日：2026年3月1日]

¹²田村善之 「特許法102条各項の役割分担論と損害論定立の試み：続・知的財産権と損害賠償」 知的財産法政策学研究 60巻20頁（2021） https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/huscap/all/84864/60_01-Tamura.pdf [最終アクセス日：2026年3月1日]

近年、この単位数量当たりの利益の額の意義と販売阻害事由、実施能力及び部分実施の取扱いについて、近時の重要判決たる美容器事件大合議判決（知財高判令和2年2月28日）が、単位数量当たりの利益の額は権利者製品の売上高から製造販売に直接関連して追加的に必要な経費（変動費）を控除した限界利益の額であるとした上で、特許発明の特徴部分が製品の一部分にすぎない場合、当該特徴部分が権利者製品の利益の一部にしか貢献していない場合には、その貢献度（寄与度）にしたがって「単位数量当たりの利益」を減じるべきと示している。また、特許法第102条第1項ただし書所定の「特許権者が販売することができないとする事情」は、侵害行為と特許権者の製品の販売減少との相当因果関係を阻害する事情をいい、例えば、(1) 特許権者と侵害者の業務態様や価格等に相違が存在すること（市場の非同一性）、(2) 市場における競合品の存在、(3) 侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）、(4) 侵害品及び特許権者の製品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）に相違が存在することなどの事情がこれに該当し、上記の事情及び同事情に相当する数量の主張立証責任は、侵害者側にあると示された¹³。そして、同項所定の「実施の能力」は、潜在的な能力で足り、生産委託等の方法により、侵害品の販売数量に対応する数量の製品を供給することが可能な場合は実施の能力があるというべきであり、その主張立証責任は特許権者側にあると解された¹⁴。

また、近年、令和元年法改正により新設された同条第1項第2号（1号の算定で控除された特定数量等について、実施料相当額を加算して敗者復活を認める規定）における「許諾をし得たと認められない場合」について、近時の重要判決たる椅子式マッサージ機事件大合議判決（知財高判令和4年10月20日）にて議論された。特許法第102条第2項の推定覆滅部分に対する第3項の重畳適用の場面においてではあるものの、推定の覆滅事由を性質ごとに分類し、市場の非同一性を理由とする覆滅部分については原則として実施許諾をすることができたと認めて実施料相当額の付加を肯定する一方で、「特許発明が侵害品の部分のみに実施されていること（寄与度）」を理由とする覆滅部分については実施許諾をすることができたと認められないとして加算を否定すると示している。この大合議判決の判断基準は、第2項の損害の性質を第1項と同じく売上減少の逸失利益と捉えていると解されることから、基本的に第1項第2号の許諾し得たか否かの解釈にも妥当するものと理解されている¹⁵。

¹³前田健 「特許法102条の現代的解釈－コト消費時代における知的財産権侵害の損害賠償－」 パテント76巻9号41頁（2023）<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4262> [最終アクセス日：2026年3月1日]

¹⁴裁判所 判決要旨 知財高裁・令和2年2月28日・裁判所・平成31年（ね）第10003号
https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/31Ne10003_yousi.pdf [最終アクセス日：2026年3月1日]

¹⁵前田健 「特許法102条の現代的解釈－コト消費時代における知的財産権侵害の損害賠償－」 パテント76巻9号44頁（2023）<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4262> [最終アクセス日：2026年3月1日]

②特許法第 102 条第 2 項

特許法第 102 条第 2 項では、「特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。」と規定されている。この推定規定の存在により被告側において推定を覆滅する主張責任を負っている。

近年、被告が負う推定に対する覆滅の考慮要素について、近時の重要判決たる二酸化炭素含有粘性組成物事件大合議判決（知財高判令和元年 6 月 7 日）では、(1) 特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在すること（市場の非同一性）、(2) 市場における競合品の存在、(3) 侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）、(4) 侵害品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）などの事情が、推定覆滅の事情として考慮することができるものと解された¹⁶。また、特許発明が侵害品の部分のみに実施されている場合についても、特許発明が実施されている部分の侵害品中における位置付け、当該特許発明の顧客誘引力等の事情を総合考慮することについても示している。

さらに、同項による損害額の認定について、従来は特許発明の「寄与度（寄与率）」により損害額を減額する例も見られ、その位置付けや推定覆滅との関係が不明瞭とされていたが、上記判決は、かかる寄与度に関する事情も含めて推定覆滅事由として整理し、これらについて侵害者側が主張立証責任を負うべきことを明確化したものと評価されている¹⁷。

③特許法第 102 条第 3 項

特許法第 102 条第 3 項では、「特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる」と規定されている。これは、特許権侵害の際に特許権者が請求し得る最低限度の損害額を法定した規定である¹⁸。そして、相当実施料額の損害は、特許権者が、製品を何ら販売していない場合でも認められる。これは特許発明を実施していない特許権者であっても第三者に実施を許諾して、実施料を請求することができる以上、実施料の支払いを免れて

¹⁶田村善之「特許法 102 条 2 項における利益の意義・推定の覆滅と同条 3 項の相当実施料額の算定について：二酸化炭素含有粘性組成物事件 知財高裁大合議判決」知的財産法政策学研究 58 卷 58 頁（2021）

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/huscap/all/80923/58_02.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

¹⁷天野研司「102 条 2 項の利益額と推定覆滅事由〔二酸化炭素含有粘性組成物大合議〕」特許判例百選 [第 6 版] 147 頁

¹⁸田村善之「特許法 102 条 2 項における利益の意義・推定の覆滅と同条 3 項の相当実施料額の算定について：二酸化炭素含有粘性組成物事件 知財高裁大合議判決」知的財産法政策学研究 58 卷 40 頁（2021）

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/huscap/all/80923/58_02.pdf [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

いる侵害者に対して実施料相当額の請求は認められるべきと考えられるからであるとされている¹⁹。

近年、この「特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額（相当実施料額）」の算定方法と、通常のライセンス料より高額な実施料を認める「侵害プレミアム」の考慮について、近時の重要判決たる二酸化炭素含有粘性組成物事件大合議判決（知財高判令和元年6月7日）が、特許発明の実施許諾契約においては、特許の無効や非侵害のリスク、様々な契約上の制約を考慮して事前に実施料率が決定されるのに対し、侵害訴訟という事後的な段階では侵害者はそのような制約を負わないため、「特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、実施に対し受けるべき料率は、むしろ、通常の実施料率に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである」と示している。そして同判決は事後的に見て相当な実施料率を定めるに当たり、〔1〕当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、

〔2〕当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、〔3〕当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、〔4〕特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきとしている²⁰。

（ii）実用新案権

実用新案法第29条の条文構造は特許法第102条と同一である。本調査では、いずれの条文においても過去の判決、学説からは実用新案権特有で損害賠償額に影響を与える要素は明らかにされなかったことから、下記では各項で規定されている内容を簡単に記載する。

①実用新案法第29条第1項

実用新案法第29条第1項では「実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。」と規定している。

②実用新案法第29条第2項

¹⁹中山一郎「特許法102条3項の損害算定における侵害プレミアム」知的財産法政策学研究61巻3頁（2021）
<https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2021/10/0cf1257554523bf0fe9dc13995b4b99a.pdf> [最終アクセス日：2026年3月1日]

²⁰田村善之「特許法102条2項における利益の意義・推定の覆滅と同条3項の相当実施料額の算定について：二酸化炭素含有粘性組成物事件 知財高裁大合議判決」知的財産法政策学研究58巻41頁（2021）
https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/huscap/all/80923/58_02.pdf [最終アクセス日：2026年3月1日]

実用新案法第 29 条第 2 項では「実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。」と規定している。

③実用新案法第 29 条第 3 項

実用新案法第 29 条第 3 項では「実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる」と規定している。

(iii) 意匠権

商標法同様に意匠法第 39 条の条文構造は特許法第 102 条と基本的に同一である。

①意匠法第 39 条第 1 項

意匠法第 39 条第 1 項において「意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする」と規定されている。

そして、登録意匠が権利者又は侵害者製品の一部のみに係る場合（部分意匠など）の寄与率（減額割合）の算定手法について、「初期の裁判例には、本件登録意匠が部分意匠の場合、登録に係る部分が製品中に占める表面積等の割合で減額を認めていたと読めるものがある²¹」が、近時は、大阪地判令和元年 11 月 14 日（丸善事件・平成 29 年（ワ）2439 号）が『被告意匠は、被告製品において、需要者の注意を引き、美感に訴えるという点で、最も重要な位置を占めているというべきであり、被告意匠としての面積比が製品全体に対して約 50%であるからといって、寄与度を 50%とし、50%の推定覆滅を認めるべきことにはならない。』と判示したことが特許法における大合議判決（二酸化炭素含有粘性組成物事件）の説示（特許発明の顧客誘引力等を総合的に考慮して決する立場）とも整合

²¹藤本一「意匠権侵害訴訟及びその損害額の算定の概況」パテント 76 巻 3 号 49 頁（2023）<https://jpa-patent.info/patent/viewPdf/4153> [最終アクセス日：2026 年 3 月 1 日]

的である²²とした上で、今後の意匠権侵害訴訟の損害算定においては、「表面積や原価に占める割合等で画一的に減額が認められるのではなく、当該部分等が需要者の購買動機に貢献していたか否か等を総合考慮される」²³とした考え方もある。

②意匠法第39条第2項

意匠法第39条第2項では、「意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する」と規定されている。

そして登録意匠が権利者又は侵害者製品の一部のみに係る場合（部分意匠など）の寄与率（減額割合）の算定手法は、上記1項と同様である。

さらに同項の3項との併用について2項及び3項の併用を肯定した裁判例として大阪地判令和2年5月28日（平成30年（ワ）6029号）がある。一方で、大阪地判令和3年9月16日（令和元年（ワ）9113号）[情報通信ユニット]は、特許法第102条第2項及び3項の併用について、「本件において同条第2項に基づく損害額の推定を覆滅すべき事情として考慮すべきものは競合製品の存在のみであるところ、被告による各被告製品の販売実績等と直接の関わりを有しないこのような事情に基づく覆滅部分に関しては、同条第3項適用の基礎を欠く」²⁴として否定し、このことから同項の考え方については今後の裁判例を注視する必要があるとされている。

③意匠法第39条第3項

意匠法第39条第3項では、「意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる」と規定されている。これは、特許法第102条第3項同様に実施相当料について定めた規定である。

近年、この実施料相当額の算定における「侵害プレミアム」の考慮について事後的な実施料を通常の相場より高額に見積もる考え方について、いわゆる侵害プレミアムを明示的に認めた判決として大阪地判令和2年5月28日（平成30年（ワ）6029号）があった。そして大阪地判令和4年2月10日（令和元年（ワ）10829号：頭部マッサージ具・指マッサージ器）にも同様の説示が見られると指摘している。その上で、大阪地判令和2年5月28日（平成30年（ワ）6029号）における実施料相当額の算定について、「減額後の

²² 藤本一「意匠権侵害訴訟及びその損害額の算定の概況」パテント76巻3号49頁（2023）<https://jpaapatent.info/patent/viewPdf/4153> [最終アクセス日：2026年3月1日]

²³ 藤本一「意匠権侵害訴訟及びその損害額の算定の概況」パテント76巻3号49頁（2023）<https://jpaapatent.info/patent/viewPdf/4153> [最終アクセス日：2026年3月1日]

²⁴ 藤本一「意匠権侵害訴訟及びその損害額の算定の概況」パテント76巻3号50頁（2023）<https://jpaapatent.info/patent/viewPdf/4153> [最終アクセス日：2026年3月1日]

実施料率が相場の2倍弱程度と見受けられ、いわゆる2倍説が意匠権の実施料相当額算定でも妥当しているとも読めようか」としていることから²⁵、意匠権の算定実務においても、事前の実施料の2倍を事後的な相当実施料の基準とする考え方が見受けられる。

(iv) 商標権

商標権侵害の損害額算定について定める商標法第38条の条文構造は上記の特許法第102条と基本的に同一となる。

①商標法第38条第1項

同項は「商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除する」と規定されている。2023年8月時点で公表済みの裁判例において、商標法第38条第1項に関する判断事例は平成30年以前の時期に限られており、令和元年法改正後の商標法第38条第1項に関する近時の判決事例は確認されず、その傾向は不明とされている²⁶。また、法改正施行後の商標法第38条第1項第2号の他、令和元年法改正前の第1項と第3項の併用に関する判断事例も見当たらない²⁷とされている。

②商標法第38条第2項

同項は「商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する」と規定されている。これは、あくまで推定にとどまるため、侵害者としては推定を覆滅する事情を主張立証することが可能であり、実際、裁判例でも数多く侵害者から推定覆滅事由が主張立証されている²⁸。

²⁵藤本一「意匠権侵害訴訟及びその損害額の算定の概況」パテント76巻3号48頁(2023) <https://jpa-patent.info/patent/viewPdf/4153> [最終アクセス日: 2026年3月1日]

²⁶金子敏哉「商標法38条1項1号・2項による損害額の算定と商標権の保護法益—近時(平成24年以降)の裁判例の分析を中心に—」特許研究 PATENT STUDIES 76巻16頁、23頁~24頁(2023) <https://www.inpit.go.jp/content/100878645.pdf> [最終アクセス日: 2026年3月1日]

²⁷金子敏哉「商標法38条1項1号・2項による損害額の算定と商標権の保護法益—近時(平成24年以降)の裁判例の分析を中心に—」特許研究 PATENT STUDIES 76巻24頁(2023) <https://www.inpit.go.jp/content/100878645.pdf> [最終アクセス日: 2026年3月1日]

²⁸松田さとみ「商標法38条2項の推定覆滅事由の分析」知財ぷりずむ15巻180号39頁(2017) https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents17/201709/201709_5.pdf [最終アクセス日: 2026年3月1日]

第2項の損害額の算定における方法について、平成24～28年（2012～2016年）では明示的に推定の覆滅としての判断がされた判決は限定的であったのに対し、寄与度減額が認められた判決は一定数あると確認された²⁹。他方で、平成29年（2017年）以降の判決ではその多くが推定の覆滅に関する判断であったことから寄与度減額から推定覆滅への判断枠組みの移行がなされており、判断枠組みの移行については特許法102条に係る二酸化炭素含有粘性組成物事件大合議判決（知財高判令和元年6月7日）の影響も大きいものと考えられている。推定覆滅の要素として、具体的には、登録商標が商品デザインの主要な構成要素となっていた事案であるX（エックス）事件控訴審判決（知財高判令和3年4月21日）やバーキン形状・ケリー形状事件判決（東京地判令和5年3月9日）等をもとに、商標権は商品又は役務の出所である事業者の営業上の信用等と結びつくことによってじめて一定の価値が生ずるという性質を有すると指摘されており、また、商品の性質上、価格や商標以外のデザイン・機能等の購買動機の形成にも影響を及ぼしうることから、これらの事情も覆滅事情として考慮されうると示されている³⁰。

さらに、同項に関する算定において、近年の判決では覆滅率が0%（覆滅・寄与度減額なし）～20%の低値、もしくは、80%以上の高値に二分されている状況にあることが指摘されており、商標権は、「商標が使用されていることそれ自体の需要を直接的に保護対象とするものではなく、商標を通じた出所に関する情報伝達の経路を保護するものであるために、多くの需要者が出所等を正しく認識している可能性が高い事案では覆滅率がかなり高くなり、他方、現実の混同の可能性が高いような事案では覆滅が認められないか低くなっている」³¹とし特許権との特異性が認められると考えられている。

③商標法第38条第3項

同項は「商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を自己が受けた損害額として賠償請求できる」と規定されている。同項は商標権侵害行為の際に商標権者が請求し得る最低限度の損害額を法定した規定である³²。そして、同項所定の「その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」については、「平成10年改正において同項の「通常」の文言が削除された経緯に照らせば、同項に基づく損害の算定に当たっては、必ずしも使用許諾契約における使用料率に基づかなければ

²⁹金子敏哉「商標法38条1項1号・2項による損害額の算定と商標権の保護法益—近時（平成24年以降）の裁判例の分析を中心に—」特許研究 PATENT STUDIES 76巻31頁（2023）<https://www.inpit.go.jp/content/100878645.pdf> [最終アクセス日：2026年3月1日]

³⁰金子敏哉「商標法38条1項1号・2項による損害額の算定と商標権の保護法益—近時（平成24年以降）の裁判例の分析を中心に—」特許研究 PATENT STUDIES 76巻32頁（2023）<https://www.inpit.go.jp/content/100878645.pdf> [最終アクセス日：2026年3月1日]

³¹金子敏哉「商標法38条1項1号・2項による損害額の算定と商標権の保護法益—近時（平成24年以降）の裁判例の分析を中心に—」特許研究 PATENT STUDIES 76巻37頁（2023）<https://www.inpit.go.jp/content/100878645.pdf> [最終アクセス日：2026年3月1日]

³²高部真規子『実務詳説商標関係訴訟【第2版】』142頁（金融財政事情研究会、2023年）

ばならない必然性はなく、通常の使用料率に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである（大阪地判令和3年4月26日（平成31年（ワ）第784号）〔たこ焼き工房事件〕等）³³とされる。また、同項における具体的な考慮事情として、「①当該商標の一切の使用許諾契約における使用料率や、それが明らかでない場合には業界における使用料の相場等も考慮に入れつつ、②当該商標自体の価値、③当該商標を当該商品ないし役務に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害態様、④商標権者と侵害者との競業関係や商標権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合的に考慮して、合理的な使用料率定めるべきである」との考え方が示されている³⁴。

（3） まとめ

近時の産業財産権侵害裁判実務では、特許権を中心に損害額算定の判断の枠組みの整理が進み、推定覆滅の考慮要素と相当実施料の算定においていわゆる「侵害プレミアム」の考え方が定着されつつあることが明らかになった。また、商標権侵害では商標の機能に即した独自の覆滅に関する考慮が働きうること、意匠権侵害では需要者の購買動機への寄与を重視すること等の考え方が確認された。実用新案権については、少なくとも近時の公表裁判例・学説上、特有の損害額算定要素は明確には確認されなかった。

³³高部真規子『実務詳説商標関係訴訟【第2版】』143~144頁（金融財政事情研究会、2023年）

³⁴高部真規子『実務詳説商標関係訴訟【第2版】』144頁（金融財政事情研究会、2023年）

2. 産業財産権侵害裁判実務の実態調査

(1) 実施方法

産業財産権侵害が認められ、かつ、産業財産権四法における損害の額の推定等の規定（特許法第102条、実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条）により損害額の算定が行われた判決を主な対象とし、裁判実務の実態調査を実施した。実態調査にあたっては、各産業財産権に関して、原則として表 II-1～表 II-4 に示す検索条件、調査項目に基づいて調査を実施した。

なお、調査項目の覆滅事由及び相当実施料率の考慮要素については、二酸化炭素含有粘性組成物事件大合議判決（知財高判令和元年6月7日）で示された要素に基づいて、各裁判例の認定事項を分類した。

また、寄与度（寄与率）を理由とする損害額の減額が行われた裁判例については、寄与度による減額率を覆滅率に換算するとともに³⁵、寄与度の算定において考慮された要素を踏まえて覆滅事由に分類することにより、調査・分析を行った。

表 II-1 本調査における情報源・調査条件・調査項目（特許権）

| 調査方法 | 内容 |
|------|--|
| 情報源 | 原則として、裁判所ウェブサイト上の裁判例検索システム ³⁶ を用いて事例を調査した。 |
| 調査条件 | 以下条件を原則として設定した。 <ul style="list-style-type: none"> 判決日が2013年1月～2024年12月（直近12年間分）であった事例 特許権侵害が認められた事例 特許法における損害の額の推定等の規定（特許法第102条第1項、同条第2項、同条第3項）等により損害額の算定が行われた事例 |
| 調査項目 | <u>基礎情報</u> <ul style="list-style-type: none"> 事件番号 判決日 裁判所 権利者 権利者の属性（大企業、中小企業、個人等） |

³⁵ 例えば、寄与度（寄与率）が30%と認定され損害額から70%減額された事例については、覆滅率が70%認定されたものとした。

³⁶ 裁判例検索システム 裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/hanrei/search7/index.html> [最終アクセス日：2026年3月10日]

| 調査方法 | 内容 |
|------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 被疑侵害者 • 被疑侵害者の属性（大企業、中小企業、個人等） • 事例の対象権利 • 登録番号 • 国際特許分類 • 技術分野 <p><u>原告・控訴人主張事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 侵害に対する請求額（特許法第 102 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、その他（不当利益等）） • 根拠条文 • 主張損害額の合計 <p><u>裁判所認定事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 侵害に対する損害の認定額（特許法第 102 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、その他（不当利益等）） • 認定における根拠条文 • 被告が覆滅を主張したか否か • 覆滅率（特許法第 102 条第 1 項、同条第 2 項） • 覆滅事由（特許法第 102 条第 1 項、同条第 2 項） <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場の非同一性 (2) 市場における競合品の存在 (3) 侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告） (4) 侵害品および特許権者の製品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）に相違が存在すること (5) 本件発明は被告製品の一部のみ使用されていること • 相当実施料率 • 考慮要素 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本件発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等 (2) 本件発明自体の価値すなわち本件発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性 (3) 本件発明を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様 (4) 特許権者である原告と侵害者である被告との競業関係や |

| 調査方法 | 内容 |
|------|--|
| | <p>特許権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情</p> <ul style="list-style-type: none"> • 弁護士費用・割合 • 認定損害賠償額の合計 |

表 II-2 本調査における情報源・調査条件・調査項目（実用新案権）

| 調査方法 | 内容 |
|------|--|
| 情報源 | 原則として、裁判所ウェブサイト上の裁判例検索システム ³⁶ を用いて事例を調査した。 |
| 調査条件 | <p>以下条件を原則として設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 判決日が2005年1月～2024年12月（直近20年間分）であった事例 • 実用新案権侵害が認められた事例 • 実用新案法における損害の額の推定等の規定（実用新案法第29条第1項、同条第2項、同条第3項）等により損害額の算定が行われた事例 |
| 調査項目 | <p><u>基礎情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 事件番号 • 判決日 • 裁判所 • 権利者 • 権利者の属性（大企業、中小企業、個人等） • 被疑侵害者 • 被疑侵害者の属性（大企業、中小企業、個人等） <p><u>原告・控訴人主張事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 侵害に対する請求額（実用新案法第29条第1項、同条第2項、同条第3項、その他（不当利益等）） • 根拠条文 • 主張損害額の合計 <p><u>裁判所認定事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 侵害に対する損害の認定額（実用新案法第29条第1項、同条第2項、同条第3項、その他（不当利益等）） • 認定における根拠条文 • 被告が覆滅を主張したか否か |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 覆滅率（実用新案法第 29 条第 1 項、同条第 2 項） • 覆滅事由（実用新案法第 29 条第 1 項、同条第 2 項） <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場の非同一性 (2) 市場における競合品の存在 (3) 侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告） (4) 侵害品及び権利者の製品の性能（機能，デザイン等本件考案以外の特徴）に相違が存在すること (5) 本件考案は被告製品の一部のみ使用されていること • 相当実施料率 • 考慮要素 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本件考案の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等 (2) 本件考案自体の価値すなわち本件考案の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性 (3) 本件考案を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様 (4) 権利者である原告と侵害者である被告との競業関係や権利者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情 • 弁護士費用・割合 • 認定損害賠償額の合計 |
|--|---|

表 II-3 本調査における情報源・調査条件・調査項目（意匠権）

| 調査方法 | 内容 |
|------|---|
| 情報源 | 原則として、裁判所ウェブサイト上の裁判例検索システム ³⁶ を用いて事例を調査した。 |
| 調査条件 | <p>以下条件を原則として設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 判決日が 2005 年 1 月～2024 年 12 月（直近 20 年間分）であった事例 • 意匠権侵害が認められた事例 • 意匠法における損害の額の推定等の規定（意匠法第 39 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項）等により損害額の算定が行われた事例 |
| 調査項目 | <p><u>基礎情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 事件番号 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 判決日 • 裁判所 • 権利者 • 権利者の属性（大企業、中小企業、個人等） • 被疑侵害者 • 被疑侵害者の属性（大企業、中小企業、個人等） <p><u>原告・控訴人主張事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 侵害に対する請求額（意匠法第 39 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、その他（不当利益等）） • 根拠条文 • 主張損害額の合計 <p><u>裁判所認定事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 侵害に対する損害の認定額（意匠法第 39 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、その他（不当利益等）） • 認定における根拠条文 • 被告が覆滅を主張したか否か • 覆滅率（意匠法第 39 条第 1 項、同条第 2 項） • 覆滅事由（意匠法第 39 条第 1 項、同条第 3 項） <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場の非同一性 (2) 市場における競合品の存在 (3) 侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告） (4) 侵害品及び意匠権者の製品の性能（機能など意匠以外の特徴）に相違が存在すること (5) 上記（1）～（4）に当てはまらないもの • 相当実施料率 • 考慮要素 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本件意匠の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等 (2) 本件意匠自体の価値すなわち本件意匠の内容や重要性、他のものによる代替可能性 (3) 本件意匠を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様 (4) 意匠権者である原告と侵害者である被告との競業関係や意匠権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情 |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>(5) 上記 (1) ～ (4) に当てはまらないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> • 弁護士費用・割合 • 認定損害賠償額の合計 |
|--|---|

表 II-4 本調査における情報源・調査条件・調査項目（商標権）

| 調査方法 | 内容 |
|------|--|
| 情報源 | 原則として、裁判所ウェブサイト上の裁判例検索システム ³⁶ を用いて事例を調査した。 |
| 調査条件 | <p>以下条件を原則として設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 判決日が 2013 年 1 月～2024 年 12 月（直近 12 年間分）であった事例 • 商標権侵害が認められた事例 • 商標法における損害の額の推定等の規定（商標法第 38 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項）等により損害額の算定が行われた事例 |
| 調査項目 | <p><u>基礎情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 事件番号 • 判決日 • 裁判所 • 権利者 • 権利者の属性（大企業、中小企業、個人等） • 被疑侵害者 • 被疑侵害者の属性（大企業、中小企業、個人等） • 登録番号 <p><u>原告・控訴人主張事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 侵害に対する請求額（商標法第 38 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、その他（不当利益等）） • 根拠条文 • 主張損害額の合計 <p><u>裁判所認定事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 侵害に対する損害の認定額（商標法第 38 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、その他（不当利益等）） • 認定における根拠条文 • 被告が覆滅を主張したか否か |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">• 覆滅率（商標法第 38 条第 1 項、同条第 2 項）• 覆滅事由（商標法第 38 条第 1 項、同条第 2 項）<ul style="list-style-type: none">(1) 市場の非同一性(2) 市場における競合品・競合サービスの存在(3) 侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）(4) 侵害品・侵害サービス及び商標権者の製品・サービスの性能（機能、デザイン、サービス内容等商標以外の特徴）に相違が存在すること(5) 上記（1）～（4）に当てはまらないもの• 相当実施料率• 考慮要素<ul style="list-style-type: none">(1) 本件商標の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等(2) 本件商標自体の価値すなわち本件商標の内容や重要性、他のものによる代替可能性(3) 本件商標を被告製品・サービスに用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様(4) 商標権者である原告と侵害者である被告との競業関係や商標権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情(5) 上記（1）～（4）に当てはまらないもの• 弁護士費用・割合• 認定損害賠償額の合計 |
|--|---|

(2) 調査結果

(i) 特許権

①基礎情報

上述した調査条件に基づく調査の結果、合計 201 件の裁判例が対象となり、特許権侵害が認められている事例の当事者属性別の傾向は図 II-1 の通り。特許権侵害が認められた事例は、中小企業同士の事例が最も多く（73 件）、次いで、大企業同士（43 件）、権利者が大企業で被疑侵害者が中小企業（43 件）、権利者が中小企業で被疑侵害者が大企業（18 件）の順で確認された。また、特許法第 102 条第 1 項、第 2 項、第 3 項がそれぞれ根拠条文となった事例数は図 II-2 の通り。大企業、中小企業ともに、特許法第 102 条第 2 項に基づく認定が最も数が多く、次いで特許法第 102 条第 3 項、特許法第 102 条第 1 項の結果となった。

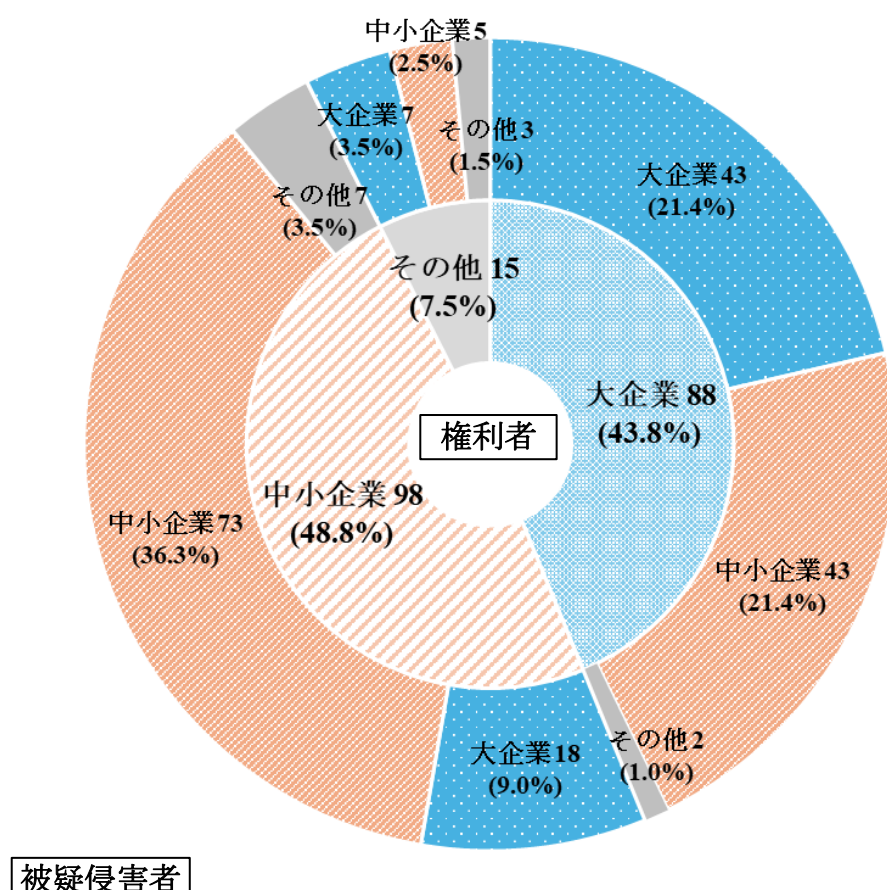


図 II-1 当事者属性別の特許権事例件数（内円：権利者、外円：被疑侵害者）

※1 当事者が複数存在する場合、判決文の原告（被告）の冒頭に記載されている者の属性に合わせて分類した。

※2 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

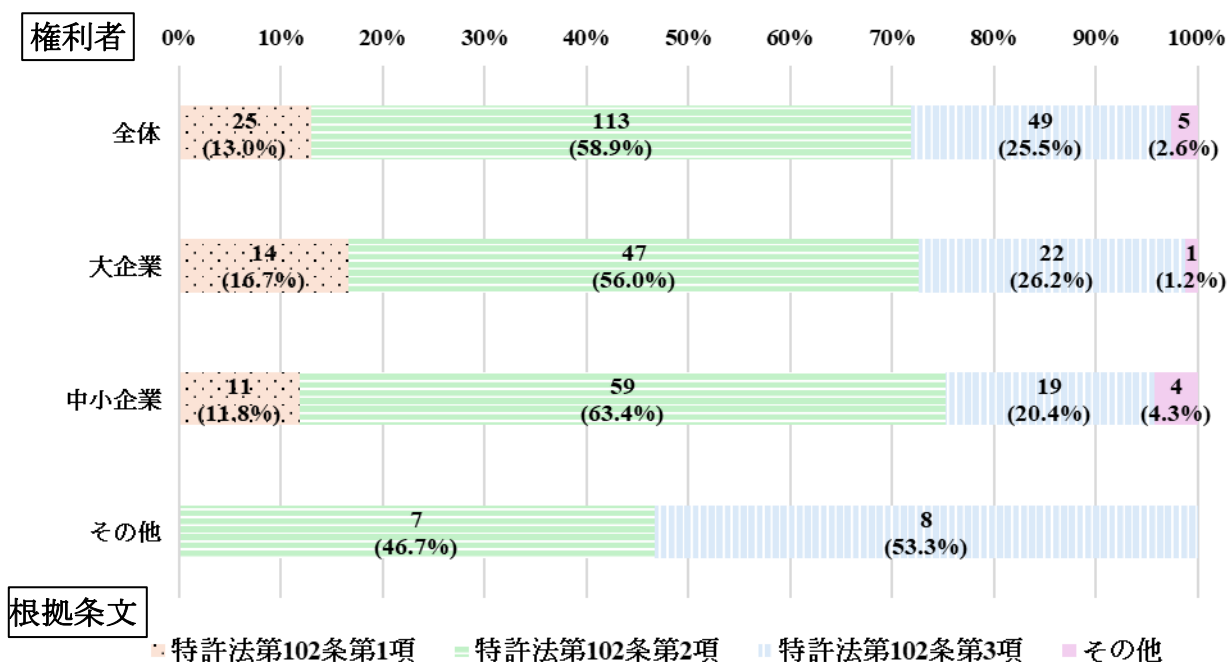


図 II-2 権利者属性別の特許権根拠条文

※¹ 根拠条文について、「特許法第102条第1項」、「特許法第102条第2項」、「特許法第102条第3項」、「その他（民法第703条（不当利得）等）」の4種で分類した。

※² 各項に基づく損害認定額を比較し、最も金額が大きい条項を主たる根拠条文として分類した。ただし、対象となる条項の適用が判決文上明記されていることを要件とした。

※³ 各項に基づく認定額が不明な事例については、判決文上の適用条文の記載内容に基づき判定した。

※⁴ 複数の区分で認定額の最大値が同額となる場合や、記載内容から適用条文を一つに絞り込めない場合（複数条文の並記など）については、分類対象外として扱った。

※⁵ 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

特許権侵害が認められた事例での令和元年法改正施行前後の損害賠償請求額と認定額の傾向、権利者の当事者属性別請求額と認定額の傾向、代理人費用認定額の損害賠償額に対する割合については、図 II-3～図 II-7 の通り。令和元年法改正施行前後における損害賠償の請求額及び認定額について、10億円以上の損害賠償額が請求される事例の割合の増加及び1億円以上の損害賠償額が認定される事例の割合の増加が見られた。また、権利者が大企業である事例の場合、中小企業と比較して、10億円以上の損害賠償額を請求する割合が大きく、1億円以上の損害賠償額が認定される割合が大きい結果となった。代理人費用認定額の損害賠償額に対する割合については、損害賠償額が低いほど、代理人費用認

定額の割合が大きい結果となった。また、損害賠償額が100万円未満の場合を除き、多くのケースにおいて、代理人費用認定額の損害賠償額に対する割合は11%未満であった。

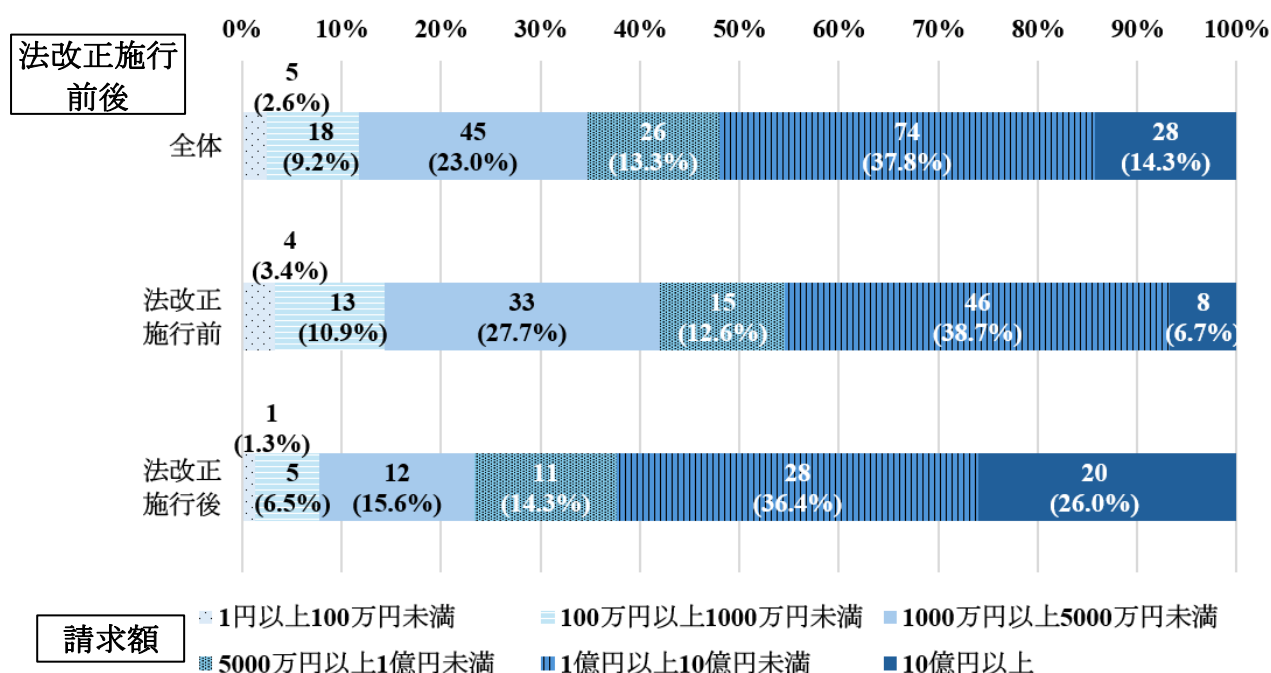


図 II-3 特許権侵害事例における令和元年法改正施行前後の請求額

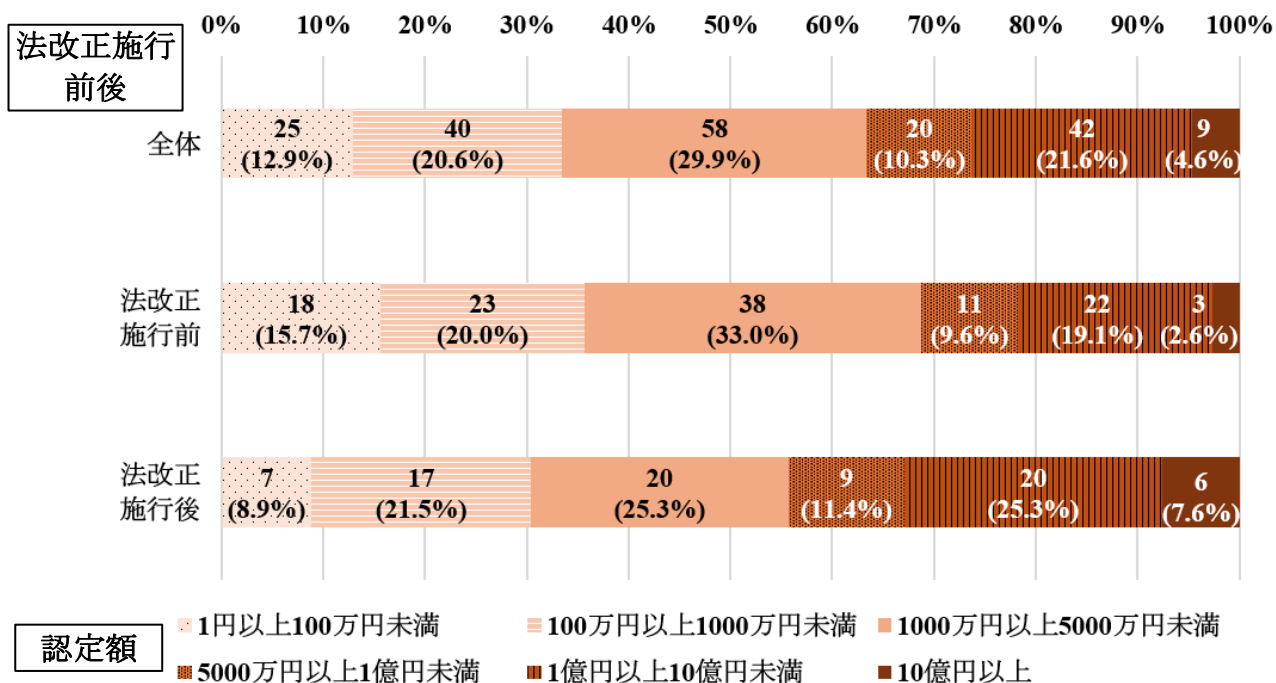


図 II-4 特許権侵害事例における令和元年法改正施行前後の認定額

*1 判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2 主張損害額の合計、認定損害額の合計が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

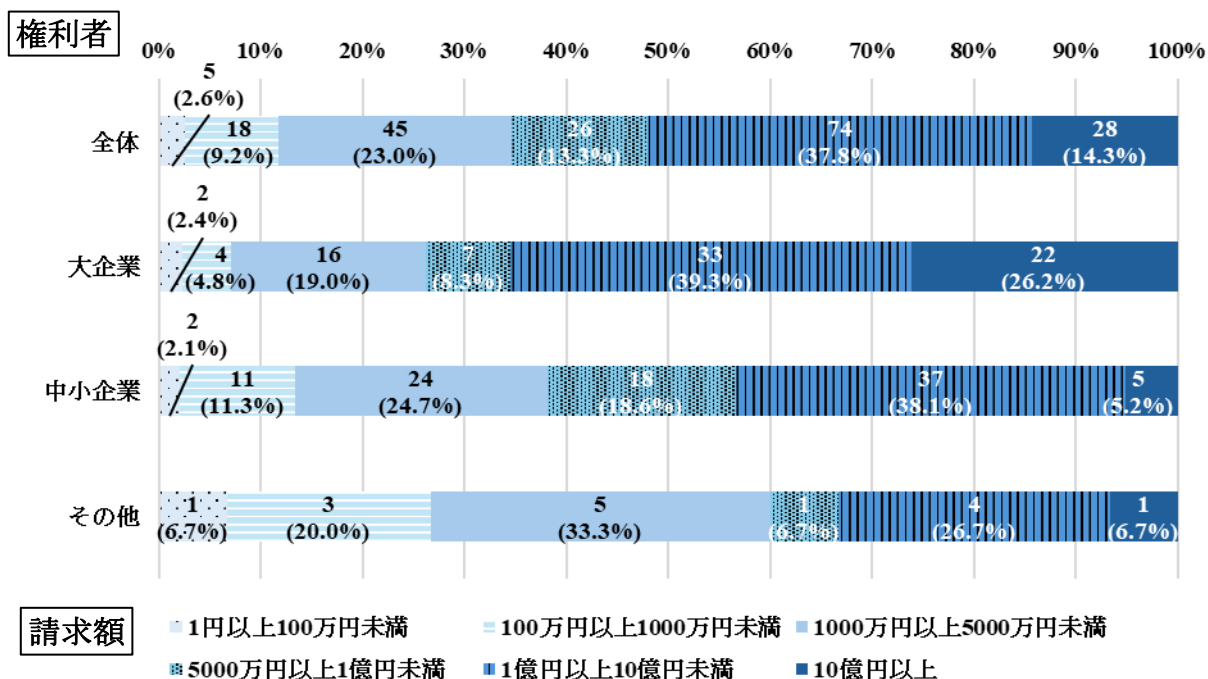


図 II-5 特許権侵害事例における権利者属性別の請求額

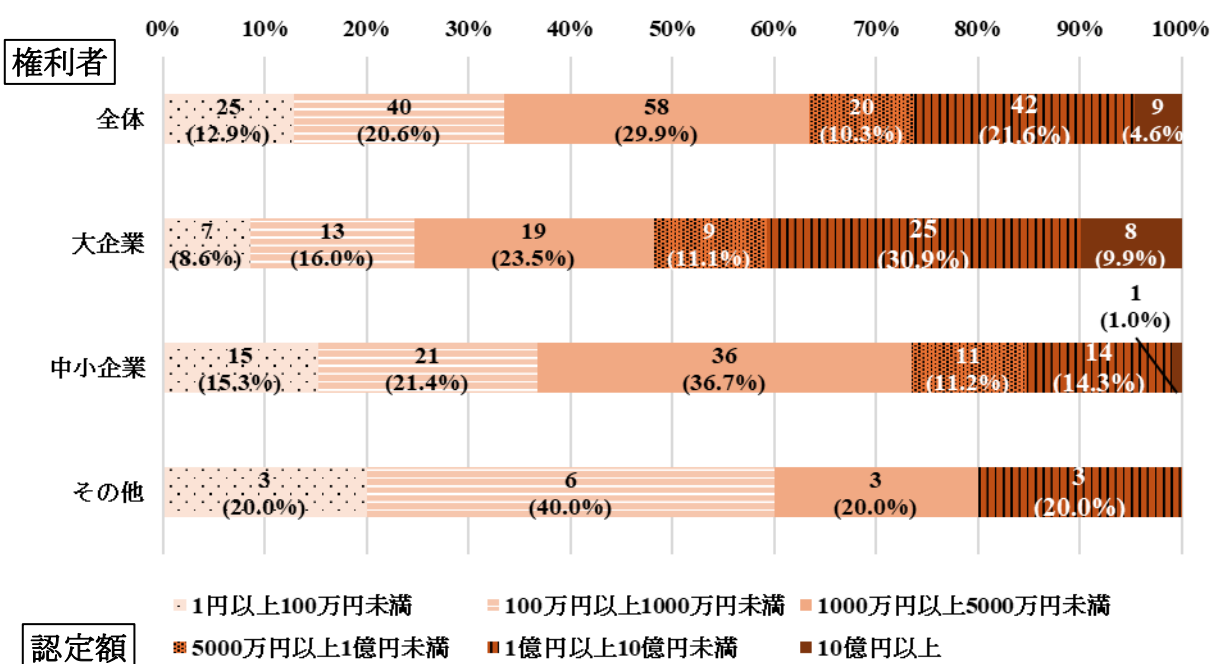


図 II-6 特許権侵害事例における権利者属性別の認定額

※1 主張損害額の合計、認定損害額の合計が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

※2 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

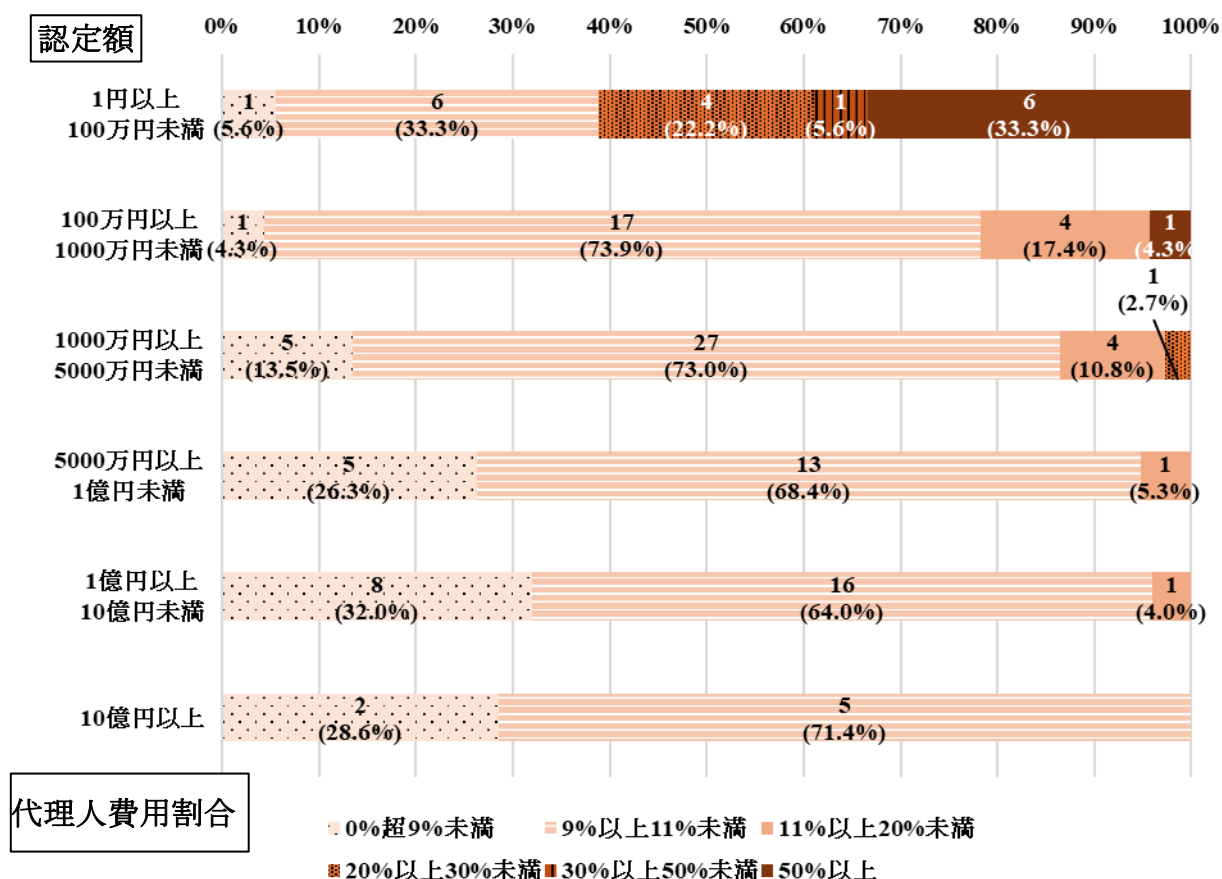


図 II-7 特許権侵害事例における認定額別の認定額に対する代理人費用割合

※1 判決文中で弁護士費用の割合が明記されている場合はその値を、弁護士費用の割合が明記されておらず「弁護士費用」、「認定損害額の合計」が明記されている場合は「(弁護士費用) / (認定損害額)」で算出した値を代理人費用割合とした。

※2 代理人費用割合が不明であった事例は分析対象外として扱った。

対象権利の技術分野について、事例の対象権利を国際特許分類に基づく5つの技術分野³⁷に分け、その割合を示した結果は図 II-8 の通り。権利者が大企業である場合は「I：電気

³⁷ 特許行政年次報告書 2025 年版 146 頁 特許庁

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/020224.pdf#page=10> [最終アクセス日：2026年3月4日]

工学」の分野が最も多い一方で、権利者が中小企業の場合は「Ⅲ：化学」、「Ⅴ：その他」が最も多い結果となった。加えて、大企業・中小企業ともに「Ⅱ：機器」の事例が少ない結果となった。

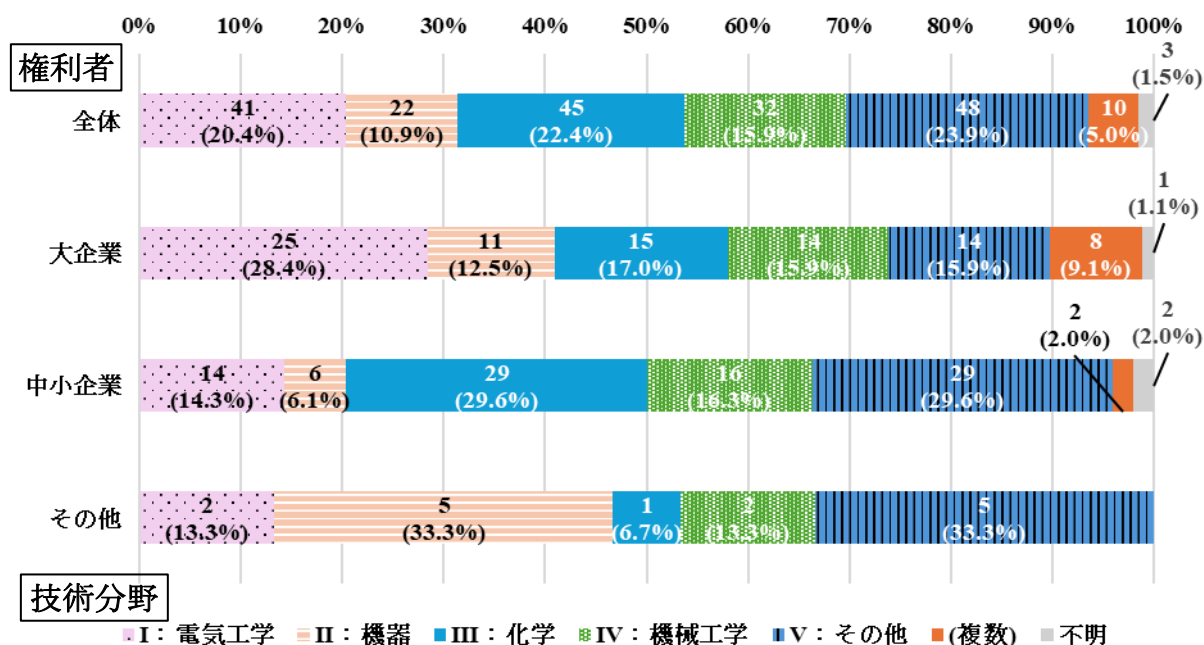


図 II-8 権利者属性別の各技術分野の特許を扱う事例件数

※1 「特許行政年次報告書 2025 年版 第 2 部第 2 章 24. (付表) 分野別対応 FI 表」に基づき電気工学、機器、化学、機械工学、その他の 5 つの技術分野に分類した。

※2 複数の特許についての訴訟において複数の技術分野の特許が対象となっている場合、(複数) とした。

※3 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

②特許法第 102 条第 1 項

特許法第 102 条第 1 項に基づく請求額、認定金額の年別推移は図 II-9、図 II-10 の通り。請求額は近年になるにつれ 10 億円を超える事例が増加している一方で、認定額は令和 6 年に 10 億円を超える事例が 1 件あるものの、全体として増減の傾向は大きく変わらない結果となった。また、令和元年法改正施行前後で比較した結果は図 II-11、図 II-12 の通り。令和元年法改正施行後は法改正施行前と比較して、件数は少ないものの、請求額については 10 億円以上を請求する事例の割合が増加し、認定額については 5000 万円以上の損害賠償額を認定する事例の割合がやや増加した。

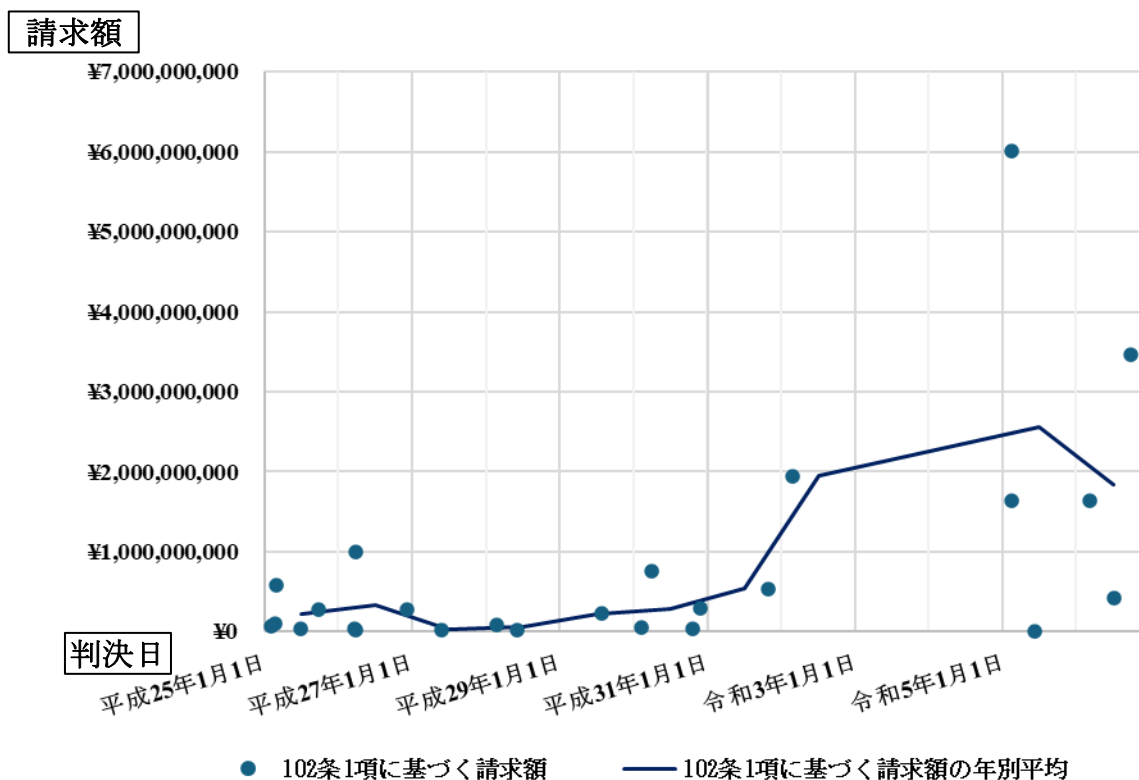


図 II-9 特許法第 102 条第 1 項に基づく請求額の推移

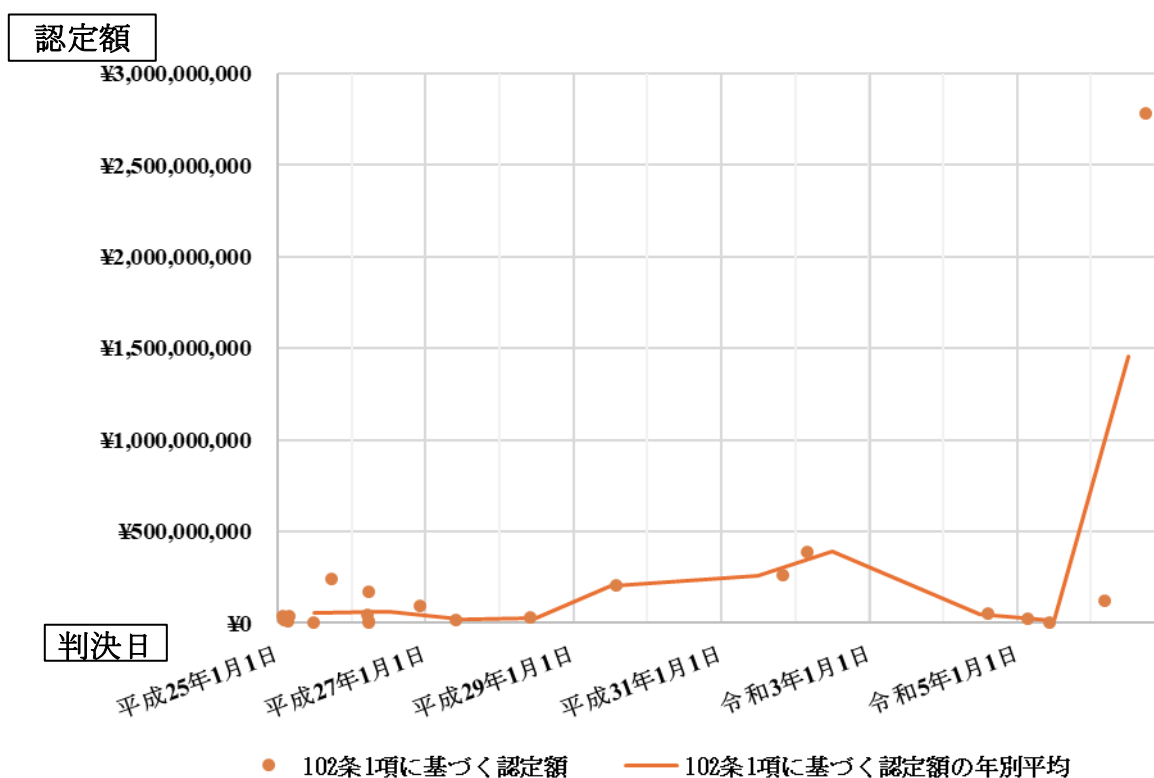


図 II-10 特許法第 102 条第 1 項に基づく認定額の推移

*特許法第 102 条第 1 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

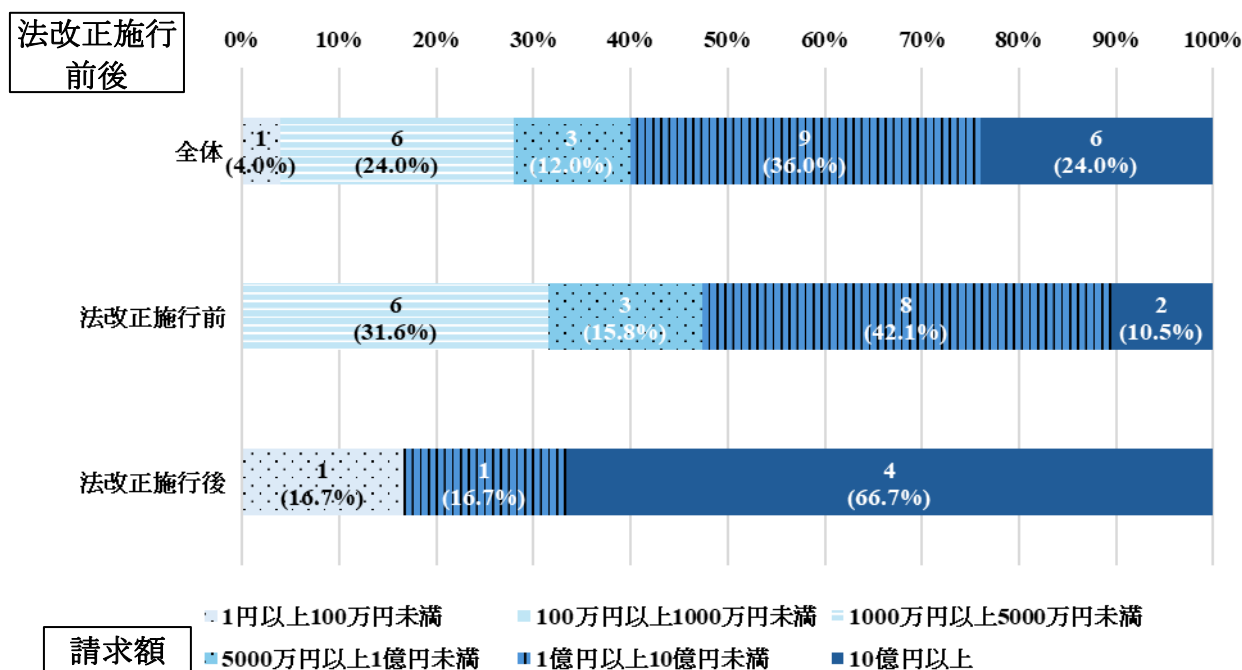


図 II-11 令和元年法改正施行前後の特許法第 102 条第 1 項に基づく請求額

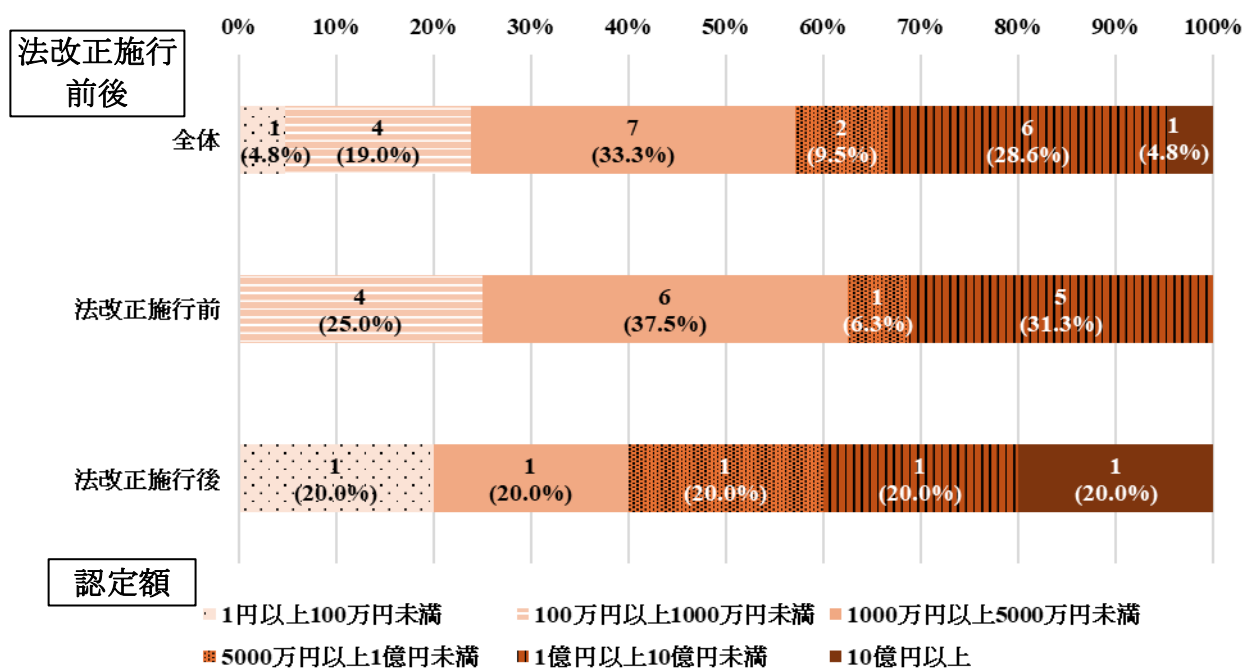


図 II-12 令和元年法改正施行前後の特許法第 102 条第 1 項に基づく認定額

※1 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2 「特許法第 102 条第 1 項に基づく請求額」、「特許法第 102 条第 1 項に基づく認定額」が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から特許法 102 条第 1 項の覆滅率が把握できる事例の件数は 26 件であった。覆滅率の時期別の傾向について、散布図、年別平均値を示した結果はそれぞれ図 II-13、図 II-14 の通り。全体的に 0~20%と 50~100%に分布しているところ、令和元年法改正施行後は 0%である事例が減少し、主に 10~20%と 70~100%に分布している。なお、覆滅率の年別平均値は、令和 2 年や令和 4 年に高い値を示しているものの、これらの年は判決が 1 件のみであるため、単純に年別平均値が増加傾向にあるとまでは言い切れない。また、令和元年法改正施行前後の覆滅率の割合については、大きな差は見られない。(図 II-15)。さらに、当事者属性別の覆滅率の割合については、権利者が大企業である場合は 50%以上の覆滅率が認定される割合が中小企業と比較して大きい結果となった(図 II-16)。

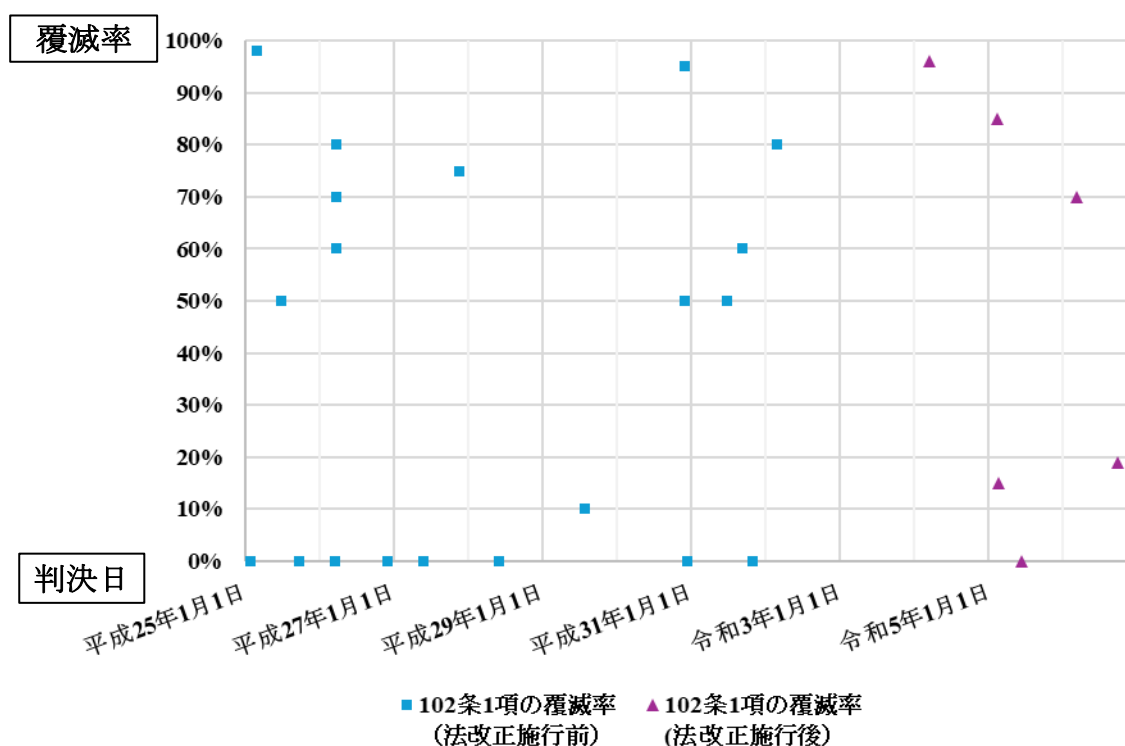


図 II-13 特許法第 102 条第 1 項の覆滅率の推移

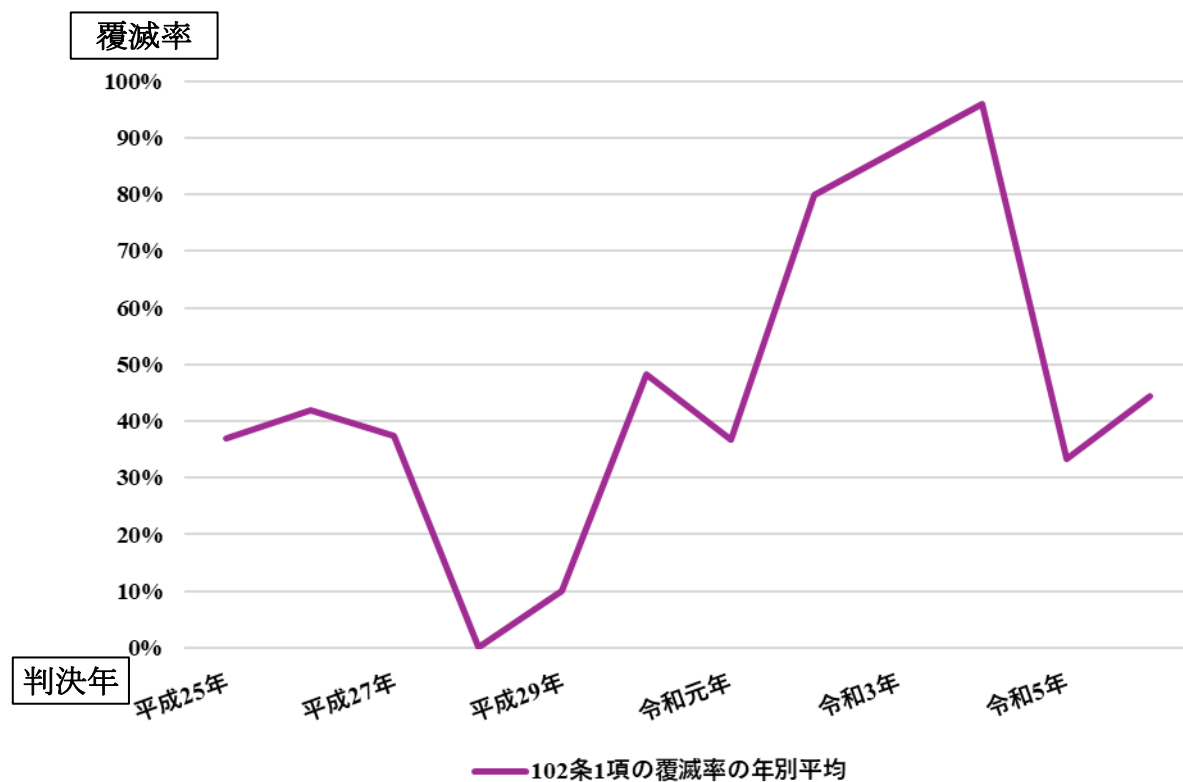


図 II-14 特許法第 102 条第 1 項の覆滅率の年別平均の推移

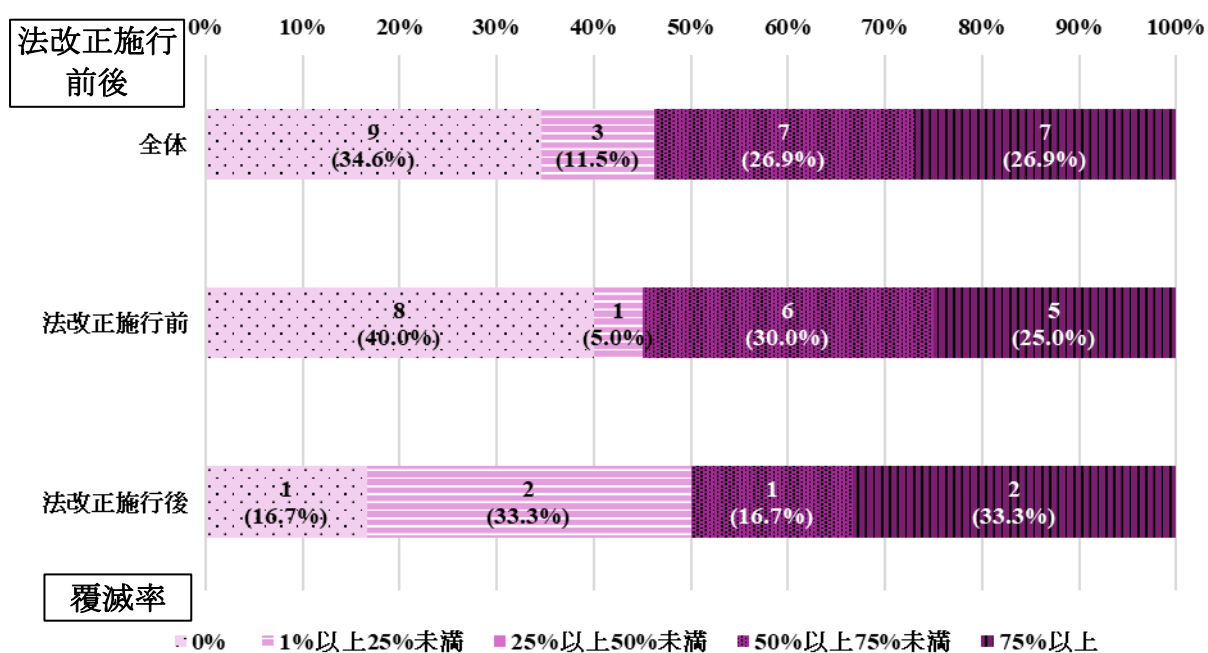


図 II-15 令和元年法改正施行前後の特許法第 102 条第 1 項の覆滅率

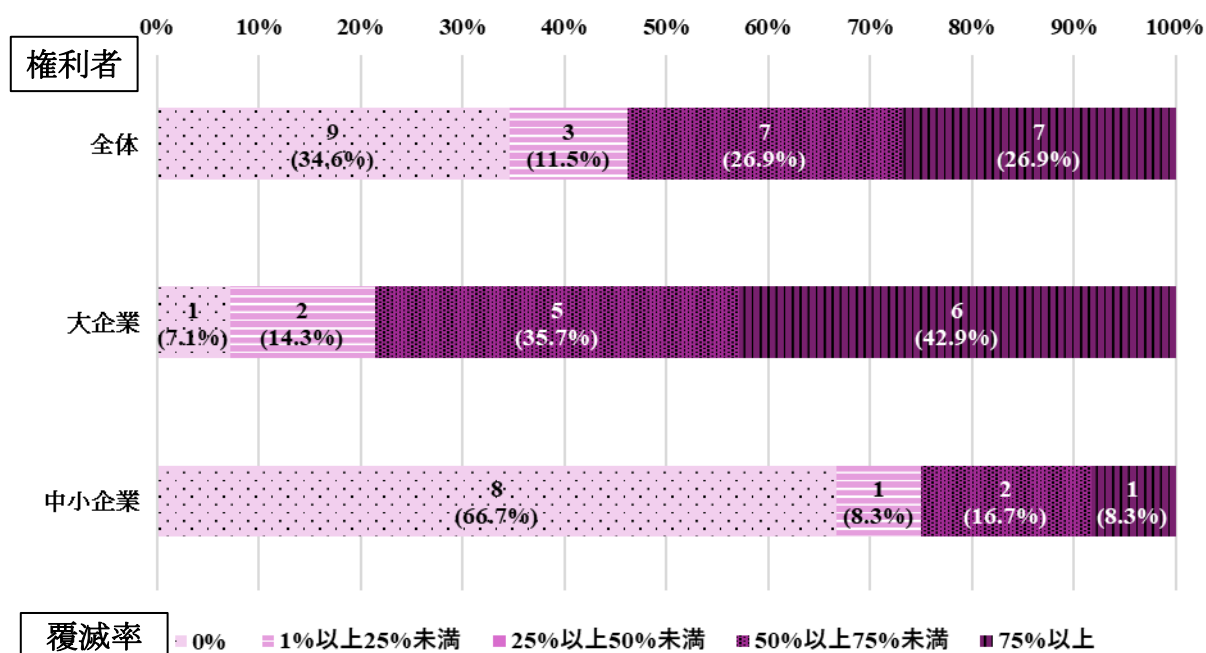


図 II-16 権利者属性別の特許法第 102 条第 1 項の覆滅率

※¹ 特許法第 102 条第 1 項の覆滅率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※² 覆滅率が 0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の事例も分析対象とした。

※³ 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

※⁴ 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

認定された覆滅事由について、法改正施行前後での傾向を示した結果は図 II-17 の通り。全体として、5 つの覆滅事由が偏りなく認定される傾向にあるが、法改正施行前後で比較すると法改正施行後について、件数は少ないものの、（5）本件発明は被告製品の一部のみに使用されていることの事由が認定される事例の割合が増加している。

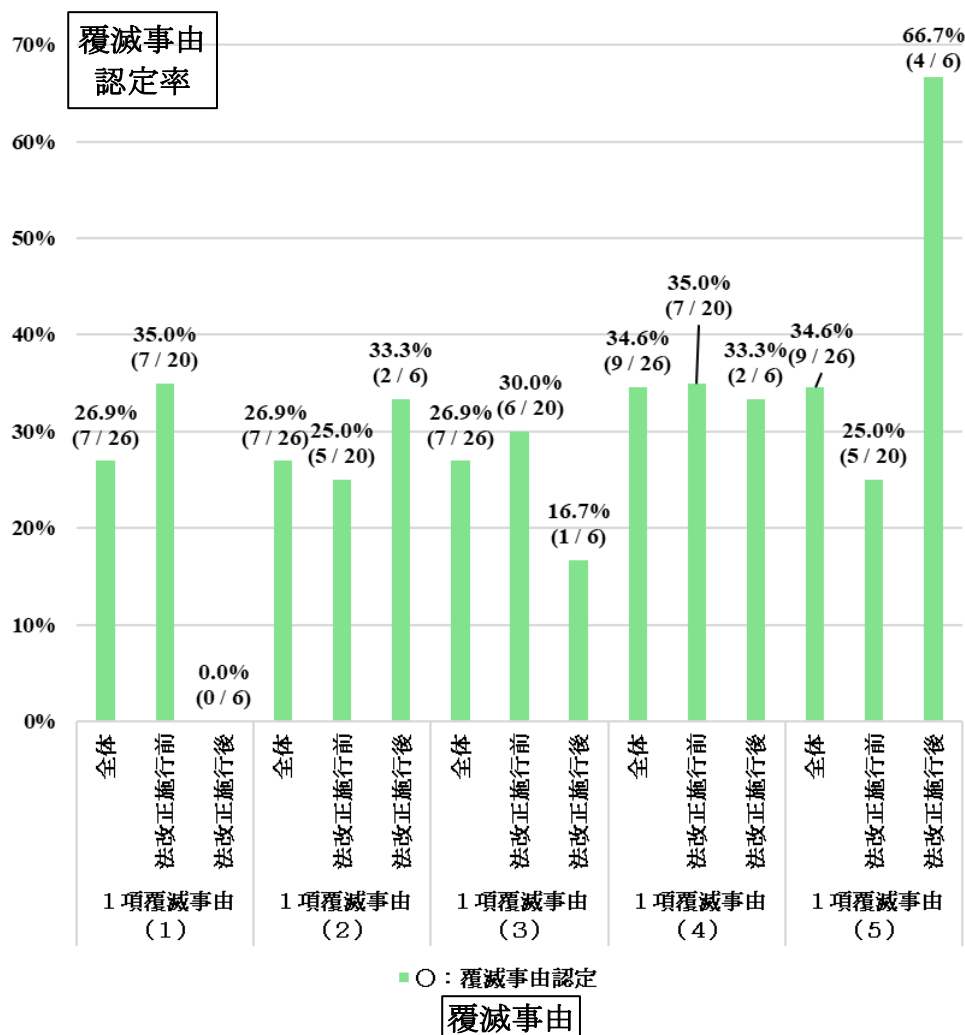


図 II-17 令和元年法改正施行前後の特許法第 102 条第 1 項の各推定覆滅事由の認定率

※1 横軸の 1 項覆滅事由 (1) ~ (5) は調査項目に記載の各推定覆滅事由に相当

(1) : 市場の非同一性

(2) : 市場における競合品の存在

(3) : 侵害者の営業努力 (ブランド力、宣伝広告)

(4) : 侵害品及び特許権者の製品の性能 (機能、デザイン等特許発明以外の特徴) に相違が存在すること

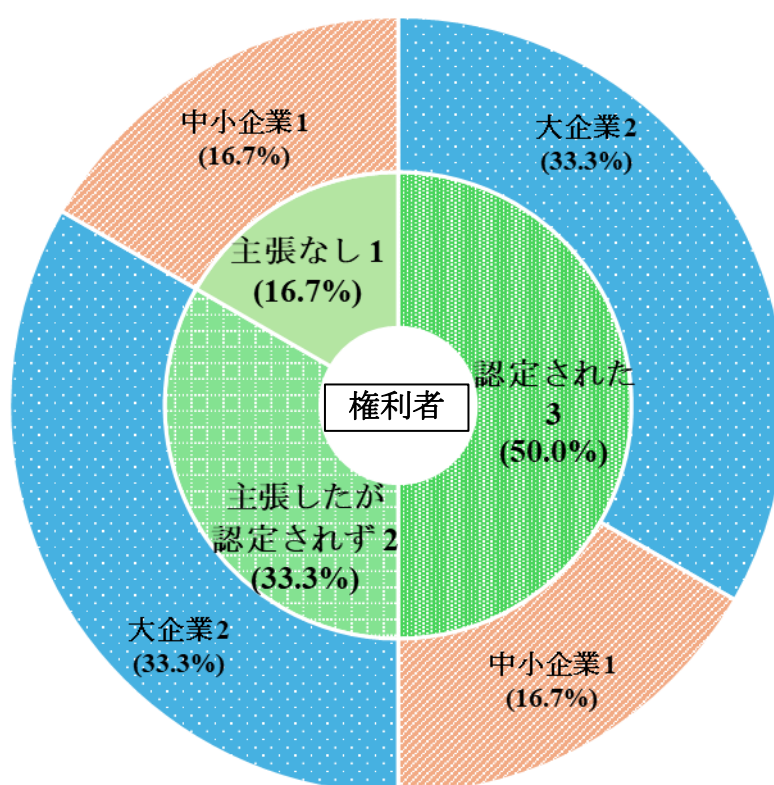
(5) : 本件発明は被告製品の一部のみに使用されていること

※2 各推定覆滅事由の認定率は、「(推定覆滅事由の認定事例数) / (判決文内で認定された特許法第 102 条第 1 項の覆滅率が明記されている事例数)」により算出。

※3 特許法第 102 条第 1 項の覆滅率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※4 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

令和元年法改正以降、特許法第 102 条第 1 項第 2 号（譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合において、これらの数量に応じた実施料相当額の認定）が適用された事例については、図 II-18 の通り。令和元年法改正施行後、特許法第 102 条第 1 項を根拠条文とする事例 6 件のうち、半数（3 件）において特許法第 102 条第 1 項第 2 号の適用が認められた。



被疑侵害者

図 II-18 当事者属性別の特許法第 102 条第 1 項第 2 号適用の認定件数
 (内円：権利者、外円：被疑侵害者)

※1 令和 2 年 4 月 1 日以降の事例のうち特許法第 102 条第 1 項が根拠条文とされた事例を対象とした。

※2 特許法第 102 条第 1 項第 2 号の適用について、「主張し認定された」、「主張したが認定されなかった」、「主張をしなかった」の 3 つに分類し、それぞれの件数を調査した。

③特許法第 102 条第 2 項

特許法第 102 条第 2 項に基づく請求額、認定金額の年別推移は図 II-19、図 II-20 の通り。件数は少ないものの、請求額は近年になるにつれ 20 億円を超える事例が増加し、認定額は 5 億円を超える事例が増加していた。また、令和元年 6 月 7 日知財高裁大合議判決（二酸化炭素含有粘性組成物事件、以下「知財高裁大合議判決」という。）前後で比較した結果は図 II-21、図 II-22 の通り。件数は少ないものの、請求額については 10 億円以上を請求する事例が増加し、認定額については 10 億円以上の損害賠償が認定される事例が増加している。

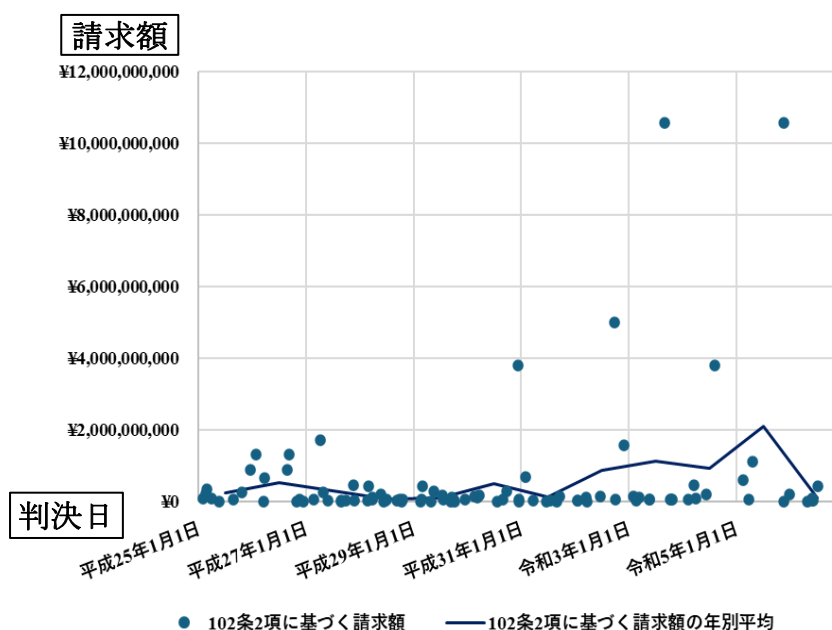


図 II-19 特許法第 102 条第 2 項に基づく請求額の推移

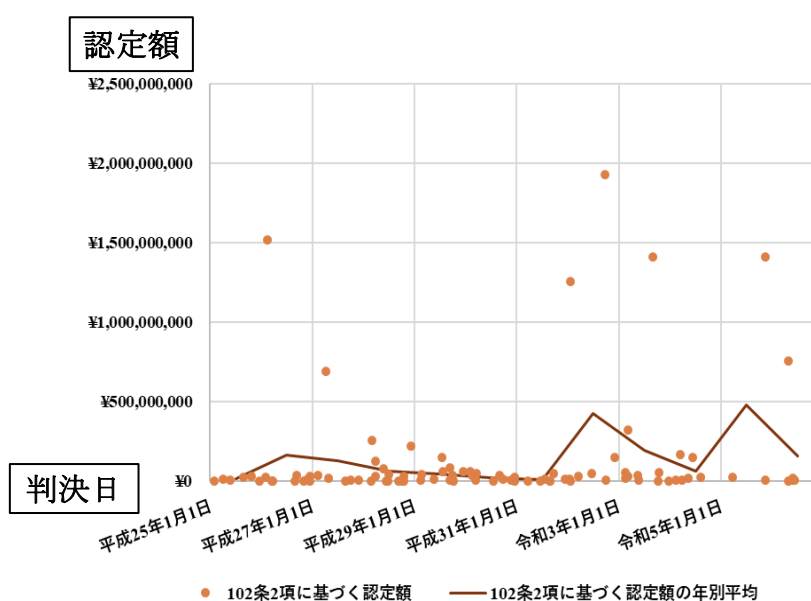


図 II-20 特許法第 102 条第 2 項に基づく認定額の推移

※特許法第 102 条第 2 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

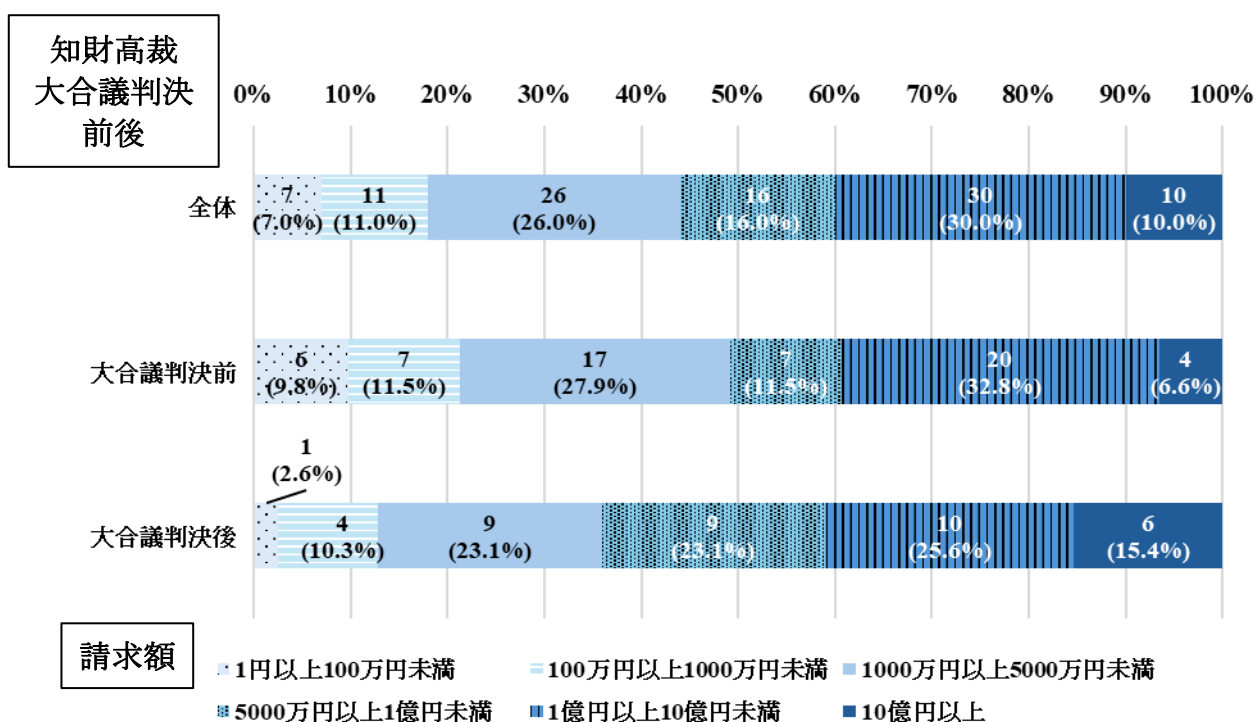


図 II-21 知財高裁大合議判決前後の特許法第 102 条第 2 項に基づく請求額

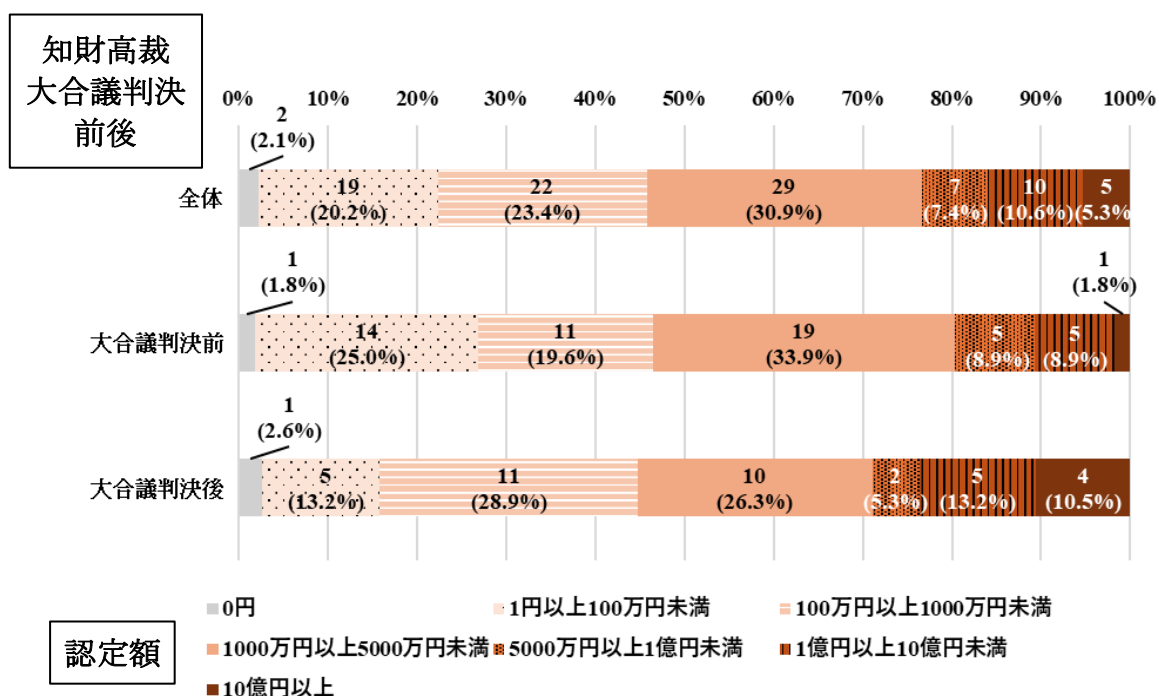


図 II-22 知財高裁大合議判決前後の特許法第 102 条第 2 項に基づく認定額

※¹判決日が令和元年 6 月 7 日より前であれば大合議判決前、令和元年 6 月 7 日以降であれば大合議判決後として分類した。

※2 「特許法第 102 条第 2 項に基づく請求額」、「特許法第 102 条第 2 項に基づく認定額」が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から特許法 102 条第 2 項の覆滅率が把握できる事例の件数は 118 件であった。覆滅率の時期別の傾向について、散布図、年別平均値を示した結果はそれぞれ図 II-23、図 II-24 の通り。平成 27 年頃までは多くの事例で 0%又は 50%以上の覆滅率が認定されており、年別平均値は 30~40%程度で推移し、平成 28 年頃から知財高裁大合議判決前までは大多数が 50%未満の覆滅率が認定されており、年別平均値は 10%前後の低水準で推移している。一方で、知財高裁大合議判決後は覆滅率が 0~100%で偏りなく分布していることが見られ、年別平均値はその前より増加し 40~50%程度で推移している。また、知財高裁大合議判決後は、知財高裁大合議判決前と比較して、50%以上の覆滅率が認定される割合も大きい（図 II-25）。さらに、当事者属性別の覆滅率の割合については、権利者が大企業である場合は中小企業と比較して 50%以上の覆滅率が認定される割合が大きい結果となった（図 II-26）。

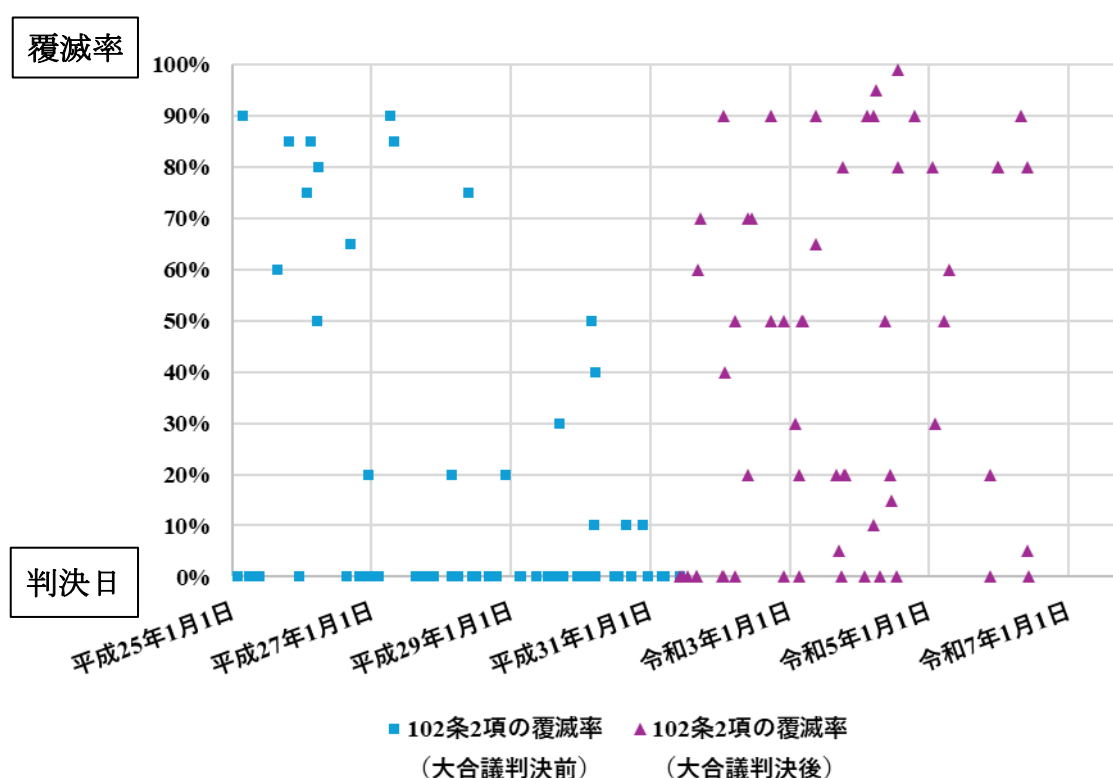


図 II-23 特許法第 102 条第 2 項の覆滅率の推移

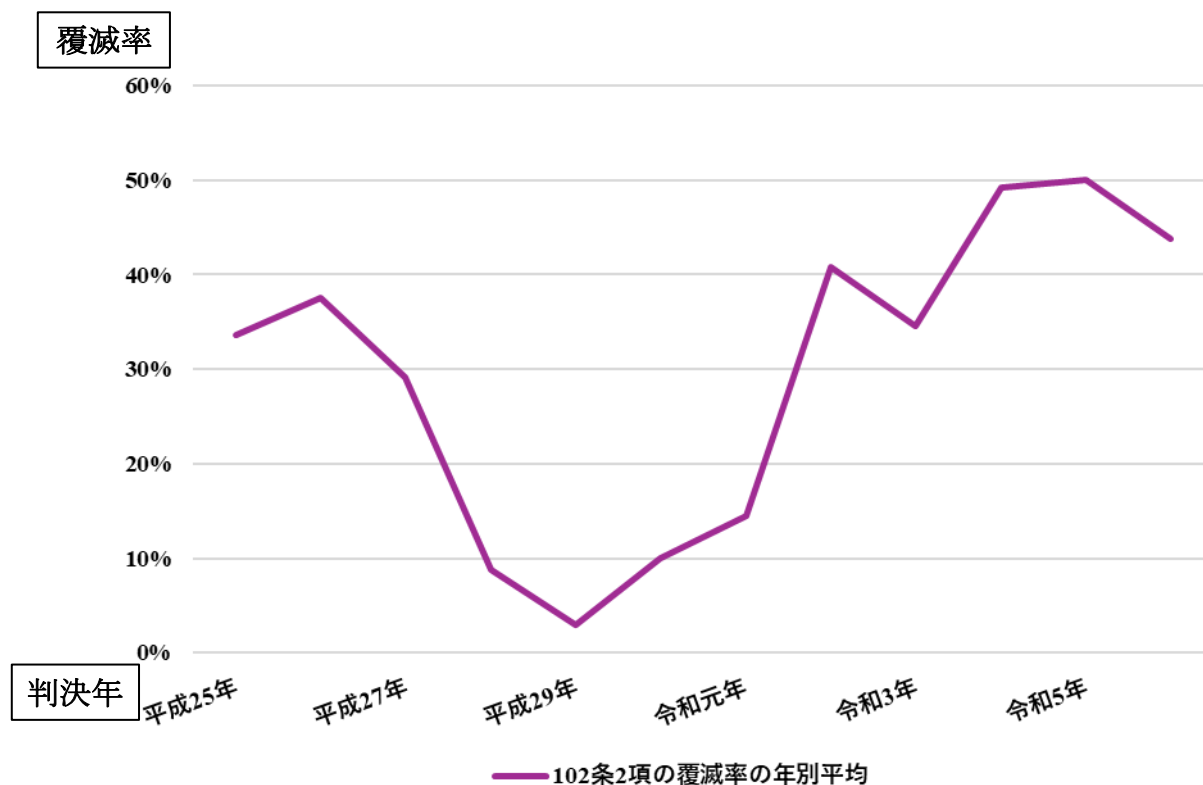


図 II-24 特許法第 102 条第 2 項の覆滅率の年別平均の推移

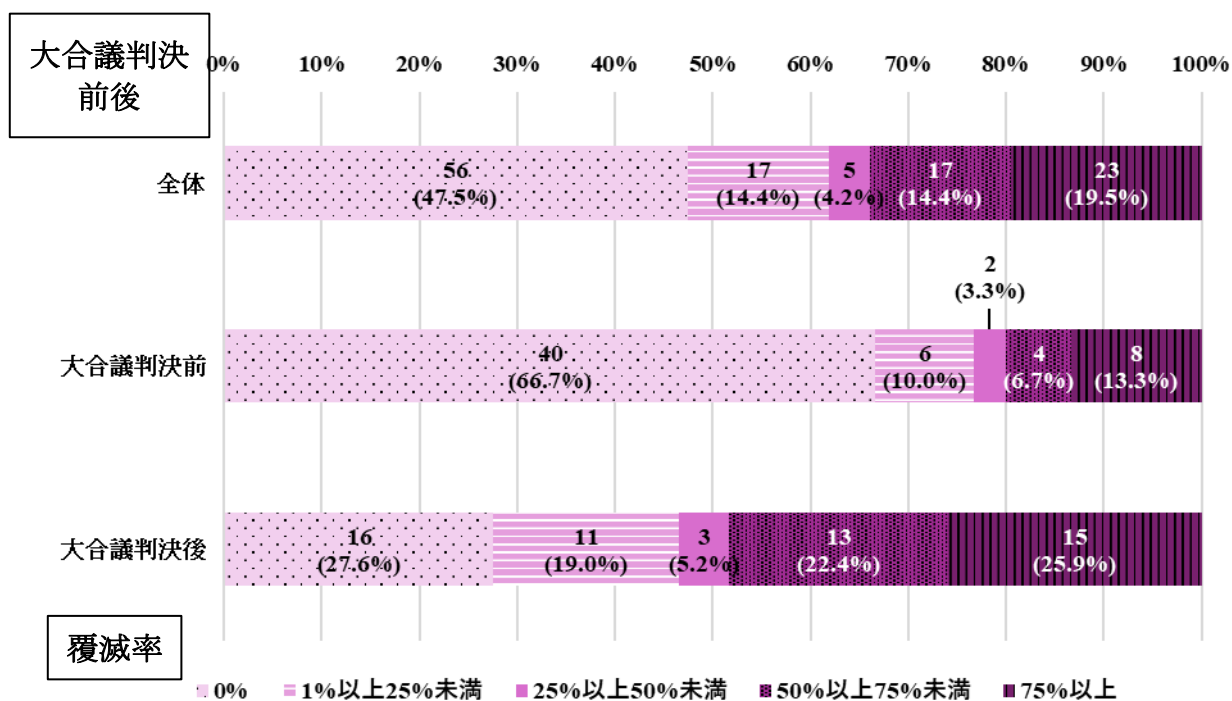


図 II-25 知財高裁大合議判決前後の特許法第 102 条第 2 項の覆滅率

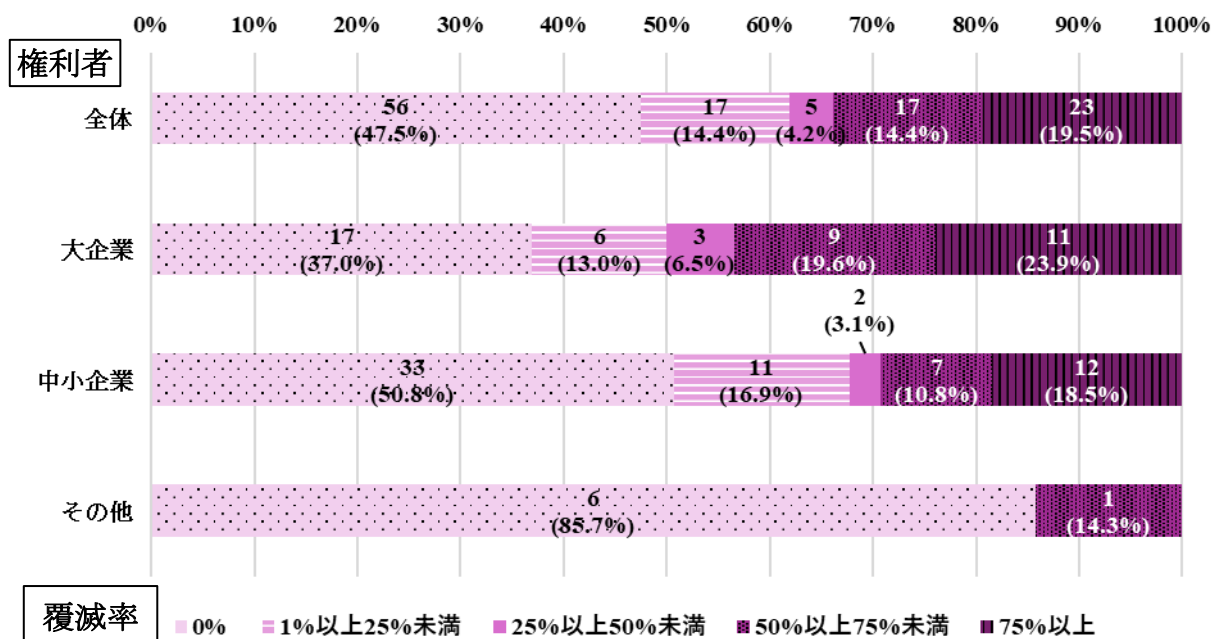


図 II-26 権利者属性別の特許法第 102 条第 2 項の覆滅率

※¹ 特許法第 102 条第 2 項の覆滅率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※² 覆滅率が 0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の事例も分析対象とした。

※³ 判決日が令和元年 6 月 7 日より前であれば大合議判決前、令和元年 6 月 7 日以降であれば大合議判決後として分類した。

※⁴ 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

認定された覆滅事由について、法改正施行前後での傾向を示した結果は図 II-27 の通り。全体として、(5) 本件発明は被告製品の一部のみに使用されていることが認定される事案が最も多い。また、(1)、(2)、(5) の事由については知財高裁大合議判決前と比較して知財高裁大合議判決後の方が認定された事例が多く確認できる。

単独の覆滅事由のみで覆滅率が算定された事例を分析した結果では、覆滅事由 (5) が単独で考慮された場合、他の覆滅事由が単独で考慮された事例と比較して、平均で高い覆滅率が認定されることが確認された (図 II-28)。さらに、(1) ~ (4) のそれぞれが単独で考慮された場合も、一定程度 (平均 30~50%) の覆滅率が認定されており、(1) ~ (5) のいずれも、単独で 50%以上の覆滅率が認定されたケースが存在する。

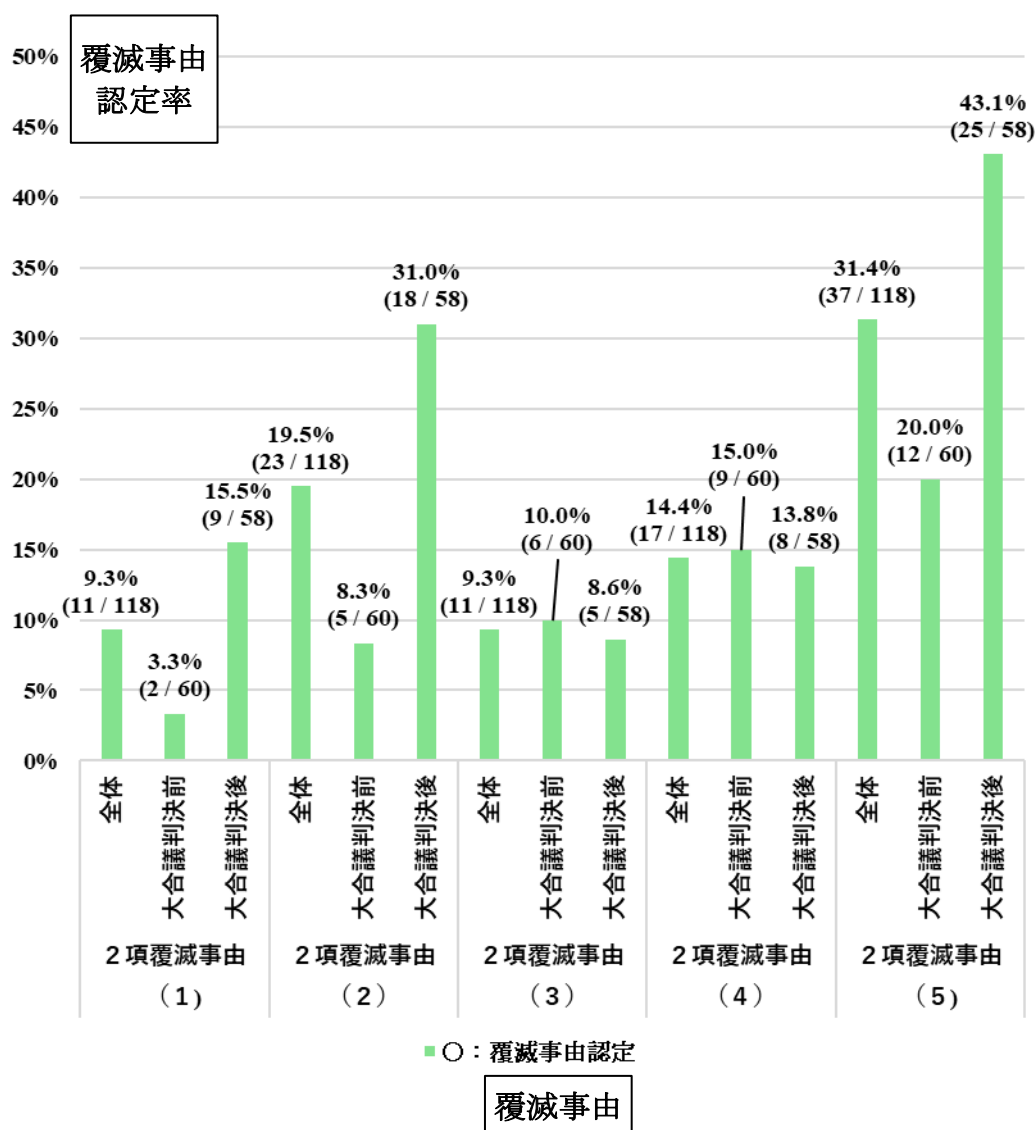


図 II-27 知財高裁大合議判決前後の特許法第 102 条第 2 項の各推定覆滅事由の認定率

※¹ 横軸の 2 項覆滅事由 (1) ~ (5) は調査項目に記載の各推定覆滅事由に相当

(1) : 市場の非同一性

(2) : 市場における競合品の存在

(3) : 侵害者の営業努力 (ブランド力、宣伝広告)

(4) : 侵害品及び特許権者の製品の性能 (機能、デザイン等特許発明以外の特徴) に相違が存在すること

(5) : 本件発明は被告製品の一部のみに使用されていること

※² 各推定覆滅事由の認定率は、「(推定覆滅事由の認定事例数) / (判決文内で認定された特許法第 102 条第 2 項の覆滅率が明記されている事例数)」により算出。

※³ 特許法第 102 条第 2 項の覆滅率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※⁴ 判決日が令和元年 6 月 7 日 (知財高裁大合議判決の判決日) 以前であれば大合議判決前、令和元年 6 月 7 日以降であれば大合議判決後として分類した。

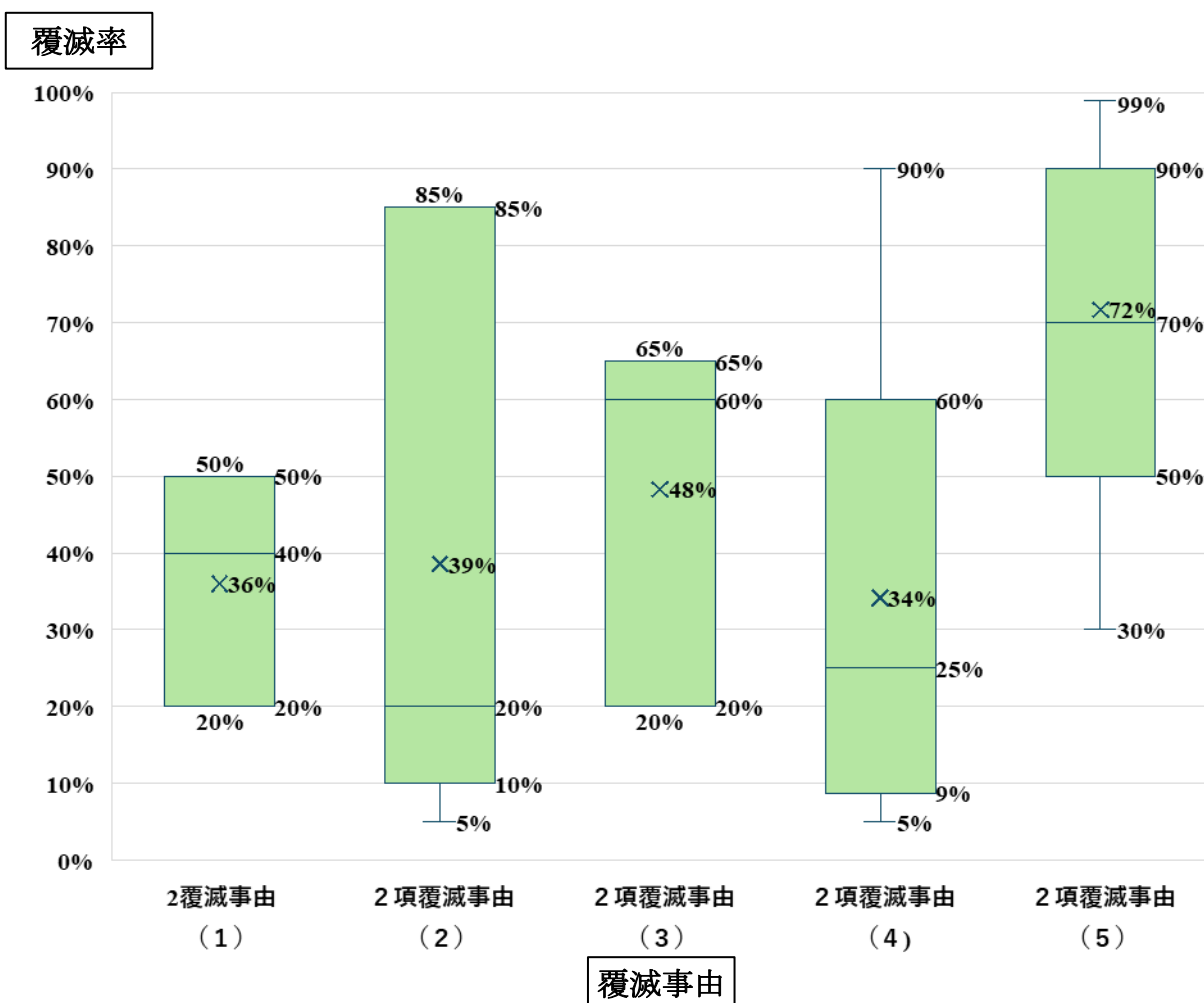


図 II-28 単独の覆滅事由認定での特許法第 102 条第 2 項の覆滅率

※¹ 横軸の 2 項覆滅事由 (1) ~ (5) は調査項目に記載の各推定覆滅事由に相当

(1) : 市場の非同一性

(2) : 市場における競合品の存在

(3) : 侵害者の営業努力 (ブランド力、宣伝広告)

(4) : 侵害品及び特許権者の製品の性能 (機能、デザイン等特許発明以外の特徴) に相違が存在すること

(5) : 本件発明は被告製品の一部のみに使用されていること

※² 特許法第 102 条第 2 項の覆滅率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※³ 特許法第 102 条第 2 項の覆滅事由が一つのみ認められている事例を分析対象として扱った。

④特許法第 102 条第 3 項

特許法第 102 条第 3 項に基づく請求額、認定金額の年別推移は図 II-29、図 II-30 の通り。高額な請求額を外れ値として除外した年別推移は図 II-31 の通り。請求額については近年になるにつれ年別平均が 5 億円を超える年も出てくるようになり、認定額については、令和元年、令和 6 年で平均値が 1 億円以上になることが確認された。また、令和元年法改正施行前後で比較した結果は図 II-32、図 II-33 の通り。令和元年法改正施行後は法改正施行前と比較して、請求額については 5000 万円以上の請求額の事例の割合が増加している一方、認定額については 5000 万円以上の損害額を認定する事例の割合が減少している。ただし、令和 6 年において 5 億円に迫る損害額が認定された事例もあり、法改正施行後の認定額が減少傾向にあるとは必ずしも言い切れない。

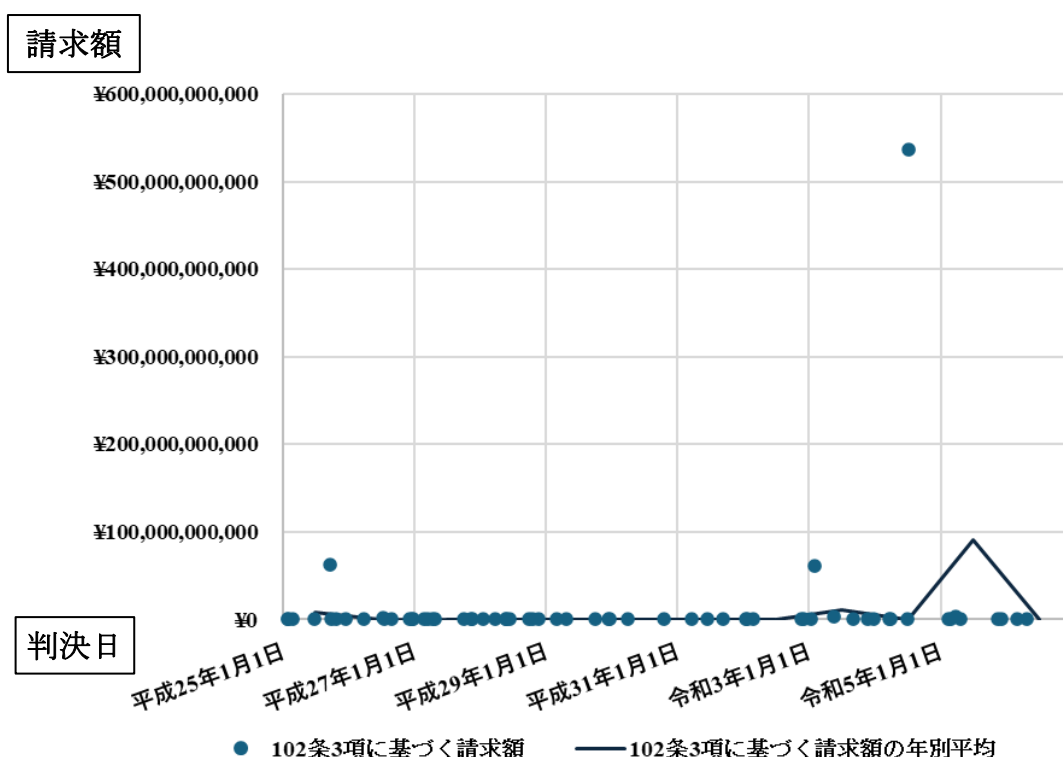


図 II-29 特許法第 102 条第 3 項に基づく請求額の推移

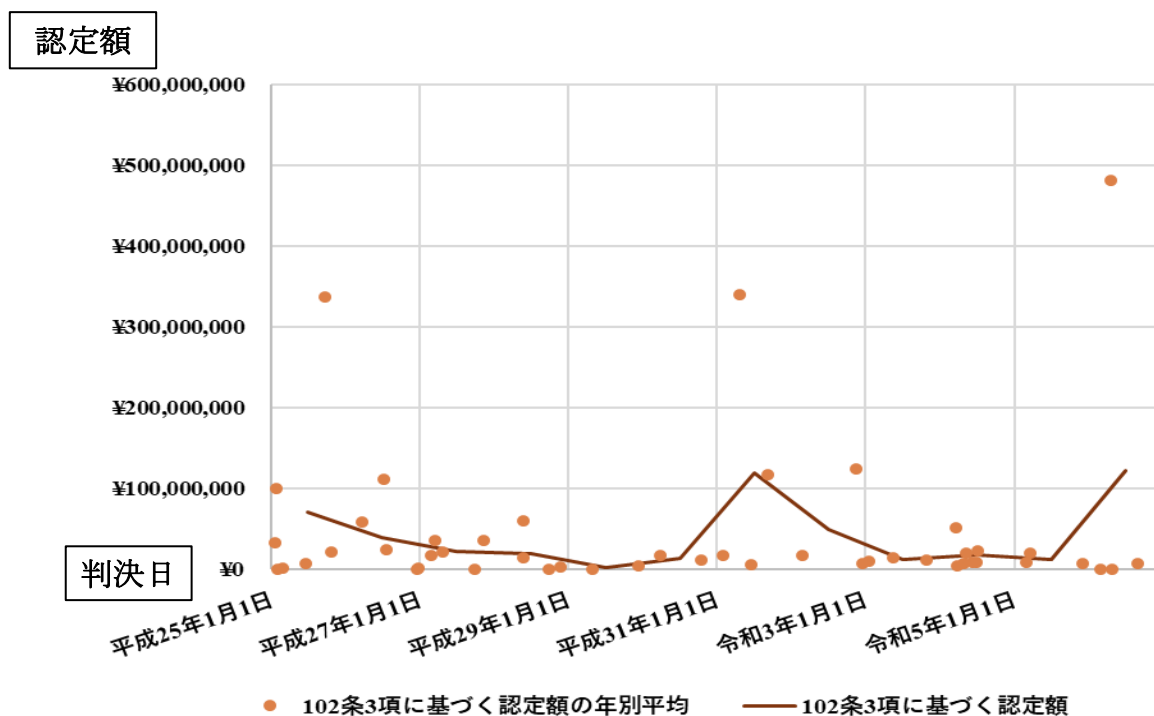


図 II-30 特許法第 102 条第 3 項に基づく認定額の推移

*特許法第 102 条第 3 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

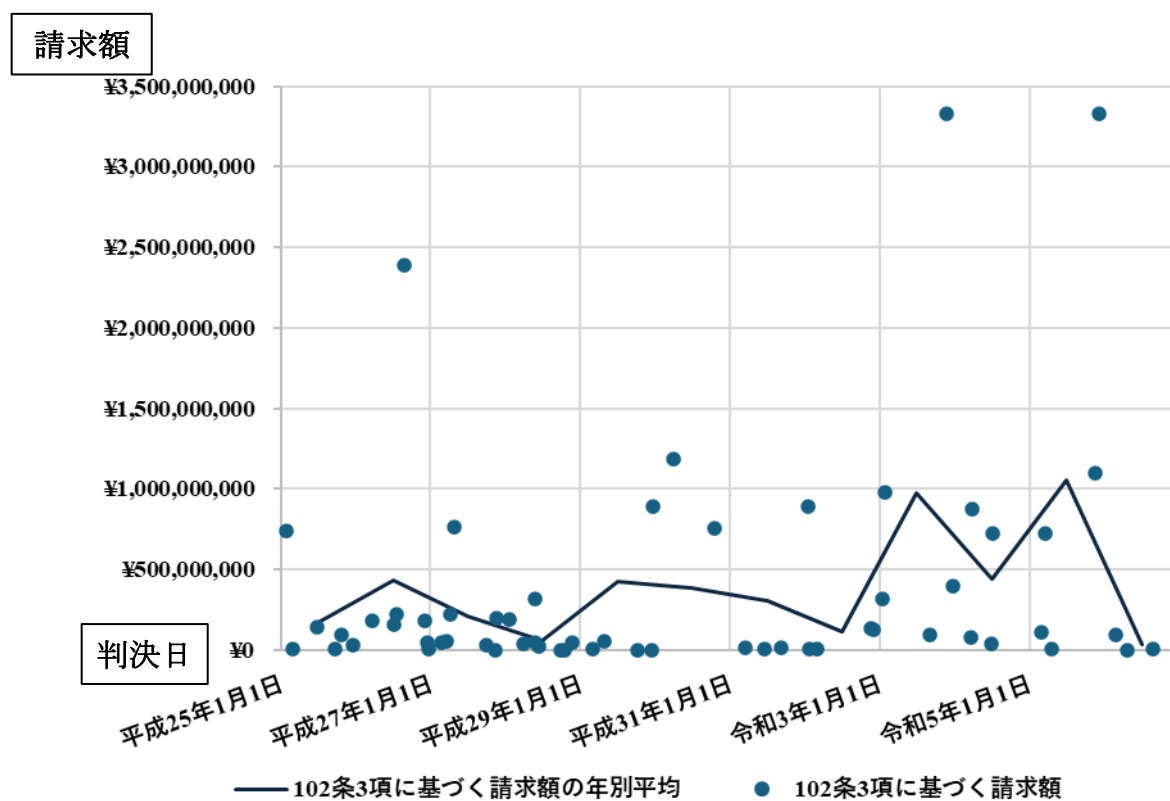


図 II-31 特許法第 102 条第 3 項に基づく請求額の推移（外れ値除く）

※上記図 II-29 のうち、特許法第 102 条第 3 項に基づく請求額が 100 億円を超える 3 件を外れ値と考えて除外した。

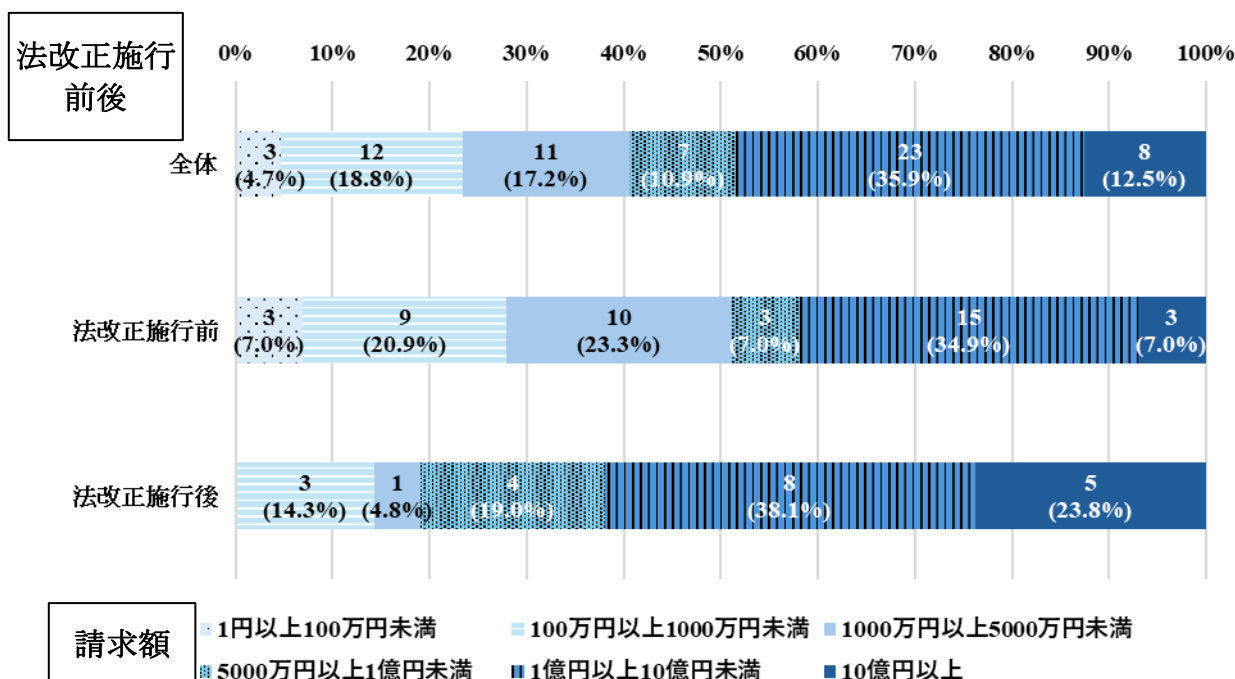


図 II-32 令和元年法改正施行前後の特許法第 102 条第 3 項に基づく請求額

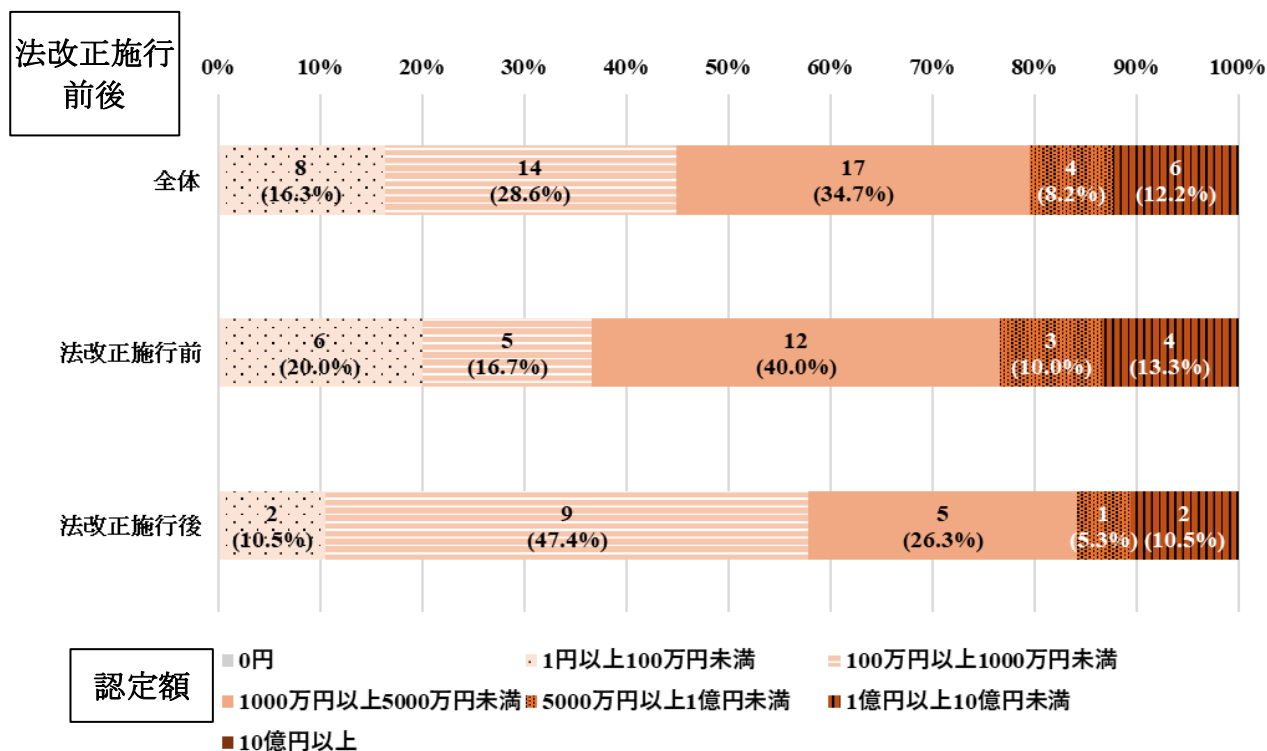


図 II-33 令和元年法改正施行前後の特許法第 102 条第 3 項に基づく認定額

※¹ 特許法第 102 条第 3 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

※² 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から相当実施料率³⁸が把握できる事例の件数は 69 件であった。認定された実施料率の時期別の傾向について、散布図、年別平均値、令和元年法改正施行前後の比較を示した結果はそれぞれ図 II-34、図 II-35、図 II-36 の通り。全体として実施料率 5%未満の範囲に約半数の事例が分布している。また、法改正施行後において、10%以上の実施料率が認定される事例が見られる。さらに、件数は多くないものの、権利者が大企業である場合、10%以上の実施料率が認定されている事例の割合が中小企業の場合と比較して大きい一方、権利者が中小企業である場合、5%以上 10%未満の実施料率が認定される事例の割合が大企業の場合と比較して大きい結果となった（図 II-37）。

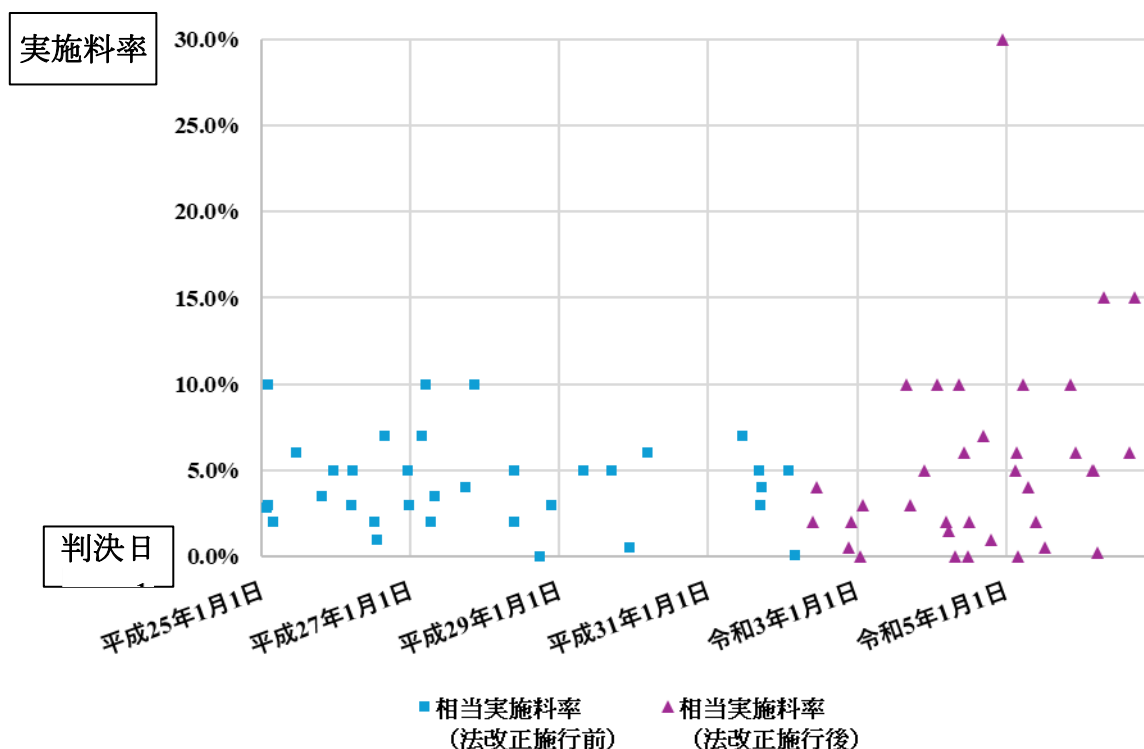


図 II-34 特許法第 102 条第 3 項等の相当実施料率の推移

³⁸ 特許法第 102 条第 3 項のほか、特許法第 102 条第 1 項第 2 号、民法 703 条（不当利得）等により認定された実施料率を含む。

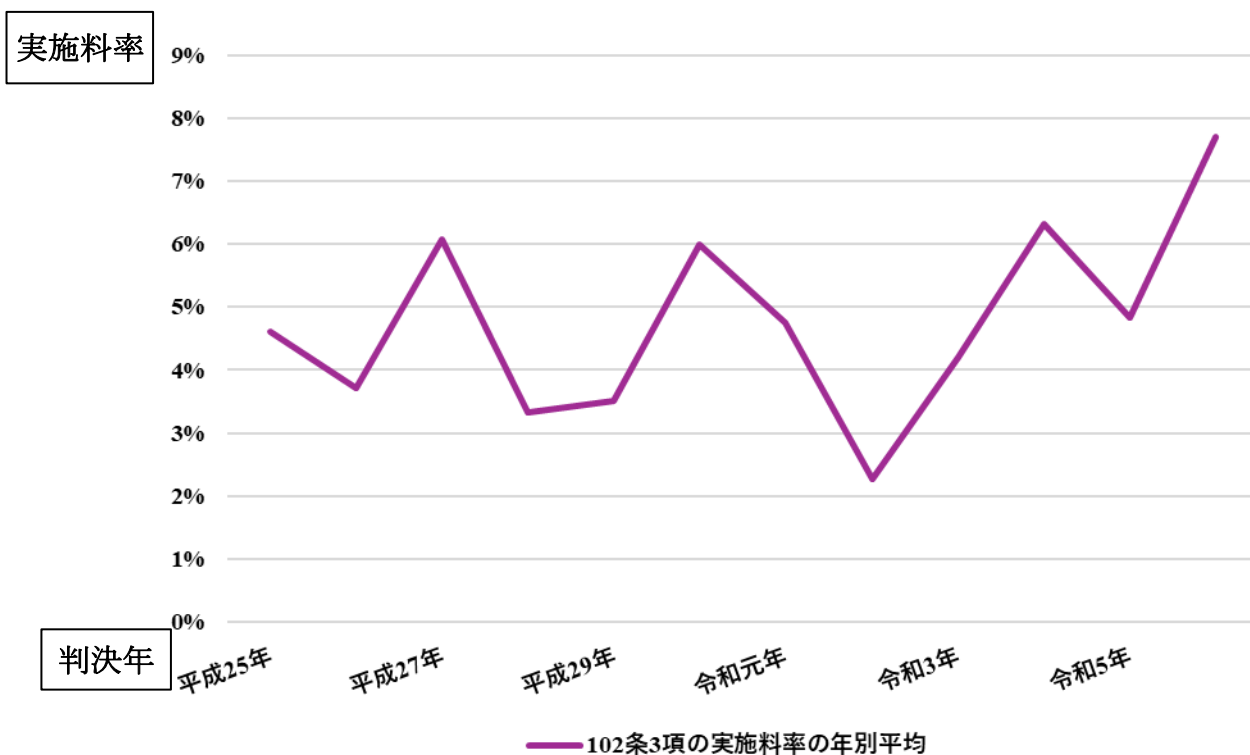


図 II-35 特許法第 102 条第 3 項等の相当実施料率の年別平均の推移

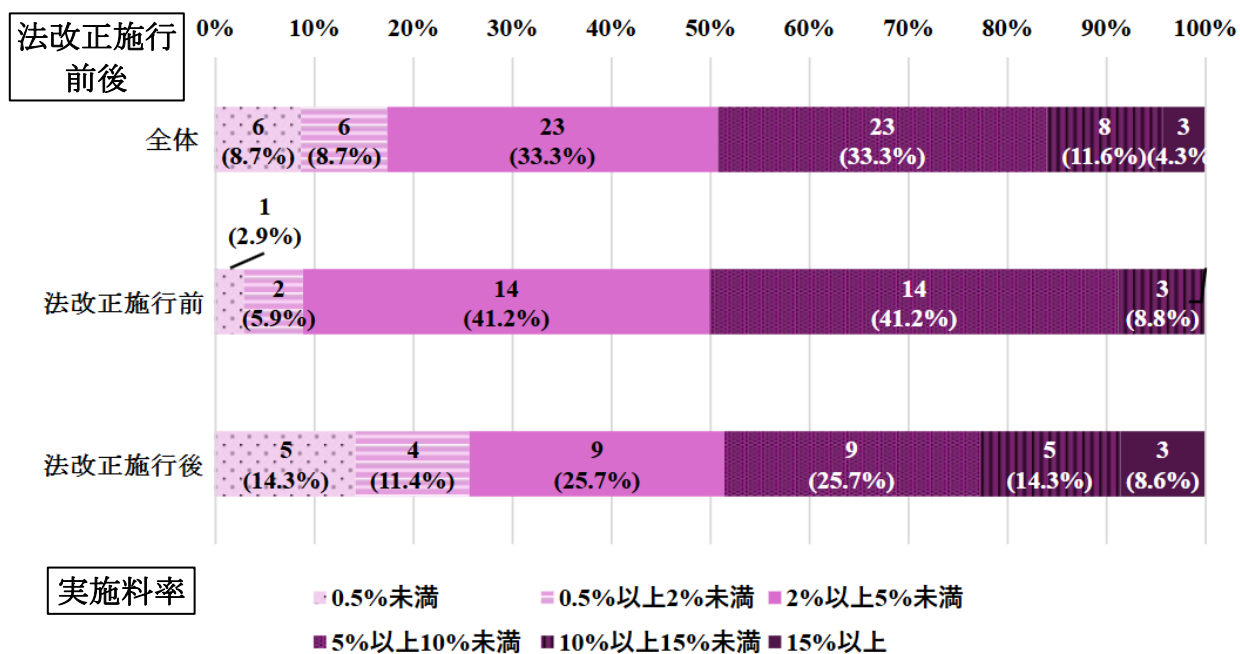


図 II-36 令和元年法改正施行前後の特許法第 102 条第 3 項等の相当実施料率

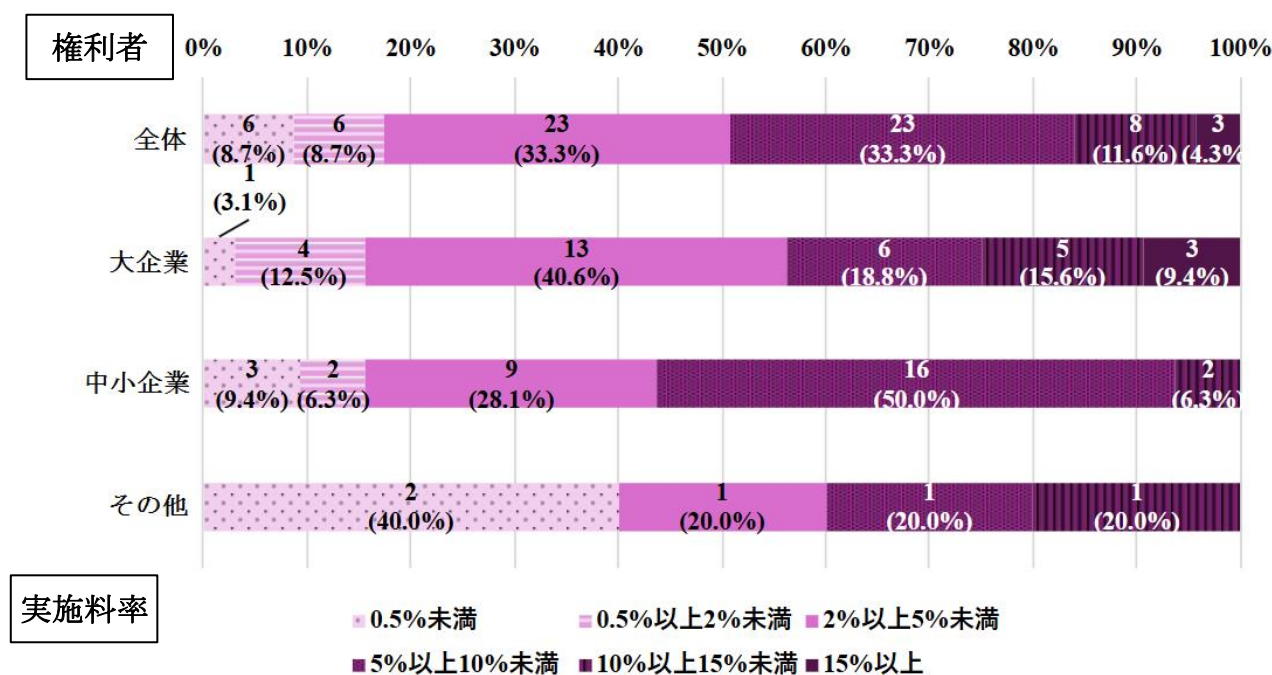


図 II-37 権利者属性別の特許法第 102 条第 3 項等の相当実施料率

※¹ 実施料率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※² 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

※³ 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

技術分野別の実施料率の傾向を示した結果を図 II-38 に示す。結果として、I：電気工学（平均値：1.6%、中央値：0.5%）のみ顕著に低く、それ以外の技術分野では、平均値 5.3～6.1%、中央値 4.0%～6.5%と大差がない結果となった。（IV：機械工学は平均値が 6.1%と最も高い実施料率となっているが、実施料率 15%、30%という 2 件の特に高い値が含まれている。）

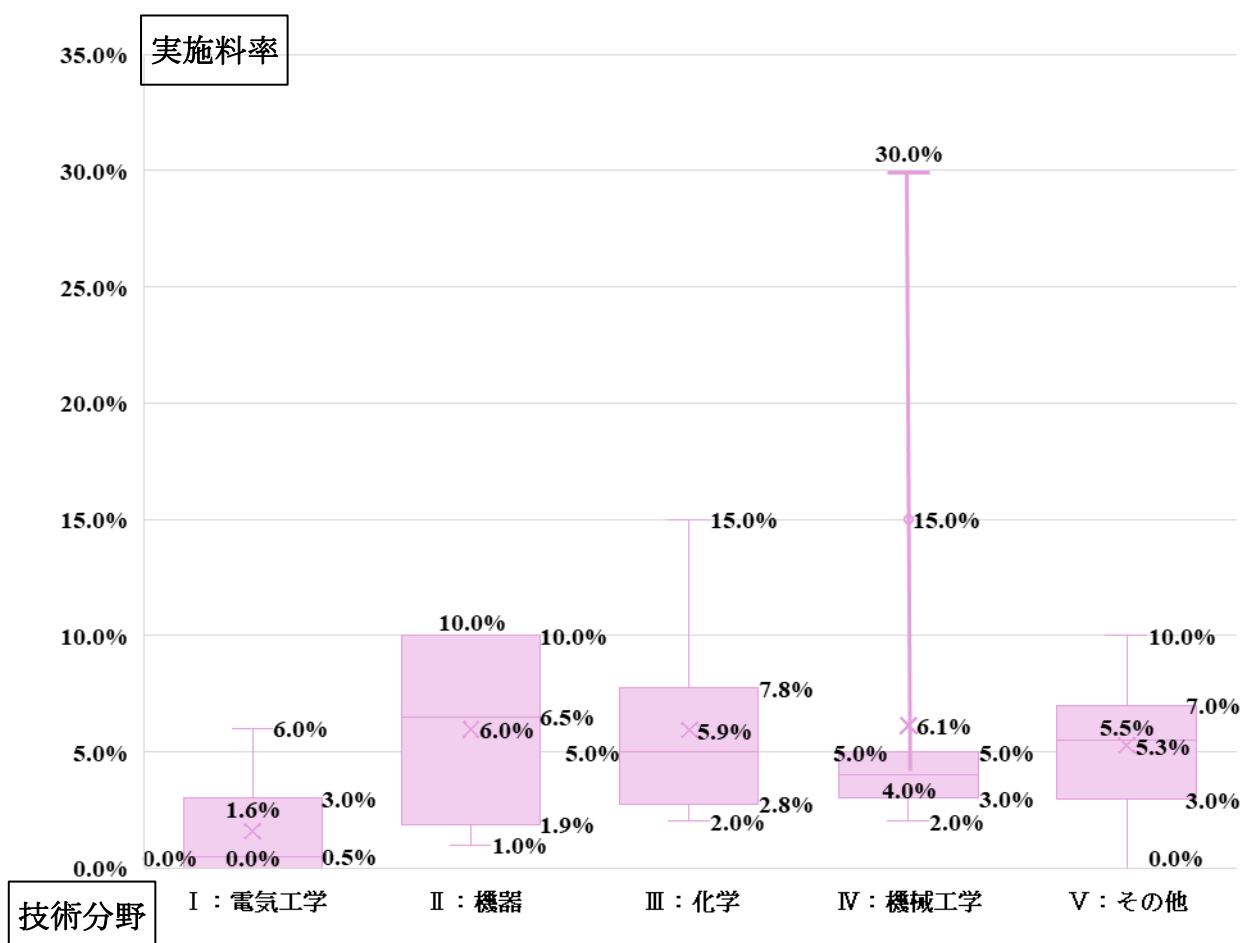


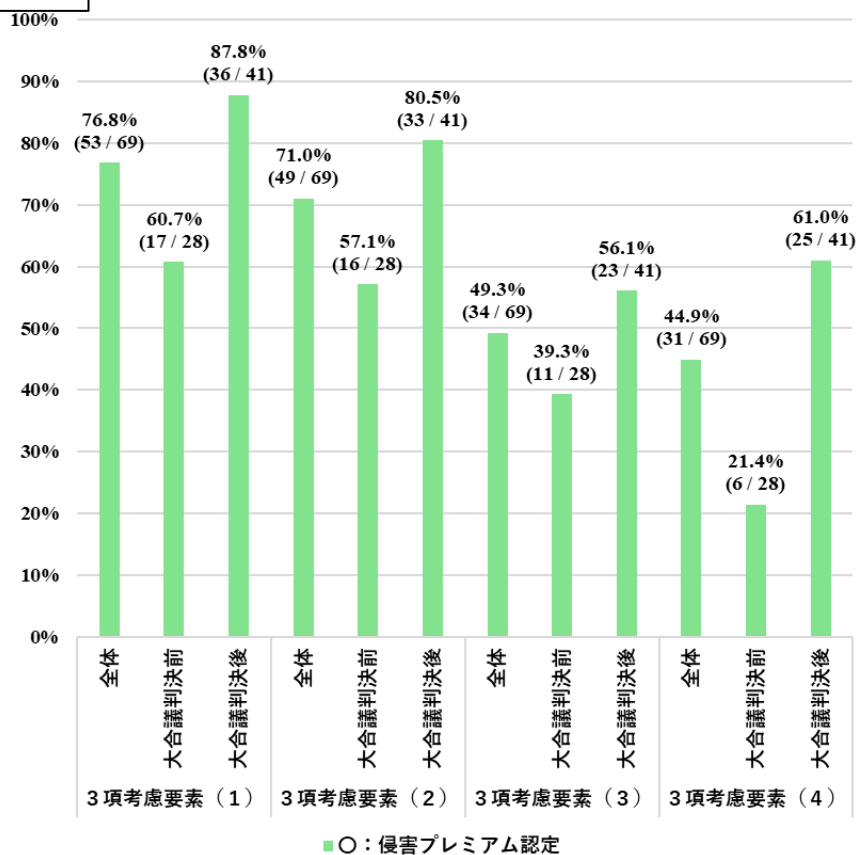
図 II-38 技術分野別の特許法第 102 条第 3 項等の相当実施料率

※¹ 実施料率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※² 「特許行政年次報告書 2025 年版 第 2 部第 2 章 24. (付表) 分野別対応 FI 表」に基づき電気工学、機器、化学、機械工学、その他の 5 つの技術分野に分類した。

※⁴ 技術分野が不明であった 1 件は分析対象外とした。

認定された相当実施料率の考慮要素（以下「3 項考慮要素」という。）について、令和元年 6 月 7 日知財高裁大合議判決前後の傾向を示した結果を図 II-39 に示す。全体として、（1）「本件発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等」、（2）「本件発明自体の価値すなわち本件発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性」が考慮要素として多く認定されている。また、知財高裁大合議判決前後で比較した場合、全ての要素において知財高裁大合議判決後にて認定事例の割合が多くなっている。

考慮要素
認定率

考慮要素

図 II-39 知財高裁大合議判決前後の3項考慮要素の認定率

※¹横軸の3項考慮要素(1)～(4)は調査項目に記載の各考慮要素に相当

(1)：本件発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等

(2)：本件発明自体の価値すなわち本件発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性

(3)：本件発明を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様

(4)：特許権者である原告と侵害者である被告との競業関係や特許権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情

※²各考慮要素の認定率は、「(考慮要素の認定事例数) / (判決文内で認定された相当実施料率が明記されている事例数)」により算出。

※³認定された相当実施料率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※⁴判決日が令和元年6月7日(知財高裁大合議判決の判決日)以前であれば大合議判決前、令和元年6月7日以降であれば大合議判決後として分類した。

(ii) 実用新案権

①基礎情報

上述した調査条件に基づく調査の結果、合計 9 件の裁判例が対象となった。また、実用新案法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 3 項が根拠条文となった事例数はそれぞれ 2 件、5 件、2 件であった。

②実用新案法第 29 条第 1 項

実用新案法第 29 条第 1 項に基づく基礎情報・覆滅率・認定された覆滅事由はそれぞれ表 II-5 の通り。両事例とも理由は異なるが 50%以上の覆滅率が認定されていた。覆滅事由としては、一方の事例では (3) 「侵害者の営業努力（ブランド力，宣伝広告）」、他方の事例では (1) 「市場の非同一性」及び (2) 「市場における競合品の存在」がそれぞれ認定されていた。

大阪地判平成 28 年 3 月 17 日（平成 26 年（ワ）4916 号）では、被告の販売数量が維持されていることが被告の宣伝広告が大きく寄与していることが認められ、70%の覆滅率が認められた。また、被告は品質の差異や販売価格の差を覆滅の根拠として主張したが、大きな差異の原因となったとは認められずさらなる覆滅は認められなかった。

表 II-5 実用新案法第 29 条第 1 項によって認定された事例

| 裁判所名 | 判決日 | 事件番号 | 覆滅率 | 認定された覆滅事由 |
|-------------|---------------------|-----------------------|-----|---------------------------------|
| 大阪地方 裁判所 | 平成 28 年 3 月 17 日 | 平成 26 年 (ワ) 4916 号 | 70% | (3) 侵害者の営業努力（ブランド力，宣伝広告） |
| 大阪地方 裁判所 | 平成 28 年 3 月 17 日 | 平成 15 年 (ワ) 4726 号 | 50% | (1) 市場の非同一性 (2) 市場における競合品の存在 |

③実用新案法第 29 条第 2 項

実用新案法第 29 条第 2 項による基礎情報・覆滅率・認定された覆滅事由はそれぞれ表 II-6 の通り。覆滅が認められた事例は 1 件のみで覆滅率は 50%であった。覆滅事由としては (2) 「市場における競合品の存在」が認定されていた。

東京地判令和 2 年 2 月 5 日（平成 29 年（ワ）22010 号）では、対象期間における原告製品と第三者製品のシェアがおおよそ同等と判断され、50%の覆滅が認められた。また、被告は市場の非同一性や被告の営業努力などでさらなる覆滅を主張したが、認められなかった。

表 II-6 実用新案法第 29 条第 2 項によって認定された事例

| 裁判所名 | 判決日 | 事件番号 | 覆滅率 | 認定された覆滅事由 |
|-------------|----------------------|--|-----|------------------|
| 東京地方 裁判所 | 令和 2 年 2 月 5 日 | 平成 29 年 (ワ) 22010 号 | 50% | (2) 市場における競合品の存在 |
| 東京地方 裁判所 | 平成 25 年 4 月 19 日 | 平成 24 年 (ワ) 8221 号 | 0% | 覆滅なし |
| 大阪地方 裁判所 | 平成 19 年 11 月 19 日 | 平成 18 年 (ワ) 6536 号 平成 18 年 (ワ) 12229 号* | 0% | 覆滅なし |
| 大阪地方 裁判所 | 平成 18 年 12 月 7 日 | 平成 18 年 (ワ) 1304 号 | 0% | 覆滅なし |
| 大阪地方 裁判所 | 平成 17 年 3 月 14 日 | 平成 15 年 (ワ) 2893 号 | 0% | 覆滅なし |

*実用新案権侵害差止等請求事件と損害賠償請求事件の 2 事件からなる

④実用新案法第 29 条第 3 項

実用新案法第 29 条第 3 項による基礎情報・実施料率・認定された実施料率の理由はそれぞれ表 II-7 の通り。平成 19 年以降に実用新案法第 29 条第 3 項を適用した事例が存在しなかった。また、実施料率に関して、相当実施料率の考慮要素 (4) 「権利者である原告と侵害者である被告との競業関係や権利者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情」により 7%の実施料率が認定された事例があった。

表 II-7 実用新案法第 29 条第 3 項によって認定された事例

| 裁判所名 | 判決日 | 事件番号 | 実施料率 | 認定された実施料率の理由 |
|-------------|----------------------|---|------------------|---|
| 大阪地方 裁判所 | 平成 19 年 11 月 19 日 | 平成 18 年 (ワ) 6536 号 平成 18 年 (ワ) 12229 号* ¹ | 7% | (4) 権利者である原告と侵害者である被告との競業関係や権利者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情 |
| 大阪地方 裁判所 | 平成 17 年 2 月 10 日 | 平成 15 年 (ワ) 4726 号 | 複数* ² | 記載なし |

*¹ 実用新案権侵害差止等請求事件と損害賠償請求事件の 2 事件からなる

*² 被告の譲渡に対する実施料相当額として、被告物件 1 個当たり 25 円と、被告の製造に対する実施料相当額として、被告物件 1 個当たり 4 円が認められた

(iii) 意匠権

①基礎情報

上述した調査条件に基づく調査の結果、合計 22 件の裁判例が対象となり、侵害が認められている事例の当事者属性別の傾向は図 II-40 の通り。意匠権侵害が認められた事例は、中小企業同士の事例が最も多く（15 件）、次いで、権利者が大企業、被疑侵害者が中小企業の実例（4 件）、権利者が中小企業、被疑侵害者が大企業の実例（2 件）の順で確認された。また、意匠法第 39 条第 1 項、第 2 項、第 3 項がそれぞれ根拠条文となった事例数は図 II-41 の通り、全体としては意匠法第 39 条第 2 項が根拠条文になった事例が最も多く（11 件）、次いで意匠法第 39 条第 1 項（8 件）、意匠法第 39 条第 3 項（3 件）の結果となった。

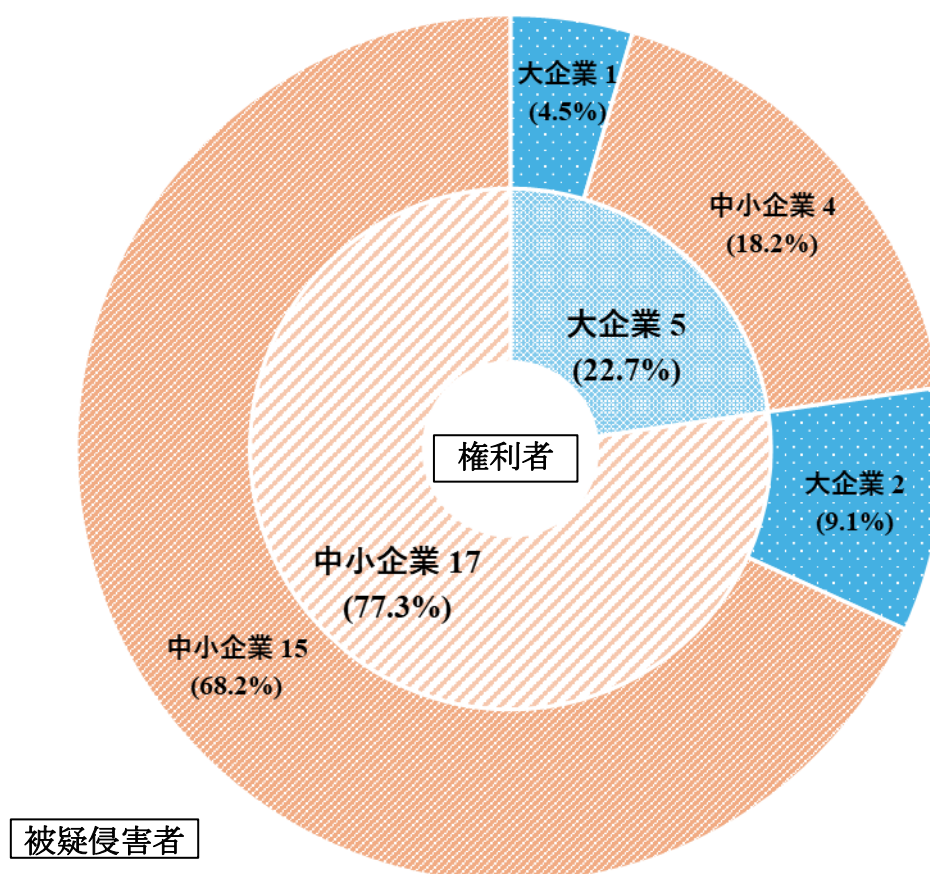


図 II-40.当事者属性別の意匠権事例件数（内円：権利者、外円：被疑侵害者）

※当事者が複数存在する場合、判決文の原告（被告）の冒頭に記載されている者の属性に合わせて分類した。

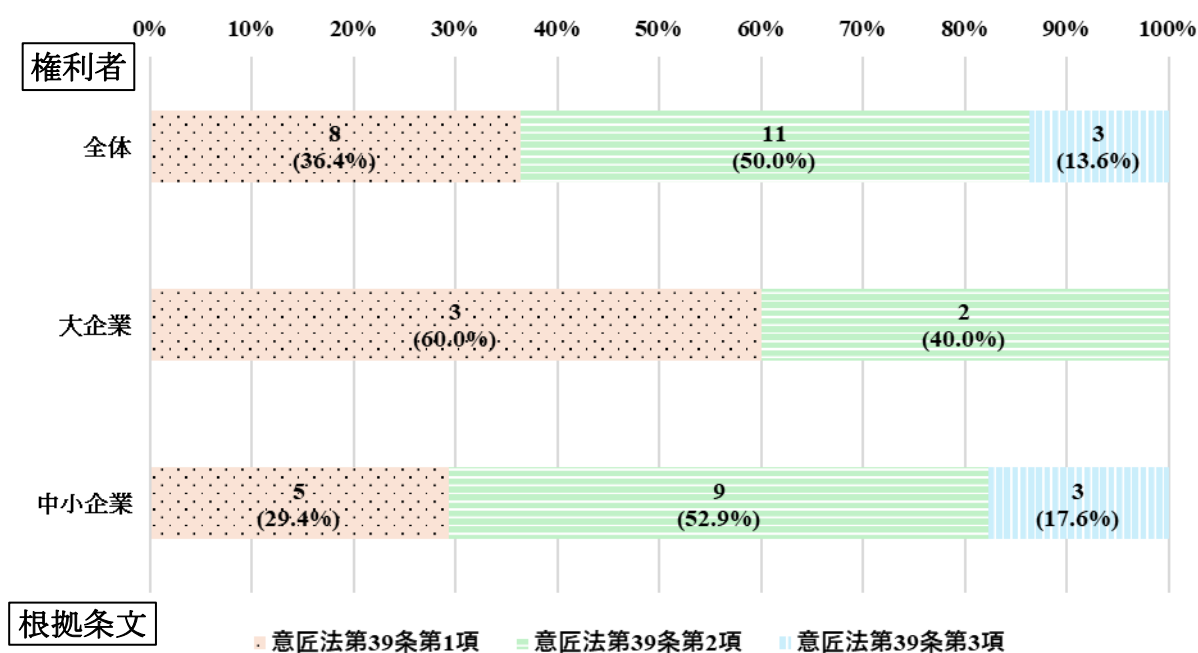


図 II-41 権利者属性別の意匠権根拠条文

※¹ 根拠条文について、「意匠法第 39 条第 1 項」、「意匠法第 39 条第 2 項」、「意匠法第 39 条第 3 項」の 3 種で分類した。

※² 各項に基づく損害認定額を比較し、最も金額が大きい条項を主たる根拠条文として分類した。ただし、対象となる条項の適用が判決文上明記されていることを要件とした。

※³ 各項に基づく認定額が不明な事例については、判決文上の適用条文の記載内容に基づき判定した。

※⁴ 複数の区分で認定額の最大値が同額となる場合や、記載内容から適用条文を一つに絞り込めない場合（複数条文の並記など）については、分類対象外として扱った。

意匠権侵害が認められた事例での令和元年法改正施行前後の損害賠償請求額と認定額の傾向、権利者の当事者属性別請求額と認定額の傾向、代理人費用認定額の損害賠償額に対する割合については、図 II-42～図 II-46 の通り。請求額が 5000 万円以上 1 億円未満の事例は、令和元年法改正施行前に 1 件、令和元年法改正施行後に 1 件あり、当事者属性別では、権利者が中小企業である場合 2 件であった。請求額が 1 億円以上 10 億円未満の事例は、令和元年法改正施行前に権利者が大企業である場合の 1 件であった。認定額が 5000 万円以上 1 億円未満の事例は、令和元年法改正施行前に権利者が中小企業である場合の 1 件であった。認定額が 1 億円以上 10 億円未満の事例は、令和元年法改正施行前に権利者が大企業である場合の 1 件であった。また、代理人費用認定額の損害賠償額に対する割合については、損害賠償額が 1 円以上 100 万円未満の場合は代理人費用認定額の割合が 11%

以上の事例が 3 件ある一方、損害賠償額が 1000 万円以上の場合は 4 件の事例のいずれも代理人費用認定額の割合が 9%以上 11%未満だった。

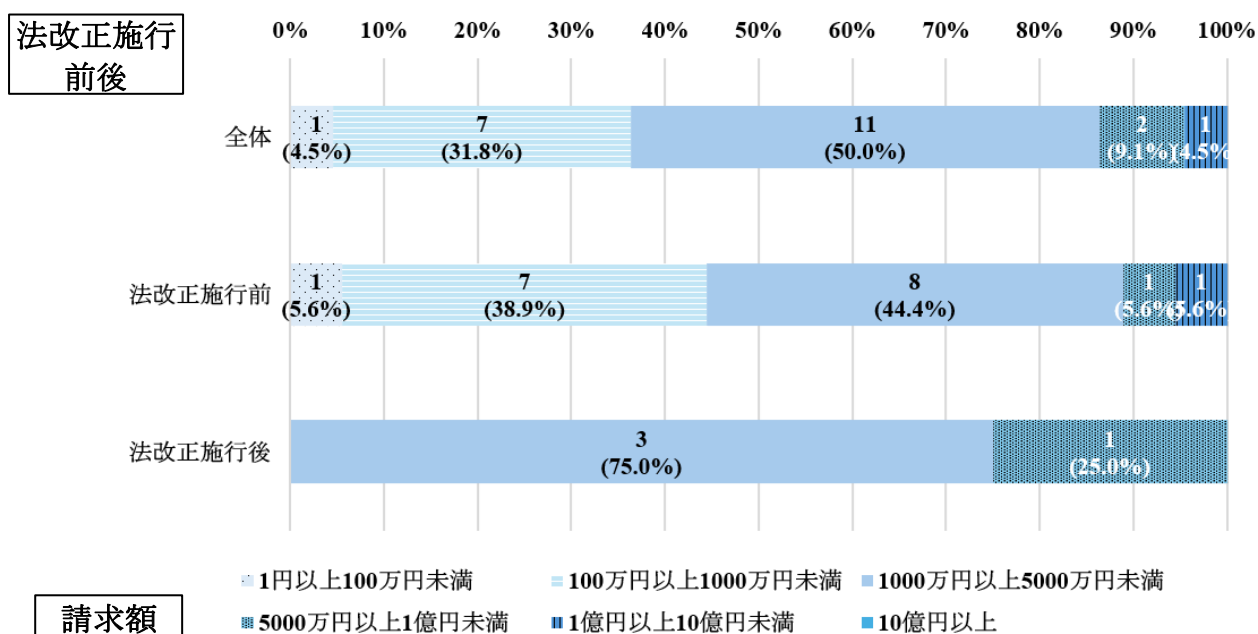


図 II-42 意匠権侵害事例における令和元年法改正施行前後の請求額

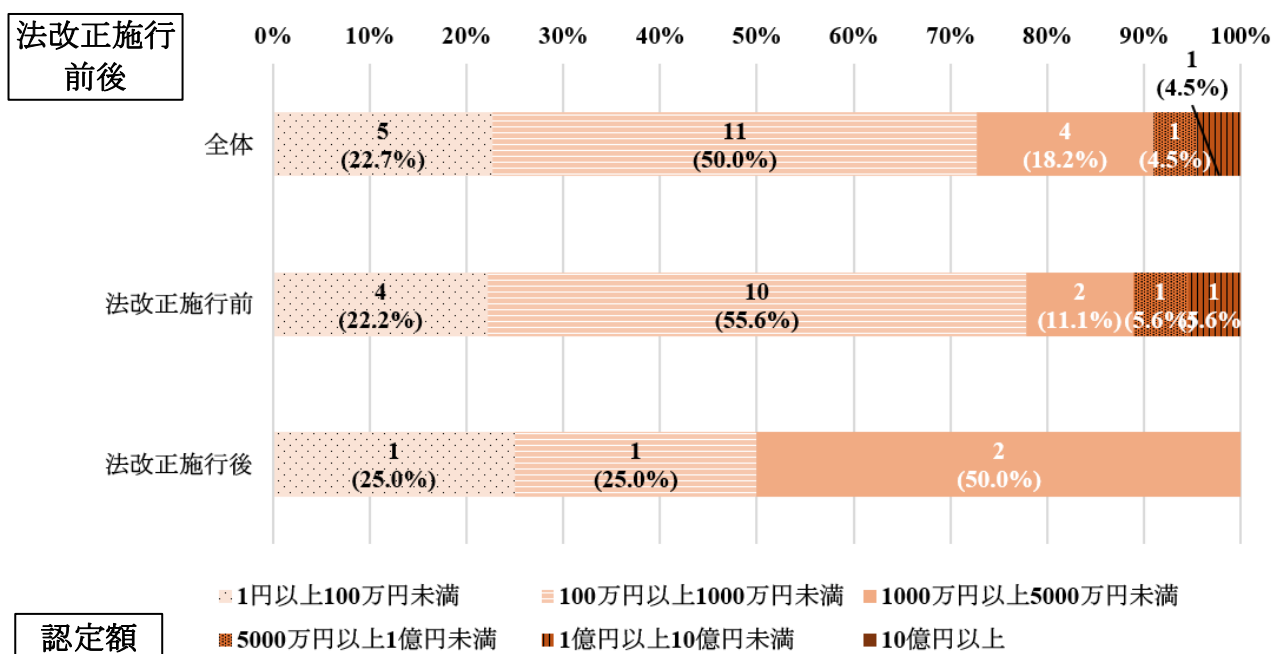


図 II-43 意匠権侵害事例における令和元年法改正施行前後の認定額

※1 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2 主張損害額の合計、認定損害額の合計が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

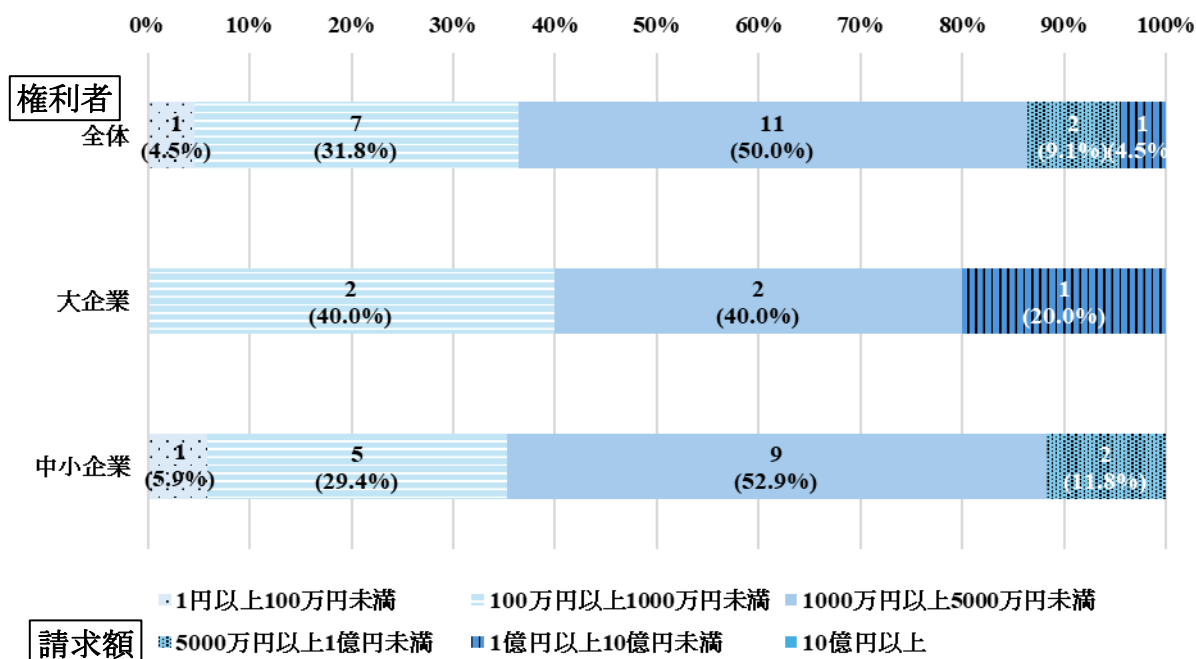


図 II-44 意匠権侵害事例における権利者属性別の請求額

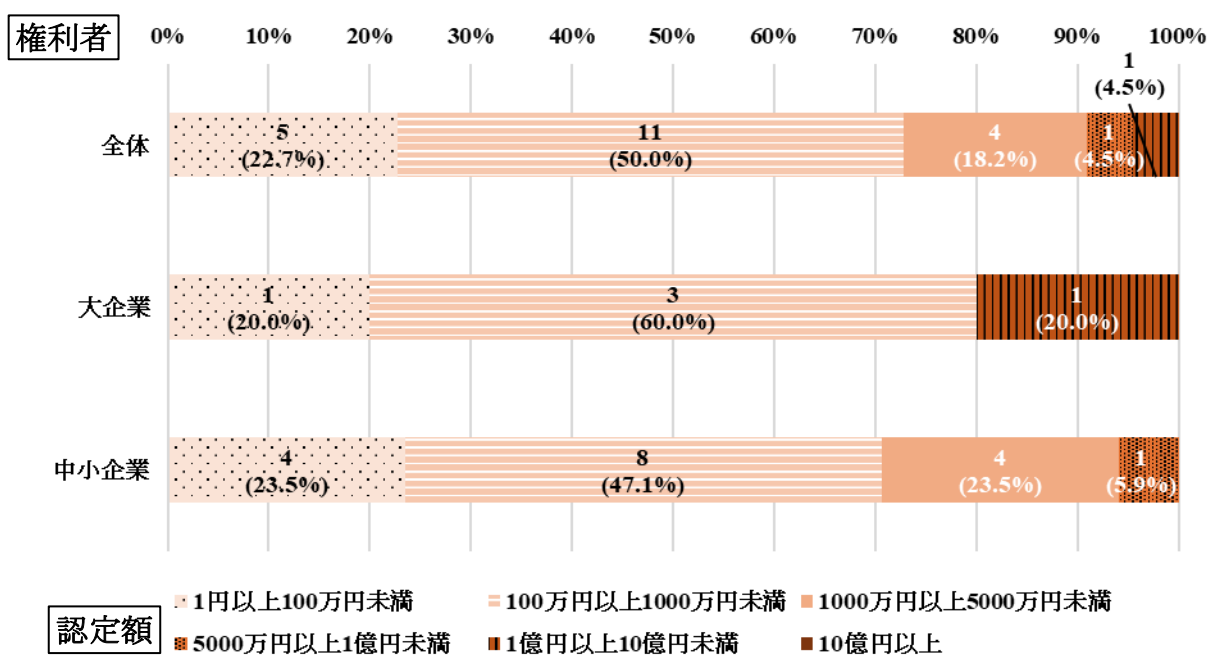


図 II-45 意匠権侵害事例における権利者属性別の認定額

※主張損害額の合計、認定損害額の合計が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

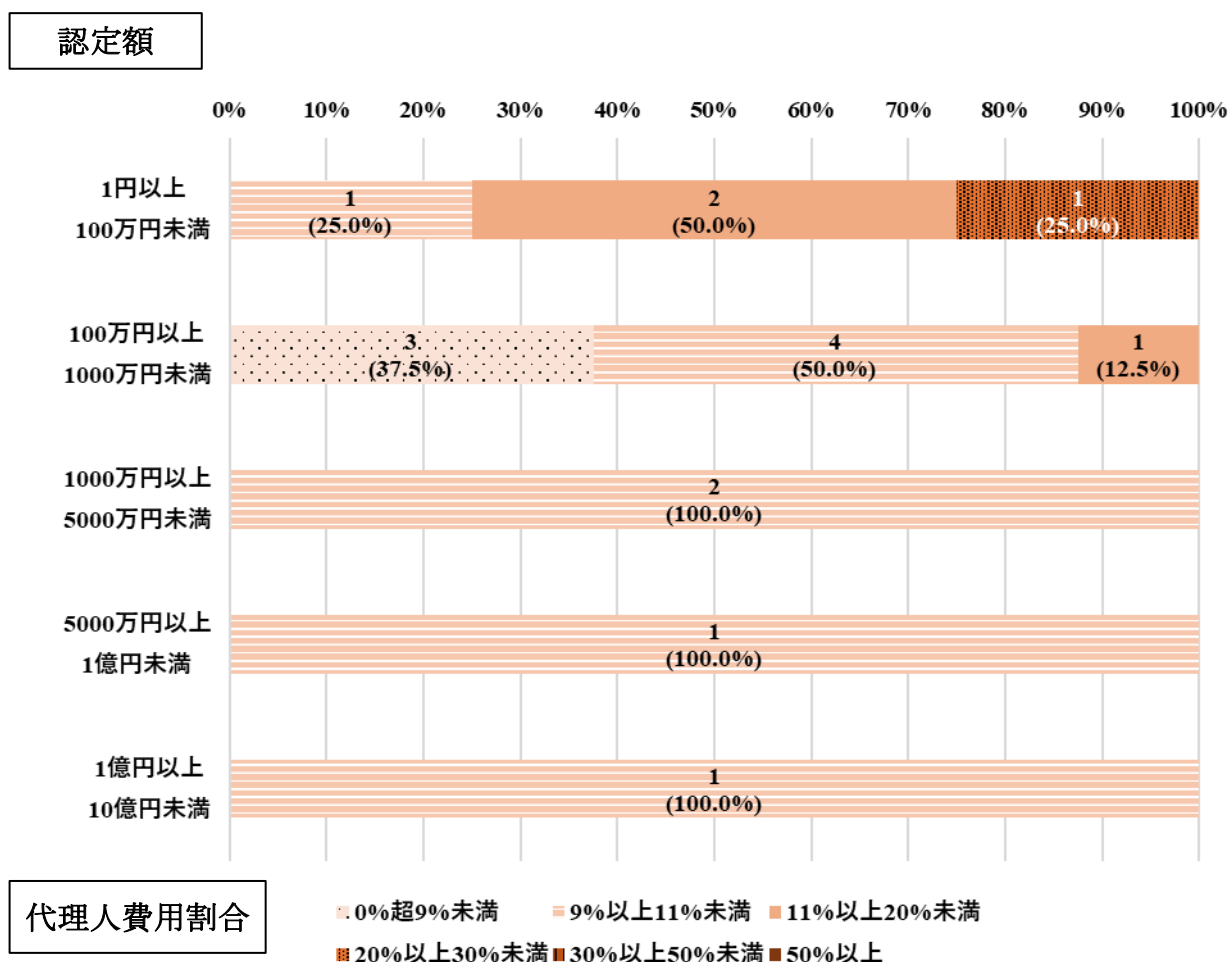


図 II-46 意匠権事例における認定額別の認定額に対する代理人費用割合

※1 判決文中で弁護士費用の割合が明記されている場合はその値を、弁護士費用の割合が明記されておらず「弁護士費用」、「認定損害額の合計」が明記されている場合は「(弁護士費用) / (認定損害額)」で算出した値を代理人費用割合とした。

※2 代理人費用割合が不明であった事例は分析対象外として扱った。

②意匠法第 39 条第 1 項

意匠法第 39 条第 1 項に基づく請求額、認定額の年別推移は図 II-47、図 II-48 の通り。平成 25 年以前は、5000 万円未満の請求額、1000 万円未満の認定額の事例のみであったが、平成 26 年以降は、5000 万円以上の請求額、5000 万円以上の認定額の事例も見受けられた。

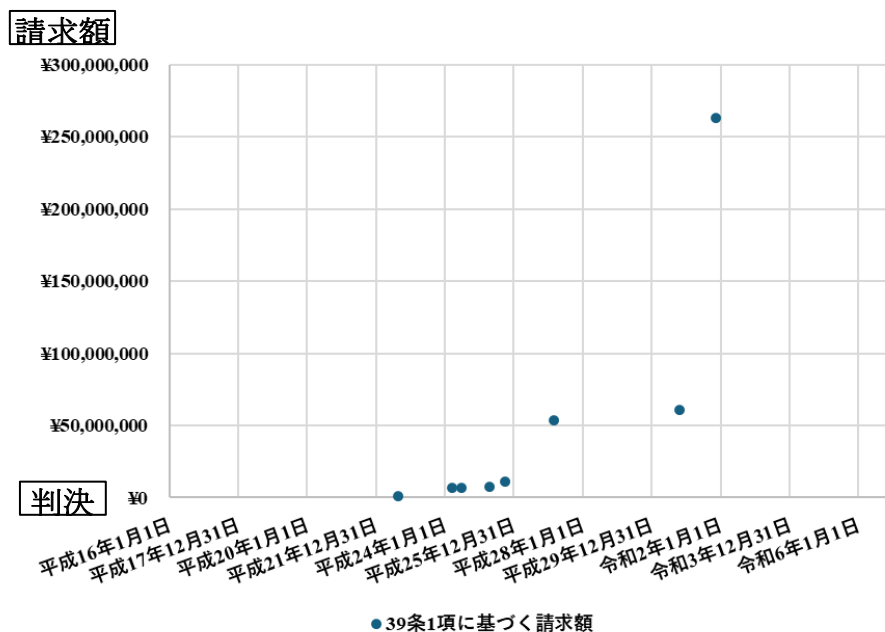


図 II-47 意匠法第 39 条第 1 項に基づく請求額の推移

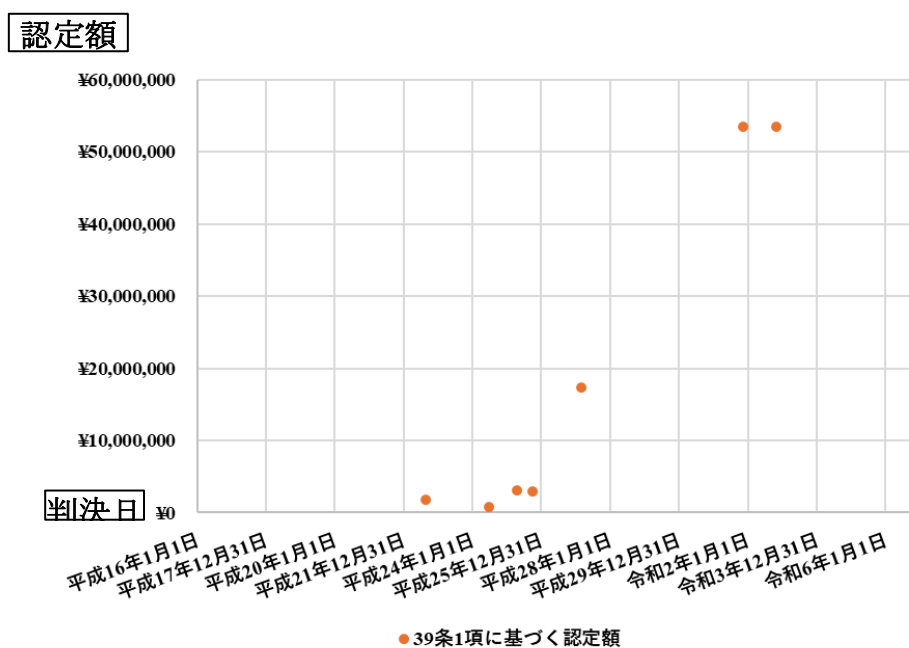


図 II-48 意匠法第 39 条第 1 項に基づく認定額の推移

※意匠法第 39 条第 1 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から意匠法 39 条第 1 項の覆滅率が把握できる事例の件数は 8 件であった。覆滅率の時期別傾向について、散布図を示した結果は図 II-49 の通り。全体的に 0～20%と 50～90%に分布しているが、50%以上に分布しているものが過半数を占めている。また、権利者が中小企業の場合 75%以上の覆滅率が認定される事例が 3 件見受けられた。(図 II-50)

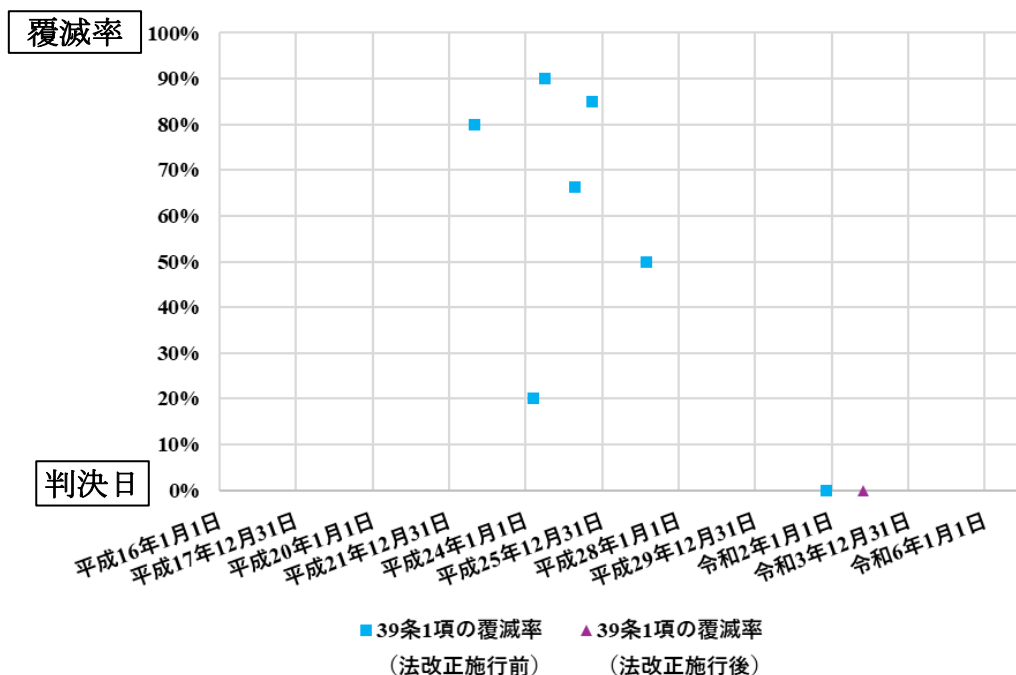


図 II-49 意匠法第 39 条第 1 項の覆滅率の推移

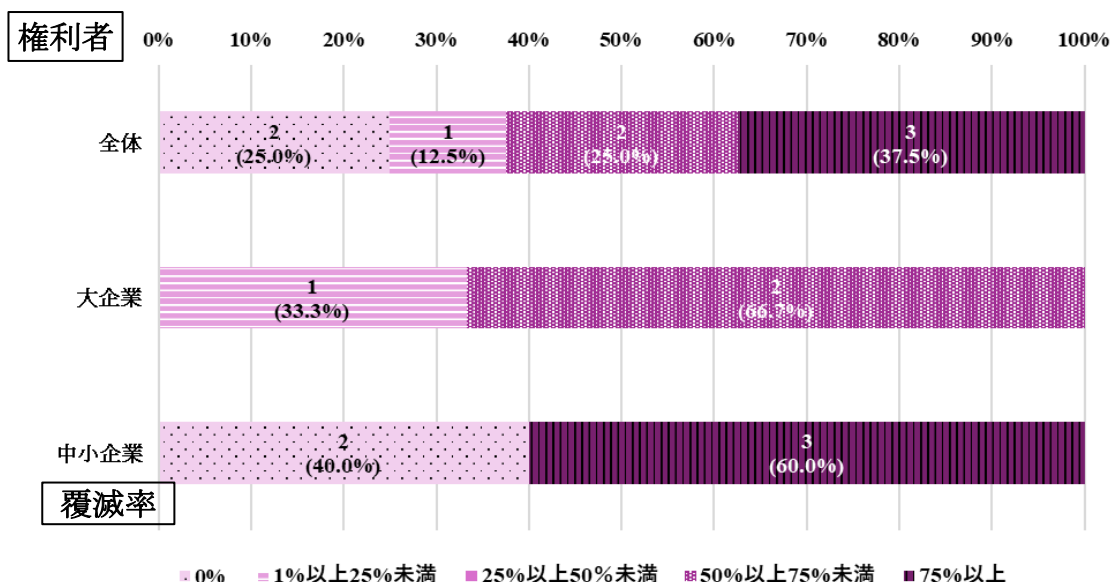


図 II-50 権利者属性別の意匠法第 39 条第 1 項の覆滅率

※1 意匠法第 39 条第 1 項の覆滅率が不明であったものは分析対象外として扱った。

※2 覆滅率が 0% (覆滅の主張がなかったものも含む。) の事例も分析対象とした。

※³ 判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

覆滅が認められた事例6件のうち、(2)「市場における競合品の存在」が3件、(3)「侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）」が1件、(4)「侵害品及び意匠権者の製品の性能（機能など意匠以外の特徴）に相違が存在すること」が2件、(5)「上記（1）から（4）に当てはまらないもの」が4件、覆滅事由として認定された。(5)「上記（1）から（4）に当てはまらないもの」に関しては、部分意匠であることや、需要者の着目部分が意匠以外の機能面であること等の理由が認定されている。

③意匠法第39条第2項

意匠法第39条第2項に基づく請求額、認定額の年別平均は図 II-51、図 II-52 の通り。請求額に関しては、全体的に0～2000万円に8件、2000万～6000万円に2件、1億～1億2000万円に1件見受けられた。認定額に関しては、全体的に0～400万円に8件、800万～1600万円に3件見受けられた。

請求額

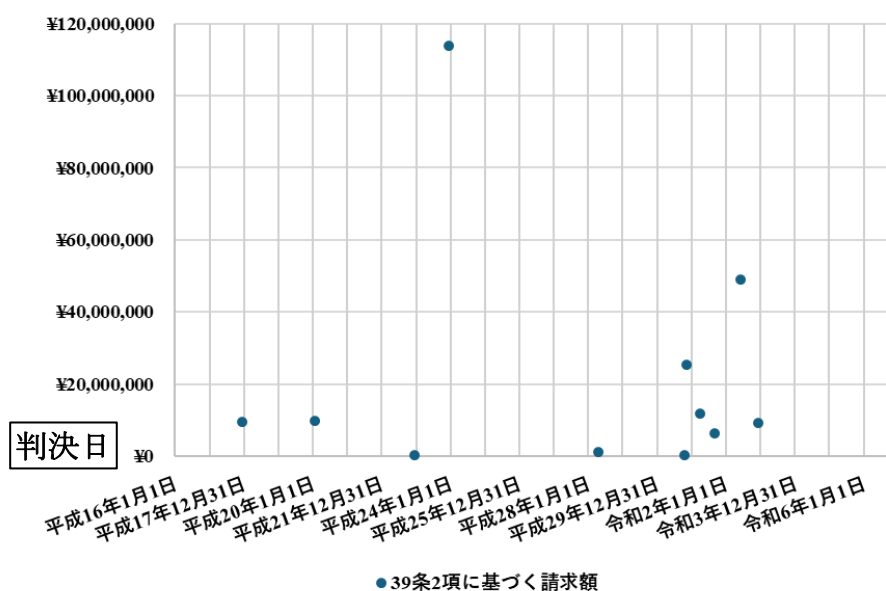


図 II-51 意匠法第39条第2項に基づく請求額の推移

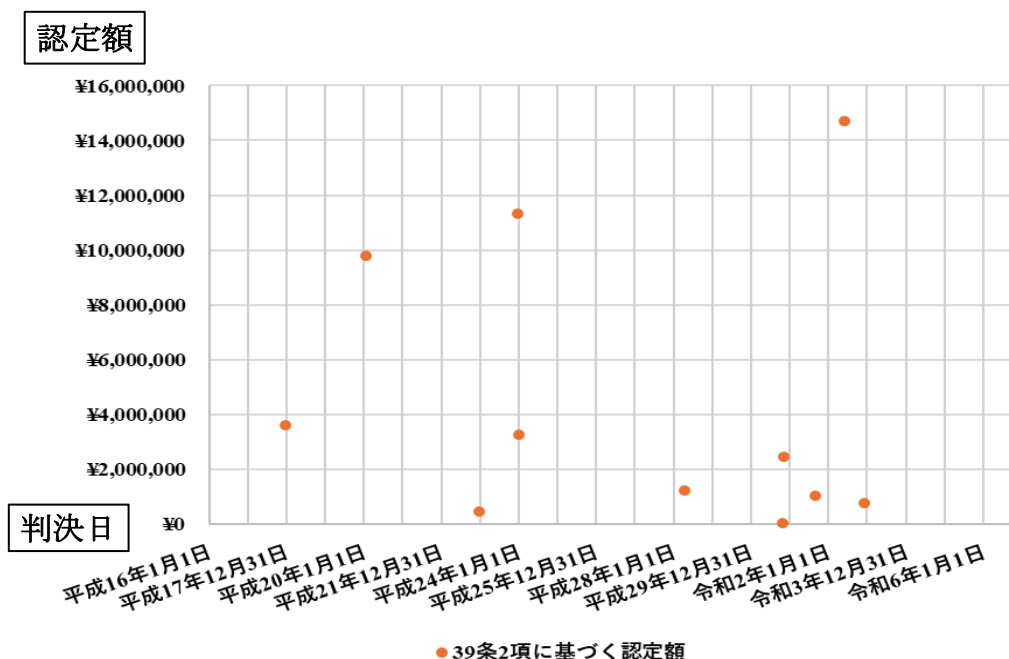


図 II-52 意匠法第 39 条第 2 項に基づく認定額の推移

※意匠法第 39 条第 2 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から意匠法 39 条第 2 項の覆滅率が把握できる事例の件数は 12 件であった。覆滅率の時期別の傾向について、散布図を示した結果は図 II-53 の通り。全体的に 0% と 70%~90% に多く分布している。権利者属性別の覆滅率について、権利者が大企業の場合は 50% 以上の覆滅率の事例は 1 件、権利者が中小企業の場合は 50% 以上の覆滅率が 5 件見受けられた。(図 II-54)

覆滅が認められた事例 6 件において、(2)「市場における競合品の存在」が 1 件、(4)「侵害品及び意匠権者の製品の性能（機能など意匠以外の特徴）に相違が存在すること」が 4 件、(5)「上記 (1) から (4) に当てはまらないもの」が 3 件、覆滅事由として認定された³⁹。(5)「上記 (1) から (4) に当てはまらないもの」に関しては、いずれの事例も製品全体のうち意匠の占める割合が一部に過ぎないことが理由となっている。

³⁹ 一つの事例において複数の覆滅事由が認定され得る。

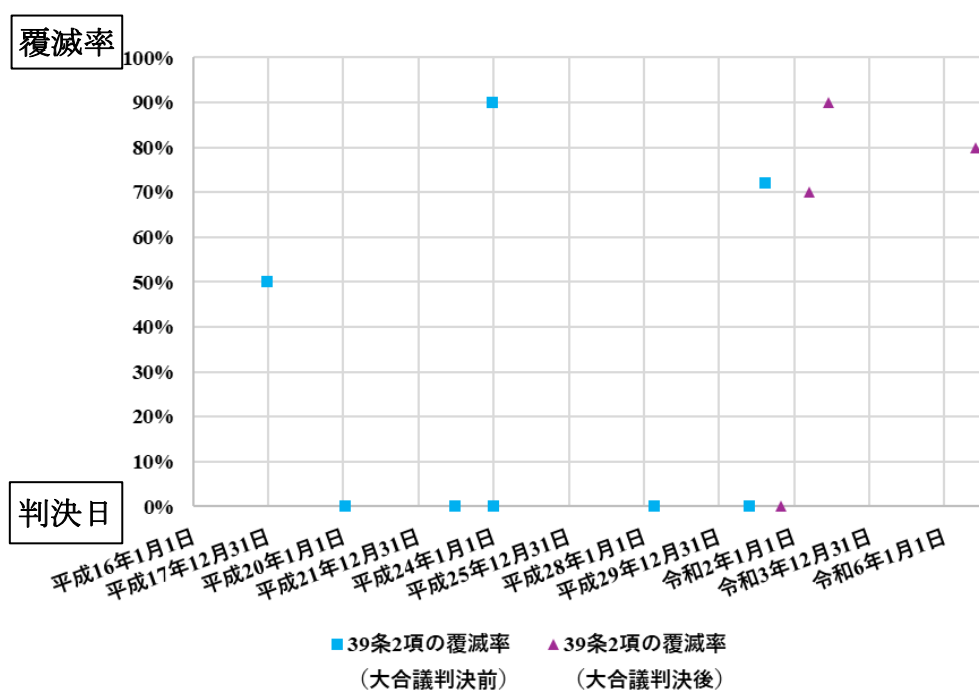


図 II-53 意匠法第 39 条第 2 項の覆滅率の推移

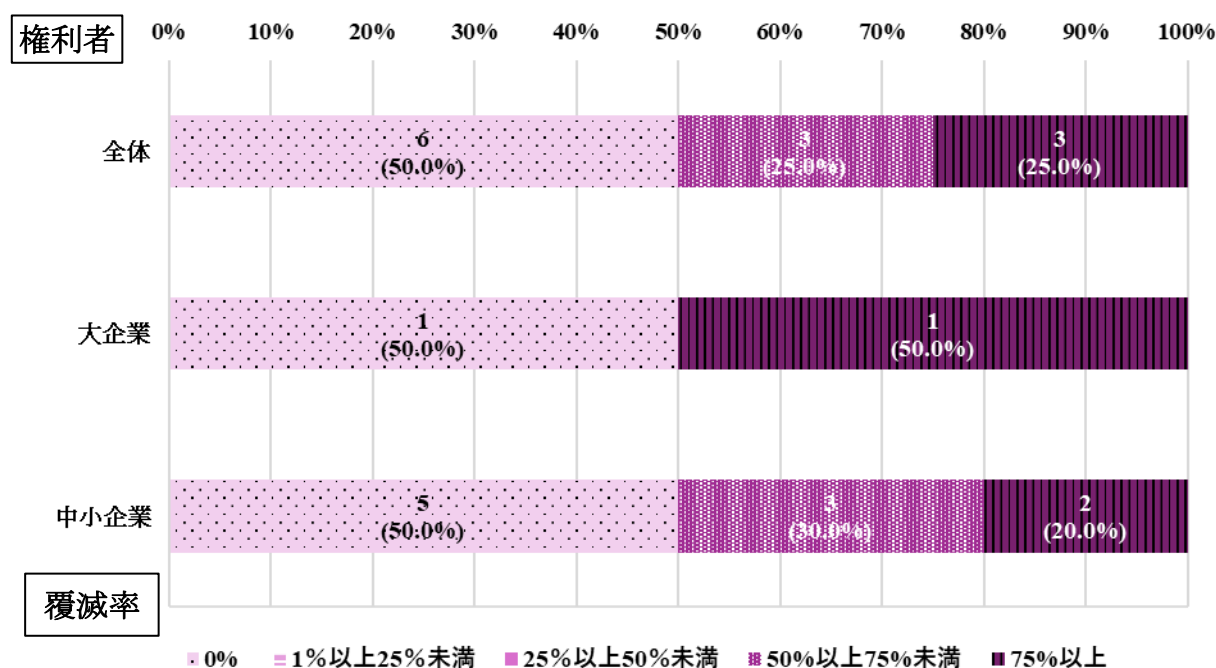


図 II-54 権利者属性別の意匠法第 39 条第 2 項の覆滅率

※¹ 意匠法第 39 条第 2 項の覆滅率が不明であったものは分析対象外として扱った。

※² 覆滅率が 0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の事例も分析対象とした。

※³ 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

※⁴ 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

④意匠法第 39 条第 3 項

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から意匠法 39 条第 3 項の相当実施料率が把握できる事例の件数は 3 件であった。意匠法第 39 条第 3 項による相当実施料率、実施料率の理由はそれぞれ表 II-8 の通り。実施料率は 3.5%、5%、15%がそれぞれ認定されている。実施料率の認定においては、(1) 「本件意匠の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等」が相当実施料率の考慮要素として全ての事例で認定されており、また、2つの事例において、(3) 「本件意匠を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様」及び(4) 「意匠権者である原告と侵害者である被告との競業関係や意匠権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情」が認定されている。

大阪地判平成 24 年 11 月 8 日（平成 23 年（ワ）3361 号）では、原告が本件本意匠の開発に時間と労力を投入したことや、本件本意匠が売上げに相当程度寄与していたこと、被告と完全に競合する関係にあったこと等から、15%の実施料率が認定された。

表 II-8 意匠法第 39 条第 3 項によって認定された事例

| 裁判所名 | 判決日 | 事件番号 | 実施料率 | 認定された実施料率の理由 |
|-------------|---------------------|-----------------------|------|--|
| 東京地方 裁判所 | 令和 6 年 10 月 30 日 | 令和 3 年 (ワ) 20229 号 | 3.5% | (1) 本件意匠の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等 |
| 大阪地方 裁判所 | 令和 2 年 3 月 2 日 | 平成 30 年 (ワ) 6029 号 | 5% | (1) 本件意匠の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等 (3) 本件意匠を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様 (4) 意匠権者である原告と侵害者である被告との競業関係や意匠権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情 |

| | | | | |
|---------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------|---|
| <p>大阪地方 裁判所</p> | <p>平成 24 年 11 月 8 日</p> | <p>平成 23 年 (ワ) 3361 号</p> | <p>15%</p> | <p>(1) 本件意匠の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等</p> <p>(3) 本件意匠を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様</p> <p>(4) 意匠権者である原告と侵害者である被告との競業関係や意匠権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情</p> |
|---------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------|---|

(iv) 商標権

①基礎情報

上述した調査条件に基づく調査の結果、合計 75 件の裁判例が対象となり、商標権侵害が認められた事例の当事者属性別の傾向は図 II-55 の通り。商標権侵害が認められた事例は、中小企業同士の事例が最も多く（26 件）、次いで、その他同士（11 件）、権利者がその中で被疑侵害者が中小企業（10 件）、権利者が大企業で被疑侵害者が中小企業（8 件）及び権利者が中小企業で被疑侵害者がその他（8 件）の順で確認された。また、商標法第 38 条第 1 項、第 2 項、第 3 項がそれぞれ根拠条文となった事例数は図 II-56 の通り。全体として、商標法第 38 条第 3 項に基づく認定が最も多く、次いで商標法第 38 条第 2 項の結果となった。

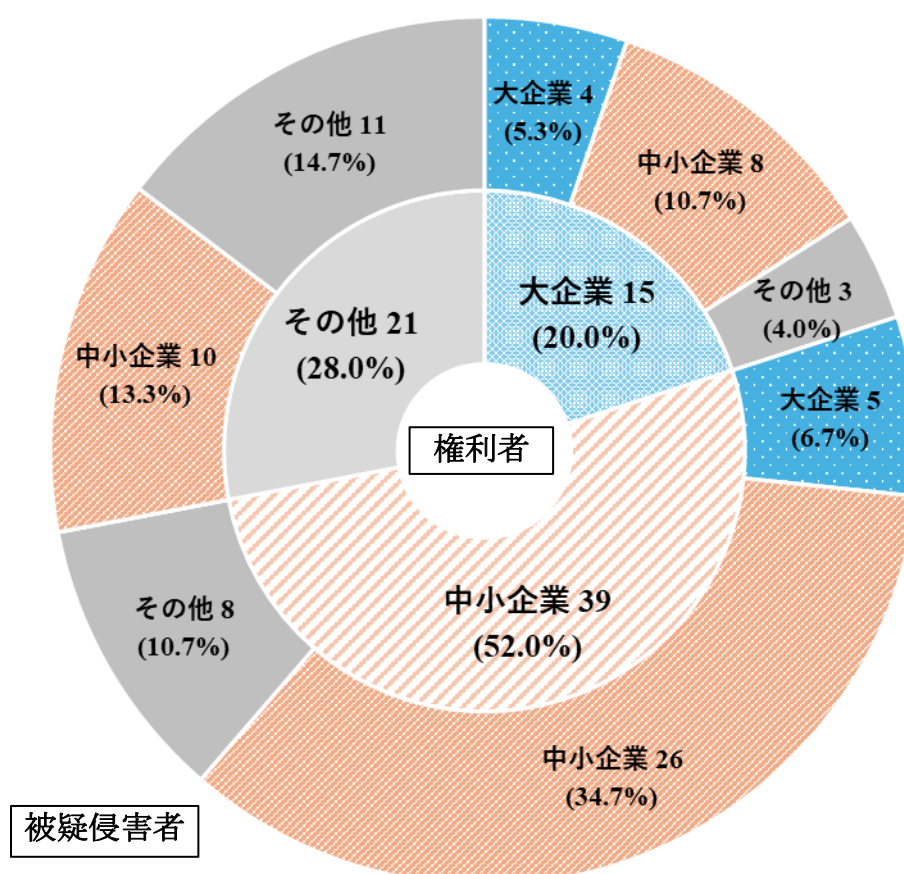


図 II-55 当事者属性別の商法権事例件数（内円：権利者、外円：被疑侵害者）

※1 当事者が複数存在する場合、判決文の原告（被告）の冒頭に記載されている者の属性に合わせて分類した。

※2 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

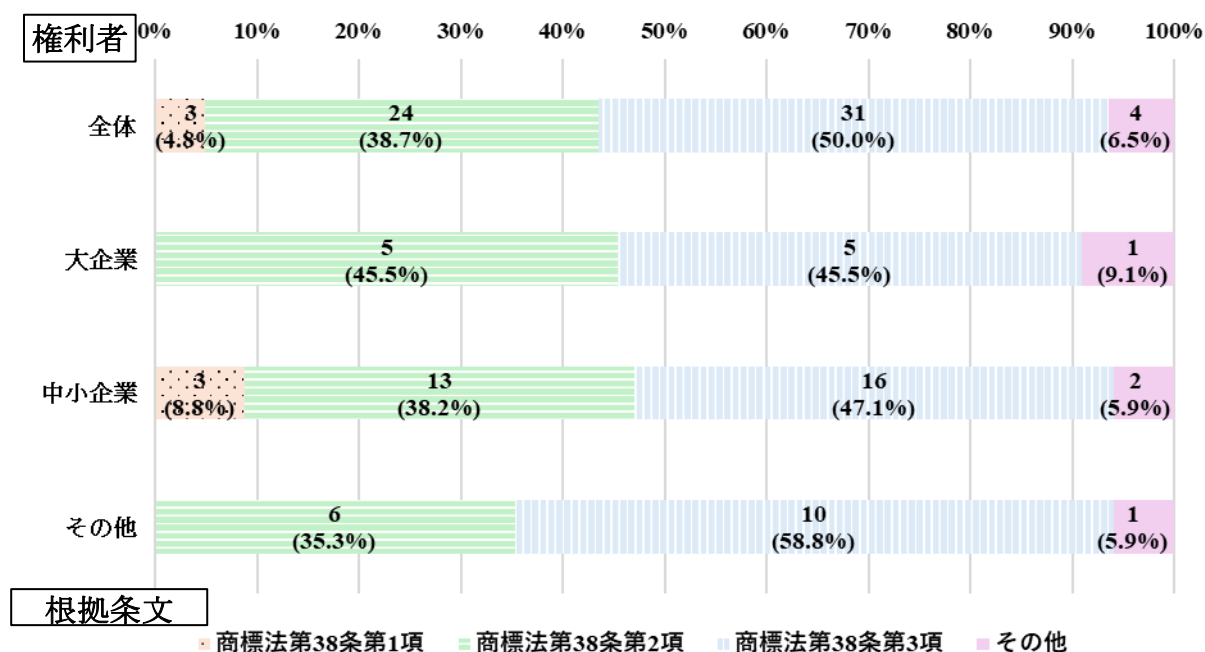


図 II-56 権利者属性別の商標権根拠条文

※¹ 根拠条文について、「商標法第38条第1項」、「商標法第38条第2項」、「商標法第38条第3項」、「その他（民法第703条（不当利得）等）」の4種で分類した。

※² 各項に基づく損害認定額を比較し、最も金額が大きい条項を主たる根拠条文として分類した。ただし、対象となる条項の適用が判決文上明記されていることを要件とした。

※³ 各項に基づく認定額が不明な事例については、判決文上の適用条文の記載内容に基づき判定した。

※⁴ 複数の区分で認定額の最大値が同額となる場合や、記載内容から適用条文を一つに絞り込めない場合（複数条文の並記など）については、分類対象外として扱った。

※⁵ 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

商標権侵害が認められた事例での令和元年法改正施行前後の損害賠償請求額と認定額の傾向、権利者の当事者属性別請求額と認定額の傾向、代理人費用認定額の損害賠償額に対する割合については、図 II-57～図 II-61 の通り。令和元年法改正施行前後における損害賠償の請求額及び認定額については、全体として大きな変化は見られなかった。権利者の当事者属性別の請求額について、件数は少ないものの、権利者が大企業の場合は1億円以上の損害賠償額を請求する事例の割合が中小企業と比べて大きい結果となった。認定額については、件数は少ないものの1000万円以上の損害賠償額が認められた割合において権利者が大企業の場合と中小企業の場合との間に大きな差は見られなかった。代理人費用認

定額の損害賠償額に対する割合については、損害賠償額が1円以上100万円未満の場合は、代理人費用認定額の損害賠償額に対する割合が11%以上のケースが多かった。一方で、損害賠償額が5000万円以上の場合、件数は少ないものの、代理人費用認定額の損害賠償額に対する割合はいずれも9%未満だった。

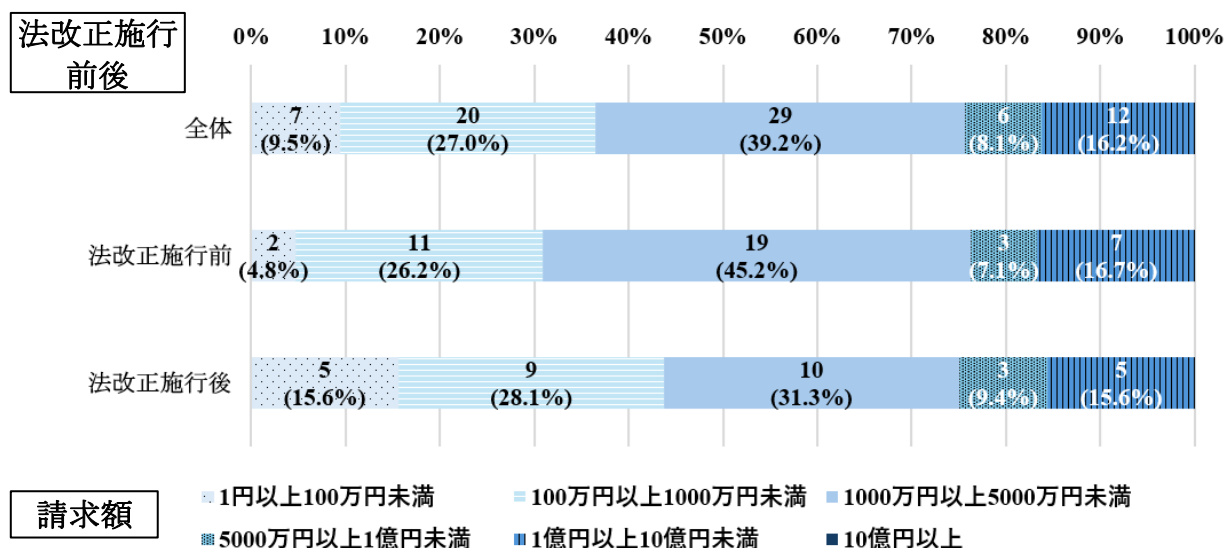


図 II-57 商標権侵害事例における令和元年法改正施行前後の請求額

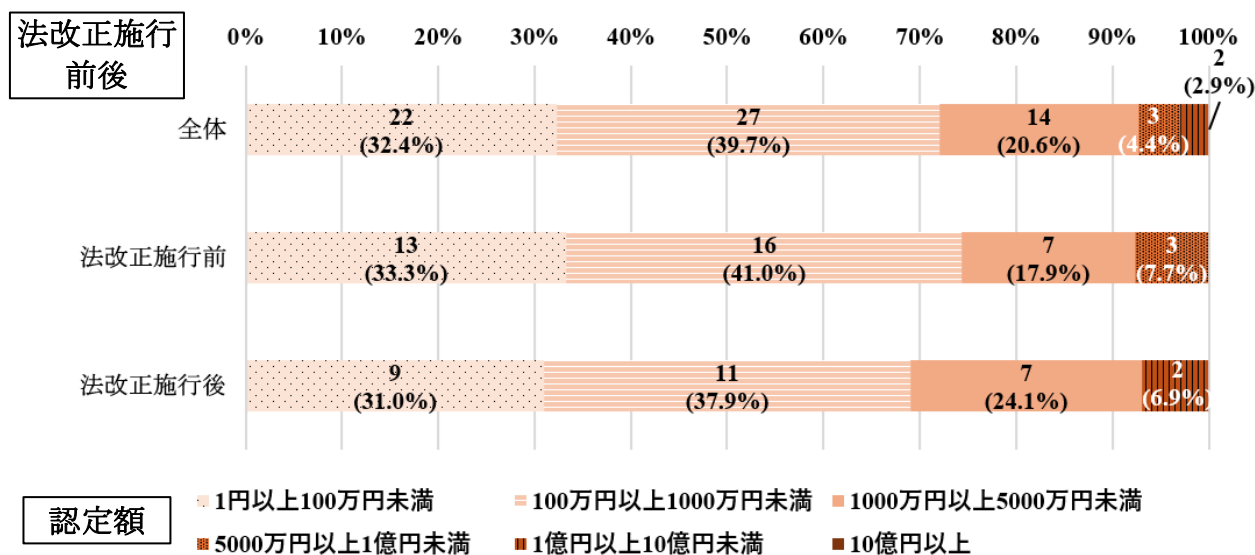


図 II-58 商標権侵害事例における令和元年法改正施行前後の認定額

※1 判決日が令和2年4月1日より前であれば法改正施行前、令和2年4月1日以降であれば法改正施行後として分類した。

※2 主張損害額の合計、認定損害額の合計が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

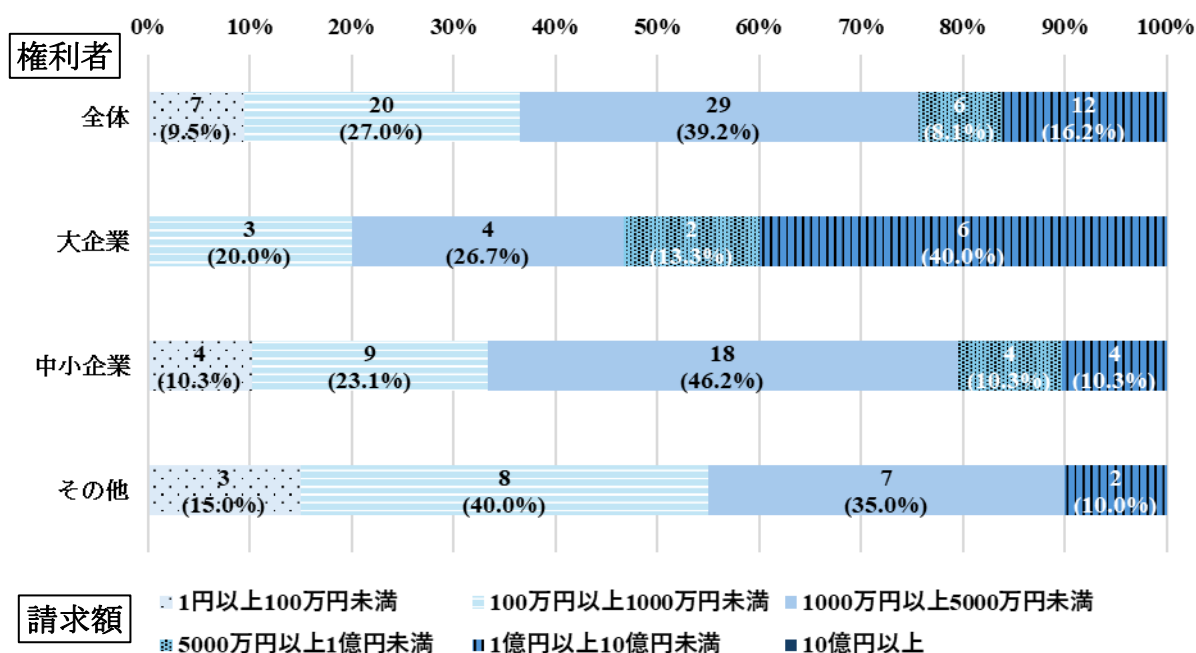


図 II-59 商標法第 38 条に基づく権利者属性別の請求額

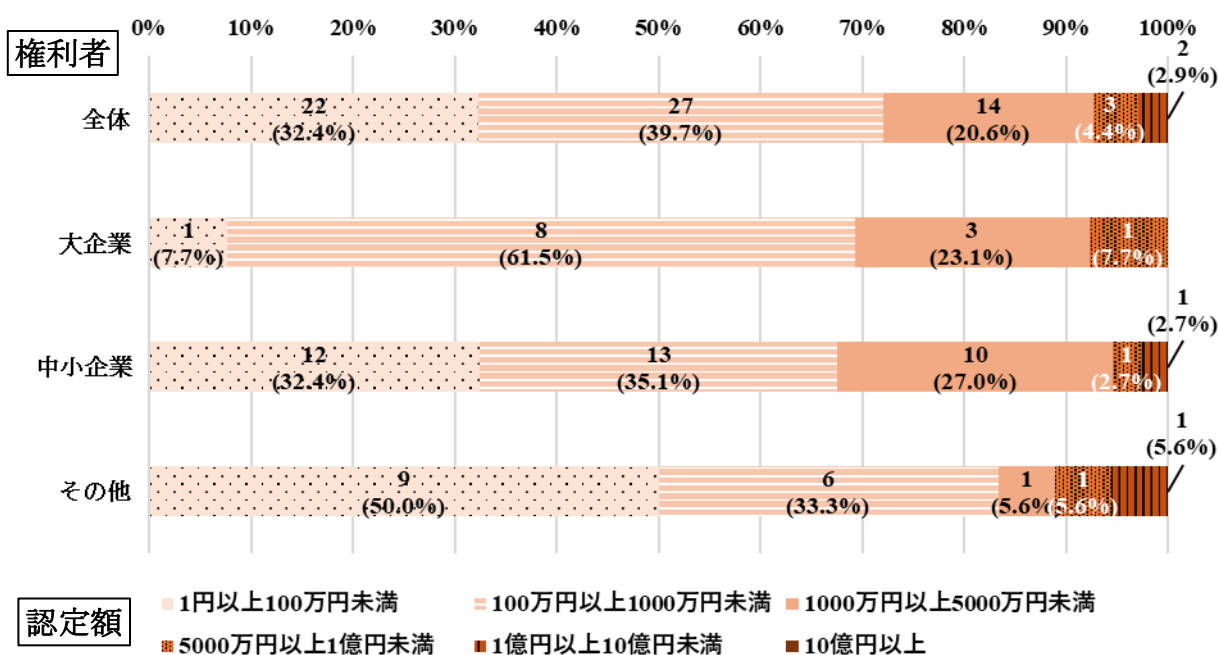


図 II-60 商標法第 38 条に基づく権利者属性別の認定額

※¹ 主張損害額の合計、認定損害額の合計が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

※² 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

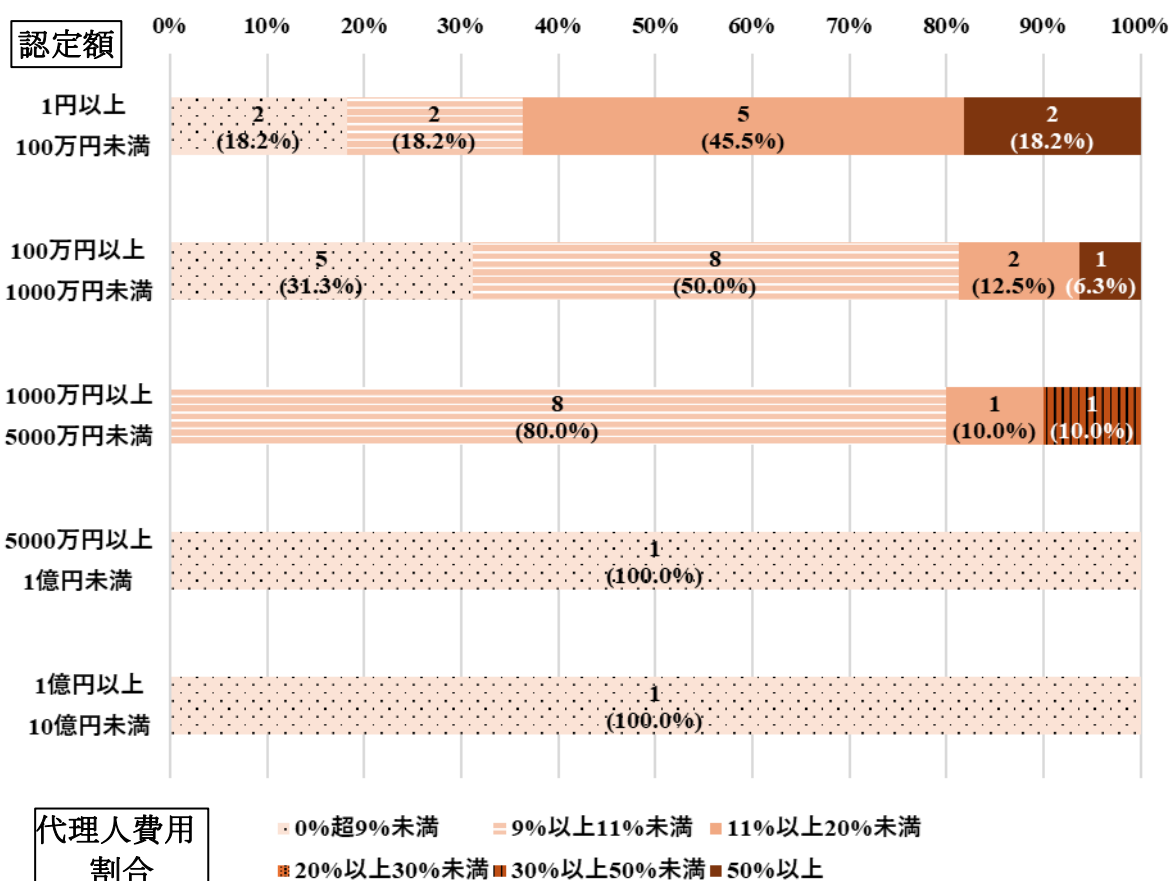


図 II-61 商標権事例における認定額別の認定額に対する代理人費用割合

※¹判決文中で弁護士費用の割合が明記されている場合はその値を、弁護士費用の割合が明記されておらず「弁護士費用」「認定損害額の合計」が明記されている場合は「(弁護士費用) / (認定損害額の合計)」で除して算出した値を代理人費用割合とした。

※²代理人費用割合が不明であった事例は分析対象外として扱った。

②商標法第 38 条第 1 項

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から商標法第 38 条第 1 項の覆滅率が把握できる事例の件数は 5 件であった。商標法第 38 条第 1 項による覆滅率、覆滅事由はそれぞれ表 II-9 の通り。

東京地判令和 6 年 1 月 17 日 (令和 4 年 (ワ) 16062 号) では、販売地域が異なることや、原告商品は原告の配置薬を利用している者に対してのみ販売されているという販売形態の違いから、市場は異なるとされ、98%の覆滅率が認定された。また、(5)「上記 (1) から (4) に当てはまらないもの」に関しては、登録商標と同一又は類似の標章の他に被告の別標章が付されていたことが考慮されている。なお、東京地判令和 6 年 1 月 17 日 (令和 4 年 (ワ) 16062 号) については、商標法第 38 条第 1 項第 2 号も適用された。

表 II-9 商標法第 38 条第 1 項によって認定された事例

| 裁判所名 | 判決日 | 事件番号 | 覆滅率 | 認定された覆滅事由 |
|---------------|----------------------|---|-----|--|
| 東京地方 裁判所 | 令和 6 年 1 月 17 日 | 令和 4 年 (ワ) 16062 号 | 98% | (1) 市場の非同一性 |
| 東京地方 裁判所 | 令和 5 年 3 月 24 日 | 令和 3 年 (ワ) 11398 号 | 90% | (2) 市場における競合品・競 合サービスの存在 (5) 上記 (1) から (4) に当 てはまらないもの |
| 知的財産 高等裁判所 | 平成 26 年 7 月 14 日 | 平成 25 年 (ネ) 10114 号 平成 26 年 (ネ) 10027 号* | 15% | (1) 市場の非同一性 (4) 侵害品・侵害サービス及 び商標権者の製品・サービスの 性能（機能、デザイン、サービ ス内容等商標以外の特徴）に相 違が存在すること |
| 大阪地方 裁判所 | 平成 26 年 3 月 27 日 | 平成 24 年 (ワ) 13709 号 | 30% | (5) 上記 (1) から (4) に当 てはまらないもの |
| 東京地方 裁判所 | 平成 25 年 11 月 19 日 | 平成 23 年 (ワ) 26745 号 | 0% | 覆滅なし |

*特許権侵害行為差止等請求控訴・同附帯控訴事件の 2 事件からなる東京地判平成 25 年 11 月 19 日（平成 23（ワ）26745 号）の控訴審である

③商標法第 38 条第 2 項

商標法第 38 条第 2 項に基づく請求額、認定額の年別推移は図 II-62、図 II-63 の通り。高額な請求額、認定額を外れ値として除外した年別推移は図 II-64、図 II-65 の通り。請求額は近年になるにつれ 5000 万円以上の事例が増加した一方、認定額については 2 億円を超える事例が 1 件あるものの全体として大きな変化は見られなかった。また、令和元年 6 月 7 日知財高裁大合議判決前後で比較した結果は図 II-66、図 II-67 の通り。請求額については、件数が少ないものの知財高裁大合議判決後は 5000 万円以上の事例の割合が増加し、認定額については、全体として大きな変化は見られなかった。

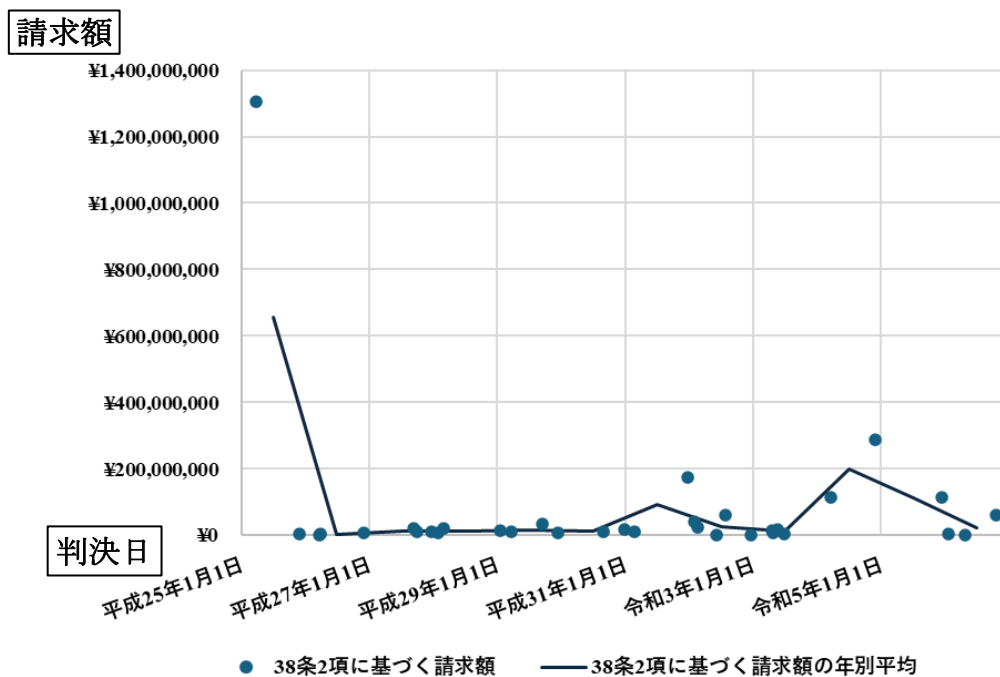


図 II-62 商標法第 38 条第 2 項に基づく請求額の推移

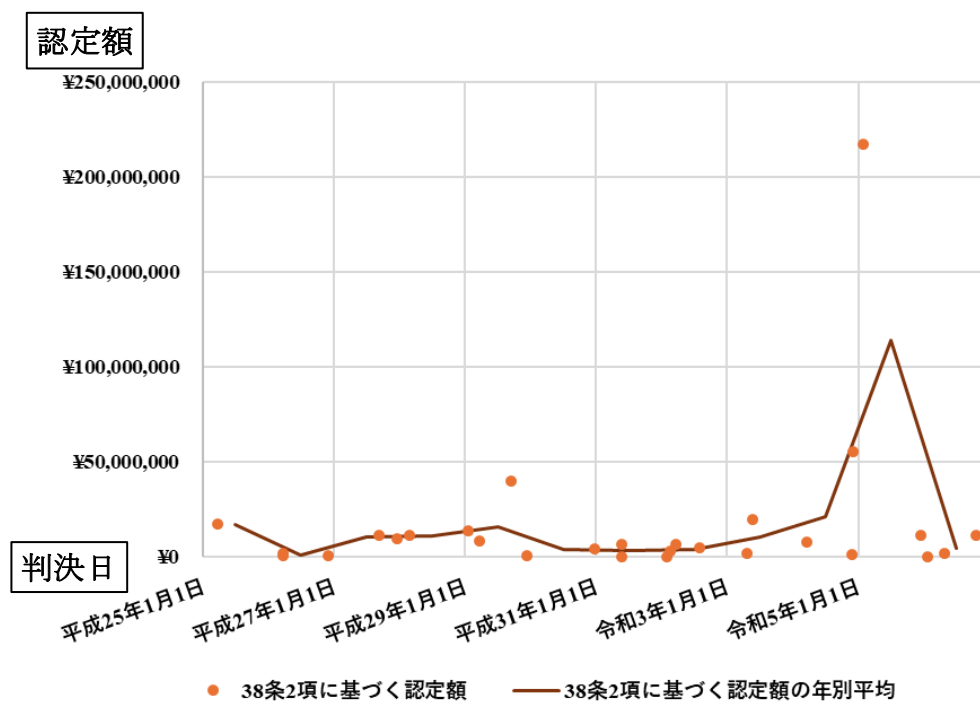


図 II-63 商標法第 38 条第 2 項に基づく認定額の推移

*商標法第 38 条第 2 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

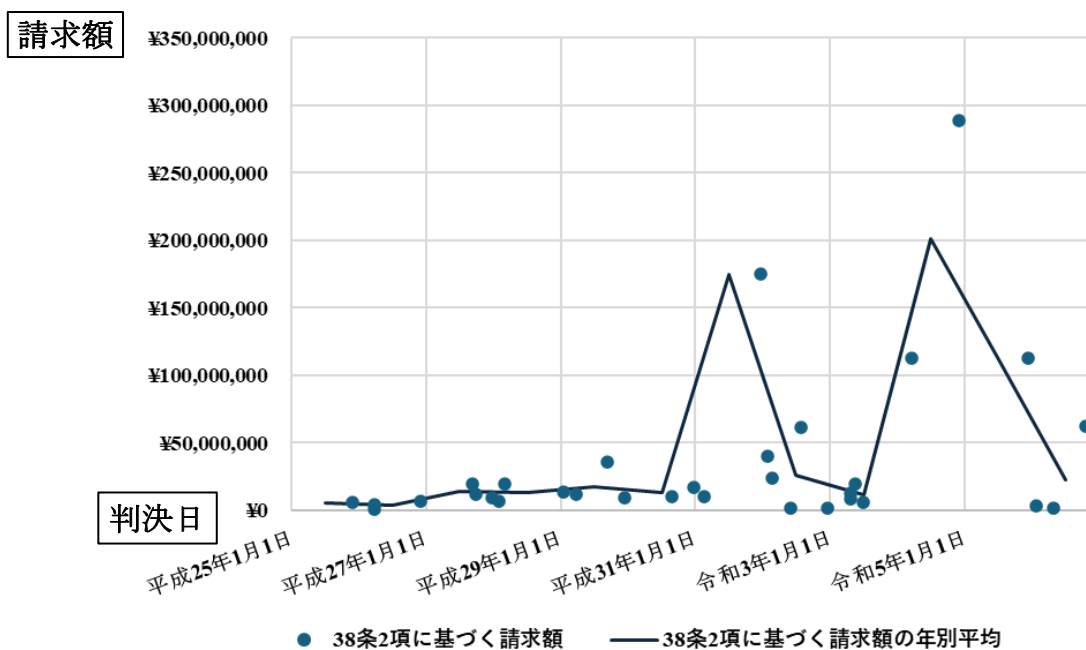


図 II-64 商標法第 38 条第 2 項に基づく請求額の推移（外れ値除外）

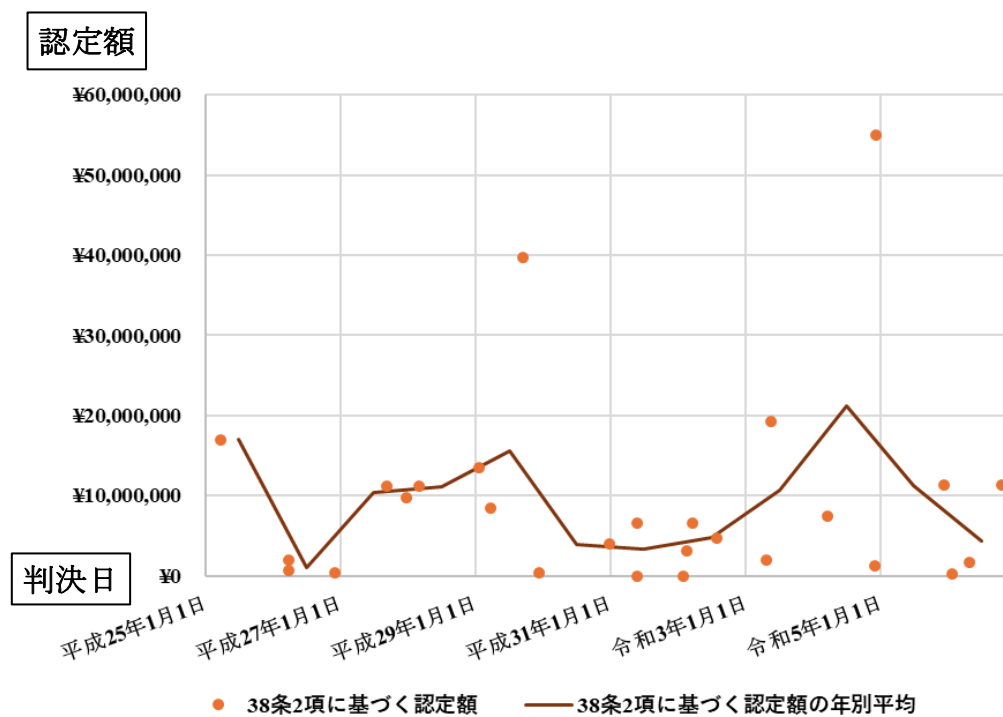


図 II-65 商標法第 38 条第 2 項に基づく認定額の推移（外れ値除外）

※¹ 商標法第 38 条第 2 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

※2 上記図 II-62、図 II-63 のうち、商標法第 38 条第 2 項に基づく請求額が 10 億円を超える 1 件と商標法第 38 条第 2 項による認定額が 2 億円を超える 1 件を外れ値と考えて除外した。

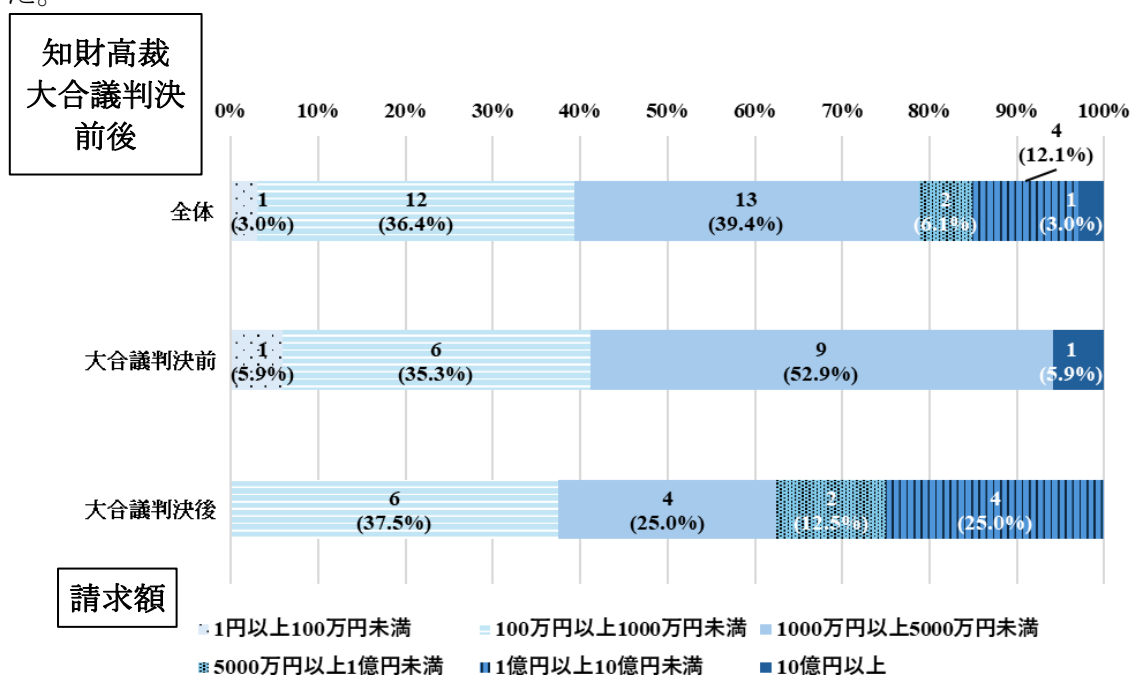


図 II-66 知財高裁大合議判決前後の商標法第 38 条第 2 項に基づく請求額

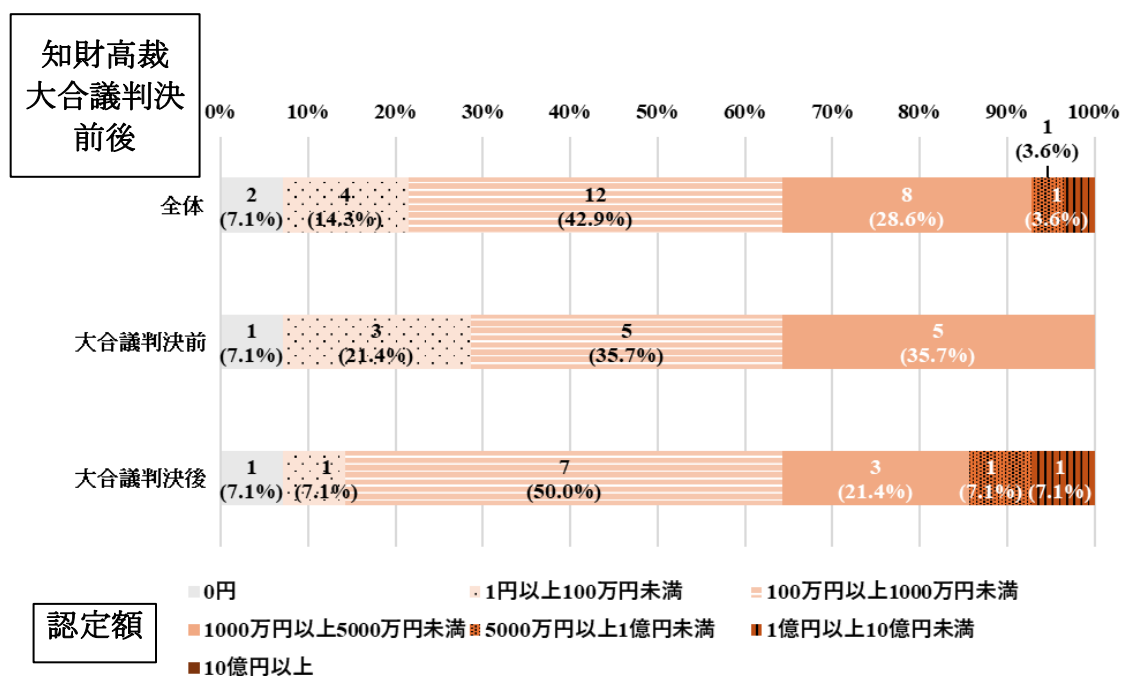


図 II-67 知財高裁大合議判決前後の商標法第 38 条第 2 項に基づく認定額

※1 判決日が令和元年 6 月 7 日より前であれば知財高裁大合議判決前、令和元年 6 月 7 日以降であれば知財高裁大合議判決後として分類した。

※2 「商標法第 38 条第 2 項に基づく請求額」、「商標法第 38 条第 2 項に基づく認定額」が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から商標法第 38 条第 2 項の覆滅率が把握できる事例の件数は 25 件であった。覆滅率の時期別の傾向について、散布図を示した結果はそれぞれ図 II-68 の通り。全体的に 0%又は 90%前後の分布が多くなっており、知財高裁大合議判決前後で、全体として大きな変化は見られない（図 II-69）。さらに、当事者属性別の覆滅率の割合については、権利者が中小企業である場合は 75%以上の覆滅率が認定される割合が大企業と比較して大きい結果となった（図 II-70）。

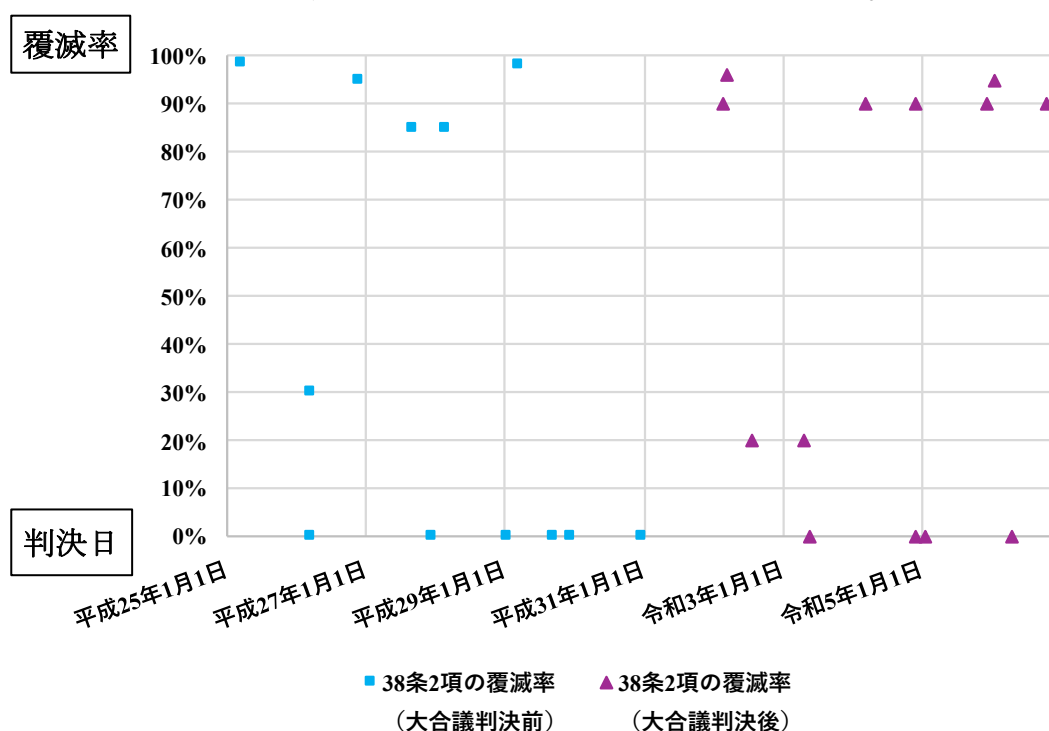


図 II-68 商標法第 38 条第 2 項の覆滅率の推移

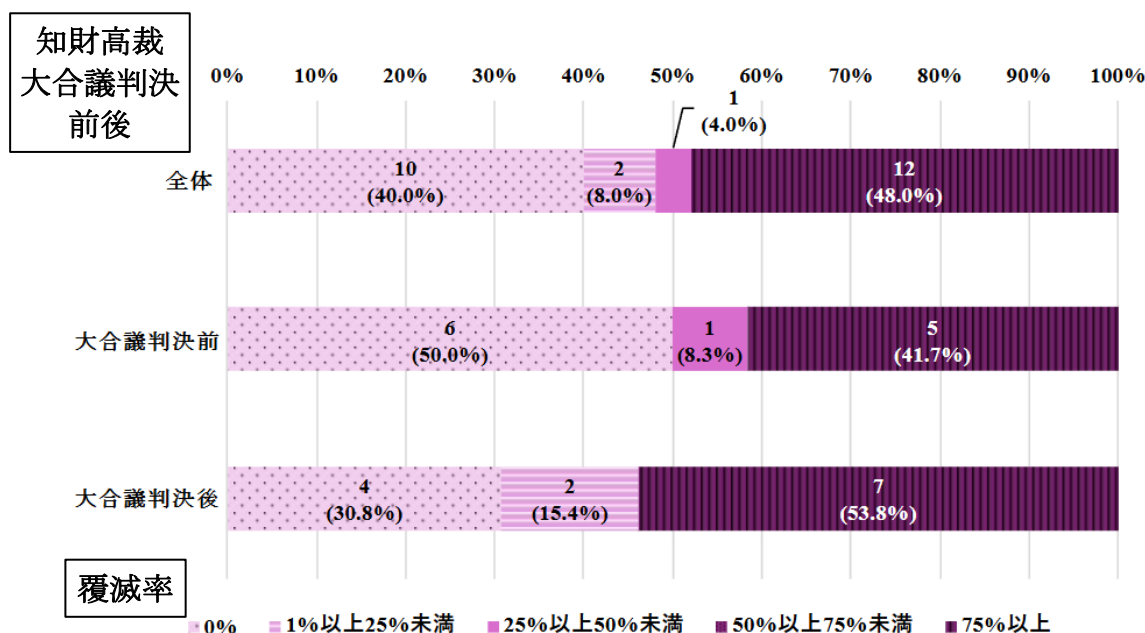


図 II-69 知財高裁大合議判決前後の商標法第 38 条第 2 項の覆滅率

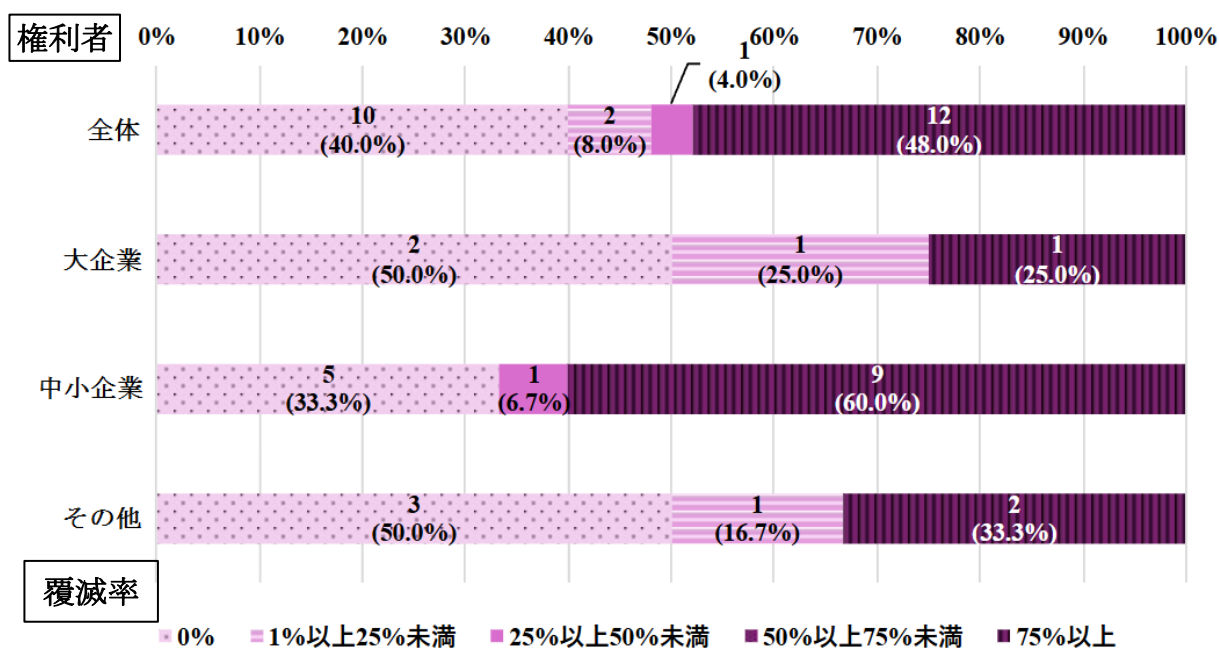


図 II-70 権利者属性別の商標法第 38 条第 2 項の覆滅率

※1 商標法第 38 条第 2 項の覆滅率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※2 覆滅率が 0%（覆滅の主張がなかったものも含む。）の事例も分析対象とした。

※3 判決日が令和元年 6 月 7 日より前であれば知財高裁大合議判決前、令和元年 6 月 7 日以降であれば知財高裁大合議判決後として分類した。

※4 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

認定された覆滅事由について、知財高裁大合議判決前後での傾向を示した結果は図 II-71 の通り。結果、全体では (5)「上記 (1) から (4) に当てはまらないもの」が認定される事例が多かったが、知財高裁大合議判決前後で比較すると、知財高裁大合議判決前に比べて判決後は (1)「市場の非同一性」が認定される事案の割合が大きい結果となった。(5)「上記 (1) から (4) に当てはまらないもの」に関しては、例えば、登録商標と同一又は類似の標章の他に被告の別標章が付されていたことや、登録商標の自他商品役務識別力を考慮した事例等が見られた。

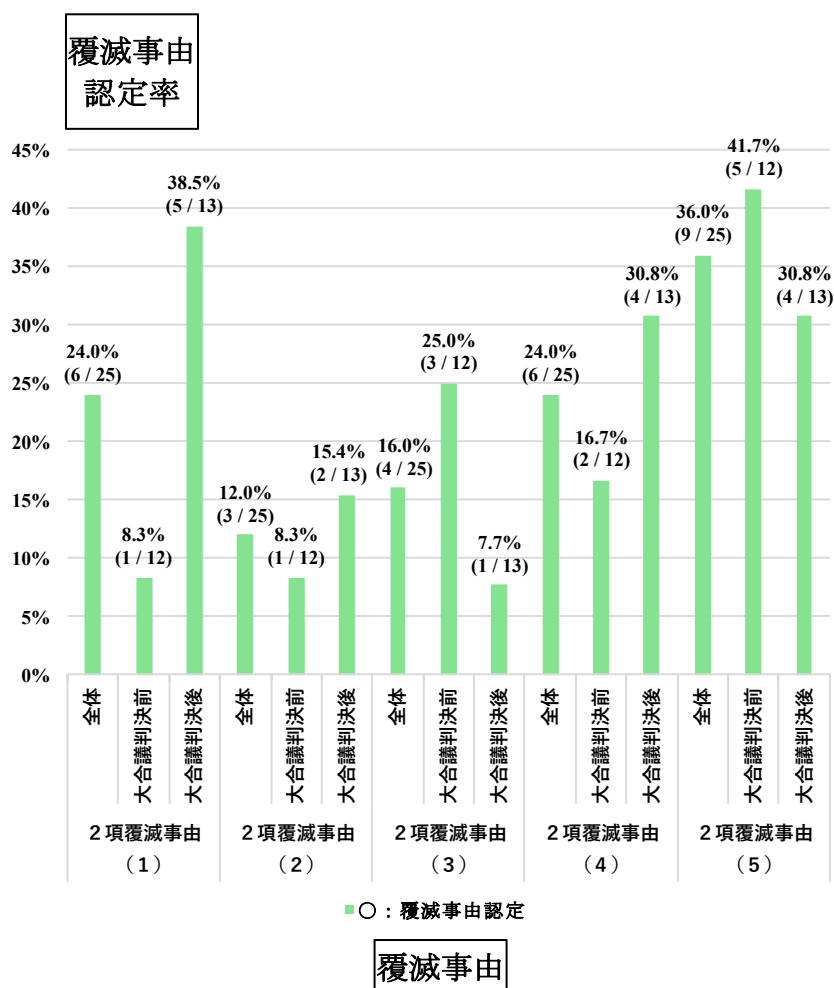


図 II-71 知財高裁大合議判決前後の商標法第 38 条第 2 項の各推定覆滅事由の認定率

※¹横軸の 2 項覆滅事由 (1) ~ (5) は調査項目に記載の各推定覆滅事由に相当

(1)：市場の非同一性

(2)：市場における競合品・競合サービスの存在

(3)：侵害者の営業努力 (ブランド力、宣伝広告)

(4)：侵害品・侵害サービス及び商標権者の製品・サービスの性能 (機能、デザイン、サービス内容等商標以外の特徴) に相違が存在すること

(5)：上記 (1) から (4) に当てはまらないもの

※²各推定覆滅事由の認定率は、「(推定覆滅事由の認定事例数) / (判決文内で認定された商標法第 38 条第 2 項の覆滅率が明記されている事例数)」により算出。

※³商標法第 38 条第 2 項の覆滅率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※⁴判決日が令和元年 6 月 7 日より前であれば法改正施行前、令和元年 6 月 7 日以降であれば法改正施行後として分類した。

④商標法第 38 条第 3 項

商標法第 38 条第 3 項に基づく請求額、認定金額の年別推移は図 II-72、図 II-73 の通り。高額な請求額、認定額を外れ値として除外した年別推移は図 II-74、図 II-75 の通り。請求額は近年になるにつれ 5000 万円を超える事例が増加し、認定額は 500 万円を超える事例がやや増加していた。また、令和元年法改正施行前後で比較した結果は図 II-76、図 II-77 の通り。令和元年法改正施行後は法改正施行前と比較して、件数は少ないものの、請求額については 100 万円未満の請求額、5000 万円以上の請求額の実例の割合が増加し、認定額については 5000 万円以上の損害賠償額を認定する事例の割合が減少している。

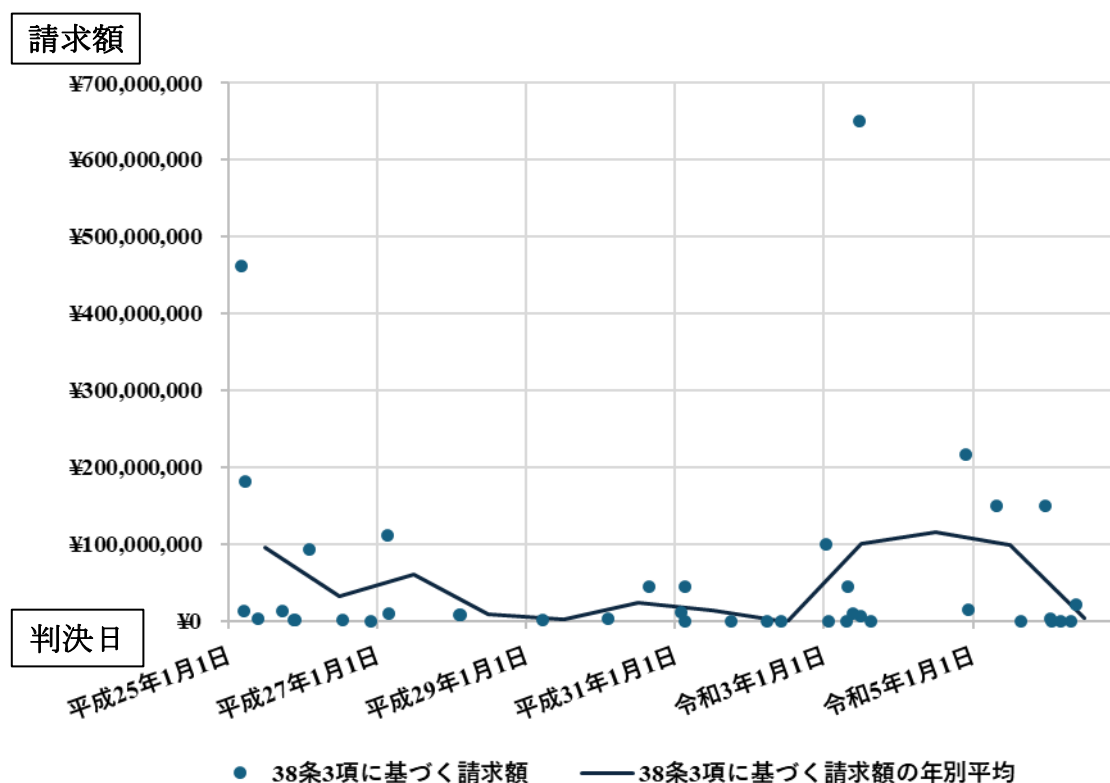


図 II-72 商標法第 38 条第 3 項に基づく請求額の推移

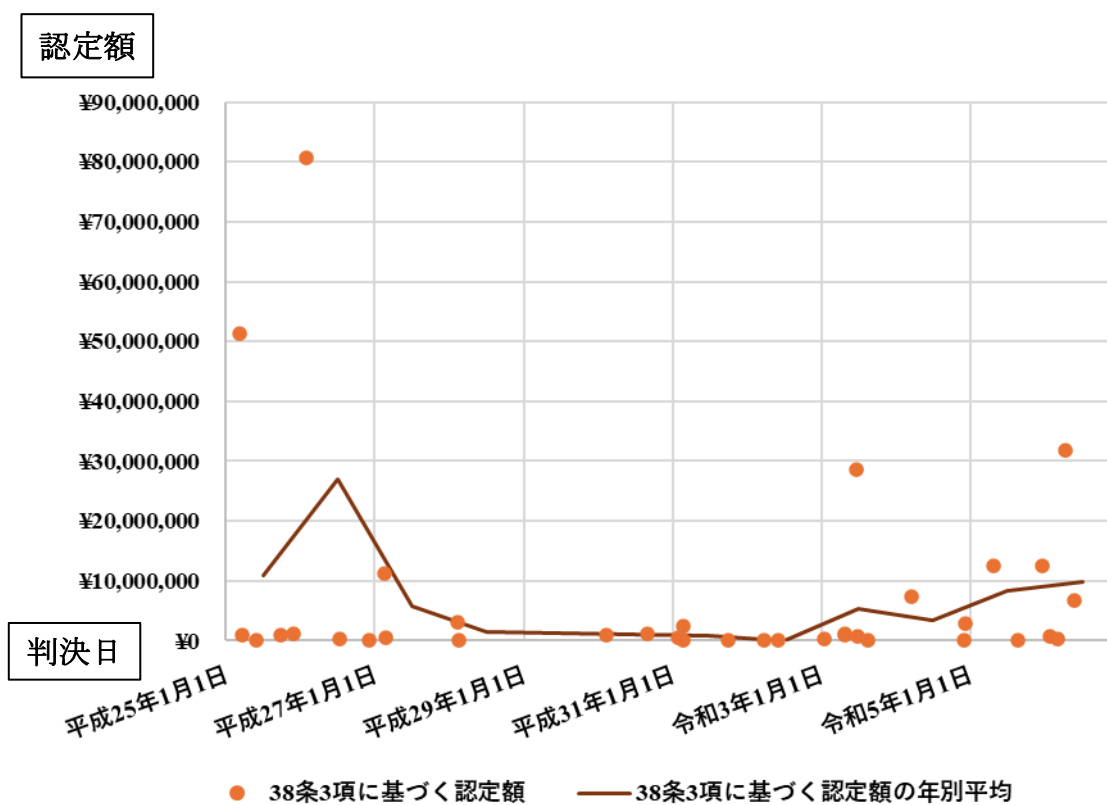


図 II-73 商標法第 38 条第 3 項に基づく認定額の推移

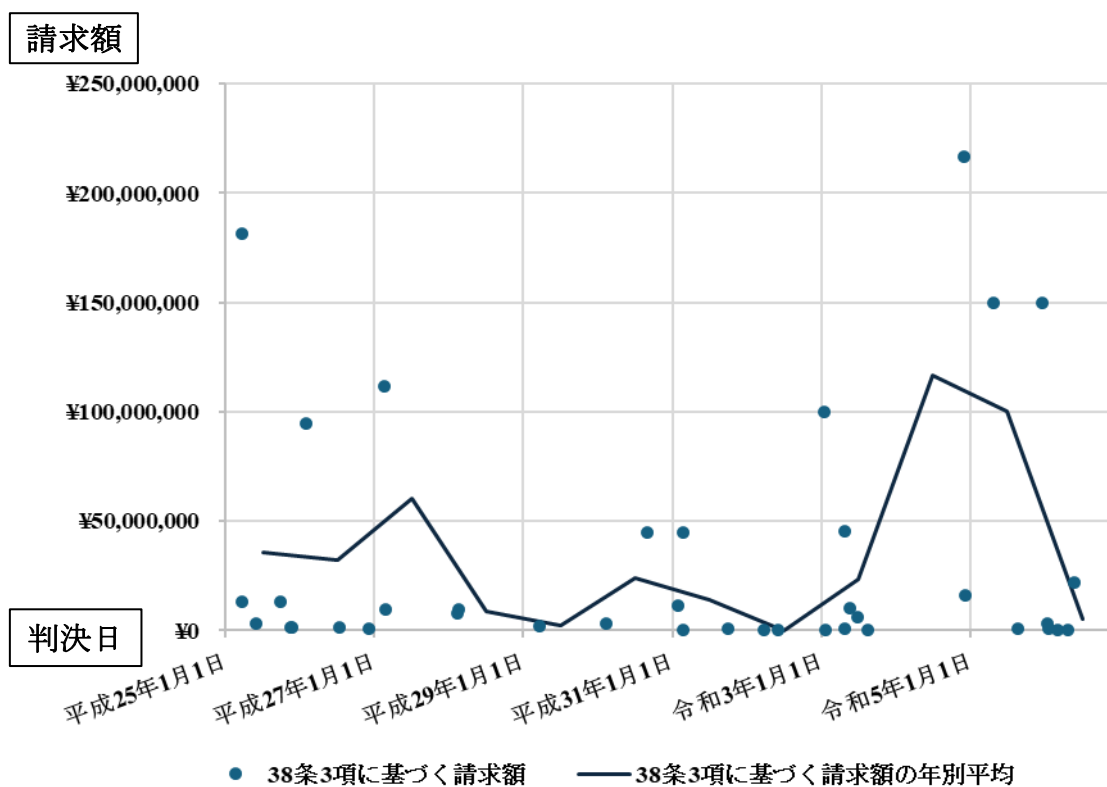


図 II-74 商標法第 38 条第 3 項に基づく請求額の推移 (外れ値除外)

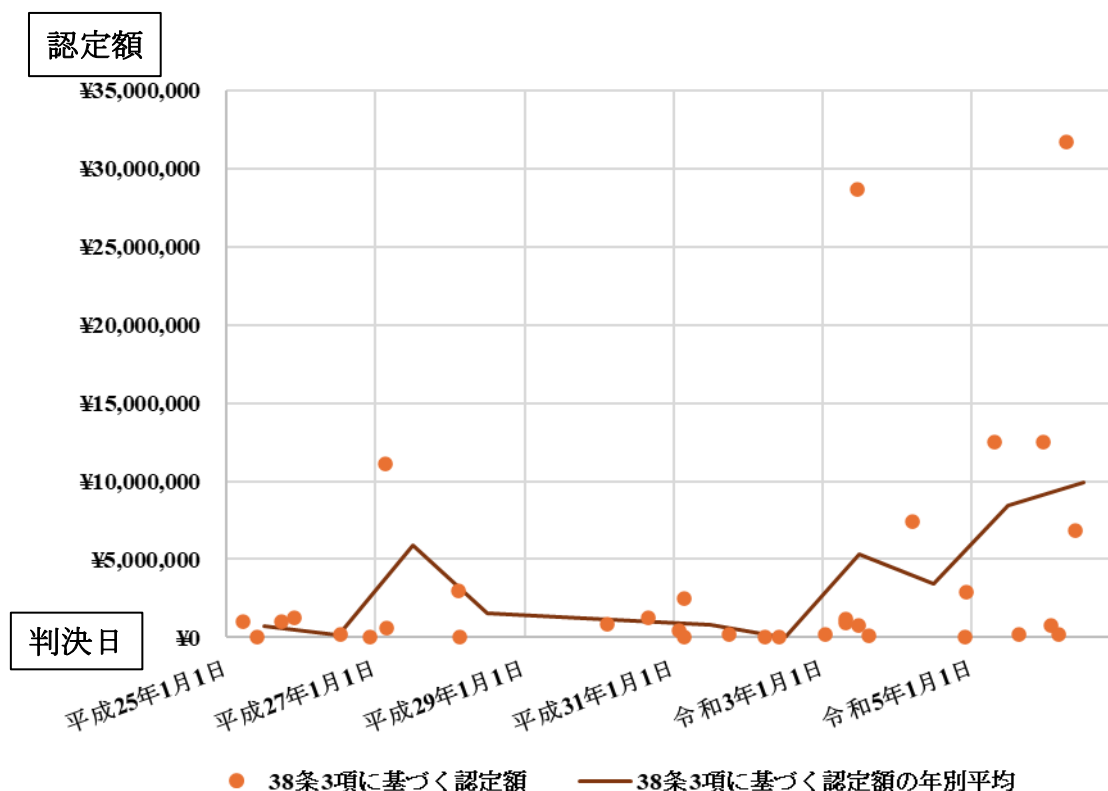


図 II-75 商標法第 38 条第 3 項に基づく認定額の推移 (外れ値除外)

※1 商標法第 38 条第 3 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

※2 上記図 II-72、図 II-73 のうち、商標法第 38 条第 3 項に基づく請求額が 4 億円を超える 2 件と商標法第 38 条第 3 項による認定額が 5000 万円を超える 2 件を外れ値と考えて除外した。

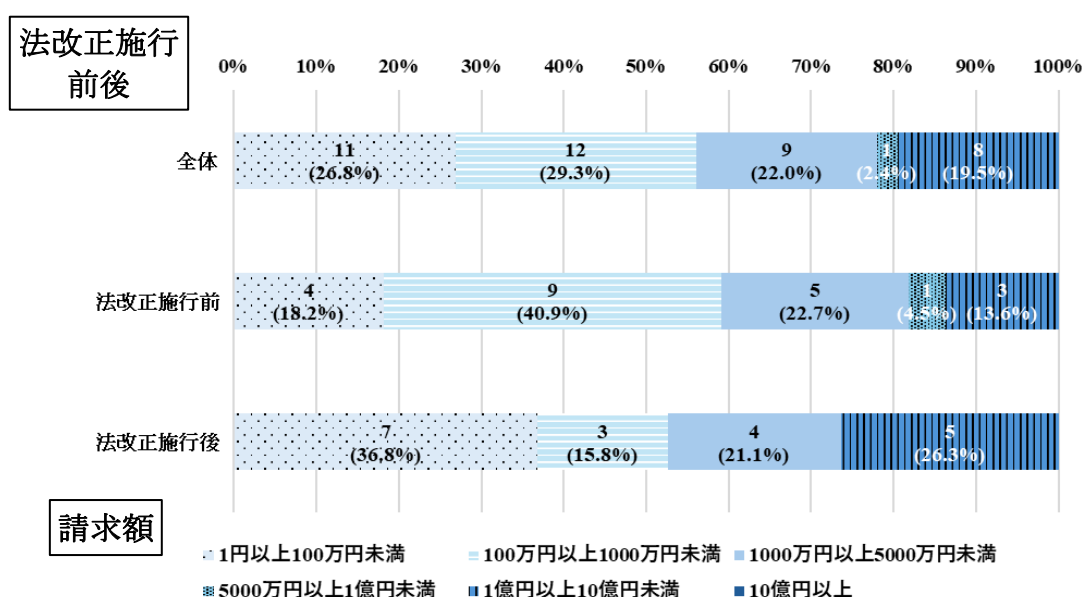


図 II-76 令和元年法改正施行前後の商標法第 38 条第 3 項に基づく請求額

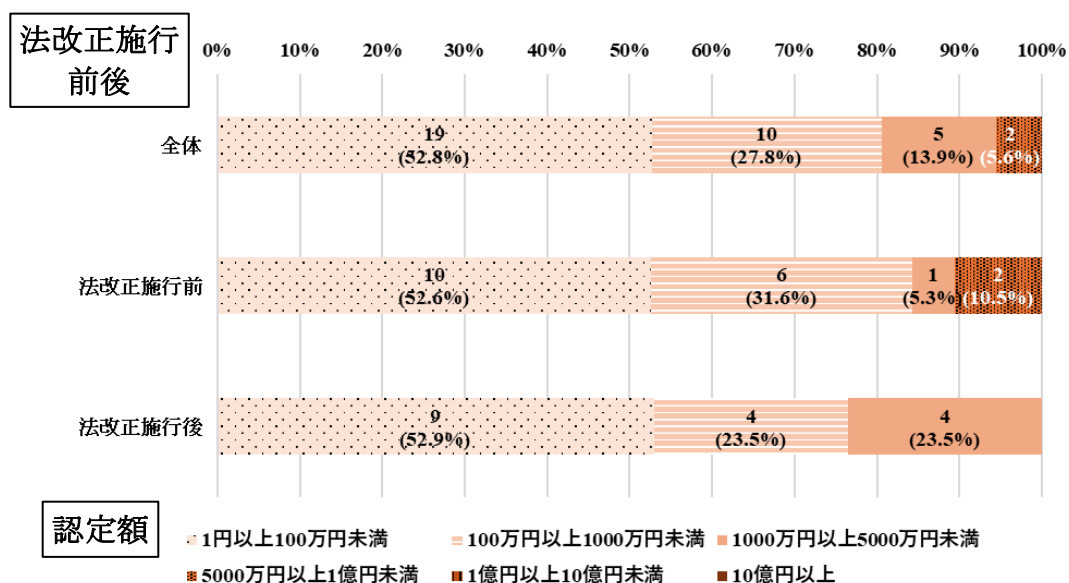


図 II-77 令和元年法改正施行前後の商標法第 38 条第 3 項に基づく認定額

※¹ 商標法第 38 条第 3 項に基づく請求額、認定額が不明であった事例はそれぞれ分析対象外として扱った。

※² 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

分析対象の裁判例のうち、判決文中の記載から相当実施料率⁴⁰が把握できる事例の件数は 35 件であった。認定された実施料率の時期別の傾向について、散布図、法改正施行前後の比較を示した結果はそれぞれ図 II-78、図 II-79 の通り。令和元年法改正施行前は実施料率が 5%を超える事例が約 7 年間で 1 件ある一方、令和元年法改正施行後は約 5 年間で 3 件あり、5%を超える実施料率が認定される事例がやや増加傾向にあると考えられる。また、権利者が中小企業である場合、5%以上の実施料率が認定されている事例の割合が大企業と比較して大きい（図 II-80）。

⁴⁰ 商標法第 38 条第 3 項のほか、商標法第 38 条第 1 項第 2 号、民法 703 条（不当利得）等により認定された実施料率を含む。

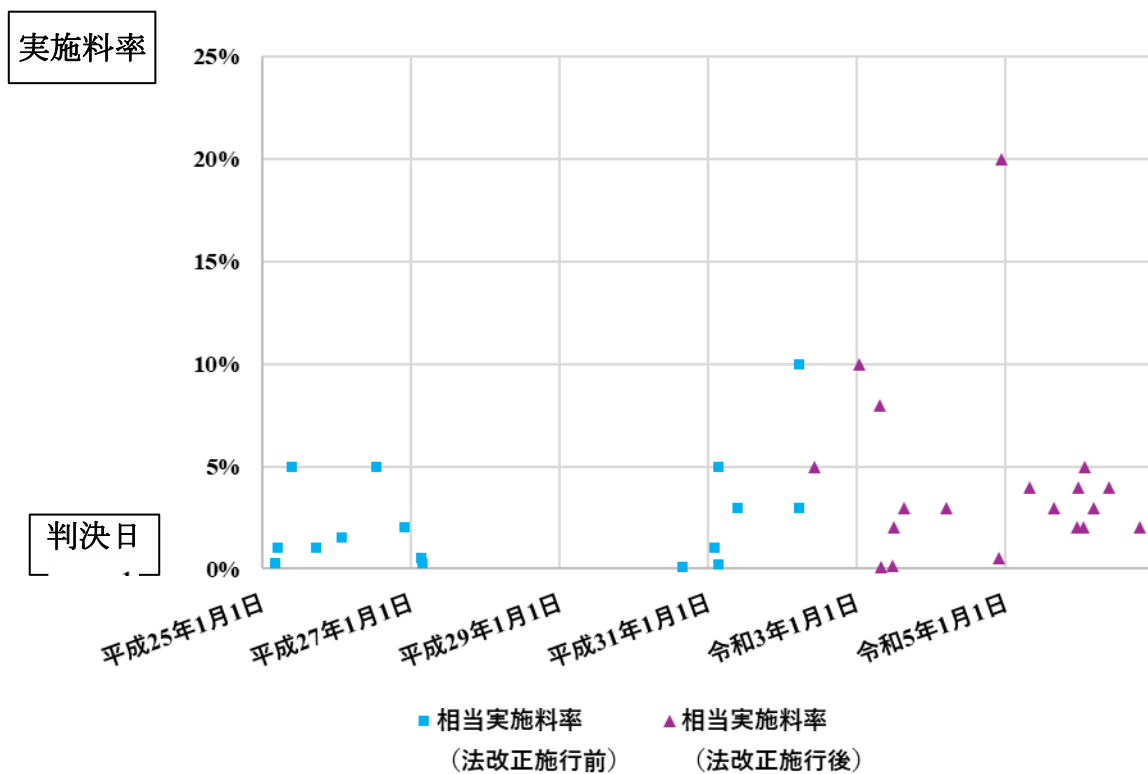


図 II-78 商標法第 38 条第 3 項等の相当実施料率の推移

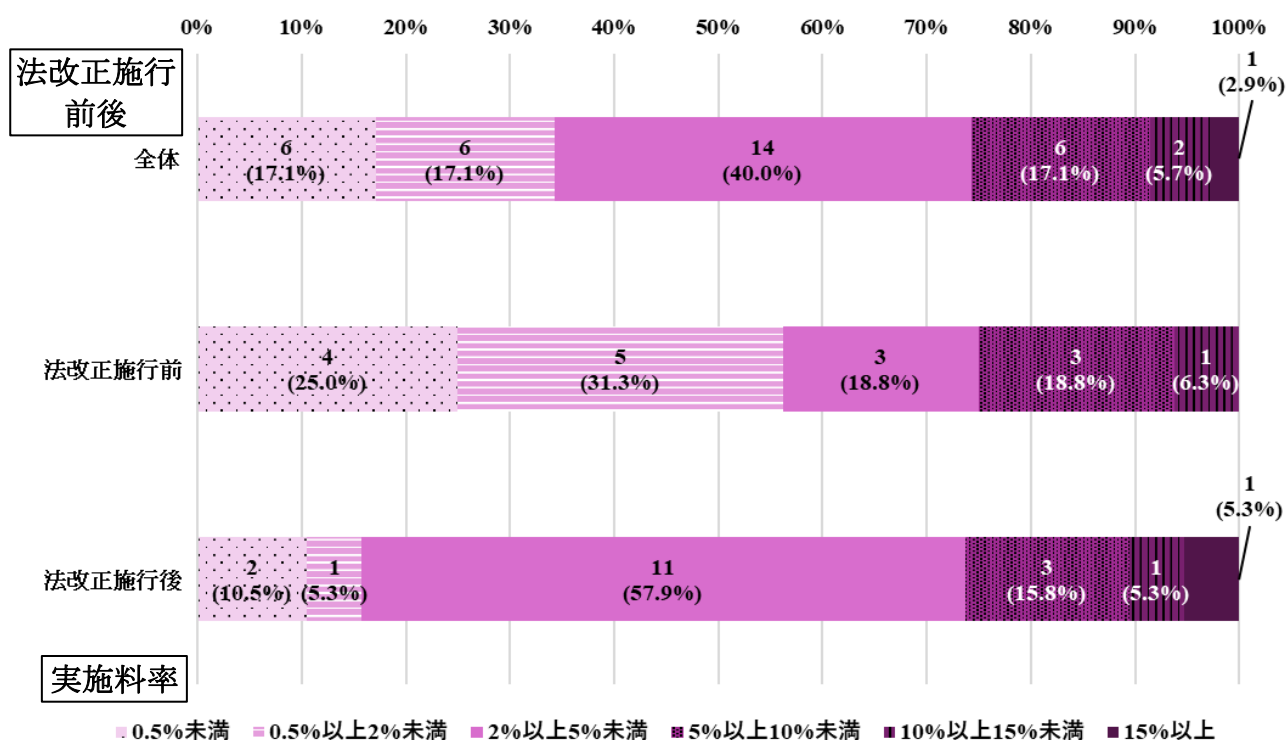


図 II-79 令和元年法改正施行前後の商標法第 38 条第 3 項等の相当実施料率

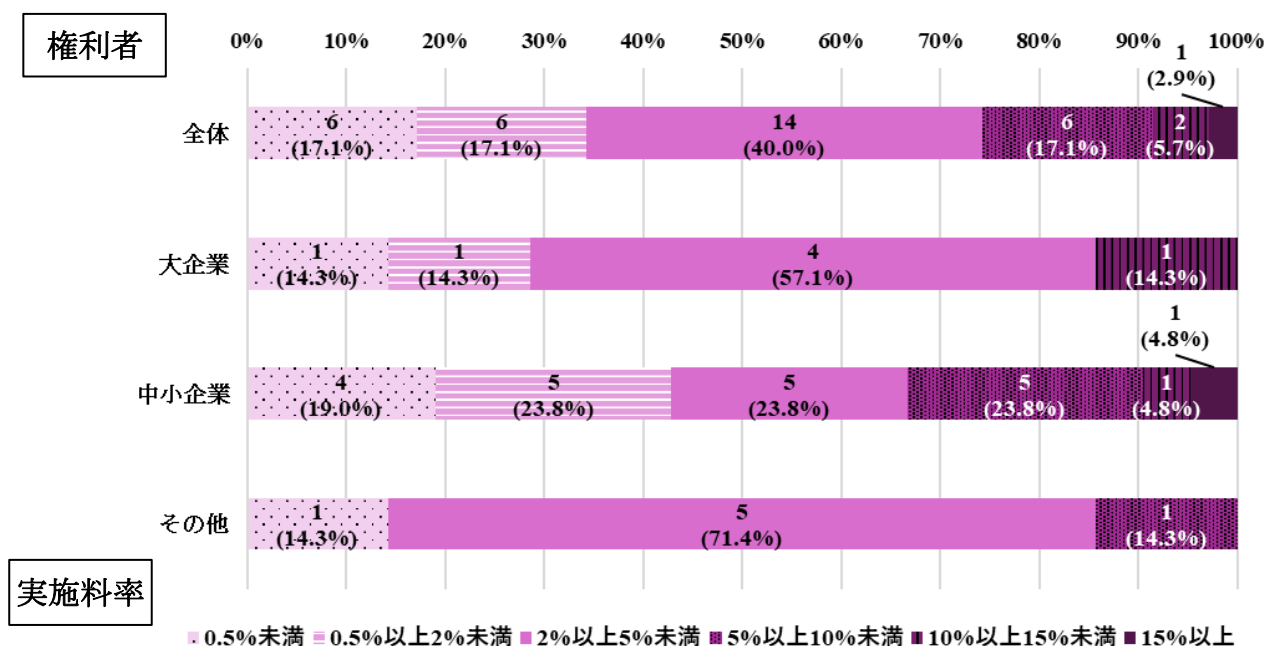


図 II-80 権利者属性別の商標法第 38 条第 3 項等の相当実施料率

※1 実施料率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※2 判決日が令和 2 年 4 月 1 日より前であれば法改正施行前、令和 2 年 4 月 1 日以降であれば法改正施行後として分類した。

※3 権利者について、個人や規模が不明な企業、企業名が不明な当事者であった場合は、「その他」として分類した。

認定された相当実施料率の考慮要素（以下「3 項考慮要素」という。）について、令和元年 6 月 7 日知財高裁大合議判決前後の傾向を示した結果を図 II-81 に示す。全体として、(1)「本件商標の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等」、(3)「本件商標を被告製品・サービスに用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様」が要素として多く認定されている。また、知財高裁大合議判決前後で比較した場合、(1)「本件商標の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等」、(2)「本件商標自体の価値すなわち本件商標の内容や重要性、他のものによる代替可能性」、(4)「商標権者である原告と侵害者である被告との競業関係や商標権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情」において知財高裁大合議判決後にて認定率が高い結果となっている。(5)「(1)から(4)に当てはまらないもの」に関しては、例えば、被告標章からは、登録商標と同一の称呼以外の称呼も生じること等を考慮しているもの等があった。

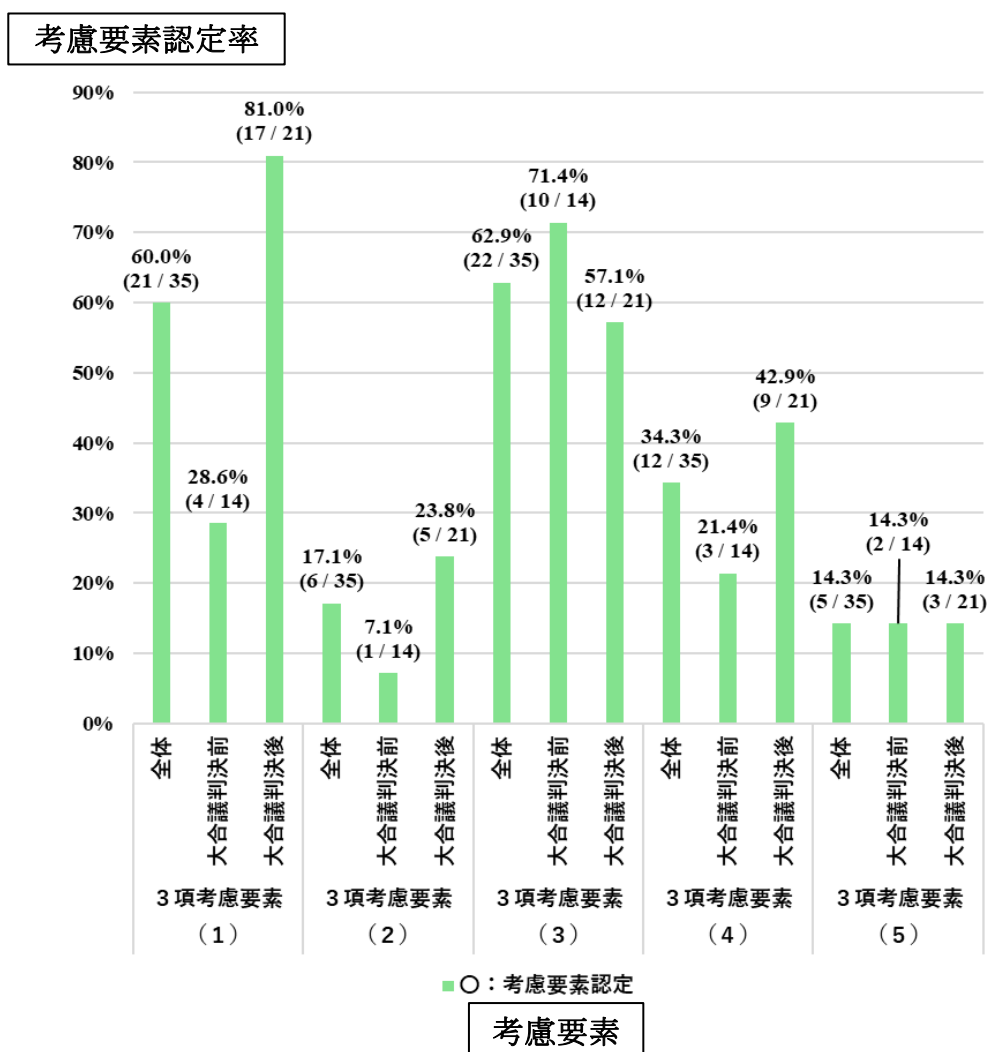


図 II-81 知財高裁大合議判決前後の3項考慮要素の認定率

※¹横軸の3項考慮要素(1)～(5)は調査項目に記載の各考慮要素に相当

(1)：本件商標の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等

(2)：本件商標自体の価値すなわち本件商標の内容や重要性、他のものによる代替可能性

(3)：本件商標を被告製品・サービスに用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様

(4)：商標権者である原告と侵害者である被告との競業関係や商標権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情

(5)：上記(1)から(4)に当てはまらないもの

※²各考慮要素の認定率は、「(考慮要素の認定事例数) / (判決文内で認定された相当実施料率が明記されている事例数)」により算出。

※³認定された相当実施料率が不明であった事例は分析対象外として扱った。

※⁴判決日が令和元年6月7日（知財高裁大合議判決の判決日）以前であれば大合議判決前、令和元年6月7日以降であれば大合議判決後として分類した。

(3) まとめ

(i) 特許権

令和元年法改正施行前後における損害賠償の認定額の状況について、1億円以上の損害賠償額が認定される事例の割合の増加が見られた。特許法第102条第1項・第3項を個別に見ると、同条第1項については、法改正により明文化されたライセンス機会の喪失による逸失利益の認定（同項2号）の適用事例が3例確認された。特許法第102条第3項については、法改正施行後に5000万円以上の損害賠償を請求する事例の割合が法改正施行前に比べて増加している一方、5000万円以上の損害額が認定される事例の割合はむしろ減少していた。他方で、令和6年において5億円に迫る損害額が認定された事例もあり、法改正施行後の認定額が減少傾向にあるとは必ずしも言い切れない。また、実施料率そのものを見ると、件数自体は多くないものの、法改正施行後は10%を超える料率が認定される事例が見られた。

令和元年6月7日知財高裁大合議判決前後における特許法第102条第2項・第3項の傾向について、特許法第102条第2項についての推定覆滅率の分布を見ると、知財高裁大合議判決後は0%以上100%未満の間で広く分布している。また、覆滅率の平均値は、知財高裁大合議判決後は知財高裁大合議判決前より増加傾向にあり、直近3年間は50%程度で推移している。覆滅事由の認定傾向についてみると、全体としては、部分実施が最も多く認定されていた。また、市場の非同一性、競合品の存在、及び部分実施の覆滅事由については、認定頻度が知財高裁大合議判決前に比べて判決後に増加していた。特許法第102条第3項については、考慮要素として、実際の実施許諾契約や業界相場における料率、発明の技術的価値や代替可能性といった事情が多く認定されていた。また、知財高裁大合議判決後は、これらの考慮要素に加えて、売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、競業関係や営業方針等訴訟に現れた諸事情の考慮要素の認定頻度も総じて増加していた。

当事者属性別の認定額・覆滅率等の傾向について、当事者属性別にみると、権利者が大企業である場合には、10億円以上の損害賠償請求を行う割合が中小企業の場合に比べて大きく、1億円以上の損害額が認定される割合も大きかった。一方で、特許法第102条第1項・第2項の覆滅率については、権利者が大企業である場合には、特許法第102条第1項及び第2項のいずれも50%以上の覆滅率が認定される割合が中小企業の場合に比べて大きかった。特許法第102条第3項については、件数は多くないものの、権利者が大企業である場合、10%以上の実施料率が認定されている割合が中小企業の場合と比較して大きい一方、権利者が中小企業である場合、5%以上10%未満の実施料率が認定される割合が大企業の場合と比較して大きかった。

特許法第102条第2項の覆滅事由ごとの覆滅率への影響を見ると、部分実施の覆滅事由は、単独で考慮された場合に平均70%程度の覆滅率が認定されており、市場の非同一性、競合品の存在、侵害者の営業努力、侵害品の性能の覆滅事由については、単独で考慮

された場合に平均 30~50%程度の覆滅率が認定されていた。さらに、上記の覆滅事由のいずれも、単独で 50%以上の覆滅率が認定された事例が存在する。

(ii) 実用新案権

実用新案権に関しては、損害賠償請求が認められた事例は直近 20 年間で 9 件であり、令和元年法改正施行後では 1 件であった。判決日が平成 28 年以降の事例で、実用新案法第 29 条第 1 項又は第 2 項により損害賠償額が認定されたものに関しては全て 50%以上の覆滅率が認められている。覆滅事由には、実用新案法第 29 条第 1 項については市場の非同一性、競合品の存在、営業努力によるものが見られ、実用新案法第 29 条第 2 項については競合品の存在によるものが見られた。

実用新案法第 29 条第 3 項に関しては、適用された事例は直近 20 年間で 2 件であり、いずれも平成 19 年以前の事例であった。そのうち 1 件は、競業関係や営業方針等訴訟に現れた諸事情を考慮要素として 7%の実施料率が認定された事例であった。

(iii) 意匠権

意匠法第 39 条第 1 項については、平成 25 年以前は、5000 万円未満の請求額、1000 万円未満の認定額の事例のみであったが、平成 26 年以降、5000 万円以上の請求額、5000 万円以上の認定額がそれぞれ見られた。覆滅率に関しては、件数は多くないものの、全体の時期を通じて 50%以上に分布しているものが過半数を占めていた。また、覆滅事由に関しては競合品の存在や侵害品の性能のほか、部分意匠であることが考慮された事例が複数見られた。

意匠法第 39 条第 2 項に関して、覆滅率は 0%と 70%~90%に主に分布していた。覆滅が認められた事例は 6 件あり、覆滅事由（一つの事例において複数認定され得る）については、競合品の存在 1 件、侵害品の性能 4 件のほかに、製品全体のうち意匠の占める割合が一部に過ぎないことが 3 件認定されていた。

意匠法第 39 条第 3 項に関しては、直近 20 年間で適用された事例は 3 件であった。その中には、権利者が意匠の開発に時間と労力を投入したこと、意匠が売上げに相当程度寄与していたこと、権利者が完全に被告と競合する関係があったこと等から 15%の実施料率が認められた例も見られた。

(iv) 商標権

商標法第 38 条第 1 項に関しては、直近 12 年間で適用された事例は 5 件であった。令和 6 年に同項が適用された事例では、販売地域が異なることや販売形態の違いから市場が異なるとされ、98%の覆滅率が認定された。

商標法第 38 条第 2 項及び第 3 項の算定額の状況について、請求額に関しては、商標法第 38 条第 2 項・第 3 項ともに近年になるにつれ 5000 万円以上の事例が増加しており、認定額に関しては、2 項の認定額は全体として大きな変化は見られなかったが、第 3 項の認定額は 500 万円を超える事例がやや増加していた。

令和元年 6 月 7 日知財高裁大合議判決前後における商標法第 38 条第 2 項・第 3 項の運用状況について、商標法第 38 条第 2 項の覆滅率に関しては、全体として 0%又は 90%前後の分布が多くなっており、知財高裁大合議判決前後で、全体として大きな変化は見られなかった。また、覆滅事由については市場の非同一性、競合品・競合サービスの存在、営業努力、侵害品・侵害サービスの性能以外にも、登録商標と同一又は類似の標章の他に被告の別標章が付されていたことや、登録商標の自他商品役務識別力などが考慮された事例があった。商標法第 38 条第 3 項に関しては、令和元年法改正前後の実施料率を比較すると、法改正施行後は 5%を越える実施料率が認定される事例がやや増加傾向にあると考えられる。

当事者属性別の認定額・覆滅率等の傾向に関しては、権利者が大企業である場合には、中小企業に比べて高額な請求を行う割合が高いが、認定額については、件数は多くないものの 1000 万円以上の損害賠償額が認められた割合において権利者が大企業の場合と中小企業の場合との間に大きな差は見られなかった。商標法第 38 条第 2 項の覆滅率については、権利者が中小企業である場合には、75%以上の覆滅率が認定される割合が大企業の場合に比べて大きかった。また、商標法第 38 条第 3 項については、権利者が中小企業である場合、5%以上の実施料率が認定されている事例の割合が大企業と比較して大きかった。

III.ヒアリング調査

我が国の産業財産権侵害の救済の在り方の検討に資する意見の収集を目的として、国内にて産業財産権を保有する企業に対してヒアリング調査を実施した。具体的には、各者が保有する産業財産権の活用状況、侵害対応等の実態を把握するために合計12者に対してヒアリング調査を実施した。

1. 実施方法

(1) 調査対象

国内にて産業財産権を保有する、大企業6者、中小企業6者の合計12者に対しヒアリング調査を実施した。なお、ヒアリング対象企業の属する業種は、機械器具、金属製品、プラスチック製品、食料品等を製造する製造業、化学工業、建設業、卸売業であった。

(2) 調査内容

主に各者が保有する産業財産権の活用状況、侵害対応等の実態を把握するために、表III-1 列挙する観点を中心にヒアリング項目を設定し、ヒアリング調査を実施した。

表 III-1 ヒアリング項目

| ヒアリング項目 | | ヒアリング内容 |
|---------|----------------------|---|
| 産業財産権の | 保有している産業財産権の権利種別 | 産業財産権において、貴社が保有している権利種別を教えてください。また、特に取得・活用に力を入れている権利種別があれば教えてください。 |
| 活用状況 | 各権利の活用方針 | 各権利について、貴社の活用方針（例：自社実施、他社へのライセンス供与、競合他社への参入障壁の構築、ブランディング・マーケティングへの利用、権利侵害に対する警告・訴訟等）を教えてください。 |
| | 各権利の利便性 | 各権利の使い勝手や便利な点、不便な点について、具体的な事例や理由があれば教えてください。 |
| | 各権利の活用に向けた望ましい制度・運用等 | 各権利を活用しやすくするために、あったら良いと思われる制度や運用等があれば教えてください。 |
| 権利侵害対応 | 他社から産業財産権を侵害された経験 | 貴社の産業財産権を他社に侵害された経験（侵害の可能性がある場合も含む）はどの程度ありますか。 |

| ヒアリング項目 | ヒアリング内容 |
|-----------|--|
| (権利者側の立場) | 侵害された経験のある権利の侵害状況の詳細 |
| | 侵害された経験のある権利について、侵害状況の詳細（侵害された権利の概要、どのように権利侵害を認識したか、侵害の態様、法的手続きの実施可否に影響した要素等）を可能な範囲で教えてください。 |
| | 被疑侵害者への警告、訴訟提起の実務経験 |
| | 被疑侵害者への警告（ECサイト上の出品削除申請含む）、訴訟提起（損害賠償請求、差止請求等）の実施経験はどの程度ありますか。 |
| | 過去の警告、訴訟提起の概要と結果 |
| | 警告や訴訟提起を実施した経験のある権利について、その概要と結果を可能な範囲で教えてください。 |
| | 過去の損害賠償請求における損害額の認定額と想定額の乖離等 |
| | （警告や訴訟提起において）損害賠償請求を行った経験のある権利について、損害賠償として認定された金額は、貴社が想定する損害額（侵害により失われた販売利益、侵害対応に要した弁護士費用等）との差がありましたか。ある場合はどの程度ありましたか。十分な損害額が認定されなかった場合、その主な理由は何でしょうか。その他、損害賠償の使い勝手について御意見があれば教えてください。 |
| | 損害額の算定規定の使用感等 |
| | 損害額の算定規定（例：特許法第102条各項）のうち利用したことのある規定の使用感（主張立証の容易さ／困難さ、損害額算定結果の妥当性・納得感等）を教えてください。また、損害額の算定規定を利用した結果、十分な損害額が認定された場合、損害額の算定プロセスにおいていずれの要素が最も大きかったですでしょうか（権利者／侵害者の製品1個あたりの利益額が十分大きく認定された、推定覆滅による利益額の減額／販売数量の減量が小さく認定された、ライセンス料率が十分高く認定された等）。 |
| | 差止請求の使用感等 |
| | （警告や訴訟提起において）差止請求（仮処分の申立て含む）を行った経験のある権利について、その使用感（主張立証の容易さ／困難さ、差止請求／仮処分の申立てが認められるまでに要する期間の長さ等）を教えてください。 |
| | 警告や訴訟提起等を実施しない理由 |
| | 貴社の産業財産権を他社に侵害されたことがある場合において、警告や訴訟提起等の対抗手段をとらない場合又は警告に留めて訴訟提起に至らない場合、その理由は何が大きいと考えられますか。 |

| ヒアリング項目 | ヒアリング内容 | |
|------------|-----------------------|--|
| | | <p>【理由の例】</p> <p>a. 侵害の確証に疑義がある</p> <p>b. コストに比して得られる損害賠償額が小さいと見込まれる</p> <p>c. 被疑侵害者側の企業規模が大きい等、企業体力や交渉力等の面で不安がある</p> <p>d. 対抗手段をとるために権利者のリソース（資金的、人的、時間的）を割くのが難しい</p> <p>e. 権利者の取引関係に影響が見込まれる</p> <p>f. 積極的に対抗手段をとると、権利者の評判に傷が付く（業界内での関係が悪化する）恐れがある</p> |
| | 権利侵害の抑止に向けた望ましい制度・運用等 | 権利侵害に対する対抗手段をとりやすくするために、あるいは、権利侵害の抑止のために、あったら良いと思われる制度や運用等があれば教えてください。 |
| 権利侵害対応 | 侵害に関するトラブルの経験 | 他社の産業財産権について侵害に関するトラブルに遭った経験（警告を受けた、訴訟提起された等）はどの程度ありますか。 |
| （他社権利に | 侵害に関するトラブルの経緯等 | 他社の産業財産権について侵害に関するトラブルに遭った経験のある権利について、その経緯等を可能な範囲で教えてください。 |
| 気をつける側の立場) | クリアランス調査の調査体制 | <p>クリアランス調査（他社が保有する権利を自社が侵害していないかを確認するための調査）について、貴社の調査体制（誰がどの時期に行っているか）を教えてください。</p> <p>【調査実施者の例】</p> <p>a. 社内の専門家（弁護士、弁理士）</p> <p>b. 社内の専門家でない担当者</p> <p>c. 社外の専門家（法律事務所・弁理士事務所）</p> <p>d. 社外の法律事務所・弁理士事務所以外の専門機関（調査機関等）</p> <p>【調査時期の例】</p> <p>a. 同業他社の権利の公報が発行された時に常時</p> <p>b. 自社事業の計画段階（自社製品の企画段階等）</p> <p>c. 自社事業の実施前（自社製品の製造前や販売前等）</p> |

| ヒアリング項目 | ヒアリング内容 |
|---------------------|---|
| 損害賠償額の高額化により想定される取組 | 仮に、侵害訴訟における損害賠償額が従前よりも高額になった場合、クリアランス調査を強化する等、他社の権利を侵害しないように気をつけるようになると思いますか。 |
| 差止の早期化により想定される取組 | 仮に、侵害訴訟における差止（仮処分含む）が従前よりも早期に認められるようになった場合、クリアランス調査を強化する等、他社の権利を侵害しないように気をつけるようになると思いますか。 |
| 産業財産権制度に関するその他の御意見等 | 上記の御回答以外に、産業財産権の侵害抑止に関して御意見等あればお聞かせください。 |

2. 調査結果

ヒアリング結果の概要は以下の通り。

(1) 産業財産権の活用状況

(i) 保有している産業財産権の権利種別

ヒアリング対象となった企業の多くから、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の全ての権利、又はこれらのうち複数の権利を保有しているとの回答があった。多くの企業が特許権の取得・活用に注力している一方、実用新案権の活用は限定的であった。また、意匠権及び商標権については、それぞれ半数程度の企業からの取得・活用に注力しているとの回答があった。

| ヒアリングで得られた具体的内容 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社では全ての産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を保有しており、特に特許権に注力している。実用新案権について、国内では特許権とともに注力して取得を進めていたが、日本での出願はあまりしなくなった。意匠権について、形状・画面デザインの観点で GUI 画面等のソフトウェア関連にて積極的に取得している。商標権について、技術ブランド化の観点から活用を進めており、技術内容・性能を想起させる製品名を意識して商標を取得している。（大企業） ・ 当社では全ての産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を保有している。特に特許権、意匠権、商標権を注力している。実用新案権については、特に中 |

ヒアリングで得られた具体的内容

国において権利行使を含めて重要視している。一方、日本では中国と比較するとほとんど出願していないのが現状である。（大企業）

- ・ 特許権、商標権に注力している。実用新案は殆ど保有していない。意匠権も取得しているが特許権、商標権と比べると非常に少ない。（大企業）
- ・ 特許権、意匠権、商標権を保有しており、特に取得・活用に力を入れている権利種別は特許権、商標権である。意匠権は特定の事業分野で出願する場合がある。実用新案権については出願していない。（大企業）
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権を保有しているが、会社規模が小さいため、権利件数自体は多くない。意匠権と特許権を重要視しており、この二種の権利を取得できる（知財ミックスを活用できる）商品こそがゼロからの真の開発商品の証になると考えている。実用新案権は数件保有しているが、ここ10年ほどは特許取得を中心にシフトしている。また、過去の訴訟で実用新案権を用いた経験から、権利行使時の技術評価書等の準備等がハードルになると実感した。無審査で登録しやすい一方、権利行使のしにくさはその時になるまで分からなかった。その結果、現在は実用新案の新規申請はほとんどしていない。（中小企業）
- ・ 商標権、意匠権、実用新案権を保有しており、特許権は保有していない。商標権ではブランド名の登録を多数しており、意匠権については商品の中で特に模倣されたくない部分について意匠登録している。（中小企業）
- ・ 基本的には特許権、意匠権、商標権を保有している。いずれも力を入れており、主に新商品を発売するタイミングで出願し、権利化を目指している。一方で、実用新案権は日本においては重要視していない。中国においては特許権と実用新案権を分けて出願している。（中小企業）
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権を保有している。特に取得・活用に力を入れている権利種別は意匠権である。最近では知財ミックスに注力している。権利種別によって保護領域が異なるので様々な角度から知財保護を試みている。（中小企業）

（ii）各権利の活用方針

特許権については、自社実施、参入障壁の構築、顧客への訴求を活用方針として挙げる企業が多く、一部の企業からは他社へのライセンス供与も活用方針として挙げられた。実用新案権については、活用に関する回答は少なかったものの、一部の企業から牽制目的の権利取得や登録番号の表示によるマーケティング用途としての活用が挙げられた。意匠権については、他社との競合回避、模倣品対策、ブランディング等を目的とした活用が挙げ

られた。商標権については、複数の企業から自社ブランドの価値拡大、模倣品対策等が活用方針として挙げられた。

特許権

- ・ 特許権の活用方針について、自社実施が前提であり、その上で他社へのライセンス供与、競合他社への参入障壁の構築を目的として活用している。近年は知財戦略をマーケティング戦略と連動させる方向に舵を切っており、自社だけでなく顧客側（装置メーカー等）のビジネスモデルも踏まえた特許取得・活用を志向している。知財をマーケティングツールの一つとして、「特許を取得している」、「この技術で差別化している」という点を前面に出し、顧客に対してアピールしている。顧客が採用する競合メーカーに対しても、牽制効果を持たせる特許を意識的に取得しており、顧客が競合メーカーの製品を採用しにくくなるような特許ポートフォリオの構築を目指している。マーケティング効果だけでなく、侵害抑止効果も期待している。（大企業）
- ・ 自社実施、参入障壁の構築、顧客訴求（マーケティング）、権利行使を等しく重要視している。また、従来実施していなかったが今後注力していく方針として、他社へのライセンス供与が挙げられる。（大企業）
- ・ 自社実施、参入障壁の構築、権利侵害への警告が主である。競合関係のない企業に対してライセンス供与することも稀にある。（大企業）
- ・ 他社へのライセンス供与（特許権）等を実施している。また、他社の製品調査を実施し、自社の特許権を侵害されていないか確認している。もし、他社が当社の権利を侵害していると思われる場合は声掛けや連絡、両社担当者間での相談等を行う。他社が権利侵害を認めない場合などは、警告や訴訟等に発展することもある。（中小企業）
- ・ 自社実施が中心である。カタログ等に出願番号・権利番号等を記載し、顧客への安心感付与、ブランディング・マーケティングへの利用、侵害抑止の観点での他社へのアピールを意識している。他社へのライセンス供与については、原則として想定していない。（中小企業）

実用新案権

- ・ 実用新案権について、当社では中国が主たる対象であるため、日本では同権利を十分に活用できていないのが現状である。実用新案権の取得に当たっては、特許権に係る製品が売れるかどうかのポイントとなる。例えば、国内でしか販売の可能性がない、あるいは製品ニーズが不明瞭だが、牽制目的で権利を取得しておいたがよいという判断になった場合は実用新案を取り急ぎ取得する。その後、当該権利を用い

た製品のビジネス化が期待できる場合は特許権への変更などのステップアップを行う。(大企業)

- ・登録番号等を製品タグや販促物に掲載し、小売店向けへのアピール(マーケティング)に活用している。一般消費者はタグを十分に見ないことも多いが、小売店向けには他社製品と差別化を図っていることを伝えられる。(中小企業)

意匠権

- ・特定の事業分野の外観デザインでの出願等をしており、特許権による保護にプラスアルファするような活用方針である。また、ある自社製品の模倣品が多発している中でのデッドコピー対策の一環として、その製品のパッケージの意匠権を取得することもある。(大企業)
- ・意匠権について、当社商品は外から見えるような部品ではないので現状では活用しにくい。今後積極的に取得する予定もない。(大企業)
- ・製品の各部の特徴に着目して意匠登録をしている。他社との競合回避のために、外観の差異の詳細を弁理士と相談しながら調整し、部分意匠を取得することもある。意匠登録していること自体が他社のデザインと類似でないことの証明であり、自社製品を守るために必要な行為であると理解している。逆に、他社製品で自社製品の模倣が疑われるものに対しては、意匠権を根拠に交渉を進めることができる。(中小企業)
- ・過去に製品が模倣された経験から、意匠権を中心にコピー防止を目的とした権利取得の意識が高まった。その後権利取得を積み重ね、現在は会社名以上に商品名・ブランド名が自社ブランドの基盤になった。商品が真似されやすく、技術ノウハウを秘匿する余地が少ないため、商品を市場に出した時点で模倣が容易となる。そのため、自社の製品を守る手段は意匠権等の権利取得しかないと考えている。(中小企業)
- ・意匠権は自社実施が主である。特許権と同様に他社製品調査を実施しているものの、これらの権利を侵害されることは少ない。権利侵害の疑義がある場合は、声掛けや連絡、両社担当者間での相談等を行う。他社が権利侵害を認めない場合などは、警告や訴訟等に発展することもある。(中小企業)

商標権

- ・商標権について、自社ブランド/製品ブランドを守るための模倣品対策、商標の普及を通じた事業推進のためのブランディングに取り組んでいる。(大企業)
- ・技術内容・性能を想起させる製品名を意識して商標を取得している。(大企業)
- ・当社のブランドの価値拡大を目的としてグローバルで管理している。また、第三者による同一類似商標の無断使用に対する防護標章を含む保有権利に基づく権利行

使・権利保護なども実施している。権利化した商標を用いて模倣品対策にも注力している。部署横断・地域横断の対策部署を設置している。また、社外のネットワーキングにも注力している。（大企業）

- ・ 当社の事業分野は外観が類似しやすいため、他社と差別化し自社ブランドを示す目的で商標登録を行っている。（中小企業）
- ・ 商標権は自社実施が主である。（中小企業）

（iii）各権利の利便性

各権利個別の利便性について、特許権のメリットとして、自社製品・技術の性能のプロモーションに活用しやすい、権利化・公開により他社が自発的に侵害を回避する行動が期待できること等が挙げられた。特許権の課題として、侵害の立証負担が大きい等、訴訟のハードルが高いことが複数の企業から指摘された。実用新案権のメリットとして、無審査で権利取得が容易であることが挙げられた。実用新案権の課題としては、権利行使時に技術評価書の取得が必要な点、実際には権利行使できない場合がある点が指摘された。意匠権のメリットとして、見た目での侵害の有無を判断、発見しやすい点が挙げられた。意匠権の課題として、一部の企業から、実際に裁判になった際の類似・非類似の判断等が難しいという意見が挙げられた。商標権のメリットとして、意匠権と同様に外見で侵害品の発見が容易である点、ブランディング戦略に有効である点が挙げられた。商標権の課題としては、意匠権同様に、一部の企業から、類似の基準が不明瞭である点等が指摘された。

ヒアリングで得られた具体的内容

共通

- ・ メリットについて、権利化に向けた手続きについては、国内外である程度調和されているので手順を把握していれば出願から権利取得までは対応できるのは良い点だと思う。また、権利行使についても侵害発覚から交渉、訴訟に至る流れが決まっているので弁理士・弁護士と協力して進めることができる。権利取得によって、社内には影響度の説明が可能となる点、社外に対しては牽制力として働き、模倣等の防止が期待できる点もメリットである。デメリットについて、費用対効果がわかりにくい点等が挙げられる。具体的には、侵害抑止能力等の目に見えない効果を社内で評価することができていない。また、為替等の影響により海外の出願費用、代理人費用、翻訳費用等が増加しており、使い勝手の悪さを感じている。（大企業）
- ・ 自らが考えたデザイン・機能について独占販売ができる点は大きな価値と考えている。一方で、デメリットとして、権利取得・維持のコストが中小零細企業には重い

ヒアリングで得られた具体的内容

負担となる。権利行使が必要になった際の費用・労力も非常に大きい。こうした負担は、産業財産権全体に共通する制度横断的な課題である。（中小企業）

特許権

- ・ 便利な点について、権利化、一般公開されることで、他社が自ら調査し、侵害を回避してくれることが期待できる点が挙げられる。当社としても、仮に他社特許に抵触して事業が止まってしまうと開発コストが回収できず非常に大きな痛手を負うことになるため、十分に注意している。不便な点として、出願から公開までタイムラグがあるため未公開先願が存在することにより、クリアランス調査やリスク評価の際に支障が生じうる点が挙げられる。また、権利行使局面では、特許庁の無効審判と裁判手続きが並行して進行する状況で、制度的な構造として理解しているが、対応負担が大きいと感じている。（大企業）
- ・ 侵害の立証負担により最も訴訟ハードルが高い。（大企業）
- ・ 特許権について、製造方法の特許権侵害の立証が難しく、これまでも多くの時間・費用を要してきた。侵害行為は侵害者の敷地内の工場等で実施されるため直接的に侵害を確認することができず、製品等の分析などを実施して証拠収集を行う必要がある。裁判において証拠収集に要した費用を回収できる仕組みがあれば裁判のハードルは下がると思う。（大企業）
- ・ 特許権について、保有する特許は限られるが、性能や技術的な PR としては伝わりやすい点は利点としてあげられる。一方、侵害の立証が難しい点が欠点である。例えば、工法のような特許の場合、完成品からは侵害が分かりにくい。（中小企業）
- ・ 形状に起因する特許権であれば権利行使は比較的容易と考えている。一般論として、特許権は権利行使のハードルが高いが、使えるところで使う方針である。（中小企業）
- ・ 一般的に構造や外観に関する特許権は権利行使しやすい。特許技術は販売の優位性等に関わるため、話し合いなども進めやすい印象。（中小企業）

実用新案権

- ・ 実用新案権に関して、中国は特許権が成立するまでは実用新案権が適用される。権利行使をする場合は意匠プラス実用新案権で進め、特許化した後、実用新案権から特許権に切り替えている。日本の場合、特許権か実用新案権かを選ぶ必要があり、特許権取得には時間を要するため、特許権と意匠権を同時に取得したい場合、空白期間が生じてしまう。（大企業）
- ・ 過去の訴訟で実用新案権を用いた経験から、権利行使時の技術評価書等の準備等がハードルになると実感した。無審査で登録しやすい一方、権利行使のしにくさはそ

ヒアリングで得られた具体的内容

の時になるまで分からなかった。その結果、現在は実用新案の新規申請はほとんどしていない。(中小企業)

- ・ 無審査で取得しやすい一方、権利行使時に技術評価書が必要な点、手続負担が大きい点が課題である。(中小企業)
- ・ 実用新案登録していることを目立つように表記してアピールしているが、仮に他社が侵害していても訴えることができないケースもある。他社もそれをわかっているのか、似たような製品を出してくることもあり、利便性としては微妙かもしれない。(中小企業)

意匠権

- ・ 意匠権は侵害立証、権利行使がしやすい認識である。(大企業)
- ・ 意匠権は見た目で評価できるため、特許権侵害等と比べて侵害を説明しやすい一方で、実際に裁判になった際に類似・非類似の判断等が予想しづらい。(大企業)
- ・ 意匠権は、開発者・使用者双方にとっての美しさ、欲しくなる見を守る重要な権利である。また、見た目で侵害の有無を認識しやすい点もあり、他社コピー品の把握・主張にも役立つ。誰が最初にこのデザインを開発したのかという点が非常に重要であるところ、意匠権はそれを証明する役割も果たすと考える。(中小企業)
- ・ 被疑侵害品の発見が容易であることが利点として挙げられる(特に画像検索)。例えば、グーグル画像検索を活用することでも被疑侵害品を見つけることができる。また、侵害者がイベントの様子を SNS で宣伝することがあり、その際に当社の顧客から報告されることもある。(中小企業)
- ・ 見た目で侵害の有無を説明しやすく、警告が行いやすい。十数年前での他社販売店が海外製造の類似品を販売した事例において、意匠権を示した上で登録意匠と非類似になるよう形状変更を促し、解決した経験がある。権利回避の線引きが比較的明確であると感じている。(中小企業)

商標権

- ・ 便利な点としては、他の産業財産権と比べて類否判断がしやすく、一度取得したら継続的に利用できる点が挙げられる。一方で、不便な点としては模倣されやすい点が挙げられる。また、当社は部品メーカーであるため、製品全体に占める模倣品(部品)の割合は小さいことから、その権利が軽視されてしまうことがある。(大企業)
- ・ 外見で判断できるので侵害捕捉は比較的容易である。裁判では商標の有効性(識別性等)が争点になることが多い。(大企業)

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 取得当初は商品名ベースの商標をいくつか取得していたが、近年はブランド名を重要視している。海外展示会等でブランド名を掲げたいこともあり、国際商標出願（マドプロ）も活用している。海外展開におけるブランディング戦略に、商標権は非常に有効である。（中小企業）
- ・ 被疑侵害品の発見が容易であることが利点として挙げられる（特に文言検索）。当社では商品のキャッチコピーなども商標登録しており、登録商標と知らずに使用してしまう人が多い。また、当社の潜在顧客に対して、当社製品でないにも関わらず、当社商品との関連性を示すハッシュタグを付与して SNS 発信するケースも確認されている。このようなケースは文言検索によって容易に発見できる。一方で、立体商標（周知性の立証）のハードルの高さが課題である。（中小企業）
- ・ 類否判断がしにくいことが挙げられる。わずかな差異でも非類似と判断されることもあり、統一的な基準を設けることは難しいと理解しているが、類似の基準が分かりづらいことが課題と思う。（中小企業）

(iv) 各権利の活用に向けた望ましい制度・運用等

各権利の活用に向けた望ましい制度・運用等について、裁判の迅速化や訴訟準備負担の軽減といった侵害訴訟提起のハードルの低減、侵害に対する権利者救済（損害賠償制度等）の強化による侵害し得の防止、判定制度の利便性の向上等、既存制度・運用の改善に関する要望等が挙げられた。特許権については、証拠収集（査証制度等）の実効性向上や海外制度を参考にした国内制度の見直し等に関する要望が挙げられた。意匠権については、権利侵害訴訟における類否判断や、意匠権から立体商標登録への移行基準に関する意見等があった。商標権については、権利の有効性（識別性等）に関する予見性向上やマルチメディア商標等の海外の制度動向をもとにした国内制度の見直し等が要望として挙げられた。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 損害賠償額の算定等について、侵害に対する適切な措置をより検討してほしい。損害賠償金が欲しいという意図ではなく、現行制度では損害賠償額が小さ過ぎて、侵害し得感が圧倒的に出てしまう。特に大企業にとって、損害賠償金額は微々たるものであり、「権利を侵害すると大きな不利益が生じる」と思うような制度にしてほしい。（中小企業）
- ・ 判定制度の使い勝手がよくなるとよいと思う。現状、警告から訴訟に至るまでのプロセスの実施ハードルは高い。訴訟に至る前の交渉で納めることができる制度があ

ヒアリングで得られた具体的内容

ると有益だと思う。現在の判定制度は、結果に対して反論できない、法的拘束力がない等の理由で結局訴訟提起することになり、実施したところであまり意味がないと考えているため、利用していない。（大企業）

- ・ 技術の複雑化・グローバル化により、他社特許を完全に回避して事業を実施することは難しくなりつつあるため、裁判制度を利用して白黒はっきりさせた状態で事業を進めていけるようになるのが理想である。裁判の迅速化とともに、侵害訴訟を提訴することのハードルを下げる制度（訴訟準備負担の低減、コストの削減等）も必要なのではないか。（大企業）
- ・ 日本で権利化していれば海外でもそのまま権利行使できるような制度があればよい。PCT 出願は使い勝手が良いとは言えない。日本で出願しなくてもマドプロ出願できる制度があればよい。（中小企業）
- ・ 査証制度の実効性を高めることが望ましい。制度自体は導入されているものの、実際に発動された事例は把握しておらず、抑止力として機能するには一定の実例の蓄積、周知が重要と考える。（大企業）
- ・ 欧州の「License of Right」のような制度が日本にもあってよいのではないか。競争領域と共創領域とを区別した場合に、共創領域においては積極的に他社技術を導入しやすくし、自社技術を他者に活用してもらう仕組みが構築できるとよいと考える。また、権利維持費用の抑制も期待される。以前、国内で同制度が議論された際には、共創領域での活用という観点があまりなかったように思われるため、そのような点も含め検討していただきたい。（大企業）
- ・ 権利侵害判断において、登録意匠と被告製品とが似ているかどうかも重要だが、被告側は本当にその製品を一から作ったのかどうか（偶然似てしまったのか、登録意匠に似せる意図があったのか）も重視されるべきと考える。当社が開発したデザインに似せて低コストで仕入れられた他社商品について、一部に差異があるという理由だけで非類似と判断され、何も対処できないのは納得がいかない。悪意があったかどうかは必ず見抜けると考えている。既に世に出ているものがあれば意匠権は取得できないのであるから、これを乗り越えて権利取得した先行開発者の権利は確実に守られるべきである。（中小企業）
- ・ 意匠権から立体商標登録への移行について明確な基準を設けてほしい。意匠権の保護期間満了後、市場において特別顕著性がある場合、周知性の立証負担を軽減させてほしい。（中小企業）
- ・ 商標権に関して、商標表示請求権や商標の希釈化に関する法制化、中国などで実施されている行政摘発等を導入してほしい。商標表示請求権とは、商標権を有する製

ヒアリングで得られた具体的内容

品（部品）が他社製品の一部として使用される場合に、商標表示の記載を求める権利である。当社の商標権であることを明示せずに他社製品で商標が使用されてしまうケースがあるため、同権利の徹底を目的とした法制度化が進むことを期待している。また、日本には（防護標章登録制度はあるが、）海外のような著名商標制度はないと認識している。海外のように著名商標の権利の効力をより広くするための制度があったらよい。（大企業）

- ・ 商標について、マルチメディア商標等の海外の制度動向をもとに国内制度の見直し等を検討してくれるとありがたい。（中小企業）
- ・ 商標権について、マドプロ出願は日本で出願しないできない点がネックである。海外でのみ使用する商標権もある。日本で出願しなくても日本で出願しなくてもマドプロのように複数国まとめて出願できる制度があればありがたい。（中小企業）
- ・ 商標権は外見で判断できるので、権利侵害の捕捉は比較的容易である。しかし、裁判では商標権の有効性（識別性等）が争点になることが多いので、不安や不確実性を抱えながら争うことになる。したがって、裁判前に権利の有効性に関する予見・見通しが立てられるような制度があるとよいと思う。（大企業）

(2) 権利侵害対応について（権利者側からの立場）

(i) 他社から産業財産権を侵害された経験

(ii) 侵害された経験のある権利の侵害状況の詳細

他社による産業財産権侵害の経験について、特許権や商標権を中心に一定数の侵害事例の経験があるとの回答が複数あった。侵害の対応方法に関して、警告書送付や交渉によって解決に至るケースもあれば、訴訟対応にまで発展するケースも挙げられた。一方で、一部企業では、侵害疑義を認識していても、市場規模や権利の有効性、対応コスト等を踏まえ、警告以上の対応を行わないケースもあるとの回答も見られた。

また、侵害の発見契機としては、競合製品の調査、顧客からの情報提供、展示会、ECサイト監視、SNS等の消費者指摘等、多様な方法で把握されていることが確認された。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 直近十数年であれば、特許権や商標権に基づく警告・訴訟は数件程度実施している状況である。ECサイトの模倣品は常に発生・対応している。（中小企業）
- ・ 特許権侵害に対する訴訟対応、及び訴訟に至らない警告レベルの対応を過去に実施した経験は複数ある。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 侵害経験の件数は、国内外で数件～十数件程度であり、主に特許権が侵害された。侵害発見の経緯として、顧客工場への訪問時での他社機器の確認等が挙げられる。その際は、顧客の許可を得て写真撮影等により証拠を収集し、侵害の可能性が高いと判断した場合は弁護士による鑑定書作成を依頼した。（中小企業）
- ・ 特許権について、警告を含めて概ね4～5件程度の侵害対応の経験がある。警告にとどまるケースと訴訟に発展するケースがあるが、基本的に侵害の可能性を認識した場合に何も対応しないことはない。自社製品は特殊で模倣例自体が少ないため、侵害が疑われた場合は調査、警告書の送付等は最低限実施する。権利の有効性に疑義がある等、自社側も対応が難しいと判断した特許権については侵害対応を見送ることはある。（大企業）
- ・ 特許権について、侵害疑義相談を受けることはそれなりにあるが、訴訟は少ない。警告事例は多数ある。ただし、製品の販売数が多くない、製品のターンオーバーが短い、権利回避されやすい等の場合は警告以上のアクションを敢えて取らないこともある。ただ、警告して無視されるケースは多くないので、一定の効果はあると思う。（大企業）
- ・ 国内での特許権侵害訴訟の経験はある。また、中国における権利侵害もいくつか認知している。しかし、中国だと訴訟に多くの時間・労力を要する一方で、損害賠償が得られにくいいため、訴訟提起には至らないのが実情である。（大企業）
- ・ 商標権について、模倣品の調査を実施しており、外国（アジア、中南米等）にて商標権の侵害を発見している。また、ここ数年で税関差押を数十件、ECサイトでの削除申請を数千件、市場摘発を数十件実施した。（大企業）
- ・ 商標権について、国内では侵害が疑わしい場合でも、交渉を通じてライセンス・名称変更等で解決するケースが多い。中国の場合、不正使用に対する警告の返答がない企業もあったが、Web表示の変更等により連絡がないまま対応されたことがあった。（大企業）
- ・ 商標権については海外の模倣品が多いので、侵害された経験は無数にある。国内も後発品メーカーの侵害疑義の相談を受けることが年数回ある。警告レベルで同事業者と交渉することも年に数回程度発生しているが、ほとんどのケースで折り合いがつく。訴訟について、国内では近年事例がない。海外では民事訴訟、刑事訴訟ともに低頻度で実施している。（大企業）
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権について、他社に侵害された経験は多数ある。直近十数年、中国企業から侵害されるケースが多い。それに対し、行政・司法の観点からの対応や、同企業への直接交渉等、多様な対応を実施している。行政的手段としては二種

ヒアリングで得られた具体的内容

存在し、一つ目は展示会での撤去が挙げられる。展示会開催期間中に鑑定等を実施し、撤去を行う。二つ目は地方の特許庁外郭団体のような行政機関である知識産権局と連携して処分（差止め）を実施する。司法だと時間がかかるが行政摘発であれば短期間（早ければ半年）で処理することができていた。しかし、時間が経つにつれて同機関が自身での判断を回避するようになり、和解工作などに時間がかかるようになったため、使いづらくなってきた。そのため、現在は司法手段に回帰してきている。（大企業）

- ・ 一般消費者の SNS 等からの指摘により、侵害に気づいたケースもある。どちらが侵害者なのかは一般消費者からは分かりづらい点もあるが、消費者の声は自社が被侵害者であるとの認識を裏付ける材料としても参考にしている。（中小企業）

(iii) 被疑侵害者への警告、訴訟提起の実務経験

(iv) 過去の警告、訴訟提起の概要と結果

被疑侵害者への警告・訴訟提起の実務経験について、複数企業から、侵害の疑いを把握した場合は、警告書送付や協議・交渉等を経て解決を図るとの回答があった。解決の形としては、特許権では製品の販売停止、ライセンス供与、商標権では商標の使用中止等が挙げられた。一方で、一部企業からは、被疑侵害者側との交渉が決裂した場合、製品の重要性・売上規模が大きい場合等では訴訟提起に至るとの回答があった。

警告・訴訟提起の結果について、本ヒアリング調査では、最終的に和解に至った事案が複数聴取された。また、判決に至った事案については結果として権利者が勝訴となった例が多く聴取されたが、権利者の主張が認められず敗訴となった例も少数見られた。

また、EC サイト上で侵害対応を実施する企業も見られ、EC サイトの巡回、削除申請等を通じて、被疑侵害製品の流通を防いでいる。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 侵害の経緯について、当社では他社が新製品を発売する度に製品調査を実施しており、当社の権利侵害が疑われる場合は、先方と協議を行う。協議の結果、交渉決裂となった場合は、法的見解をとるために訴訟に発展することが多い。（中小企業）
- ・ 訴訟に至った案件については、自社にとって売上規模が大きく重要な製品であることが提訴に至った理由として挙げられる。クレーム解釈や権利の有効性に関する見解の相違もあるため、無用な争いを避けるため被疑侵害者とは提訴前に一定のコミュニケーションをとるようにしている。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 競合企業の商品を入手し確認した結果、権利侵害の疑義が強く認められたことから、警告書を送付した。しかし、先方からは権利が無効であると反論され、交渉の余地が無かったことから訴訟に踏み切った。（大企業）
- ・ 直近 10 年程度での日本国内では、特許権侵害に対する警告、訴訟提起含む対応は数件実施している。侵害を発見したものの種々の事情を考慮した上で警告自体を実施しないケースも多い。（大企業）
- ・ 特許権侵害訴訟は、当社の製品に適合する交換用消耗品に関する特許権に基づいて行った。当社の許可なく侵害品を製造・販売した事業者に対して複数回警告し、いずれも一旦は販売停止したが、当該事業者は再三にわたり侵害品の販売を行ったため提訴した。裁判官から侵害心証の開示があり、最終的には和解に至っている。（中小企業）
- ・ 自社特許権に係る装置を複数の他社が広告・宣伝していたことから侵害を発見した事例では、複数社に対し、実施の有無を確認する書簡を送付し侵害を指摘した。自社実施を行っていなかったため、ライセンス供与を提案し、複数社にライセンスを付与する形で解決した。（大企業）
- ・ 装置に用いる着脱可能な部品構造に関する特許について、他社が非正規の互換部品をウェブサイト等で宣伝していることから侵害を発見した事例があった。警告対象となった企業は当該部品を当社装置との互換性を謳って宣伝及び製造・販売していたが、当該部品の破損によるエンドユーザからのクレームにより、当社製の純正品でなかったことが判明し、警告に至った。対応として、警告書を送付し、自社装置向け互換部品の製造・販売の中止を求めた。その結果、互換部品の販売停止の約束とともに、販売済み本数に対する実施料相当額の支払いを受け、解決した。（大企業）
- ・ 製造方法特許の侵害が疑われる他社工場で、工程に必要な特徴的な物質の使用証拠を入手したことがある。詳細な分析の結果、その物質が特許権の範囲内のものであることが分かり、裁判で特許権侵害が認められた。分析の過程でその物質が当社由来のものであることも判明しており、当社の物質を不正入手したことから、故意に権利侵害を行っていた悪質な事例と考えている。（大企業）
- ・ 当社製品の製造方法の特許権侵害訴訟について、被疑侵害者の侵害行為の証拠集めに苦労した。前例のない実証方法を採用したため、同方法の有効性を確立するために多くの時間・費用を要した。（大企業）
- ・ 商標権について、定期的に EC サイトを巡回し、削除申請を行っている。特に、中国・東南アジア系のサイトは数か月に一度程度、定期的にも実施している。実施効果とし

ヒアリングで得られた具体的内容

て、侵害品の掲載はかなり減少し、新たな侵害情報の掲載も低位に留めることができていると実感している。（大企業）

- ・ 商標権の侵害状況について、日本税関差止点数・件数（過去数年分）として、年間数十件、数千点規模の差止実績がある。警告書送付数として年間数件～十数件程度（過去数年分）。また、商標その他営業表示の冒用警告が年間数件程度である。警告書送付数については市場や EC サイト等を確認し、反応が期待できる場合はレターを送付している。店舗の責任者が外国人の場合などはレターを送付していないため、実際には警告書送付数よりも侵害件数は多い。警告書に対し反応した事業者のうち、9 割以上が速やかに当該商品の削除などに応じてくれる印象である。近年は EC サイトでの被害が増えており、海外で運営されているサイトの場合は対応が難しいケースが多い。（大企業）
- ・ 警告について、当社は一般消費者向け事業を実施しているので商標権を多数取得しており、同業者が知らずに侵害してしまうこともある。この場合、内容証明で商標の使用を止めてほしい旨のレターを送付することで相手方はこれに応じ、いずれも最終している。（中小企業）
- ・ 警告は数十件程度、訴訟提起は数件経験している。意匠権について、商品外観等を争点として警告・訴訟提起等を実施したことがある。また、商標権について、ブランド名称を争点として警告・訴訟提起等を実施したことがある。（中小企業）
- ・ 販売実績のある自社商品に後追いで明らかに似せてきた事案があった。消費者からの「貴社商品のコピー品ではないか」という声もあった。弁護士を通じて警告書を通知した際に、相手方からは「貴社権利の存在は知っている。その上で、権利侵害ではないと判断した。」との回答だった。本件は訴訟にまで至ったが、最終的に弊社の主張は認められなかった。これは、「一致」の有無が重視され、一部形状の違いを理由に非類似と判断されたのではないかと理解している。本紛争の経験より、中小企業は大企業に太刀打ちできず、意匠権取得の意義そのものが問われかねないとの強い危機感を覚えた。（中小企業）
- ・ EC サイト上の侵害対応について、EC サイト上では完全コピー品、画像流用が継続的に発生している。その際は、出品者、EC プラットフォームの双方に連絡し、意匠権の情報、自社商品の URL や販売時期を示し、模倣品を販売していることを丁寧に通知している。多くの場合、削除対応等の回答により販売停止されるが、別の事業者から同様の出品が繰り返され、いたちごっこの状況である。（中小企業）
- ・ 模倣品については年間 100 件程度発生しているが、これは少なくとも差し止める必要があるものの件数である。フリマサイト等で少数販売しているケースは放置する

ヒアリングで得られた具体的内容

こともあるが、大量に販売しているケース（事業展開していると考えられるケース）は試買の上、削除申請を行っている。また、当社業界では事業者・業界団体で連携して模倣品に対する注意喚起や啓蒙等を実施し、模倣品対策に取り組んでいる。（中小企業）

- ・ 直近で実施した裁判は非常に多くの時間を要した。裁判官が途中で変わったことで再説明が必要になったことや、対象製品数が多く、損害額の算定にも多くの時間がかかったことが主な要因である。また、裁判中も侵害品の販売が続けられていたことも大きな問題であったと認識している。相手方は裁判所から侵害心証が開示された後も販売を継続し、権利期間満了まで侵害を止めなかった。権利期間満了後は侵害にならないので、そのまま販売し続けていた。（中小企業）

(v) 過去の損害賠償請求における損害額の認定額と想定額の乖離等

過去の損害賠償請求の経験について、複数企業から、裁判所の認定額が想定より小さい、また、訴訟費用（弁護士費用等）が高いとの回答があった。認定額が想定より小さい理由としては、特許権については技術の価値が想定より低く見積もられること等が挙げられた。特に、一部の企業からは、認定された損害賠償額について、侵害者が実際に得た利益よりもはるかに小さく、侵害者に利益が残って「侵害し得」になり得る、その結果として権利取得・維持の意義に疑問が生じるといった強い問題意識も示された。

一方で、一部企業では、権利価値、技術的重要性の立証が奏功し、利益に対する特許権の寄与率が100%（損害額推定の覆滅なし）と認められた、高めの実施料率が認定された等、認定額と想定額の乖離が小さいという回答もあった。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 過去の案件での損害賠償請求の結果として、請求額と認定額との間に差はあった。その理由は損害額の推定覆滅が認められたことにあるが、近年の裁判の動向も踏まえると認定水準は妥当な範囲であり、過度に下げられたという印象はない。（大企業）
- ・ 損害賠償額は裁判所が認める特許権の価値に大きく依存する。当社としては裁判所に特許権の価値をもう少し認めてほしかったのが実情である。（中小企業）
- ・ 過去の裁判例も踏まえると、認定された損害賠償額は少額であったと感じている。算定的前提条件の納得感、透明性が低く、侵害者が得をしてしまうケースもあるのではないか。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 自社が主張する損害額と比較して、裁判所が認定する損害額は圧倒的に少ないと思う。自社としてはお金を主目的として損害賠償請求をしているわけではなく、本質的に悪意ある模倣行為を止めるための手段と認識している。侵害者側にとって、「仮に損害賠償金を支払うことになったとしても大した痛手ではないから侵害してしまえ」という考えで侵害している例は沢山あると思う。侵害者側に利益が残り、特に中小企業は不利益を被る状況にあるため、侵害者側にとって侵害行為が割に合わないと思わせる抑止効果が必要である。（中小企業）
- ・ 訴訟費用については、弁護士費用だけで損害賠償額を大きく上回り赤字であった。（大企業）
- ・ 多くの損害賠償額が認められたが、弁護士費用が高く、裁判の費用対効果は決して高くなかった。ただ、当社における訴訟の目的は損害賠償ではなく、権利侵害の抑止・牽制にあるため、意義はあったと考えている。（大企業）
- ・ 実施料率が数%と認められたことについて、工業製品分野では一般的水準と想定されるが、訴訟に数年要したことを踏まえると、額としては低い数値と感じている。弁護士費用についても損害額の1割が認められたが、実費を考慮して欲しいと感じた。（大企業）
- ・ 訴訟結果として、賠償額は想定していた額の数十分の一程度だった。賠償額は日本の裁判としては平均的な金額であり、裁判所としては相当な額と考えているのかもしれないが、当社としてはその程度のコストしか認められないのかという印象だった。裁判所から提示されていた当初の和解条件に近い額であったため、金額ありきの判決なのかと疑ってしまう。結果には納得していない。コストをかけて権利行使しても訴訟費用を相殺する程度のコストしか認められず、侵害された側の当社には勝訴判決という結果以外何も残らなかった。他方、侵害者側には、認定された覆滅率からして巨額の利益が手元に残っているはずであり、侵害のやり得だと感じる。この程度のコストしか得られないのかと失望しており、社内では特許権の必要性に疑問符が付く事態になってしまった。この程度の損害賠償額の支払いで済むのであれば、権利取得や維持のために割いている費用を考慮すると、計算上、権利取得せずに他者権利の侵害リスクを負う方が経済合理的ということになり得る。（大企業）
- ・ 損害額認定について、改良発明であることを理由に、利益に対する特許権の寄与率等が想定より低い認定となるケースがあった。一方で、特許権に係る自社技術が製品の製造工程において必須要素である点を主張、立証した結果、その点が認められ、寄与率100%（覆滅なし）と判断された例もある。ライセンス料率について、一部の事件で高額なライセンス料率が認定された。自社技術の重要性、価値の高さが認められ、

ヒアリングで得られた具体的内容

相手方が有効な抗弁をできなかった点が要因と認識している。侵害プレミアムも考慮されたと考えている。(中小企業)

(vi) 損害額の算定規定の使用感等

損害額算定規定の使用感について、現行制度における損害額の推定覆滅に課題がある旨の意見が多く企業から挙げられた。具体的には、覆滅事由の損害額への反映は裁判所の裁量に依存し、仮に納得感の低い損害額が示されたとしても、論理的な反論は難しいとの意見が挙げられた。また、覆滅事由について、市場の非同一性の事由は実態と乖離している場合がある、営業努力やブランド力を理由に侵害者側に利益が残る構図は不公平である等、考慮要素に関する意見が複数挙げられた。一方で、近年の裁判例の積み重ね等により、権利者にとって以前より使いやすくなっているとの評価や、覆滅事由の整理について事案に応じた合理的な判断が行われているとの意見も一定数挙げられた。

また、令和元年の特許法(第102条第1項及び第3項)等の改正については、権利者にとって使いやすくなった等、一定程度評価する意見が挙げられた。一方で、特許法第102条第1項については、権利者側の利益に関する機密情報の提出が求められる等、立証に関する課題も指摘された。

さらに、一部企業からは、侵害抑止の観点から、故意侵害と過失侵害を明確に区別し、金額の算定に差を設ける等のより強い権利保護を可能とする制度の検討を求める意見も示された。

加えて、意匠権侵害における損害額の算定に関し、デザインが利益に与える貢献の評価について、需要者の視点をより重視すべきではないかとの意見もみられた。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 損害賠償額が大きくなればなるほど大きなインパクトになるため基本的にはありがたい。訴訟提起に関して経営層への説得材料にもなる。判決結果をマーケティング的に活用することもできる。被疑侵害者側の立場から見ても、当社は他社権利を侵害しないような体制を敷いており、万一被疑侵害者側になったとしても真摯に対応するつもりである。権利者側の利益を重きに置いた法制度を期待する。(大企業)
- ・ 損害額の算定について、現行の運用に特段問題は感じない。特許権の価値はしっかり認めて欲しいが、寄与分に応じて覆滅されることもある程度は仕方がないと思う。(中小企業)
- ・ 覆滅事由について、知財高裁の考え方に沿った整理自体には違和感はなく、過去の案件での判断も事案に適したものとして納得感があった。ライセンス料率についても、

ヒアリングで得られた具体的内容

近年の裁判例との比較を踏まえると比較的高い割合で認められ、裁判所の判断に対する違和感もない。（大企業）

- ・ 法改正によって、特許法第 102 条にて重畳適用できるようになったり、ライセンス料率については侵害プレミアムが認定されるようになっている等、より高額な損害賠償額が認められやすくなっているという点で、一般論として、権利者側としては使いやすくなったと認識している。（中業企業）
- ・ 特許法第 102 条の推定覆滅やライセンス料率の考慮要素について、それぞれの理屈自体は理解できるが、最終的な数字への落とし込みは裁判所判断の側面が大きいと感じる。仮に納得感の低い数字が示されたとしても、論理的な反論は難しいと感じている。（大企業）
- ・ 過去訴訟において、裁判で対象となった特許権には、価値が外観でわかるようなものが含まれており、製品のアピールポイントとして使用していたが、少ない価値（寄与率）しか認められなかった。また、制御系特許権など、目に見えにくいものについての適切な価値が認められなかった。これらのポイントは裁判で当社も主張したが、裁判所に価値としてもう少し認めてもらいたかった。特許権として認められている以上、特許権の価値は裁判所にしっかり認めてほしい。他社特許権についても、当社としては、価値を認めるべきものについては尊重していく姿勢である。（中小企業）
- ・ 覆滅の考慮要素に関して、自社商品と侵害品との間で市場の違いや価格差を考慮することには納得していない。近年では、量販店や EC サイト等が様々な業界や価格帯の商品を取り扱っており、消費者は市場の違いを意識しにくくなっている。流通経路の多様化や市場の一体化といった背景も踏まえると、市場の非同一性によって区別することは実態と乖離していると考ええる。（中小企業）
- ・ 推定覆滅について、差止が認められるような例であれば推定覆滅を極力認めないようにして欲しい。差止が認められるということはその製品を売れなかったということであるから、既に売られてしまった分は十分な金額の回収を認められるべきである。実際に覆滅しなければならない場合はあると思うものの、現行制度では推定覆滅が広く認められているように見え、明らかに悪質な侵害であっても損害賠償額が非常に小さい裁判例もある。侵害態様を踏まえた推定覆滅も考慮していかなければ、侵害し得を許すことになる。（大企業）
- ・ 営業努力・ブランド力の覆滅事由について、大企業が権利を侵害してもブランド力を理由に利益を残せてしまう構図は不公平であり、中小企業の権利取得の意欲を削ぐ結果になるのではないか。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 発明が製品の一部のみに実施されていることによる覆滅要素について、部品の特許であってもその部品が装置の中核部品かどうかによって評価は変わるべきである。中核部品であり、当該部品がなければ装置が成立しないような場合には、装置全体の利益に近い範囲まで損害を認めるべきである。差止が認められている場合には、「その部品が供給されなければ装置は売れなかったはず」という前提があるため、その認定と損害額のギャップを小さくすべきである。（大企業）
- ・ 現状の損害賠償請求制度では、特許法第 102 条第 1 項の限界利益の算出にあたって原告側が多くの機密情報を提示する必要がある。競合企業である被告に営業秘密に該当する情報を開示するのは競争上非常に厳しい。また、情報を開示したにもかかわらず、十分な賠償額が得られなかったことにも不満を抱いている。（大企業）
- ・ 損害賠償額の算出にあたって必要となる限界利益の算定については、自社の情報を外部に出したくないという観点で特許法第 102 条第 1 項より第 2 項の方が使われることもあるのではないかと思う。（中小企業）
- ・ 特許法 102 条 1 項の使用感について、損害額算定の基礎データや証拠の多くを特許権者側に求められる中で、自社では十分な資料を提出したと考えても被疑侵害者側から追加資料の要求が複数あり、双方の溝が埋まらず負担が大きかった。最終的には裁判所の訴訟指揮によりまとめていただいた。（大企業）
- ・ 特許法第 102 条第 1 項の特定数量に対するライセンス料の重畳適用については、従前から裁判で認められていたものが明文化されたという理解。特定数量に対して一定の料率が認められることは権利者としてありがたい。（大企業）
- ・ 特許法第 102 条第 1 項第 2 号の括弧書き部分について、権利者としては納得感が低い。特許権の貢献度等の事情によりライセンス料率が低くなることはあり得と思うが、被告が侵害している以上、ライセンス料相当額が全く認められない部分があるのは納得し難い。（大企業）
- ・ 経過時間の考慮について、裁判に長期間かかった結果、本来差止により得られたはずの経済的利益が損なわれていることもあるため、その点を損害額で十分に補填すべきである。法改正により損害額算定規定は改善されつつあるが、なお足りないと思われる。（大企業）
- ・ 故意侵害と過失侵害は明確に区別し、賠償額の算定に差を設けるべきであると強く感じる。例えば、業務提携中のパートナーが契約違反を承知で侵害し続けたケースは明らかな故意であり、明確に考慮すべきである。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 権利に係る部分の売上げへの貢献や寄与率の考え方は良いと思う。他方、デザインの寄与が売り上げにどう影響しているか等を適切に評価することは容易ではないように思う。（中小企業）
- ・ デザインが利益に与える貢献について、デザインが購買のきっかけになっているのであればもっと多く見積もられるべきであり、単純な面積比率ではないと考えている。意匠の類否判断では需要説が主流であるところ、損害額の算定で需要者の視点が重視されないのは違和感がある。（中小企業）

(vii) 差止請求の使用感等

差止請求の使用感について、複数の企業から、仮処分等による差止は侵害行為を早期に止めるために有効な手段であるとの認識が示された。一方で、一部の企業からは差止請求は権利者としては使い易くないという意見も挙げられた。

また、仮処分の審理期間については、できる限り迅速であることが望ましいとの意見がある一方、双方の主張や証拠を十分に検討するためには一定期間（半年から1年程度）が必要との見方も示された。さらに、一部企業からは、早期の差止が認められなかった結果として侵害被害が拡大したとの不満も挙げられた。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 商標について、差止は実行性があると考えている。模倣品取り扱い事業者に対して差し止めを示す警告を送付することで模倣品の販売を取りやめるケースが多い。（大企業）
- ・ 仮処分は実施したことがある。顧客が購入した後は手が出せなくなるので、販売する前に差し押さえるのは重要であり、制度として活用してくべきと認識している。仮処分について問題認識はないが、仮処分が認められるまでの期間は短ければ短いほど良いと思う。（中小企業）
- ・ 権利者からすれば仮処分の対応は早ければ早いほど良いと思う。ただし、権利者と侵害者の互いの言い分を確認して判断するには少なくとも半年はかかると思う。（中小企業）
- ・ 仮処分前に証拠を隠し、製品移動が行われることがあり、調査が困難であると感じている。証拠保全申立てを先行して実施することで、実態把握、対象者特定が可能となり、差止にも有効であると考えられる。裁判所、代理人の手続きは比較的迅速である印象。（中小企業）
- ・ 当社の過去の経験を踏まえても、手続きが長期化した印象はない。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 証拠が得にくい場合があることから、査証制度の普及が差止局面でも有益になり得る。仮処分について、過去の案件では訴訟が速やかに進行し早期に判断が得られており、満足している。早すぎる判断は双方の主張の尽くし方の観点からは望ましくないため、互いの主張を適切に重ねると1年程度が平均的な期間として妥当なのではないか。（大企業）
- ・ 差止請求は権利者として決して使い易くはないが、実情を考慮すると仕方ないという印象である。（大企業）
- ・ 裁判で請求した仮処分について、時間はかからなかったが、結果として認められなかったため、有効性は評価できない。最終的に侵害は認められたところ、仮処分が認められていれば損害も抑えられたはずであり、判断に納得できていない。（大企業）

(viii) 警告や訴訟提起等を実施しない理由

警告や訴訟提起等を実施しない理由について、複数の企業から、侵害の確証が十分でない場合や、想定される損害額に比して訴訟費用（弁護士費用、調査費用、社内工数等）が大きく費用対効果が見合わない場合には、権利行使に至れないとの回答があった。また、権利行使に伴う社内リソース（人的・時間的負担）の大きさも重要な判断要素として挙げられており、侵害規模が小さい場合や事業への影響が限定的と判断される場合には、訴訟提起を見送るケースがあるとの意見がみられた。

さらに、一部企業からは、取引関係（顧客・取引先との関係）への影響や、業界内での評判悪化の懸念を考慮して権利行使を控えるケースがあるとの意見が挙げられた。加えて、企業によっては、権利行使の目的（競争力維持、牽制、ロイヤルティ取得等）を踏まえて対応手段を選択するとの考え方等も示されており、警告や交渉のみで対応する、ECサイトでの削除申請等の別手段を優先する等、状況に応じて柔軟に対応を選択するとの意見もみられた。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 主に、侵害の確証に疑義があるか、コストに比して得られる損害賠償額が小さいと見込まれるか、対抗手段をとるために権利者のリソース（資金的、人的、時間的）を割くのが難しいかの3点で警告や訴訟実施を検討する。特に、コスト面では金銭だけでなく、社内担当者の稼働が割かれ、優先業務として張り付く必要が生じてしまう。重要度が高い案件なら人を割くべきだが、リターンが小さい場合には、例えばリソースを別の特許の権利化等に割いた方が合理的という判断もありうる。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 微妙に寄せてきているレベルで侵害の確証がないものや、侵害の確証があってもごく小規模で自社事業に影響がないと判断するものについては権利行使には至らない。（中小企業）
- ・ 警告は基本的に実施するが、提訴するかどうかは侵害の確証に疑義があるか、コストに比して得られる損害賠償額が小さいと見込まれるかが重要なポイントになる。前者に関しては訴訟提起の大前提として必要な条件であり、後者に関しては侵害の規模が小さいと費用対効果が低いと判断される。（中小企業）
- ・ 実際の訴訟対応に要した代理人費用や社内の人的コスト、調査コスト等と、裁判で認められた損害賠償額とを比較すると、費用対効果の観点では全く見合っていない。（中小企業）
- ・ 訴訟コスト（特許権の有効性確認、無効審判対応、弁護士費用、印紙代、社内工数等）がかかること、想定損害額が小さい場合に費用対効果が見合わないことが理由として挙げられる。（中小企業）
- ・ リソースの制約が大きい。裁判には弁護士費用含め多くのリソースを要し、勝訴する保証もない。また、仮に勝訴したとしても認められる賠償額も多くない。訴訟する意味があるのかという思いもあるが、権利侵害の可能性があるなら争うしかないのが実情である。（大企業）
- ・ 損害額が少額の場合、裁判をしても費用対効果に見合わないので敢えて一年程度時間をおいてから再度提訴を検討することもある。（中小企業）
- ・ 当社顧客が当社侵害品を含む製品を販売している場合、当社では顧客に対し提訴することはできない。積極的に権利行使すると業界内での評判が悪化する恐れがある。（大企業）
- ・ 商標権について、模倣品の場合、出品者が海外のケースが多く、警告しても空振りになることも多い。そのため、ECサイトで侵害品を見つけ次第、削除申請を行うほうが費用対効果は高いと考えている。（中小企業）
- ・ 証拠不十分ゆえに準備書類の作業負担、期日の延長が重なることにより、裁判が長期化している現状に問題意識がある。（大企業）
- ・ 権利行使の目的を明確にし、対応を進めるようにしている。競争力維持が目的であれば、警告後の交渉が決裂した場合には訴訟提起も辞さない考えである。他には、ロイヤルティを得たければ訴訟費用と比較考量した上で警告する、中国等の新興企業への牽制が目的であれば警告するが訴訟は提起しない等の判断になる。目的が曖昧だと警告後の意思決定が難しい状況に陥るため、最初から方針を明確化することが重要である。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 明らかに悪意があると判断する事案についてはコストを要しても最後まで戦う方針である。相手方が取引先や大手企業であっても悪意ある模倣と判断すれば対抗措置をとる。一度模倣を許してしまえば同様の模倣行為が連鎖し、自社製品の居場所がなくなるとの危機感もある。（中小企業）

(ix) 権利侵害の抑止に向けた望ましい制度・運用等

権利侵害の抑止に向けた制度・運用について、侵害に対する権利者救済（損害賠償制度等）の強化や証拠収集の実効性向上を望む意見が複数挙げられた。

加えて、行政的な取締りや模倣品対策の強化を求める意見も一部企業から挙げられた。特に、オンライン市場における模倣品の判別が困難となっており、プラットフォーム事業者を含めた対応が必要であるとの指摘があった。

さらに、制度運用の迅速化に関して、意匠権の判定制度等について審理期間を短縮し、警告や権利行使に活用しやすくすることを求める意見も一部企業から挙げられた。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 損害賠償の高額化が挙げられる。現行制度では侵害し得感がまだある。当社では他社権利を侵害しないように活動しており、多くのコストを要している。一方で、侵害者が支払う賠償額は少なすぎるため、プロパテントとは言えない状況だと思う。米国や韓国では、故意に侵害した場合に3倍等の賠償額が認められる。故意だから3倍というわけではないが、日本の裁判では故意かどうかに関係なく少額の損害賠償額しか認められないため、結果として侵害のし得になっている。（大企業）
- ・ 国内でも限定的なディスカバリー制度の導入を希望する。例えば、損害額算定に必要な情報（売上・利益・原価情報等）に限り、弁護士・裁判官のみに開示する仕組みを想定している。損害額算定の当事者である弁護士・裁判官のみが閲覧し、職務上の守秘義務で保護する形であれば企業側の負担・リスクは少なくなるのではないかと考える。準備書類も減るため、訴訟の迅速化にも資すると考える。損害論に限らず、侵害論の段階でも範囲を絞ったディスカバリー制度の導入は、訴訟の迅速化の観点でも有益と考える。（大企業）
- ・ 海外でも導入されていることが多いが、提訴前に証拠保全ができるような仕組みが望ましい。米国のディスカバリー制度のような大規模なものでもよい。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 行政摘発、罰則強化、知財に関する知識に乏しい事業者への啓発などが有効だと考える。また、フリマサイトなどの CtoC プラットフォームでの模倣品も問題になっており、対策が必要であると考えている。周りの権利者との意見交換においても、模倣品被害に困っているとの声を聞く。（大企業）
- ・ 海外企業による模倣品被害への対策・警告と、国内企業への更なる周知・注意喚起を行っていただきたい。海外製の模倣品によって、新規開発を行う国内製造業が立ち行かなくなることを強く危惧している。（中小企業）
- ・ EC サイトでは商品の写真を使いまわしているケースがあり、写真だけでは真偽判断できない。画像の使い回しが EC サイト側で許されていることから、権利行使をすべきか否か判断に迷うことが多い。当社としても EC 事業者側と話し合いをしているが、中々動いてもらえない状況。権利者がいないがしろになっており、何らかの対策が必要であると考えている。（中小企業）
- ・ 権利の有効性・侵害該当性について、公的機関が一定の考えを示す仕組みがあると良い。特許庁の判定制度には一定の意義を感じているが、まだ利用経験はない。（中小企業）
- ・ 判定制度（意匠権）の審理時間の大幅な短縮が挙げられる。過去に同制度を使用したことがあるが、結果的に 1 年程度の時間を要した。おそらく、特許庁での処理に時間を要しているのではないかと思う。判定制度の使い勝手について、3 か月以内に結果が出れば使いやすい。判定結果が出ていれば警告の際にその重みが増すため、できるだけ早期に結果が出るとよい。（中小企業）
- ・ 企業等から特許庁に提供している情報の有効活用が挙げられる。現在、他社特許出願において、企業等から特許庁に提供される、先行技術情報等があまり活用されていない印象である。最終的に提供した刊行物（先行技術文献）を採用するかどうかは特許庁の判断だが、情報提供がもう少し有効に活用されると良いと思う。（中小企業）

(3) 権利侵害対応について（他社権利に気を付ける側の立場）

(i) 侵害に関するトラブルの経験

(ii) 侵害に関するトラブルの経緯等

複数の企業では、これまでに特許権・意匠権・商標権等に関する重大な侵害トラブルを経験していないとの回答があった。特に一部企業では、他社から警告を受けた経験自体がない、あるいは業界団体等からの注意喚起程度にとどまっているケースが確認された。他方で、他社から警告書の送付や問い合わせ等を受けた経験はあるものの、技術的説明や反論により解決し、訴訟等の重大なトラブルには発展していない企業も確認された。

また、特定の企業からは、特許権侵害を巡り実際に訴訟に発展した事例が回答された。これらの事例では、最終的に非侵害や特許無効が認められる等、企業側の主張が一定程度認められたケースが多く、また、裁判を契機として企業内の知財意識が高まる等、組織的な知財管理の強化につながったとの指摘もあった。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 特許権について、国内で他社から直接警告を受けた経験はない。実用新案権、意匠権、商標権についても、国内で重大なトラブルに発展した経験は特段ない。（大企業）
- ・ 他社からの権利侵害の警告、トラブルとなった経験は現時点ではない。（中小企業）
- ・ 侵害に関するトラブル経験はほぼない。特定の有名ブランドをもつ企業から、そのブランドを想起させ得るデザインの使用に関して業界横断で注意喚起があったことはある。（中小企業）
- ・ 数年に一度程度の頻度で他社から警告書が送付されてくるが、実際には侵害に無関係なものがほとんどである。丁寧に説明すれば反論してくることはなく、トラブルになったケースもない。（大企業）
- ・ 商標に関する警告では、侵害にあたらないと判断し、正当性を回答し、ライセンス受諾や訴訟等に至らず収束するケースがほとんど。（大企業）
- ・ 特許権では先後願関連のトラブルが多いように思う。顧客からコンセプトを伝えられて製品を作成するとき、競合他社も同様の製品を作成していることが多く、知財化を行った際に前後関係でトラブルになることがある。（大企業）
- ・ 当社が販売した製品について、権利者から特許権侵害の警告があり、権利者と技術的範囲の解釈に食い違いが発生したため、特許判定請求が行われた。結果として、当社の主張（当社製品は技術的範囲に属さない）が支持された。（中小企業）
- ・ 個人保有の実用新案権に抵触するとの理由で判定請求されたが、実用新案権が無効審判により無効になっていたため判定請求は却下された。（中小企業）
- ・ 当社が中国などで販売した製品について同国の特許権に属する旨の警告を受けた。当社は現地弁理士事務所と連携して権利無効であると判断し、先方に連絡したところ、それ以降先方からの連絡は無くなった。（中小企業）
- ・ 過去に他社から特許権侵害を提訴されたことがある。一審は敗訴となったが、二審前の無効審判で対象となる特許権がほとんど無効になり、賠償額は少額になった。この裁判を機に当社の権利侵害に関する意識が大きく向上したと考えている。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 直近 10 年での日本国内では、他者からの特許権侵害に関する警告、訴訟は数件程度経験がある。侵害訴訟ではいずれも裁判所により非侵害が認められた。（大企業）
- ・ 商標について、海外含むグループ全体で、おおよそ 2-3 年に一度、警告や問い合わせを受ける。（大企業）
- ・ ライセンス交渉をしていたが突如提訴されたことがあった。（大企業）

(iii) クリアランス調査の調査体制

クリアランス調査の実施体制について、社内の担当者が中心となり調査を実施する体制が中小企業を中心に挙げられた。本体制では、社内担当者が公報確認・簡易調査を行い、疑義がある場合に弁理士・弁護士等の外部専門家へ相談して運用するケースが多いことが確認された。また、大企業の体制の特徴として、大量の情報を調査する際に社外の専門家、調査機関に委託して、情報のスクリーニングを実施する例があることが確認された。また、意匠では画像検索、商標では外部ツールを用いた監視等の権利種別に応じた調査方法の使い分け等が挙げられ、権利種別に応じた調査方法の使い分けがなされる例も挙げられた。

調査時期については、同業他社の権利の公報が発行された時に常時、自社事業の計画段階（自社製品の企画段階等）、自社事業の実施前（自社製品の製造前や販売前等）等にて、各企業別に様々な開発段階にて調査が実施されていることが確認された。また、自社技術・製品開発後も一定期間、調査を継続している企業も見られた。

ヒアリングで得られた具体的内容

調査実施者

- ・ 調査実施者は、「社内の専門家でない担当者」が中心である（専門部署はなし）。（中小企業）
- ・ 調査は基本的に社内で実施している。法的側面のサポートが必要な場合などは弁理士等に依頼することもある。（大企業）
- ・ 調査は自社で実施しており、社内担当者が担当している。技術的範囲の属非について疑義がある場合は社外の弁理士事務所等と相談している。また、社内体制が逼迫している場合は外部に調査を委託することもある。（中小企業）
- ・ 特許権の技術的範囲の属非について疑義がある場合、社内判定だけでは心許ないと感じる。明らかに権利範囲に属していないケースは社内検討のみで問題ないが、疑義があるものについては社外専門家へ鑑定依頼も検討する。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 明らかに非侵害・無効理由の存在等が見通せる場合は社内判断で閉じることもあるが、社内判断だけでは不安が残る場合は、社外専門家へ相談し、必要な対応（方針転換等）を実施する。（大企業）
- ・ 特に、一次スクリーニング作業で大量の公開情報の絞り込みが必要な場合は調査機関に委託している。侵害の可能性があり、対応が必要な権利が抽出された場合、弁理士・弁護士等の外部の専門家から鑑定等を取るようになっている。（大企業）
- ・ 当社製品に関わる分野を対象に年間数百件の侵害調査を実施している。社外の専門家に外注することもあるが、最終的な結果は社内でチェックしている。また、調査精度向上のために IPC 分類の他に社内の独自分類を作成・定義して詳細なクリアランス調査を実施している。さらに、近年は業務効率化の観点から AI 導入検討も進めている。商標に関しては、社内の専門家ではない担当者他、社外の専門家等を活用してクリアランス調査を実施している。調査に当たっては、外部ツールを用いて監視を行うほか、社内外のネットワークも活用している。（大企業）
- ・ 意匠権については、意匠公報を調査する。近いデザインの画像検索を行うこともある。（中小企業）

調査時期

- ・ 調査時期については、同業他社の権利の公報が発行された時に常時、自社事業の計画段階（自社製品の企画段階等）、自社事業の実施前（自社製品の製造前や販売前等）において、適宜調査を実施している。（大企業）
- ・ 企画・発売前に社内で類似商品の有無はパトロールするようになっている。自社商品の形状・コンセプト自体が他社権利に抵触しないか重視しており、疑わしいものは専門家（弁理士等）に必ず相談している。調査は企画・事業計画段階から発売前のタイミングで実施している。（中小企業）
- ・ 主に競合他社の特許公報を定期的に確認している。疑義があれば、過去に訴訟を担当した弁護士に簡易鑑定を依頼する。（中小企業）
- ・ 企画立案段階で実施しつつ、特許権については特許公報発行時もウォッチングしている。意匠権・商標権は出願する前にも調査を実施し、問題ないことを確認してから出願している。（中小企業）
- ・ 新製品を販売する前に調査を実施している。また、他社製品・特許権も公開される度にチェックしている。（中小企業）
- ・ 研究、開発、設計の各フェーズにて、新規開発・設計技術（既存自社製品からの変化点）について、クリアランス調査を実施している。各開発段階でクリアランス調査を実施し、他者権利との関係で問題のない技術のみが開発を完了するような体制とし

ヒアリングで得られた具体的内容

ている。また、開発完了から量産までの間に未公開だった他社特許が公開されることもあり得るため、開発後も一定期間は調査を継続している。（大企業）

(iv) 損害賠償額の高額化により想定される取組

(v) 差止の早期化により想定される取組

仮に損害賠償額が高額化した場合の企業の対応について、多くの企業からは、他社権利を侵害した場合の負担が大きくなることを踏まえ、クリアランス調査の重要性がより高まり、他社権利を侵害しないよう事前調査や回避対応を一層徹底するようになるとの回答があった。特に、侵害リスクの増大により、事前の調査や外部専門家への相談、設計変更等の回避措置をより慎重に行うインセンティブが働くとの指摘が見られた。他方、一部の企業からは、既に侵害による事業停止等のリスクを前提として慎重なクリアランス調査を実施しているため、制度変更があっても自社の取組自体は大きく変わらないとの意見も挙げられた。また、損害賠償額の大小よりも、実際に侵害トラブルや訴訟を経験したことが企業の知財意識や対応を大きく変化させる要因になるとの指摘もあった。

仮に差止が従前より早期に認められるようになった場合について、多くの企業からは、事業停止や製品供給の中断といったリスクを回避するため、他社権利を侵害しないようクリアランス調査や事前確認をより慎重に行うようになるとの回答があった。特に、部品供給やサプライチェーンへの影響が大きい業種では、差止による事業活動への影響を懸念する声が見られた。また、既に十分なクリアランス調査を実施しているため制度変更による対応の大きな変化は想定していないとの意見も挙げられた。さらに、一部の企業からは、差止が早期化した場合には敗訴リスクを回避するため、設計変更や早期の和解等の意思決定を迫られる可能性があるとの指摘があった。また、差止の早期化については、権利者の立場では有効な手段となり得る一方、被疑侵害者の立場では不利となる可能性があることから、制度設計におけるバランスの重要性を指摘する意見も見られた。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 損害賠償額が高額化される場合は、事前相談・回避をより徹底するようになる。（中小企業）
- ・ 既に高いレベルでクリアランス調査を実施しているが、損害賠償額の高額化、差止・仮処分の早期化が認められれば、他社への権利侵害を避けるための取組はより重要視されると思われる。自社ではコンプライアンスを重視しており、賠償リスクや差止リスクもある中で、顧客への供給責任を果たせなくなることが最大のリスクである。

ヒアリングで得られた具体的内容

差止により部品供給が止まると、装置メーカ、エンドユーザへの責任問題が発生し得るため、予防的なクリアランス調査が不可欠である。（大企業）

- ・ 損害賠償額が高額化した場合には、侵害してしまった際の負担が大きくなるため、自社としてもクリアランス調査を一層強化するインセンティブが働くと思う。差止が早期に認められるようになった場合には、悪意のない事業者にとっては抑止力になり得る。一方で、悪意ある事業者は訴えるなら訴えてみるという考えが根本にあると思われるため、早期差止よりも金銭的制裁や悪質な侵害行為をした事実を消費者へ公表・広く周知することの方が効果的と考える。（中小企業）
- ・ 損害賠償額が従前よりも高額になった場合、他社の権利を侵害しないようにより注意するようになると思う。他者権利に気をつけるようになるという観点で一番効果的なのは自社が侵害してしまった時だと思うが、侵害時のペナルティが増えればより注意して対処することになる。差止が従前よりも早期に認められるようになった場合、他社の権利を侵害しないようにより注意するようになると思う。（中小企業）
- ・ 損害賠償額の高額化、差止の早期化により、クリアランス調査は更に重要視されると考えるが、制度の内容にかかわらず他社権利を侵害しないようにすることが第一である。（中小企業）
- ・ 自社としては現状でも十分注意しているが、リスクとしては損害賠償額よりも差止（事業停止リスク）の方が重大と捉えている。差止の早期化は一定程度の抑止力になりうる。一方で、薄利多売型の利益構造をもつ企業の場合は、損害賠償額の高額化が抑止力として機能するのではないか。（大企業）
- ・ 当社では過去裁判を機に権利侵害に関する意識が高まったことから、損害額の金額の大きさや差止め早さよりも、権利侵害によって損害を受けた経験があるかどうか重要だと思う。（中小企業）
- ・ 現状、十分なクリアランス調査を実施しているため、自社としては調査運用等での大きな変化はないと考えられるが、敗訴した際のリスク（客先に製品を納入できないリスク）を回避するため、望まない和解や早い段階での設計変更を迫られることになると思われる。（大企業）
- ・ 事業を進める上で被告側（他社権利により訴えられる側）になる局面も現実に想定されるどころ、仮に差止・仮処分等が強化されるとサプライチェーン全体での生産活動の停止リスクも上がる。差止による顧客・取引先への影響は極めて大きい。（大企業）
- ・ 現状の裁判所の運用は迅速であると感じており、差止の早期化は必ずしも望ましくはない。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 権利者側の立場なら早期差止は歓迎するが、被疑侵害者の立場から不利にもなるため、制度バランスが重要であると思う。（中小企業）
- ・ 現状で十分に調査を実施しているため、現状の取組と変わらないと認識している。（大企業）

（vi）産業財産権制度に関するその他の御意見等

産業財産権の侵害抑止に関する他の意見として、権利行使の実効性を高める制度整備や国際的な制度との調和を図ることが、侵害抑止の観点から重要であるとの意見も挙げられた。例えば、損害賠償制度の強化や裁判手続の迅速化など、海外制度との調和を踏まえた制度改善により、日本の知財制度の国際的なプレゼンスを高めることが侵害抑止にもつながるとの指摘があった。また、一部の企業からは、制度全体の信頼性や特許権侵害の予見可能性を高める観点から、審査の質の向上（権利範囲の適正化）、侵害事例の周知が重要であるとの意見が挙げられた。さらに、侵害訴訟と無効審判において同一の無効理由が重複して争われることによる当事者の負担や、早期審査制度の利用における出願公開前の特許権付与に対する第三者の対応機会が限定されていること等、制度運用上の課題についても意見が挙げられた。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 他社権利は決して侵害しないことを前提とし、侵害が疑われる場合は、事実確認、証拠収集を徹底した上で対応すべきである。悪質な侵害には、訴訟を含めた厳格な対応が不可欠と考える。（中小企業）
- ・ 審査の質に疑問を抱くことがある。具体的には、先行技術文献に対して新規性、進歩性の検討が十分でなく、認められている権利が広いと感じるケースが散見される。情報提供や異議申し立てがあった場合には厳しく審査を行ってほしい。権利範囲の適正化は結果的に権利侵害対策にも繋がるため対応を検討してほしい。（大企業）
- ・ 過去の判決例を広く公開することは侵害抑止効果に繋がると考えている。自社での事例として、ある企業が輸入した商品が当社の模倣品であったことがあり、判決を見た当該企業が船積み段階で当社に連絡し、ライセンス契約をして販売させてほしいと打診があった。完全コピー品であるため当社としてライセンスの許諾はできなかったが、当該企業は自主的にコピー品を全量廃棄し、廃棄証明も提示していただく誠実な対応をしていただけた。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 発明特定事項が不足した権利が多い中、近年は裁判所にて実質的に権利範囲を限定解釈して属否を判断することがなくなったことから、別途記載要件違反を問う必要があるが、ハードルが高い。審査段階で漏れなく判断することに限界があることは理解するものの、特許庁にて記載要件を厳格に審査していただきたい。（大企業）
- ・ 海外への製品販売に当たって、中国の特許権の重要性が今後さらに大きくなると考えている。中国企業は中国国内だけでなく日本にも特許権を出願している。今後は日本だけでなく海外の権利にも目を光らせていくことが重要であると考えている。（中小企業）
- ・ 諸外国に導入されている制度については、国際調和の観点で日本にも導入してほしい。例えば、韓国にも懲罰的賠償が導入されており、その他の主要国にも同様の損害賠償額高額化の制度があると認識している。諸外国の制度と比較して、国内の特許権・裁判制度のプレゼンスが相対的に低くなっていると感じており、危機感を覚えている。権利行使のしやすさの向上、高額賠償の可能性、裁判の迅速化は、日本の特許、知財制度の国際的なブランド価値を向上させるとともに、侵害抑止にも資すると考える。（大企業）
- ・ 無効審判と侵害訴訟の双方で同様の無効理由が争われる場合、権利者・侵害者双方に大きな負担となる。他国では侵害訴訟で無効主張が制限される制度もあるため、国内でも同一の無効理由を重ねて主張できない等の調整があってもよいのではないかと。（大企業）
- ・ 早期審査について、権利者としては使い勝手が良い制度だが、制度を利用した第三者との間でトラブルになる可能性がある。早期審査の場合は、出願公開前に特許公報が発行される。出願公開前に権利範囲が不当に広い権利が取得されてしまうと、情報提供の機会もなく、事業との関係で急な対応を迫られることもあり影響が大きい。異議申し立てを行うにもハードルが高く、また監視可能な期間が短いことから気づかずに権利化されてしまう可能性もある。対応を検討してほしい。例えば、当社の顧客が当社技術について特許出願してしまうケースがある。この場合は冒認出願となるため無効理由があるが、権利化前であれば当該顧客に連絡して取り下げてもらえる等の措置がとれる一方、権利化後の場合は異議申し立てや無効審判により顧客の権利を無効にすることになり、対応に躊躇する。出願公開前の特許付与については、匿名での異議申し立てを認める等、第三者による何らかの対応機会を与えてほしい。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 商標について、広義のブランド保護の観点で法的な保護を希望する。例えば、SNSのアカウント名やECサイトの出品名などで当社名を用いられているケースがある。そのようなケースも対応できるとありがたい。（大企業）

3. まとめ

我が国の産業財産権侵害の救済の在り方の検討に資する意見の収集を目的として、国内にて産業財産権を保有する企業に対してヒアリングを実施した結果は以下の通り。

（1）国内企業における産業財産権の活用の実態について

ヒアリング対象企業では、産業財産権を自社事業の競争力維持やブランド保護等のための重要な手段として活用していることが確認された。また、権利の活用方法や重要度は権利種別や業種によって一定の違いが見られた。

権利ごとの活用目的として、特許権については、自社の技術的優位性の確保や競争力維持、顧客への訴求を目的として活用している企業が多く見られた。一部企業ではライセンス供与も活用方針となっていた。実用新案権は権利行使の制約が指摘される一方、手続きが容易である点がメリットとされた。意匠権は模倣品対策や差別化戦略との親和性が高く、外観から侵害品を発見しやすい点が評価されたが、類否判断の難しさも課題とされた。商標権については、ブランド価値向上や模倣防止に有効と評価される一方、類似の判断基準の不透明さが課題として挙げられた。

（2）権利侵害への対応の実態について

権利侵害への対応実態について、特許権や商標権を中心に複数の企業が侵害事例を経験していることが確認された。侵害対応の方法としては、まず警告や交渉を通じて侵害の停止を求める対応が一般的である一方、交渉が決裂した場合や製品の重要性が高い場合には訴訟に発展するケースも見られた。警告や交渉後に訴訟に至る事案を経験した企業も複数見られたが、弁護士費用、調査費用、社内工数等の負担が伴うため、想定される損害額との費用対効果が見合わない場合には訴訟提起を見送るとの意見も挙げられた。また、侵害の確証が十分に得られない場合や、侵害規模が小さい場合には、警告や訴訟提起を行わないと判断する企業も見られた。さらに、侵害者が自社の顧客や取引先である場合には、取引関係への影響を考慮して慎重に対応する必要があるとの意見や、侵害者が海外事業者である場合には実効的な権利行使が難しい場合があるとの指摘も見られた。

侵害の発見契機については、競合製品の調査や顧客からの情報提供、展示会、EC サイト監視、SNS 等、多様な手段が活用されている。また、EC サイト上での侵害対応として、巡回や削除申請を通じて被疑侵害製品の流通防止に努めている企業も見られた。

(3) 現行制度（損害賠償・差止等）の運用に関する認識

損害賠償制度については、現行の損害賠償制度に対し、損害額が想定より低く認定される傾向や、訴訟費用負担の大きさを指摘する意見が多かった。特に、特許権侵害において認定額が侵害者の実際の利益に比べ著しく小さく、結果として「侵害し得」となり得る状況への強い問題意識が示された。一方で、技術価値や権利の寄与率の立証が奏功し、想定に近い損害額が認められた事例も報告され、運用状況には一定の幅があることがうかがえた。

また、損害額算定における寄与率や覆滅事由の考慮要素の現行の評価については、市場の非同一性、営業努力といった覆滅事由の扱いに関して、権利者の立場からは納得感が得づらいとの指摘があった。他方、裁判例の蓄積により制度が使いやすくなってきているとの評価もみられた。損害賠償額の算定方法に関する令和元年法改正についても、権利者にとって使いやすくなったとの肯定的評価がある一方、特許法 102 条 1 項については権利者の機密情報提出が必要となるなど、立証面での課題を指摘する意見も示された。また、故意侵害と過失侵害の区別を明確化し、より強い権利保護を図る制度の必要性を指摘する声も一部にあった。意匠権に関しては、デザインが利益に与える影響評価において需要者視点をより重視すべきとの意見が挙げられた。

差止請求については、侵害行為を早期に停止させる手段として有効であるとの認識が示された一方、侵害立証に必要な証拠の収集が容易ではない場合があること等が課題として指摘された。

(4) 他者権利を侵害しないための取組について

他社権利の侵害防止に向けたクリアランス調査の実施体制として、中小企業では社内担当者を中心に公報確認や簡易調査を行い、疑義が生じた場合に外部専門家へ相談する体制が一般的であった。大企業では、調査負荷に応じて外部専門家や調査機関へ情報のスクリーニングを委託する等、より高度な体制を構築しているとの事例も見られた。また、意匠権については画像検索、商標では外部ツールによる監視など、権利種別に応じた調査手法を使い分ける運用も確認された。

損害賠償額が従前よりも高額化した場合の対応については、多くの企業が侵害リスクを回避するため、クリアランス調査の重要性が一層高まり、回避措置をより慎重に行うようになるとの見解を示した。一方で、既に十分な調査体制を確立しているため、対応に大きな変化は生じないとの意見もみられた。

差止が従前より早期に認められるようになった場合についても、多くの企業が事業停止や供給中断のリスクを避けるため、事前のクリアランス調査をより慎重に行うと回答した。特にサプライチェーンへの影響が大きい業種では、この傾向が顕著であった。他方、既に十分な調査体制を整備している企業からは、制度変更による影響は限定的との意見もあった。早期差止により、敗訴リスクを低減するための設計変更や和解判断が早期に求められる可能性を指摘する声もあり、制度設計において権利者と被疑侵害者とのバランス確保が重要であるとの意見が示された。

(5) 権利侵害抑止に向けた制度改善に関する示唆

権利侵害の抑止に向けた制度・運用について、侵害に対する権利者救済（損害賠償制度等）の強化や証拠収集の実効性向上を望む意見が複数挙げられた。また、権利行使の実効性を高める制度整備とともに、国際的な制度との調和を図ることが、侵害抑止の観点からは重要であるとの意見も挙げられた。

具体的に、現行の損害賠償制度では、侵害行為に対する抑止力が十分ではない可能性があるとの意見が複数企業から挙げられた。特に、侵害訴訟において認定される損害賠償額が訴訟費用等と比較して小さいことが要因として挙げられた。証拠収集制度について、侵害訴訟においては、侵害の立証や損害額算定のために必要な情報を十分に入手することが難しい場合があるとの意見が挙げられた。

IV . 総括

本調査研究事業では、我が国における産業財産権侵害の救済の在り方を検討する際の基礎資料とすることを目的として、産業財産権侵害裁判実務の動向、実態に関する公開情報調査、国内にて産業財産権を保有する企業に対するヒアリング調査を実施した。裁判実務の動向調査の結果から、特許権侵害訴訟を中心に損害額算定に関する判断枠組みの整理が進み、損害額の算定に係る推定覆滅の考慮要素や、実施料相当額の算定においていわゆる「侵害プレミアム」の考え方が一定程度定着しつつあることが確認された。裁判実務の実態調査の結果からは、損害賠償額の認定状況や、損害額の算定に係る推定覆滅及び実施料率等の認定状況といった実態が把握された。また、ヒアリング調査では、国内企業における産業財産権の活用状況、権利侵害への対応状況、他者権利を侵害しないための取組、現行制度に関する課題認識等を把握することができた。これらの知見は、産業財産権侵害の抑止及び救済の実効性向上に向けた制度の在り方を検討する上で有益な示唆を与えるものである。

資料編

資料I

ヒアリング調査

資料 1

ヒアリング調査議事録

I . ヒアリング調査

1. 産業財産権の活用状況

(1) 保有している産業財産権の権利種別

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 当社では全ての産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を保有している。特に特許権に注力している。
 - ◇ 意匠権について、形状・画面デザインの観点で GUI 画面等のソフトウェア関連にて積極的に取得している。意匠権は侵害立証、権利行使がしやすい認識である。
 - ◇ 商標権について、技術ブランド化の観点から活用を進めており、技術内容・性能を想起させる製品名を意識して商標を取得している。
 - ◇ 実用新案権について、国内では特許権とともに注力して取得を進めていたが、日本での出願はあまりしなくなった。一方で、特許権との併願制度等もある中国では取得を進めている。（大企業）
- ・ 特許権、意匠権、商標権、実用新案権を保有している。
 - ◇ 特許権に注力している。商標権は主にハウスマークである。（大企業）
- ・ 当社では全ての産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を保有している。特に特許権、意匠権、商標権を注力している。
 - ◇ 実用新案権については、特に中国において権利行使を含めて重要視している。一方、日本では中国と比較するとほとんど出願していないのが現状である。（大企業）
- ・ 商標権、意匠権、実用新案権を保有しており、特許権は保有していない。商標権ではブランド名の登録を多数しており、意匠権については商品の中で特に模倣されたくない部分について意匠登録している。（中小企業）
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権を保有しているが、会社規模が小さいため、権利件数自体は多くない。
 - ◇ 自社のものづくりにおける合言葉として「デザインと機能の融合製品」を掲げており、デザインを意匠、機能の特許と位置付けている。意匠と特許を重要視しており、この二種の権利を取得できる（知財ミックスを活用で

ヒアリングで得られた具体的内容

きる) 商品こそがゼロからの真の開発商品の証になると考えている。(中小企業)

- ・ 特許権、商標権に注力している。実用新案権は殆ど無い。意匠権も取得しているが特許権、商標権と比べると非常に少ない。(大企業)
- ・ 特許、実用新案、意匠、商標を保有している。特に取得・活用に力を入れている権利種別は意匠である。
 - ◇ 最近では知財ミックスに注力している。権利種別によって保護領域が異なるので様々な角度から知財保護を試みている。(中小企業)
- ・ 特許権、意匠権、商標権を保有しており、特に取得・活用に力を入れている権利種別は特許権、商標権である。意匠権は特定の事業分野で出願する場合がある。実用新案権については出願していない。(大企業)
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権を保有している。主眼は特許権であるが、顧客に「一目で分かる」、「説明しやすい」点から、意匠権の出願が増加している。(中小企業)
- ・ 基本的には特許権、意匠権、商標権を保有。いずれも力を入れており、主に新商品を発売するタイミングで出願し、権利化を目指している。一方で、実用新案権は日本においては重要視していない。中国においては特許権と実用新案権を分けて出願している。(中小企業)
- ・ 日本国内においては、特許権、意匠権、商標権の全方位に注力しており、くまなく取得している。一方、実用新案権は、無審査であること、権利期間が10年と短いこと等から取得していない。研究開発テーマで新規性があると思われるものについては基本的に特許を出願する方針であり、実用新案は選択肢にない。(中小企業)
- ・ 会社の方針として、無形資産(知的財産)の活用を重視しており、事業強化の観点で特に特許権の活用に力を入れている。(大企業)

(2) 各権利の活用方針

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 特許権の主な用途は自社実施である。また、参入障壁の構築や権利行使にも活用する。ライセンス供与は現在ほとんど実施していない。
 - ◇ 商標権は主にハウスマークであり、自社名のネームバリューの向上を主たる目的としている。一方で、商品名の商標化は殆ど実施していない。
 - ◇ 意匠権について、当社商品は外から見えるような部品ではないので現状では活用しにくい。今後積極的に取得する予定もない。（大企業）

- ・ 商標権について、当社の事業分野は製品の外観が他社と類似しやすいため、他社と差別化し自社ブランドを示す目的で商標登録を行い活用している。また、ブランドタグの裏にその製品の機能を記載してアピールすることもある。
 - ◇ 意匠権について、製品の各部の特徴に着目して意匠登録をしている。他社との競合回避のために、外観の差異の詳細を弁理士と相談しながら調整し、部分意匠を取得することもある。
 - ◇ 意匠登録していること自体が他社のデザインと類似でないことの証明であり、自社製品を守るために必要な行為であると理解している。逆に、他社製品で自社製品の模倣が疑われるものに対しては、意匠権を根拠に交渉を進めることができる。
 - ◇ 実用新案権について、登録番号等を製品タグや販促物に掲載し、小売店向けへのアピール（マーケティング）に活用している。一般消費者はタグを十分に見ないことも多いが、小売店向けには他社製品と差別化を図っていることを伝えられる。
 - ◇ 他社の知的財産のライセンスを受けて製品を製造・販売することは多いが、自社からの他社へのライセンス供与は実施していない。（中小企業）

- ・ 特許権の活用方針について、自社実施が前提であり、その上で他社へのライセンス供与、競合他社への参入障壁の構築を目的として各権利を活用している。近年は知財戦略をマーケティング戦略と連動させる方向に舵を切っており、自社だけでなく顧客側（装置メーカー等）のビジネスモデルも踏まえた特許取得・活用を志向している。知財をマーケティングツールの一つとして、「特許を取得している」、「この技術で差別化している」という点を前面に出し、顧客に対してアピールしている。
 - ◇ 顧客が採用する競合メーカーに対しても、牽制効果を持たせる特許を意識的に取得しており、顧客が競合メーカーの製品を採用しにくくなるような特許ポー

ヒアリングで得られた具体的内容

トフォリオの構築を目指している。マーケティング効果だけでなく、侵害抑止効果も期待している。（大企業）。

- ・ 産業財産権の活用方針について、特許権に関しては自社実施、参入障壁の構築、顧客訴求（マーケティング）、権利行使を等しく重要視している。また、従来実施していなかったが今後注力していく方針として、他社へのライセンス供与が挙げられる。対象権利として実用新案権、意匠権は排除していないが、やはり特許が中心になる。これまで権利侵害の解決手段の一つとしてクロスライセンスを受動的取組として実施してきたが、今後はより積極的にライセンス供与を実施していきたいと考えている。
 - ◇ ライセンスの供与先に関しては、クライアントだけでなく、競合関係にある企業や全く異なる業種等も含まれる。それぞれの対象に応じたライセンス供与を実施していく。
 - ◇ 顧客訴求（マーケティング）について、主に2つの用途がある。一つ目は、いわゆる広告として、商品の特徴や他社との差別化ポイントなどを訴求する際に活用している。二つ目は、他社による特許権等侵害発生した際、権利行使によって侵害製品の差止めを行う。それによって生じる製品供給の“パイ（市場の余白）”に対し、当社製品を供給すること販売拡大を行う。
 - ◇ 実用新案権について、当社では中国が主たる対象であるため、日本では同権利を十分に活用できていないのが現状である。
 - ◇ 当社では特許審議委員会という社内の審議委員会があり、権利保護の方針等を議論している。実用新案権の取得に当たっては、特許権に係る製品が売れるかどうかポイントとなる。例えば、国内でしか販売の可能性がない、あるいは製品ニーズが不明瞭だが、牽制目的で権利を取得しておいたがよいという判断になった場合は実用新案を取り急ぎ取得する。その後、当該権利を用いた製品のビジネス化が期待できる場合は特許権への変更などのステップアップを行う。
 - ◇ 意匠に関しては特許権、実用新案権とほぼ同様である。
 - ◇ 商標について、当社のブランドの価値拡大を目的としてグローバルで管理している。また、第三者による同一類似商標の無断使用に対する防護標章を含む保有権利に基づく権利行使・権利保護なども実施している。権利化した商標を用いて模倣品対策にも注力している。部署横断・地域横断の対策部署を設置している。また、社外のネットワーキングにも注力している。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 特許権に関しては自社実施、参入障壁の構築、権利侵害への警告が主である。競合関係のない企業に対してライセンス供与することも稀にある。当社権利の特性上、クロスライセンスする機会も少ない。
 - ◇ 商標権もほぼ同様である。
 - ◇ 特許権ではブランディング・マーケティングへの利用はほぼ無い。稀にマーケティング部門等から特許取得済み表記を求められることはあるが、虚偽表示のリスク等の観点からほとんど実施していない。
 - ◇ 投資家向け報告書等で権利取得件数等を提示することはある。（大企業）

- ・ 特許権について、既存事業に関する特許では製品競争力の確保・維持（自社実施、参入障壁の構築）に取り組んでいる。新領域に関する特許では、パートナーシップの促進、自社のポジショニングの明確化・ブランディングに活用している。特許取得により技術力をアピールすることで、協業時の信用獲得・共同開発の呼び水となり得る。
 - ◇ 商標権について、自社ブランド/製品ブランドを守るための模倣品対策、商標の普及を通じた事業推進のためのブランディングに取り組んでいる。
 - ◇ 意匠権について、特定の事業分野の外観デザインでの出願等をしており、特許権による保護にプラスアルファするような活用方針である。また、ある自社製品の模倣品が多発している中でのデッドコピー対策の一環として、その製品のパッケージの意匠権を取得することもある。（大企業）

- ・ 下請け・OEM 供給から自社製品路線へ転換した際、そのデビュー作が完全コピーされた経験がある。その経験から、意匠権を中心にコピー防止を目的とした権利取得の意識が高まった。その後権利取得を積み重ね、現在は会社名以上に商品名・ブランド名が自社ブランドの基盤になった。
 - ◇ 他社へのライセンス供与の経験はないが、自社実施、競合他社への参入障壁の構築、ブランディング・マーケティングへの利用等の活用方針で例示された用途は自社にも当てはまる。
 - ◇ 営業秘密との関係について、商品が真似されやすく、技術ノウハウを秘匿する余地が少ないため、商品を市場に出した時点で模倣が容易となる。そのため、自社の製品を守る手段は特許権や意匠権等の権利取得しかないと考えている。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 自社実施、他社（フランチャイジー）へのライセンス供与、ブランディング、権利侵害に対する警告・訴訟等を行っている。当社のビジネスモデルの特徴として、フランチャイズ契約が挙げられる。主に地方の他人資本の企業と契約して商標権や特許権、意匠権等の使用权を与えている。（中小企業）

- ・ 自社実施（特許権、意匠権、商標権）以外に、他社へのライセンス供与（特許権）等を実施している。また、他社の製品調査を実施し、自社の特許権を侵害されていないか確認している。もし、他社が当社の権利を侵害していると思われる場合は声掛けや連絡、両社担当者間での相談等を行う。他社が権利侵害を認めない場合などは、警告や訴訟等に発展することもある。
 - ◇ 一方、意匠権、商標権は自社実施が主である。特許権と同様に他社製品調査を実施しているものの、これらの権利を侵害されることは少ない。権利侵害の疑義がある場合は特許権と同様の対応を行う。（中小企業）

- ・ 国内では、自社実施、自社製品を守るための競合他社への参入障壁の構築をメインに特許権を活用している。侵害が疑われる場合には権利主張を行い、必要に応じて警告等を実施する。（大企業）

- ・ 自社実施が中心である。カタログ等に出願番号・権利番号等を記載し、顧客への安心感付与、ブランディング・マーケティングへの利用、侵害抑止の観点での他社へのアピールを意識している。他社へのライセンス供与については、原則として想定していない。（中小企業）

- ・ 各権利について、自社実施、競合他社の参入障壁の構築、ブランディング・マーケティングへの活用、権利侵害に対する警告・訴訟等に活用している。
 - ◇ ブランディング・マーケティングへの活用例として、一般消費者向けの売り場において、商品サンプルとともに特許権を取得していることをアピールしている。（中小企業）

(3) 各権利の利便性

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 商標権、意匠権は見た目で判断できるので、EC サイトを通じた削除依頼等、模倣品対策に有効だと思う。一方で、特許権は齟齬無く権利範囲などを伝えるのが難しいと考えている。
 - ◇ 当社において、商標権については他社の権利侵害に対し警告したことがある。否定・拒否されることはほぼ無く、警告に応じてくれるケースがほとんどである。
 - ◇ 意匠、商標について、現状の制度を不便だと感じたことはあまりない。以前は審査スピードが課題だと認識していたが、現在は商標権、意匠権ともに審査は早くなったと感じている。
 - ◇ 現状、税関登録しているのは意匠権、商標権のみである。模倣品に関しては基本的に意匠権、商標権で差し止めることができる。特許は意匠権、商標権で差し止められなかった場合の最終手段的な位置づけである。また、特許権は税関登録する際のハードルも高い印象である。
 - ◇ 形状に起因する特許権であれば権利行使は比較的容易と考えている。一般論としては特許権は権利行使のハードルが高いが、使えるところで使う方針である。（中小企業）
- ・ 特許権について、裁判以外では侵害トラブルは少ない。複数の侵害訴訟を経験しており、警告・訴訟手段として中核的に活用できている。
 - ◇ 意匠権について、見た目で侵害の有無を説明しやすく、警告が行いやすい。十数年前での他社販売店が海外製造の類似品を販売した事例において、意匠権を示した上で登録意匠と非類似になるよう形状変更を促し、解決した経験がある。権利回避の線引きが比較的明確であると感じている。
 - ◇ 商標権について、現時点で大きな課題や不便な点はないと感じている。
 - ◇ 実用新案権について、無審査で取得しやすい一方、権利行使時に技術評価書が必要な点、手続負担が大きい点が課題である。利便性の点から、現在は特許権に活用をシフトしている。（中小企業）
- ・ 特許権について、保有する特許は限られるが、性能や技術的な PR としては伝わりやすい点は利点としてあげられる。一方、侵害の立証が難しい点が欠点である。例えば、工法のような特許の場合、完成品からは侵害が分かりにくい。
 - ◇ 意匠権について、被疑侵害品の発見が容易であることが利点として挙げられる（特に画像検索）。例えば、グーグル画像検索を活用することでも被疑侵

ヒアリングで得られた具体的内容

害品を見つけることができる。また、侵害者がイベントの様子を SNS で宣伝することがあり、その際に当社の顧客から報告されることもある。

- ◇ 意匠権については類似範囲の特定が難しいのが課題である。意匠権の権利範囲が狭いと感じるところもある。現在、当社では関連意匠を出願・権利化して権利範囲を広げる活動を行っている。
- ◇ 商標権について、被疑侵害品の発見が容易であることが利点として挙げられる（特に文言検索）。当社では商品のキャッチコピーなども商標登録しており、登録商標と知らずに使用してしまう人が多い。また、当社の潜在顧客に対して、当社製品でないにも関わらず、当社商品との関連性を示すハッシュタグを付与して SNS 発信するケースも確認されている。このようなケースは文言検索によって容易に発見できる。
- ◇ 一方で、立体商標（周知性の立証）のハードルの高さが課題である。権利期間満了予定の意匠権については立体商標登録への移行を検討しているが判例等を参照する限り、実施ハードルが高い認識である。意匠権が満了後の対応は当社にとって最も大きな知財課題の一つである。（中小企業）

・ メリットとして、自らが考えたデザイン・機能について独占販売ができる点は大きな価値と考えている。一方で、デメリットとして、権利取得・維持のコストが中小零細企業には重い負担となる。権利行使が必要になった際の費用・労力も非常に大きい。こうした負担は、産業財産権全体に共通する制度横断的な課題である。

- ◇ 自社の業界で特許を取得できるほどの機能を備えた製品の開発は容易ではないが、その分、特許を取得できた際は、特に意匠とかみ合った時に唯一無二の強さがあると感じる。
- ◇ 実用新案権は数件保有しているが、ここ 10 年ほどは特許取得を中心にシフトしている。訴訟まで見据えると、特許・意匠の方が権利行使面で主張しやすいと専門家から指導を受けている。また、過去の訴訟で実用新案権を用いた経験から、権利行使時の技術評価書等の準備等がハードルになると実感した。無審査で登録しやすい一方、権利行使のしにくさはその時になるまで分からなかった。その結果、現在は実用新案の新規申請はほとんどしていない。
- ◇ 美しいデザインを起点に商品開発を行う文化が自社にはあり、その中に機能（特許）が付随してくるイメージである。意匠権は、開発者・使用者双方にとっての美しさ、欲しくなる見を守る重要な権利である。また、見目で侵害の有無を認識しやすい点もあり、他社コピー品の把握・主張にも役立つ

ヒアリングで得られた具体的内容

- つ。誰が最初にこのデザインを開発したのかという点が非常に重要であるところ、意匠権はそれを証明する役割も果たすと考ええる。
- ◇ 商標権について、取得当初は商品名ベースの商標をいくつか取得していたが、近年はブランド名を重要視している。海外展示会等でブランド名を掲げたいこともあり、国際商標出願（マドプロ）も活用している。海外展開におけるブランディング戦略に、商標権は非常に有効である。（中小企業）
- ・ 実用新案権に関して、中国は特許権が成立するまでは実用新案権が適用される。権利行使をする場合は意匠プラス実用新案権で進め、特許化した後、実用新案権から特許権に切り替えている。日本の場合、特許権か実用新案権かを選ぶ必要があり、特許権取得には時間を要するため、特許権と意匠権を同時に取得したい場合、空白期間が生じてしまう。
 - ◇ 特許権の場合、早期審査制度があるが、同制度の企業枠等が使いづらい印象である。
 - ◇ 意匠権に関して、意匠権は見た目で評価できるため、特許権侵害等と比べて侵害を説明しやすい一方で、実際に裁判になった際に類似・非類似の判断等が予想しづらい。
 - ◇ 商標権に関して、便利な点としては、他の産業財産権と比べて類否判断がしやすく、一度取得したら継続的に利用できる点が挙げられる。一方で、不便利な点としては模倣されやすい点が挙げられる。また、当社は部品メーカーであるため、製品全体に占める模倣品（部品）の割合は小さいことから、その権利が軽視されてしまうことがある。（大企業）
 - ・ 特許権について、侵害の立証負担等により、産業財産権の中でも最も訴訟のハードルが高いと感じる。
 - ◇ 意匠権、商標権について、訴訟に至るケースは少ないが、侵害立証の証拠収集が比較的容易と考えている。Web 上での調査等により、侵害の発見、警告を実施している現状である。
 - ◇ 実用新案権について、国内では特許権でカバーする方針が基本であり、現状ではほとんど活用していない。（大企業）
 - ・ 特許権の便利な点について、権利化、一般公開されることで、他社が自ら調査し、侵害を回避してくれることが期待できる点が挙げられる。当社としても、仮に他社

ヒアリングで得られた具体的内容

特許に抵触して事業が止まってしまうと開発コストが回収できず非常に大きな痛手を負うことになるため、十分に注意している。

- ◇ 不便な点として、出願から公開までタイムラグがあるため未公開先願が存在することにより、クリアランス調査やリスク評価の際に支障が生じうる点が挙げられる。また、権利行使局面では、特許庁の無効審判と裁判手続きが並行して進行する状況で、制度的な構造として理解しているが、対応負担が大きいと感じている。（大企業）

- ・ 一般的に構造や外観に関する特許権は権利行使しやすい。特許技術は販売の優位性等に関わるため、話し合いなども進めやすい印象。一方で、当社の意匠権、商標権は模倣されにくく、権利侵害が少ない印象である。特に日本においてはその印象が強い。

- ◇ 制御系・ソフト系の特許権は外観では判断できないため、権利行使しづらい。当社では構造、外観に関する特許権を多く出願しているものの、最近では制御系・ソフト系の出願も多くなっている。

- ◇ 意匠権、商標権について、各社の方針・ブランドがあるため、日本ではそのまま模倣されることは少ない。ただし、中国はそのままの外観で模倣されたこともある。企業名にネームバリューがある場合、名称がそのまま模倣されることもある。

- ◇ 実用新案権は調査されずに登録され、権利行使する際に改めて技術評価書の取得等を行う必要があるため、使い勝手が悪い印象である。（中小企業）

- ・ ソフトウェアファーストが進む中で、ソフトウェア関連特許の権利行使が難しいことが課題である。精密制御関連の権利を多数取得しているが、侵害有無は内部の詳細を確認しないと判断できない。当社としては秘匿にしておきたい制御技術であっても、他社に特許取得されてしまうとその技術が使えなくなってしまうため、やむなく特許出願することもある。他社も当社同様にコンプライアンスを遵守し権利回避しているであろうという前提で取り組んでいる。（大企業）

- ・ 特許権について、製造方法の特許権侵害の立証が難しく、これまでも多くの時間・費用を要してきた。侵害行為は侵害者の敷地内の工場等で実施されるため直接的に侵害を確認することができず、製品等の分析などを実施して証拠収集を行う必要があ

ヒアリングで得られた具体的内容

る。裁判において証拠収集に要した費用を回収できる仕組みがあれば裁判のハードルは下がると思う。

- ◇ 当社の方針として、裁判に先立って証拠を押さえて勝算を検討した上で経営層の判断を仰ぐ必要があり、提訴後の裁判手続による証拠収集が整備されても権利活用のハードルが確実に下がるとは言えない。
- ◇ 権利者側の特許の有効性の実証にあたって、特許庁（無効審判）と裁判所（無効の抗弁）にそれぞれ説明する必要があり、多くの負担を要している。権利者側の対応コストが大きいように思われるので、被疑侵害者の無効審判請求のコストをあげてほしい。
- ◇ 権利の有効性の立証にあたって特に負担が大きいポイントとして、進歩性の立証が挙げられる。
- ◇ 国外の裁判事例において、過去の事例の場合、日本の特許庁は特許を有効としたが、ある国だけ進歩性の観点で無効と判断されたことがある。先行技術をモザイク的に組み合わせたときに進歩性が否定されるか否かの判断は難しい。
- ◇ 商標権も、相手方の主張に応じて、有効性を立証しなければならない場面が生じ、一定の負担、困難性があるという点では同様だが、係争時の有効性の立証負担が不合理に過大とまでの印象はない。ただし、特許庁と裁判所にそれぞれ説明するのは手間である。（大企業）

- ・ 商標権の不便な点について、類否判断がしにくいことが挙げられる。わずかな差異でも非類似と判断されることもあり、統一的な基準を設けることは難しいと理解しているが、類似の基準が分かりづらいことが課題と思う。

- ◇ 意匠権について、他社の意匠の存続期間が切れても、類似の形状のものは使いづらい風潮がある。権利自体の使い勝手に関する意見は特段ない。
- ◇ 実用新案権について、実用新案登録していることを目立つように表記してアピールしているが、仮に他社が侵害していても訴えることができないケースもある。他社もそれをわかっているのか、似たような製品を出してくることもあり、利便性としては微妙かもしれない。（中小企業）

- ・ メリットについて、権利化に向けた手続きについては、国内外である程度調和されているので手順を把握していれば出願から権利取得までは対応できるのは良い点だと思う。また、権利行使についても侵害発覚から交渉、訴訟に至る流れが決まっている

ヒアリングで得られた具体的内容

ので弁理士・弁護士と協力して進めることができる。権利取得によって、社内には影響度の説明が可能となる点、社外に対しては牽制力として働き、模倣等の防止が期待できる点もメリットである。

- ◇ デメリットについて、費用対効果がわかりにくい点等が挙げられる。具体的には、侵害抑止能力等の目に見えない効果を社内で評価することができていない。また、為替等の影響により海外の出願費用、代理人費用、翻訳費用等が増加しており、使い勝手の悪さを感じている。
- ◇ 商標権について、当社ではハウスマークが主であるため、商標権を保有する利点を感じにくい。
- ◇ 当社のビジネスはB2Bであり、やり取りするメーカーも基本的に決まっているため、商品ごとに商標権を取得する必要性を感じていない。商標権の取り方についてガイドラインのようなものがあると参考になると思う。(大企業)

(4) 各権利の活用に向けた望ましい制度・運用等

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 強いて挙げるのであれば、商標について、マルチメディア商標等の海外の制度動向をもとに国内制度の見直し等を検討してくれるとありがたい。
 - ◇ また、税関におけるプロセスも可能であれば改善してほしい。現状、新たに税関登録する際に原簿が必要であり、特許庁から取り寄せて税関に送付するプロセスに手間がかかる。特許庁から直接税関に送付する仕組みがあれば手間が減るので、ユーザビリティを考慮して省庁間の垣根を越えた連携を検討してほしい。以前、当社で商標を税関登録した際には多くの時間を要した。中小企業だと対応が難しいこともあると思う。現在、海外から模倣品が大量に流入してきているのでぜひ検討してほしい。(中小企業)
- ・ 査証制度の実効性を高めることが望ましい。制度自体は導入されているものの、実際に発動された事例は把握しておらず、抑止力として機能するには一定の実例の蓄積、周知が重要と考える。
 - ◇ 調査される側の負担や査証制度の濫用の懸念もないとはいえないが、せっかく導入された制度であるから実効性を高めていただきたい。(大企業)
- ・ 特段の意見はない。(中小企業)

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 日本で権利化していれば海外でもそのまま権利行使できるような権利があるとよいと思う。現状では出願先の国によって登録される権利範囲が異なるため、権利行使しにくい。PCT 出願は利用しているが、同様の理由で使い勝手が悪い印象である。
 - ◇ 商標権について、マドプロ出願は日本で出願しないとできない点がネックである。海外でのみ使用する商標権もある。日本で出願しなくてもマドプロのように複数国まとめて出願できる制度があればありがたい。（中小企業）
- ・ 意匠権から立体商標登録へ移行する際の明確な基準を設けてほしい。意匠権で 20 年間保護し、市場において特別顕著性がある場合、周知性の立証負担を軽減してほしい。（中小企業）
- ・ 欧州の「License of Right」のような制度が日本にもあってよいのではないか。競争領域と共創領域とを区別した場合に、共創領域においては積極的に他社技術を導入しやすくし、自社技術を他者に活用してもらう仕組みが構築できるとよいと考える。また、権利維持費用の抑制も期待される。以前、国内で同制度が議論された際には、共創領域での活用という観点があまりなかったように思われるため、そのような点も含め検討していただきたい。
 - ◇ 権利維持費用が抑制できれば新規出願等への再配分が可能となる。（大企業）
- ・ 損害賠償額の算定等について、侵害に対する適切な措置をより検討してほしい。損害賠償金が欲しいという意図ではなく、現行制度では損害賠償額が小さ過ぎて、侵害し得感が圧倒的に出てしまう。特に大企業にとっては損害賠償金額は微々たるものであり、「権利を侵害すると大きな不利益が生じる」と思うような制度にしてほしい。
 - ◇ 権利侵害判断において、登録意匠と被告製品とが似ているかどうかも重要だが、被告側は本当にその製品を一から作ったのかどうか（偶然似てしまったのか、登録意匠に似せる意図があったのか）も重視されるべきと考える。当社が開発したデザインに似せて低コストで仕入れられた他社商品について、一部に差異があるという理由だけで非類似と判断され、何も対処できないのは納得がいかない。悪意があったかどうかは必ず見抜けると考えている。既に世に出ているものがあれば意匠権は取得できないのであるから、これ乗り越えて権利取得した先行開発者の権利は確実に守られるべきである。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 商標権は外見で判断できるので、権利侵害の捕捉は比較的容易である。しかし、裁判では商標権の有効性（識別性等）が争点になることが多いので、不安や不確実性を抱えながら争うことになる。したがって、裁判前に権利の有効性に関する予見・見通しが立てられるような制度があるとよいと思う。
 - ◇ 上記制度について、現在の判定制度が該当するのかもしれないが、あまり使えていないのが現状である。判定制度について、厳密に実施するためには判定請求書を裁判で使用するものと同程度まで作りこむ必要があり、裁判と変わらないコストを要する。そのため、より手軽に利用できる制度があるとよいと思う。ただ、その一方で、厳密な判定を行うためには権利者側からも精度の高い情報を提供する必要性があるので、現実的にはなかなか難しいと思う。（大企業）

- ・ 域外適用についてもっと考えてほしい。特許権に関して、日本に当社の競合が存在しないため、日本で特許権を用いて何かアクションを起こす動機がない。一方で、当社の競合は中国に多く存在する。中国で当社の侵害製品が製造されている場合は、中国で訴訟を起こし、差し止め等を行う。しかし、日本には侵害者の拠点がないため、日本への出願自体が他国と比べて減少しているのが現状である。
 - ◇ 当社顧客製品に侵害品が使用されている場合、訴訟先は当社顧客となってしまふ。しかし、実際に訴訟を起こすことはできないため、当社のようなB to B事業者（特に部品メーカ）の多くが課題として認識していると思う。おそらく、中国の侵害者はそのような事情を理解した上で、中国国内で侵害品を生産し、中国の当社顧客に侵害品を販売していると思う。
 - ◇ この場合、日本で訴訟が起こせて、侵害品であることを示す判決が得られるのであれば、その結果を顧客に提示することで、侵害製品から当社製品に切り替えを促すことができる。実際に、ベトナム知的財産研究所（VIPRI）では行政機関が侵害鑑定を実施しており、同鑑定書を顧客に提示することで侵害製品から当社製品への切り替えを促している。ドイツでも、いくつかの条件があるものの、製造拠点がドイツ以外の国にあるような企業を被告として訴えることができると聞いている。日本でも域外適用が認められるような制度を検討してほしい。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ◇ VIPRI の鑑定では被疑侵害者の意見聴取は実施せず、VIPRI と権利者のみで鑑定を実施する。また、鑑定書の発行も非常に早く、2 か月程度で発行される。
 - ◇ ベトナムの場合、同鑑定は権利行使を見据えたものであると認識している。司法でも行政でも VIPRI の鑑定書は大きな効力を有している。
 - ◇ 法的効力がなかったとしても日本の特許庁が公式に発行した鑑定書であれば相当の信用力があるため、顧客にも大きな影響を与えうと思う。
 - ◇ 日本の市場で売られている中国製品について、日本において侵害品であることを認定し通知することができれば、日本で侵害が生じていることが明らかな状態で侵害行為を継続していたことを示すことができると考えている。
 - ◇ 上記に関する司法判断（判決）が出ると本当にありがたい。（大企業）
- ・ 特になし。（中小企業）
 - ・ 判定制度の使い勝手がよくなるとよいと思う。現状、警告から訴訟に至るまでのプロセスの実施ハードルは高い。訴訟に至る前の交渉で納めることができる制度があると有益だと思う。現在の判定制度は、結果に対して反論できない、法的拘束力がない等の理由で結局訴訟提起することになり、実施したところであまり意味がないと考えているため、利用していない。
 - ◇ 調停・仲裁制度は利用したことが無い。詳細を把握していない。（大企業）
 - ・ 米国や中国等には懲罰的賠償制度がある一方、日本にはそのような制度がないため、どうしても損害賠償額が低くなる。侵害者側も米国等に比べて日本の訴訟を軽視しているように感じる。同制度は侵害抑止に必要な制度だと考えている。
 - ◇ 商標権に関して、商標表示請求権や商標の希釈化に関する法制化、中国などで実施されている行政摘発等を導入してほしい。商標表示請求権とは、商標権を有する製品（部品）が他社製品の一部として使用される場合に、商標表示の記載を求める権利である。当社の商標権であることを明示せずに他社製品で商標が使用されてしまうケースがあるため、同権利の徹底を目的とした法制度化が進むことを期待している。
 - ◇ 日本には（防護標章登録制度はあるが、）海外のような著名商標制度はないと認識している。海外のように著名商標の権利の効力をより広くするための制度があったらよい。国内の場合、商号に当社商標を使用する会社が多い。

ヒアリングで得られた具体的内容

レター送付や提訴等を実施しているが、相手方が全く異なる業界の場合、なかなか当社の訴えが認められず、限界を感じることもある。企業イメージの毀損に繋がりがねないため、徹底的に排除を試みているが、全てのケースで上手くいくとは限らない。（大企業）

- 産業財産権全体として、制度改革の他に、侵害訴訟を積極的に実施可能な社会的・文化的基盤が必要と考えている。現状、日本では訴訟や争いをネガティブに捉える風土があり、権利侵害があっても有耶無耶にしてしまう傾向がある。技術の複雑化・グローバル化により、他社特許を完全に回避して事業を実施することは難しくなりつつあるため、裁判制度を利用して白黒はっきりさせた状態で事業を進めていけるようになるのが理想である。裁判の迅速化とともに、侵害訴訟を提訴することのハードルを下げる制度（訴訟準備負担の低減、コストの削減等）も必要なのではないか。（大企業）

2. 権利侵害対応（権利者側の立場）

（1）他社から産業財産権を侵害された経験

（2）侵害された経験のある権利の侵害状況の詳細

ヒアリングで得られた具体的内容

- 特許権について、侵害疑義相談を受けることはそれなりにあるが、訴訟は少ない。
 - ◇ 警告事例は多数ある。ただし、製品の販売数が多くない、製品のターンオーバーが短い、権利回避されやすい等の場合は警告以上のアクションを敢えて取らないこともある。ただ、警告して無視されるケースは多くないので、一定の効果はあると思う。
 - ◇ 商標権については海外の模倣品が多いので、侵害された経験は無数にある。国内も後発品メーカーの侵害疑義の相談を受けることが年数回ある。警告レベルで同事業者と交渉することも年に数回程度発生しているが、ほとんどのケースで折り合いがつく。訴訟について、国内では近年事例がない。海外では民事訴訟、刑事訴訟ともに低頻度で実施している。（大企業）
- 業界の特徴として、自社商品に限らず形状等が類似している商品は販売店内で多く散見される。中には、侵害疑義の高い商品も確認できる。似ていることについて指摘

ヒアリングで得られた具体的内容

があっても何らかの反論ができるように対策している企業もいると思われるが、特に対策せず販売している企業も多いように思う。（中小企業）

- ・ 国内での特許権侵害訴訟の経験はある。また、中国における権利侵害もいくつか認知している。しかし、中国だと訴訟に多くの時間・労力を要する一方で、損害賠償が得られにくいいため、訴訟提起には至らないのが実情である。
 - ◇ 中国の侵害については、自社でベンチマークとして入手した商品や、顧客からの情報提供などによって発覚することが多い。権利侵害品はそのほぼ全てがデッドコピーである。権利侵害品が市場にどの程度流通しているのかも把握できておらず、訴訟に踏み切るのは難しい。
 - ◇ また、中国企業に対し警告を発したことはない。
 - ◇ 商標権について、侵害された事例は現時点では認知していない。（大企業）
- ・ 事業形態として、グローバルに事業展開している。全世界ベースでは一定数の侵害・模倣事例があるが、国内に限定すると件数は多くない。
 - ◇ 特許権について、警告を含めて概ね 4~5 件程度の侵害対応の経験がある。警告にとどまるケースと訴訟に発展するケースがあるが、基本的に侵害の可能性を認識した場合に何も対応しないことはない。自社製品は特殊で模倣例自体が少ないため、侵害が疑われた場合は調査、警告書の送付等は最低限実施する。権利の有効性に疑義がある等、自社側も対応が難しいと判断した特許権については侵害対応を見送ることはある。
 - ◇ 意匠権について、これまでの権利行使実績はなく、実際の運用面での経験はない。
 - ◇ 商標権について、国内では侵害が疑わしい場合でも、交渉を通じてライセンス・名称変更等で解決するケースが多い。中国の場合、不正使用に対する警告の返答がない企業もあったが、Web 表示の変更等により連絡がないまま対応されたことがあった。（大企業）
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権について、他社に侵害された経験は多数ある。直近十数年、中国企業から侵害されるケースが多い。それに対し、行政・司法の観点からの対応や、同企業への直接交渉等、多様な対応を実施している。
 - ◇ 行政的手段としては 2 つ存在する。一つ目は展示会での撤去が挙げられる。展示会開催期間中に鑑定等を実施し、撤去を行う。二つ目は地方の特許庁外

ヒアリングで得られた具体的内容

郭団体のような行政機関である知識産権局と連携して処分（差止め）を実施する。司法だと時間がかかるが行政摘発であれば短期間（早ければ半年）で処理することができていた。しかし、時間が経つにつれて同機関が自身での判断を回避するようになり、和解工作などに時間がかかるようになったため、使いづらくなってきた。そのため、現在は司法手段に回帰してきている。警告書で侵害が止まったことはほとんどない。意味がないとは言わないが、直接的な解決手段ではないと認識している。

- ◇ 直接交渉については中国の製品協会（当社の製品カテゴリを所管する協会）が間に入って侵害者と交渉する。同協会を通さなければならぬルールはない。ただ、彼らが当社側に立って対応することは期待できない。例えば、訴訟をしていた時に侵害者企業の立場で答弁に立ってきたこともある。（大企業）

- ・ 侵害と認識している事例は数えたことがないが、非常に多いと思う。その内、裁判に発展したものは数件ある。

- ◇ 第一に完全なデッドコピー品として、誰が見ても同一と分かる商品が出てきてしまう事例が2件あった。この事例は侵害者の明らかな悪意がある認識である。第二に自社製品（知的財産権は未取得）を仕入れ販売していた小売業者が途中から類似の海外 OEM 品に切り替えるケースで、当社商品が商品棚から消え、OEM 品になってしまったことがある。取引の経緯を踏まえると本ケースも悪意に近いものがあつたと感じている。第三に一般消費者の SNS 等からの指摘により、侵害に気づいたケースもある。どちらが侵害者なのかは一般消費者からは分かりづらい点もあるが、消費者の声は自社が被侵害者であるとの認識を裏付ける材料としても参考にしている。（中小企業）

- ・ 特許権について、他者による自社特許権の侵害を調査する活動を定期的実施しており、毎年数件の侵害を発見している。競合全社を対象にした調査は厳しいため、年度ごとに対象競合企業を選定している。

- ◇ 商標権について、模倣品の調査を実施しており、外国（アジア、中南米等）にて商標権の侵害を発見している。また、ここ数年で税関差押を数十件、EC サイトでの削除申請を数千件、市場摘発を数十件実施した。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 意匠権、商標権では経験がないが、特許権では疑わしい事例も含めて経験がある。実際に、権利侵害疑いのある企業と訴訟になったこともあれば、特許権のライセンス供与でまとまったケースもある。
 - ◇ 頻度について、疑わしい事例も含めれば年間数件は発生する。（中小企業）
- ・ 侵害された経験は多くない。特許権侵害に対する訴訟対応、及び訴訟に至らない警告レベルの対応を過去に実施した経験は複数ある。（大企業）
- ・ 直近十数年であれば、特許権や商標権に基づく警告・訴訟は数件程度実施している状況。EC サイトの模倣品は常に発生・対応している状況である。（中小企業）
- ・ 侵害経験の件数は、国内外で数件～十数件程度であり、主に特許権が侵害された。
 - ◇ 侵害発見の経緯として、顧客工場への訪問時での他社機器の確認等が挙げられる。その際は、顧客の許可を得て写真撮影等により証拠を収集し、侵害の可能性が高いと判断した場合は弁護士による鑑定書作成を依頼した。（中小企業）
- ・ 保有している権利が部分意匠であったから侵害が認められたと思う一方で、部分意匠であったことで利益に対するデザインの寄与度が小さいと判断されてしまった。（中小企業）
- ・ ある事業者が輸入・販売した製品に付属品として当社模倣品（部品）が含まれており、当該事業者に対し当社が警告を実施しても販売を継続したため、警察に相談したことがある。この時、次回輸入時は故意侵害が成立するものの、国内に輸入してしまった在庫分に関しては刑事として動くことはできないという判断がされた。
 - ◇ ハイブランド製品などの商標権が直接的に侵害されている場合、警察は対処する傾向にあると思われるが、知名度の低いブランド、或いは商標権が使用されていない製品に当社侵害製品（部品）が活用されている場合は、製品本体を輸入しているのであって、当社侵害製品（部品）を輸入しようとしたわけではないと警察で判断された。
 - ◇ ただし、税関は上記いずれの場合であっても、製品本体ごと差止める運用になっている。（大企業）

(3) 被疑侵害者への警告、訴訟提起の実務経験

(4) 過去の警告、訴訟提起の概要と結果

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 国内ユーザの競合装置メーカー等が当該技術を用いたと見られる装置を採用していたことから侵害が判明した。
 - ◇ 対応として、韓国では既に侵害訴訟を提起していた状況であったため、国内では税関の差止申立を数件実施した。侵害が明らかであったため、国内側ではあえて警告は行わず、直接税関差止に踏み切った。
 - ◇ その結果、税関差止申立はいずれも受理された。(大企業)

- ・ 国内企業を対象とした特許権に係る警告は数年に1度程度実施している。金銭で解決することもある。
 - ◇ 競合企業の商品を入手し確認した結果、権利侵害の疑義が強く認められたことから、警告書を送付した。しかし、先方からは権利が無効であると反論され、交渉の余地が無かったことから訴訟に踏み切った。
 - ◇ 裁判では同商品に利用されていた複数件の特許が対象になっているが、判決に記載されている特許権以外は和解に至っている。(大企業)

- ・ 販売実績のある自社商品に後追いで明らかに似せてきた。消費者からの「貴社商品のコピー品ではないか」という声もあった。弁護士を通じて警告書を通知した際に、相手方からは「貴社権利の存在は知っている。その上で、権利侵害ではないと判断した。」との回答だった。
 - ◇ 本件は訴訟にまで至ったが、最終的に弊社の主張は認められなかった。これは、「一致」の有無が重視され、一部形状の違いを理由に非類似と判断されたのではないかと理解している。本紛争の経験より、中小企業は大企業に太刀打ちできず、意匠権取得の意義そのものが問われかねないとの強い危機感を覚えた。(中小企業)

- ・ 自社が権利者としてECで削除申請等をした経験は多くないが、最近では、Amazon等のプラットフォーム側がライセンス商品を利用することの正当性を出品者側に厳格に要求するようになっている。契約書の共有だけでなく、JANコード等の紐づけまで求められており、書類対応が負担となっている。プラットフォーム側が模倣品対策に力を入れていると感じており、並行輸入も厳しい状況になっているのではないかと。(中小企業)

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 自社商品について、通販会社が完全コピー品をセット販売の景品として大量配布した。弁護士名で内容証明を送付したが、相手方の回答は誠意を欠くもので看過できないと判断し、提訴に至った。本経験から、実用新案権は取得しやすい一方で権利行使時には技術評価書等の条件が厳しく、利便性に欠けると感じた。以降、特許権での保護を重視する方針に転換した。（中小企業）
- ・ 当社製品の製造方法の特許権侵害訴訟について、被疑侵害者の侵害行為の証拠集めに苦勞した。前例のない実証方法を採用したため、同方法の有効性を確立するために多くの時間・費用を要した。
 - ◇ 海外企業から侵害品を購入している日本の企業は当社の顧客であることが多く、当社としては裁判を起こしにくい。顧客を訴えなくて済むように、特許庁にて何か仕組みを検討していただけるとありがたい。
 - ◇ 製造方法特許の侵害が疑われる他社工場で、工程に必要な特徴的な物質の使用証拠を入手した。詳細な分析の結果、その物質が特許権の範囲内のものであることが分かり、裁判で特許権侵害が認められた。分析の過程でその物質が当社由来のものであることも判明しており、当社の物質を不正入手したことから、故意に権利侵害を行っていた悪質な事例と考えている。
 - ◇ 商標権について、定期的に EC サイトを巡回し、削除申請を行っている。特に、中国・東南アジア系のサイトは数か月に一度程度、定期的実施している。実施効果として、侵害品の掲載はかなり減少し、新たな侵害情報の掲載も低位に留めることができていると実感している。（大企業）
- ・ 直近 10 年程度での日本国内では、特許権侵害に対する警告、訴訟提起含む対応は数件実施している。侵害を発見したものの種々の事情を考慮した上で警告自体を実施しないケースも多い。
 - ◇ 国内での商標権侵害に対する警告、訴訟の経験はない。商標権については主に中国・中南米等の海外対応が中心である。（大企業）
- ・ 経緯について、当社では他社が新製品を発売する度に製品調査を実施しており、当社の権利侵害が疑われる場合は、先方と協議を行う。協議の結果、交渉決裂となった場合は、法の見解をとるために訴訟に発展することが多い。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ◇ 直近で実施した裁判は非常に多くの時間を要した。裁判官が途中で変わったことで再説明が必要になったことや、対象製品数が多く、損害額の算定にも多くの時間がかかったことが主な要因である。また、裁判中も侵害品の販売が続けられていたことも大きな問題であったと認識している。相手方は裁判所から侵害心証が開示された後も販売を継続し、権利期間満了まで侵害を止めなかった。権利期間満了後は侵害にならないので、そのまま販売し続けていた。
- ◇ これまで、警告は実施している。ライセンス供与も同じ程度の件数実施している。（中小企業）
- ・ 装置に用いる着脱可能な部品構造に関する特許について、他社が非正規の互換部品をウェブサイト等で宣伝していることから侵害を発見した事例である。
 - ◇ 警告対象となった企業は当該部品を当社装置との互換性を謳って宣伝及び製造・販売していたが、当該部品の破損によるエンドユーザからのクレームにより、当社製の純正品でなかったことが判明し、警告に至った。
 - ◇ 対応として、警告書を送付し、自社装置向け互換部品の製造・販売の中止を求めた。その結果、互換部品の販売停止の約束とともに、販売済み本数に対する実施料相当額の支払いを受け、解決した。（大企業）
- ・ 訴訟に至った案件については、自社にとって売上規模が大きく重要な製品であることが提訴に至った理由として挙げられる。
 - ◇ クレーム解釈や権利の有効性に関する見解の相違もあるため、無用な争いを避けるため被疑侵害者とは提訴前に一定のコミュニケーションをとるようにしている。（大企業）
- ・ 自社デビュー商品が完全コピーされた。意匠登録出願は済ませていたが、登録前に模倣品が出てきてしまい、当時は不正競争防止法を適用して排除に成功した。判決では、製品同士を重ねると一致することが完全コピーの判断材料となった。本経験から、権利申請のメリットの強い実感を得た。（中小企業）
- ・ 特許権侵害訴訟は、当社の製品に適合する交換用消耗品に関する特許権に基づいて行った。当社の許可なく侵害品を製造・販売した事業者に対して複数回警告し、い

ヒアリングで得られた具体的内容

れも一旦は販売停止したが、当該事業者は再三にわたり侵害品の販売を行ったため提訴した。裁判官から侵害心証の開示があり、最終的には和解に至っている。

- ◇ 商標権・不正競争防止法訴訟について、消費者から当社名記載のある製品に関する苦情が寄せられ、確認した結果、当社純正品であると誤解を招くような他社製品であった。
- ◇ 警告について、当社は一般消費者向け事業を実施しているので商標権を多数取得しており、同業者が知らずに侵害してしまうこともある。この場合、内容証明で商標の使用を止めてほしい旨のレターを送付することで相手方はこれに応じ、いずれも終結している。
- ◇ 模倣品については年間 100 件程度発生しているが、これは少なくとも差し止める必要があるものの件数である。フリマサイト等で少数販売しているケースは放置することもあるが、大量に販売しているケース（事業展開していると考えられるケース）は試買の上、削除申請を行っている。
- ◇ 当社業界では事業者・業界団体で連携して模倣品に対する注意喚起や啓蒙等を実施し、模倣品対策に取り組んでいる。（中小企業）

- ・ 自社特許権に係る装置を複数の他社が広告・宣伝していたことから侵害を発見した事例である。
 - ◇ 複数社に対し、実施の有無を確認する書簡を送付し侵害を指摘した。自社実施を行っていなかったため、ライセンス供与を提案し、複数社にライセンスを付与する形で解決した。（大企業）
- ・ 裁判で特許権侵害が認められた製品について、製品名のみを変更して中身は全く同じ製品が販売し続けられた事案があった。本事案についても、製品名以外は同一の製品として特許権侵害が裁判で認められた。悪質な侵害事案であったと考える。（中小企業）
- ・ 警告は数十件程度、訴訟提起は数件経験している。
 - ◇ 和解した場合、外部公開がなされないため、問題がなかったように見えてしまう。同様の事例（侵害）を防ぐためにも問題があったことを外部に示すべきだと思う。
 - ◇ 特許権について、当社の方法特許に係る技術が他社の販促物に記載されているところを当時の技術部長が発見した。最終的に和解した。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ◇ 意匠権について、商品外観等を争点として警告・訴訟提起等を実施したことがある。
 - ◇ 商標権について、ブランド名称を争点として警告・訴訟提起等を実施したことがある。最終的に和解した。（中小企業）
- ・ 裁判所より権利侵害の判断が一定程度出ている（心証開示がなされている）ものの、和解が成立し判決が公表されない訴訟は、実際に数多く存在する。
- ◇ 特許に関して、当社の商品を扱わなければ使用されることがないので、顕在化している問題は多くない。
 - ◇ 侵害行為を防ぐため、ライセンス供与先に対して侵害事例を都度共有している。また、業界紙への寄稿、弁護士事務所からのニュースレターの発信等の周知活動を実施している。その結果、侵害行為はかなり減少したが、近年になり、新たな侵害事例が発生しており、周知も継続的に実施する必要があると感じている。（中小企業）
- ・ EC サイト上の侵害対応について、EC サイト上では完全コピー品、画像流用が継続的に発生している。その際は、出品者、EC プラットフォームの双方に連絡し、意匠権の情報、自社商品の URL や販売時期を示し、模倣品を販売していることを丁寧に通知している。多くの場合、削除対応等の回答により販売停止されるが、別の事業者から同様の出品が繰り返され、いたちごっこの状況である。（中小企業）
- ・ 日本国内だと止めるべき工場があるわけではないので、域外適用のようなことができなければ、日本で訴訟するメリットがない。
- ◇ 日本でも数件訴訟（意匠権侵害訴訟）を実施している。
 - ◇ 同企業は裁判中も侵害行為を継続している。
 - ◇ 商標権の侵害状況について、日本税関差止点数・件数（過去数年分）として、年間数十件、数千点規模の差止実績がある。警告書送付数として年間数件～十数件程度（過去数年分）。また、商標その他営業表示の冒用警告が年間数件程度である。警告書送付数については市場や EC サイト等を確認し、反応が期待できる場合はレターを送付している。店舗の責任者が外国人の場合などはレターを送付していないため、実際には警告書送付数よりも侵害件数は多い。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ◇ 近年は EC サイトでの被害が増えている。海外で運営されているサイトの場合には対応が難しいケースが多い。
 - ◇ 上記警告書送付件数はレターを送付し反応があった件数である。レターを送付したが反応がなかった件数はおおよそ 3 倍程度の件数である。
 - ◇ ここでの模倣品・侵害品とは二次製品を指す。製品単体で輸入されるケースは少ないため、製品単体（一次製品）の侵害は現地での行政摘発や司法手続きで対処している。
 - ◇ 警告書に対し反応した事業者のうち、9 割以上が速やかに当該商品の削除などに応じてくれる印象である。
 - ◇ 訴訟経験のある産業財産権は、日本では意匠権だけである。特許権・実用新案権は中国で十数件、ブラジルで訴訟を実施している。過去には、ドイツ、イタリア、台湾、韓国、ベトナム等でも実施したことがある。
 - ◇ 当社製品業界は労働集約型産業であるため、労働力が安い国・地域が主戦場となる。そのような国・地域では司法制度や知財制度の整備が遅れており、権利行使が困難であることが多い。日本のような司法制度も知財制度もしっかりと整備された国で権利行使できると本当にありがたい。（大企業）
- ・ 自社代表商品を商社経由で大手ホームセンターが販売していたが、ある時から類似の海外 OEM 品に切り替えられてしまった。なお、自社商品について知的財産権は取得していなかった。海外 OEM 品が自社商品のコピー品であることを指摘したところ、相手方の輸入部門からは「自社で意匠権を保有しているため問題ない」との回答が返ってきた。
 - ◇ 当社としては冒認出願を疑い、弁護士・弁理士と相談の上で意匠権無効審判を請求し、審判・知財高裁のいずれも当社主張が認められた。相手方意匠は無効になり、その後当該 OEM 商品の販売は終了した。審判・訴訟を実施し、対応して良かったとの実感はあったが、大手企業との訴訟等は長期戦となり、心理的負担が大きかった。（中小企業）
 - ・ 同社が業務提携解消後も、自社製の装置で当該技術を継続利用・販売していたため、明らかな侵害と判断して侵害対応を実施した。
 - ◇ 自社製の装置はエンドユーザ側の工場に納入されていたため、侵害品が入手できず侵害の立証に苦労したが、操作マニュアルやエンドユーザから提供さ

ヒアリングで得られた具体的内容

れた情報を用いて、特許権に係る機能を当然使用していることを主張することにより、最終的に侵害が認められた。

- ◇ 対応として、事前に警告・交渉は実施したものの、装置販売の継続を止めなかったため、侵害訴訟へ移行した。（大企業）

(5) 過去の損害賠償請求における損害額の認定額と想定額の乖離等

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 損害額認定について、改良発明であることを理由に、利益に対する特許権の寄与率等が想定より低い認定となるケースがあった。一方で、特許権に係る自社技術が製品の製造工程において必須要素である点を主張、立証した結果、その点が認められ、寄与率 100%（覆滅なし）と判断された例もある。
 - ◇ ライセンス料率について、一部の事件で高額なライセンス料率が認定された。自社技術の重要性、価値の高さが認められ、相手方が有効な抗弁をできなかった点が要因と認識している。侵害プレミアムも考慮されたと考えている。（中小企業）
- ・ 当社スタンスとして、侵害品の販売を停止させるのが最優先である。そのため、損害賠償額について拘りは無い。また、仮に損害賠償額が満額認められたとしても、弁護士費用を含めて訴訟費用を到底賄えるものではない。（中小企業）
- ・ 自社が主張する損害額と比較して、裁判所が認定する損害額は圧倒的に少ないと思う。自社としてはお金を主目的として損害賠償請求をしているわけではなく、本質的に悪意ある模倣行為を止めるための手段と認識している。侵害者側にとって、「仮に損害賠償金を支払うことになったとしても大した痛手ではないから侵害してしまえ」という考えで侵害している例は沢山あると思う。侵害者側に利益が残り、特に中小企業は不利益を被る状況にあるため、侵害者側にとって侵害行為が割に合わないと思わせる抑止効果が必要である。（中小企業）
- ・ 過去の案件での損害賠償請求結果として、請求額と認定額との間に差はあった。その理由は損害額の推定覆滅が認められたことにあるが、近年の裁判の動向も踏まえると認定水準は妥当な範囲であり、過度に下げられたという印象はない。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 中国の場合、被害額の算定が困難であるため、最低で 100 万元を請求して、最終的には約 30 万元程度で決着することが多い。米国の場合、莫大な訴訟費用が掛かるため手が出せないのが現状である。
 - ◇ 米国で懲罰的賠償が適用される場合、日本に比べて訴訟費用の桁が 2 つは違ってくる。そのため、会社としても提訴するのが難しい。
 - ◇ 請求額については逸失利益の観点（権利者利益の観点）から算出している。（大企業）
- ・ 損害賠償額は裁判所が認める特許権の価値に大きく依存する。当社としては裁判所に特許権の価値をもう少し認めてほしかったのが実情である。（中小企業）
- ・ 計 2 件の訴訟を例とする（下記、それぞれ A 訴訟、B 訴訟とする）。
 - ◇ （A 訴訟）一審判決では、損害賠償額としては非常に高額であり、権利者として十分な評価であったと感じた。控訴審で実施料率が低減されたことについて、裁量として受け入れざるを得ないと感じていた一方、釈然としない部分もあった。
 - ◇ （B 訴訟）実施料率が数%と認められたことについて、工業製品分野では一般的水準と想定されるが、訴訟に数年要したことを踏まえると、額としては低い数値と感じている。弁護士費用についても損害額の 1 割が認められたが、実費を考慮して欲しいと感じた。（大企業）
- ・ 訴訟費用については、弁護士費用だけで損害賠償額を大きく上回り赤字であった。（大企業）
- ・ 多くの損害賠償額が認められたが、弁護士費用が高く、裁判の費用対効果は決して高くなかった。ただ、当社における訴訟の目的は損害賠償ではなく、権利侵害の抑止・牽制にあるため、意義はあったと考えている。（大企業）
- ・ 過去の裁判例も踏まえると、認定された損害賠償額は少額であったと感じている。算定の前提条件の納得感、透明性が低く、侵害者が得をしてしまうケースもあるのではないか。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 訴訟結果として、賠償額は想定していた額の数十分の一程度だった。賠償額は日本の裁判としては平均的な金額であり、裁判所としては相当な額と考えているのかもしれないが、当社としてはその程度の高額しか認められないのかという印象だった。裁判所から提示されていた当初の和解条件に近い額であったため、金額ありきの判決なのかと疑ってしまう。結果には納得していない。
 - ◇ コストをかけて権利行使しても訴訟費用を相殺する程度の高額しか認められず、侵害された側の当社には勝訴判決という結果以外何も残らなかった。他方、侵害者側には、認定された覆滅率からして巨額の利益が手元に残っているはずであり、侵害のやり得だと感じる。この程度の高額しか得られないのかと失望しており、社内では特許権の必要性に疑問符が付く事態になってしまった。
 - ◇ この程度の賠償額の支払いで済むのであれば、権利取得や維持のために割いている費用を考慮すると、計算上、権利取得せずに他者権利の侵害リスクを負う方が経済合理的ということになり得る。（大企業）

(6) 損害額の算定規定の使用感等

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 「市場の非同一性」の覆滅事由について、一般の消費者は各小売店に対して常に明確な期待を持っているわけではなく、実際には同じ消費者が複数の小売店で商品を比較・購入することも多いため、市場が異なるために購入されなかったとする扱いには違和感がある。
 - ◇ 「営業努力・ブランド力」の覆滅事由について、大企業が権利を侵害してもブランド力を理由に利益を残せてしまう構図は不公平であり、中小企業の権利取得の意欲を削ぐ結果になるのではないか。（中小企業）
- ・ 損害額の算定について、現行の運用に特段問題は感じない。特許権の価値はしっかり認めて欲しいが、寄与分に応じて覆滅されることもある程度は仕方がないと思う。
 - ◇ 証拠保全を徹底し、事実関係を明確化できた事件ほど、損害賠償額、差止ともに有利な判断がされたと感じている。（中小企業）
- ・ デザインが利益に与える貢献について、デザインが購買のきっかけになっているのであればもっと多く見積もられるべきであり、単純な面積比率ではないと考えてい

ヒアリングで得られた具体的内容

る。意匠の類否判断では需要説が主流であるところ、損害額の算定で需要者の視点が重視されないのは違和感がある。（中小企業）

- ・ 意見は特にない。法改正によって、102条1項・2項と3項を重畳適用できるようになったり、ライセンス料率については侵害プレミアムが認定されるようになっている等、より高額な損害賠償額が認められやすくなっているという点で、一般論として、権利者側としては使いやすくなったと認識している。

◇ 損害賠償額の算出にあたって必要となる限界利益の算定については、自社の情報を外部に出したくないという観点で102条1項より2項の方が使われることもあるのではないかと思う。（中小企業）

- ・ 102条1項の使用感について、損害額算定の基礎データや証拠の多くを特許権者側に求められる中で、自社では十分な資料を提出したと考えても被疑侵害者側から追加資料の要求が複数あり、双方の溝が埋まらず負担が大きかった。最終的には裁判所の訴訟指揮によりまとめていただいた。

◇ 102条1項の特定数量に対するライセンス料の重畳適用については、従前から裁判で認められていたものが明文化されたという理解。特定数量に対して一定の料率が認められることは権利者としてありがたい。

◇ 覆滅事由について、知財高裁の考え方に沿った整理自体には違和感はなく、過去の案件での判断も事案に適したものとして納得感があった。ライセンス料率についても、近年の裁判例との比較を踏まえると比較的高い割合で認められ、裁判所の判断に対する違和感もない。（大企業）

- ・ 損害賠償額が大きくなればなるほど大きなインパクトになるため基本的にはありがたい。訴訟提起に関して経営層への説得材料にもなる。判決結果をマーケティングに活用することもできる。被疑侵害者側の立場から見ても、当社は他社権利を侵害しないような体制を敷いており、万一被疑侵害者側になったとしても真摯に対応するつもりである。権利者側の利益を重きに置いた法制度を期待する。

◇ 商標について、損害賠償制度は活用していない。現状は警告を主に活用している。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 102条の推定覆滅やライセンス料率の考慮要素について、それぞれの理屈自体は理解できるが、最終的な数字への落とし込みは裁判所判断の側面が大きいと感じる。仮に納得感の低い数字が示されたとしても、論理的な反論は難しいと感じている。
 - ◇ 102条1項2号の括弧書き部分について、権利者としては納得感が低い。特許権の貢献度等の事情によりライセンス料率が低くなることはあり得ると思うが、被告が侵害している以上、ライセンス料相当額が全く認められない部分があるのは納得し難い。
 - ◇ どんなに売上げへの貢献が低い特許権であったとしても、ライセンス交渉において0%で許諾することは実態としてあり得ない。一方で、特許権の価値が低いという理由で102条1項1号による損害額が控除されているのに、1項2号のライセンス料相当額が1項1号の損害額を大きく上回るような認定がなされるとすると、それも妥当でないように思う。（大企業）

- ・ 過去訴訟において、裁判で対象となった特許権には、価値が外観でわかるようなものが含まれており、製品のアピールポイントとして使用していたが、少ない価値（寄与率）しか認められなかった。また、制御系特許権など、目に見えにくいものについての適切な価値が認められなかった。これらのポイントは裁判で当社も主張したが、裁判所に価値としてももう少し認めてもらいたかった。
 - ◇ 特許権として認められている以上、特許権の価値は裁判所にしっかり認めてほしい。他社特許権についても、当社としては、価値を認めるべきものについては尊重していく姿勢である。
 - ◇ 認定されたライセンス料率は一般に比べて低かったと思う。外観については製品を構成する要素としては大きいはずだが、寄与率は小さかった。また、制御系特許権についても必要不可欠なものであるにもかかわらず寄与率は非常に小さかった。
 - ◇ 裁判所としてできることはもっとあったと思う。裁判官の途中変更などもあり、前裁判官の意見がどの程度反映されていたのか、それまで議論した内容がどの程度反映されているのかが非常に気になっている。また、差止が認められていれば販売を止めることもできた。
 - ◇ 別の過去訴訟において、裁判で対象となった特許権は見た目で見えるような内容であり、価値が認められた結果、ある程度高いライセンス料率が認められたと考えている。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 損害賠償請求の仕組みについて現状特に不満はない。（大企業）
- ・ 当社と侵害者が同じ顧客に製品を供給しており、理屈としては侵害がなかった場合にその分全て当社製品を供給できたはずであるところ、顧客吸引力等の理由で損害額が大きく覆滅された。納得し難い認定であった。
 - ◇ 現状の損害賠償請求制度では、特許法 102 条 1 項の限界利益の算出にあたって原告側が多く機密情報を提示する必要がある。競合企業である被告に営業秘密に該当する情報を開示するのは競争上非常に厳しい。また、情報を開示したにもかかわらず、十分な賠償額が得られなかったことにも不満を抱いている。
 - ◇ 裁判所が認定したライセンス相当額は非常に小さい料率だった。侵害があったことを前提とするどころか、侵害がなく事前に交渉があったとしても到底合意できない料率しか認められず、納得できない結果だった。（大企業）
- ・ 覆滅の考慮要素に関して、自社商品と侵害品との間で市場の違いや価格差を考慮することには納得していない。近年では、量販店や EC サイト等が様々な業界や価格帯の商品を取り扱っており、消費者は市場の違いを意識しにくくなっている。流通経路の多様化や市場の一体化といった背景も踏まえると、市場の非同一性によって区別することは実態と乖離していると考えられる。
 - ◇ 権利に係る部分の売上げへの貢献や寄与率の考え方は良いと思う。他方、デザインの寄与が売上げにどう影響しているか等を適切に評価することは容易ではないように思う。
 - ◇ ライセンス料率について、事前交渉と侵害後の料率は同じにするべきではない。例えば、事前に提示した料率で断られ、侵害、販売された悪意あるケースでは料率を高めるべきと考える。（中小企業）
- ・ 侵害プレミアムは更に拡大すべきであり、例えば故意侵害における侵害者の全利益の吐き出しや権利者の損失利益の全回収を認めることも検討すべきである。もしくは故意侵害に対する懲罰的賠償を認めるべきと考える。侵害した方が得という状況を解消しなければならない。
 - ◇ 推定覆滅について、差止が認められるような例であれば推定覆滅を極力認めないようにして欲しい。差止が認められるということはその製品を売れなかったということであるから、既に売られてしまった分は十分な金額の回収を

ヒアリングで得られた具体的内容

- 認められるべきである。実際に覆滅しなければならない場合はあると思うものの、現行制度では推定覆滅が広く認められているように見え、明らかに悪質な侵害であっても損害賠償額が非常に小さい裁判例もある。侵害態様を踏まえた推定覆滅も考慮していかなければ、侵害し得を許すことになる。
- ◇ 経過時間の考慮について、裁判に長期間かかった結果、本来差止により得られたはずの経済的利益が損なわれていることもあるため、その点を損害額で十分に補填すべきである。法改正により損害額算定規定は改善されつつあるが、なお足りないと思われる。
 - ◇ 故意侵害と過失侵害は明確に区別し、賠償額の算定に差を設けるべきであると強く感じる。例えば、業務提携中のパートナーが契約違反を承知で侵害し続けたケースは明らかな故意であり、明確に考慮すべきである。
 - ◇ 特許権に係る自社製品を販売して利益を上げる企業にとっては、逸失利益や侵害者利益による損害額の推定覆滅が小さくなることが望ましい。
 - ◇ 競合の営業努力・ブランド力による覆滅要素について、侵害者側の営業努力やブランド力を理由に、特許権の貢献分から差し引くことには強い違和感がある。営利企業が営業努力をするのは当然であり、それを侵害による利益の正当化に用いるべきではない。過失の場合でも常に覆滅させないこととすると、全体として事業の萎縮に繋がるおそれがあるため、明らかに侵害をわかっていた場合には覆滅を認めないとすることも考えられる。現状の制度では侵害しても多少の損害賠償を支払えば済むという発想を助長しかねない。
 - ◇ 競合品の存在による覆滅要素について、逸失利益による損害額推定の場合には、考慮される必要はないと考える。
 - ◇ 発明が製品の一部のみに実施されていることによる覆滅要素について、部品の特許であってもその部品が装置の中核部品かどうかによって評価は変わるべきである。中核部品であり、当該部品がなければ装置が成立しないような場合には、装置全体の利益に近い範囲まで損害を認めるべきである。差止が認められている場合には、「その部品が供給されなければ装置は売れなかったはず」という前提があるため、その認定と損害額のギャップを小さくすべきである。
 - ◇ ライセンス料率の算定について、特許法 102 条 4 項の規定（当事者が侵害の存在を前提として、権利者が侵害者との間でライセンス契約を締結する際に当事者が合意しうる額を裁判所が考慮できる）の趣旨をよく踏まえて判断して欲しい。ライセンス交渉は当事者がお互いに相当なりソースを割いて行う

ヒアリングで得られた具体的内容

ものであるところ、侵害者側の立場として、仮に侵害が認められたとしても数%の料率で済むのであれば、事前交渉にリソースを割かずに無断実施し、訴訟提起されて侵害認定されたらライセンス料を支払えばよい、という発想になりかねない。（大企業）

(7) 差止請求の使用感等

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 差止請求は権利者として決して使い易くはないが、実情を考慮すると仕方ないという印象である。（大企業）
- ・ 当社の過去の経験を踏まえても、手続きが長期化した印象はない。（中小企業）
- ・ 裁判で請求した仮処分について、時間はかからなかったが、結果として認められなかったため、有効性は評価できない。最終的に侵害は認められたところ、仮処分が認められていれば損害も抑えられたはずであり、判断に納得できていない。（大企業）
- ・ 仮処分前に証拠を隠し、製品移動が行われることがあり、調査が困難であると感じている。証拠保全申立てを先行して実施することで、実態把握、対象者特定が可能となり、差止にも有効であると考えられる。裁判所、代理人の手続きは比較的迅速である印象。（中小企業）
- ・ 権利者からすれば仮処分の対応は早ければ早いほど良いと思う。ただし、権利者と侵害者の互いの言い分を確認して判断するには少なくとも半年はかかると思う。（中小企業）
- ・ 証拠が得にくい場合があることから、査証制度の普及が差止局面でも有益になり得る。仮処分について、過去の案件では訴訟が速やかに進行し早期に判断が得られており、満足している。早すぎる判断は双方の主張の尽くし方の観点からは望ましくないため、互いの主張を適切に重ねると1年程度が平均的な期間として妥当なのではないか。
 - ◇ 差し止め請求について、仮処分を申請して認められたケースはある。インドの例の場合、仮処分が半年程度で認められ短期で解決に至ったケースもある。

ヒアリングで得られた具体的内容

る。日本では侵害者がほとんどいないため、制度として利用するケースがほとんどない。‘

◇ 商標について、差し止めは実行性があると考えている。模倣品取り扱い事業者に対して差し止めを示す警告を送付することで模倣品の販売を取りやめるケースが多い。（大企業）

- ・ 仮処分は実施したことがある。顧客が購入した後は手が出せなくなるので、販売する前に差し押さえるのは重要であり、制度として活用していくべきと認識している。仮処分について問題認識はないが、仮処分が認められるまでの期間は短ければ短いほど良いと思う。（中小企業）

(8) 警告や訴訟提起等を実施しない理由

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 主に、「a. 侵害の確証に疑義がある」、「b. コストに比して得られる損害賠償額が小さいと見込まれる」、「d. 対抗手段をとるために権利者のリソース（資金的、人的、時間的）を割くのが難しい」の3点が挙げられる。特に、コスト面では金銭だけでなく、社内担当者の稼働が割かれ、優先業務として張り付く必要が生じてしまう。重要度が高い案件なら人を割くべきだが、リターンが小さい場合には、例えばリソースを別の特許の権利化等に割いた方が合理的という判断もありうる。（大企業）
- ・ 一般論として、特許権であれば、クレーム解釈に疑義がある場合、販売実績が少なく当社の損害が少ない場合、侵害者が当社より事業規模が大きくカウンターが来る可能性が高い場合等が該当する。
 - ◇ 商標権について、模倣品の場合、出品者が海外のケースが多く、警告しても空振りになることも多い。そのため、ECサイトで侵害品を見つけ次第、削除申請を行うほうが費用対効果は高いと考えている。（中小企業）
- ・ 訴訟コスト（特許権の有効性確認、無効審判対応、弁護士費用、印紙代、社内工数等）がかかること、想定損害額が小さい場合に費用対効果が見合わないことが理由として挙げられる。（中小企業）
- ・ 特許権について、理由としては、a. 侵害の確証に疑義がある、b. 費用対効果が大きいと思う。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ◇ 商標権について、a、bは特許権と同様。加えて、c.に関して、被疑侵害者は模倣業者等、事業規模が小規模であることが多いため、勝訴しても十分な賠償を獲得できないことを考慮することもある。一方で、権利行使の判断の際、コストが回収できるか否かはあまり重視せず、侵害停止、差止め及び牽制を重視する傾向にある。また、eについて取引相手が侵害行為に関与する場合は、アプローチの方法には慎重な判断を要する場合があるが、被害が生じている場合にはなるべく権利行使は躊躇しない。（大企業）
- ・ 被疑侵害品を発見した際、下記の要素を確認し、権利行使するか否かを決定する。
 - 自社特許の有効性
 - 自社特許製品、技術に競争力があり、その競争力を棄損されているか
 - 被疑侵害品の販売規模や地域
 - 侵害回避の困難性
 - 相手方のカウンター特許の有無
 - 権利行使の目的（競争力維持、ロイヤリティ獲得、牽制等）
- ◇ 権利行使の目的を明確にし、対応を進めるようにしている。競争力維持が目的であれば、警告後の交渉が決裂した場合には訴訟提起も辞さない考えである。他には、ロイヤリティを得なければ訴訟費用と比較考量した上で警告する、中国等の新興企業への牽制が目的であれば警告するが訴訟は提起しない等の判断になる。目的が曖昧だと警告後の意思決定が難しい状況に陥るため、最初から方針を明確化することが重要である。（大企業）
- ・ リソースの制約が大きい。裁判には弁護士費用含め多くのリソースを要し、勝訴する保証もない。また、仮に勝訴したとしても認められる賠償額も多くない。訴訟する意味があるのかという思いもあるが、権利侵害の可能性があるなら争うしかないのが実情である。（大企業）
- ・ 「b. コストに比して得られる損害賠償額が小さいと見込まれる」、「c. 被疑侵害者側の企業規模が大きい等、企業体力や交渉力等の面で不安がある」、「d. 対抗手段をとるために権利者のリソース（資金的、人的、時間的）を割くのが難しい」が理由として挙げられる。業界内の知り合いも多く、担当者間レベルでの指摘で収まることもある。売上の多い製品については訴訟をするという判断にもなり得るため、必要コ

ヒアリングで得られた具体的内容

ストと得られるリターンを考慮して、最終的に権利行使の判断はしていくと思う。
(中小企業)

- ・ 侵害の確証を得ることは一般的に難しい。当社ではまずは担当者ベースで権利侵害の疑いがあるかどうかチェックした後、外部専門家（弁理士等）の確認を経て確証を得るようにしている。
 - ◇ また、損害額が少額の場合、裁判をしても費用対効果に見合わないので敢えて一年程度時間をおいてから再度提訴を検討することもある。
 - ◇ 当社の場合、リソースは訴訟提起等を行わない理由にはならない。訴訟提起すると決めたらやり切る方針。(中小企業)
- ・ 当社顧客が当社侵害品を含む製品を販売している場合、当社では顧客に対し提訴することはできない。
 - ◇ 積極的に権利行使すると業界内での評判が悪化する恐れがある。(大企業)
- ・ 特許法 102 条 2 項に関して、相手方の売上・利益情報は想定よりも十分に開示されたため、評価している。一方で、自社の原価情報等（102 条 1 項に係る逸失利益算定）は、社内的に開示が難しく、主張・立証が難しい面があった。
 - ◇ 証拠不十分ゆえに準備書類の作業負担、期日の延長が重なることにより、裁判が長期化している現状に問題意識がある。(大企業)
- ・ 警告は基本的に実施するが、提訴するかどうかは「a. 侵害の確証に疑義がある」と「b. コストに比して得られる損害賠償額が小さいと見込まれる」が重要なポイントになる。前者に関しては訴訟提起の大前提として必要な条件であり、後者に関しては侵害の規模が小さいと費用対効果が低いと判断される。
 - ◇ 実際の訴訟対応に要した代理人費用や社内の人的コスト、調査コスト等と、裁判で認められた損害賠償額とを比較すると、費用対効果の観点では全く見合っていない。判決が公開されたことで今後の侵害行為の予防には有効だったと考えている。(中小企業)
- ・ 微妙に寄せてきているレベルで侵害の確証がないものや、侵害の確証があってもごく小規模で自社事業に影響がないと判断するものについては権利行使には至らない。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ◇ 明らかに悪意があると判断する事案についてはコストを要しても最後まで戦う方針である。相手方が取引先や大手企業であっても悪意ある模倣と判断すれば対抗措置をとる。一度模倣を許してしまえば同様の模倣行為が連鎖し、自社製品の居場所がなくなるとの危機感もある。（中小企業）

(9) 権利侵害抑止に向けた望ましい制度・運用等

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 海外企業による模倣品被害への対策・警告と、国内企業への更なる周知・注意喚起を行っていただきたい。海外製の模倣品によって、新規開発を行う国内製造業が立ち行かなくなることを強く危惧している。（中小企業）
- ・ 損害賠償の高額化が挙げられる。現行制度では侵害し得感がまだある。当社では他社権利を侵害しないように活動しており、多くのコストを要している。一方で、侵害者が支払う賠償額は少なすぎるため、プロパテントとは言えない状況だと思う。
 - ◇ 米国や韓国では、故意に侵害した場合に3倍等の賠償額が認められる。故意だから3倍というわけではないが、日本の裁判では故意かどうかに関係なく少額の損害賠償額しか認められないため、結果として侵害のし得になっている。
 - ◇ 当社では、権利侵害しないように、毎週関連特許情報の社内配信や権利侵害に対する注意喚起等の取組を実施している。クリアランス調査も十分に行っており、他者権利侵害するリスクは低いと考えているので、抑止力の観点からも損害賠償の高額化は望ましい。（大企業）
- ・ 判定制度（意匠権）の審理時間の大幅な短縮が挙げられる。過去に同制度を使用したことがあるが、結果的に1年程度の時間を要した。おそらく、特許庁での処理に時間を要しているのではないかと思う。
 - ◇ 判定制度の使い勝手について、3か月以内に結果が出れば使いやすい。判定結果が出ていれば警告の際にその重みが増すため、できるだけ早期に結果が出るとよい。（中小企業）
- ・ 今ある制度・運用でおおよそ対応できていると思う。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 権利の有効性・侵害該当性について、公的機関が一定の考えを示す仕組みがあると良い。特許庁の判定制度には一定の意義を感じているが、まだ利用経験はない。(中小企業)
- ・ 海外でも導入されていることが多いが、提訴前に証拠保全ができるような仕組みが望ましい。米国のディスカバリー制度のような大規模なものでもよい。
 - ◇ 中国や韓国も導入しているような懲罰的賠償も、純粹に権利侵害抑止として効果的だと思うが、日本における導入は慎重であるべきと考える。最近の裁判所の判断も、覆滅の考え方や侵害プレミアムを認める等、侵害抑止の傾向にあるように感じる。(大企業)
- ・ EC サイトでは商品の写真を使いまわしているケースがあり、写真だけでは真偽判断できない。例えば、Amazon ではASIN (Amazon Standard Item Number) コードと呼ばれる商品識別コードを使用しており、同じ商品であれば同じ商品画像を使用することが認められている。そのため、模倣品の画像を使用して正規品の販売をしているケースや、逆に正規品の画像で販売されている製品を購入したところ模倣品であったというケースもある。画像の使い回しがECサイト側で許されていることから、権利行使をすべきか否か判断に迷うことが多い。当社としてもEC事業者側と話し合いをしているが、中々動いてもらえない状況。権利者がいないがしろになっており、何らかの対策が必要であると考えている。(中小企業)
- ・ 行政摘発、罰則強化、知財に関する知識に乏しい事業者への啓発などが有効だと考える。また、フリマサイトなどのCtoCプラットフォームでの模倣品も問題になっており、対策が必要であると考えている。周りの権利者との意見交換においても、模倣品被害に困っているとの声を聞く。(大企業)
- ・ 国内でも限定的なディスカバリー制度の導入を希望する。例えば、損害額算定に必要な情報(売上・利益・原価情報等)に限り、弁護士・裁判官のみに開示する仕組みを想定している。損害額算定の当事者である弁護士・裁判官のみが閲覧し、職務上の守秘義務で保護する形であれば企業側の負担・リスクは少なくなるのではないかと考える。準備書類も減るため、訴訟の迅速化にも資すると考える。損害論に限らず、侵害論の段階でも範囲を絞ったディスカバリー制度の導入は、訴訟の迅速化の観点でも有益と考える。(大企業)

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 査証制度の普及、実効性を高めることが望ましいと思う。（大企業）
- ・ 企業等から特許庁に提供している情報の有効活用が挙げられる。現在、他社特許出願において、企業等から特許庁に提供される、先行技術情報等があまり活用されていない印象である。最終的に提供した刊行物（先行技術文献）を採用するかどうかは特許庁の判断だが、情報提供がもう少し有効に活用されると良いと思う。（中小企業）

3. 権利侵害対応（他社権利に気をつける側の立場）

- (1) 侵害に関するトラブルの経験
- (2) 侵害に関するトラブルの経緯等

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 当社が販売した製品について、権利者から特許権侵害の警告があり、権利者と技術的範囲の解釈に食い違いが発生したため、特許判定請求が行われた。結果として、当社の主張（当社製品は技術的範囲に属さない）が支持された。
 - ◇ 個人保有の実用新案権に抵触するとの理由で判定請求されたが、実用新案権が無効審判により無効になっていたので判定請求は却下された。
 - ◇ 三件目は当社が中国などで販売した製品について同国の特許権に属する旨の警告を受けた。当社は現地弁理士事務所と連携して権利無効であると判断し、先方に連絡したところ、それ以降先方からの連絡は無くなった。（中小企業）
- ・ 特許権では先後願関連のトラブルが多いように思う。顧客からコンセプトを伝えられて製品を作成するとき、競合他社も同様の製品を作成していることが多く、知財化を行った際に前後関係でトラブルになることがある。
 - ◇ 商標に関して、該当事例はない。（大企業）
- ・ 他社からの権利侵害の警告、トラブルとなった経験は現時点ではない。（中小企業）
- ・ 該当なし。（中小企業）
- ・ 直近10年での日本国内では、他者からの特許権侵害に関する警告、訴訟は数件程度経験がある。侵害訴訟ではいずれも裁判所により非侵害が認められた。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 直近では、他社からの警告、提訴された経験はない。（大企業）
- ・ 5年ほど前に競合会社から米国で提訴された。
 - ◇ 商標について、海外含むグループ全体で、おおよそ2-3年に一度、警告や問い合わせを受ける。
 - ◇ ライセンス交渉をしていたが突如提訴された。裁判所は特許を無効と判断して和解に至る。
 - ◇ 商標に関する警告では、侵害にあたらないと判断し、正当性を回答し、ライセンス受諾や訴訟等に至らず収束するケースがほとんど。（大企業）
- ・ 過去に他社から特許権侵害を提訴されたことがある。一審は敗訴となったが、二審前の無効審判で対象となる特許権がほとんど無効になり、賠償額は少額になった。この裁判を機に当社の権利侵害に関する意識が大きく向上したと考えている。（中小企業）
- ・ 数年に一度程度の頻度で他社から警告書が送付されてくるが、実際には侵害に無関係なものがほとんどである。丁寧に説明すれば反論してくることはなく、トラブルになったケースもない。（大企業）
- ・ 特許権について、国内で他社から直接警告を受けた経験はない。訴訟では、一審の後のカウンター訴訟があったが、いずれも勝訴に至っている。
 - ◇ 実用新案権、意匠権、商標権についても、国内で重大なトラブルに発展した経験は特段ない。（大企業）
- ・ 侵害に関するトラブル経験はほぼない。特定の有名ブランドをもつ企業から、そのブランドを想起させ得るデザインの使用に関して業界横断で注意喚起があったことはある。（中小企業）

(3) クリアランス調査の調査体制

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 新製品を販売する前に調査を実施している。侵害に疑義のある特許権については外部の専門家に相談する。また、前述の通り、他社製品・特許権も公開される度にチェックしている。(中小企業)
- ・ 調査は自社で実施しており、社内担当者が担当している。技術的範囲の属非について疑義がある場合は社外の弁理士事務所等と相談している。また、社内体制が逼迫している場合は外部に調査を委託することもある。調査時期については、企画立案段階で実施しつつ、特許権については特許公報発行時もウォッチングしている。
 - ◇ 意匠権・商標権は出願する前にも調査を実施し、問題ないことを確認してから出願している。
 - ◇ 特許権の技術的範囲の属非について疑義がある場合、社内判定だけでは心許ないと感じる。明らかに権利範囲に属していないケースは社内検討のみで問題ないが、疑義があるものについては社外専門家へ鑑定依頼も検討する。(中小企業)
- ・ クリアランス調査時期は「b. 自社事業の計画段階(自社製品の企画段階等)」が該当する。
 - ◇ 特許権について、当社では最先端の技術を用いることは多くないが、何か新しい取組を行う場合は、他社権利を侵害していないか調査会社に依頼することもある。単純な調査の場合は社内に対応することもある。
 - ◇ 過去に、事業の計画段階で他社の特許権を侵害する可能性が生じた際は、侵害しないように代替案を考えて権利回避の方向に進めたことがある。
 - ◇ 意匠権については、意匠公報を調査する。近しいデザインの画像検索を行うこともある。(中小企業)
- ・ クリアランス調査について、当社製品に関わる分野を対象に年間数百件の侵害調査を実施している。社外の専門家に外注することもあるが、最終的な結果は社内をチェックしている。また、調査精度向上のために IPC 分類の他に社内の独自分類を作成・定義して詳細なクリアランス調査を実施している。さらに、近年は業務効率化の観点から AI 導入検討も進めている。
 - ◇ 米国は訴訟費用が高く、懲罰的賠償が認められやすいことから、秘匿特権の活用や外部の特許事務所の判断を仰ぐ等、より慎重にアクションしている。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ◇ 商標に関しては、社内の専門家ではない担当者他、社外の専門家等を活用してクリアランス調査を実施している。調査に当たっては、外部ツールを用いて監視を行うほか、社内外のネットワークも活用している。（大企業）
- ・ クリアランス調査について、「b. 社内の専門家でない担当者（知財担当）」、「d. 社外の法律事務所・弁理士事務所以外の専門機関（調査機関等）」に依頼している。特に、一次スクリーニング作業で大量の公開情報の絞り込みが必要な場合は調査機関に委託している。侵害の可能性がある、対応が必要な権利が抽出された場合、弁理士・弁護士等の外部の専門家から鑑定等を取るようになっている。
 - ◇ 調査時期については、「a. 同業他社の権利の公報が発行された時に常時」、「b. 自社事業の計画段階（自社製品の企画段階等）」、「c. 自社事業の実施前（自社製品の製造前や販売前等）」において、適宜調査を実施している。（大企業）
- ・ 企画・発売前に社内で類似商品の有無はパトロールするようになっている。自社商品の形状・コンセプト自体が他社権利に抵触しないか重視しており、疑わしいものは専門家（弁理士等）に必ず相談している。調査は企画・事業計画段階から発売前のタイミングで実施している。
 - ◇ 過去には同業の企業と同時期に似た商品を開発していた事例もある。双方とも悪意はなく、話し合いで同じ方向性を考えていたという理解に至り、トラブルなく開発を進めていこうと合意したことがある。このように、双方が相手の事業・権利をリスペクトしているからこそ解決できるケースもある。（中小企業）
- ・ 主に競合他社の特許公報を定期的に確認している。疑義があれば、過去に訴訟を担当した弁護士に簡易鑑定を依頼する。調査実施者は、「b. 社内の専門家でない担当者」が中心である（専門部署はなし）。（中小企業）
- ・ 調査実施者は、「b. 社内の専門家でない担当者」、「c. 社外の専門家（法律事務所・弁理士事務所）」、「d. 社外の法律事務所・弁理士事務所以外の専門機関（調査機関等）」が当てはまる。ケースに応じて、社内での調査、外部委託を使い分けている。外部委託の場合は、社内担当者は窓口・連携役として関与する運用となる。実施時期は、「c. 自社事業の実施前（自社製品の製造前や販売前等）」が該当する。

ヒアリングで得られた具体的内容

- ◇ 明らかに非侵害・無効理由の存在等が見通せる場合は社内判断で閉じることもあるが、社内判断だけでは不安が残る場合は、社外専門家へ相談し、必要な対応（方針転換等）を実施する。（大企業）
- ・ クリアランス調査全般について、パラメータ特許は侵害有無を調査するのが非常に大変。また、競合他社がパラメータ特許を出願した場合、当社としても対抗して出願せざるを得ず、結果としてパラメータ特許が乱立する事態になる。産業発達への影響なども考慮して今後の方向性を検討すべきだと思う。
 - ◇ 商標権について、クリアランス調査で他社権利の有効性を確かめるのに多くの時間を要している。実質的に識別力が喪失していると思われる権利についても、ある程度慎重に対応しなければならない場面もある。有効性の乏しい権利の存在が事業判断に影響を及ぼさないような制度設計が望ましい。（大企業）
- ・ 研究、開発、設計の各フェーズにて、新規開発・設計技術（既存自社製品からの変化点）について、クリアランス調査を実施している。クリアランス調査の工程、担当部門は下記のとおり。
 - 調査範囲の決定：知財部
 - 関連特許の抽出（スクリーニング）：技術部門
 - 侵害の判定：知財部
 - 侵害回避（設計変更、ライセンス取得等）：技術部門、知財部
 - ◇ 各開発段階でクリアランス調査を実施し、他者権利との関係で問題のない技術のみが開発を完了するような体制としている。また、開発完了から量産までの間に未公開だった他社特許が公開されることもあり得るため、開発後も一定期間は調査を継続している。（大企業）
- ・ 社内の専門家ではない担当者が、公報が発表された時点で調査している。権利侵害の疑義等がある場合は必要に応じて社外弁理士などと連携する。（大企業）
 - ◇ 調査は基本的に社内で実施している。法的側面のサポートが必要な場合などは弁理士等に依頼することもある。（大企業）
- ・ 社長、知財責任者、外部弁理士間のプロセスで権利の確認をとっている。疑義がある場合は、企画段階から弁理士にも相談しつつ、意思決定をしている。判断の線引き

ヒアリングで得られた具体的内容

も難しい業界のため、早期に相談し、必要なら設計を変更して侵害を回避するようにしている。（中小企業）

（４）損害賠償額の高額化により想定される取組

（５）差止の早期化により想定される取組

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 損害賠償額が高額化される場合は、事前相談・回避をより徹底するようになる。
 - ◇ 権利者側の立場なら早期差止は歓迎するが、被疑侵害者の立場から不利にもなるため、制度バランスが重要であると思う。（中小企業）
- ・ 仮に、懲罰的賠償制度が導入された場合、実施者側の立場としてはクリアランス調査により多くのコストがかかるようになることが予想される。当社は対応できるが、対応困難な事業者に対するフォローも必要になると思う。
 - ◇ 差止が早期に認められるようになった場合、万が一に備えて技術的範囲に属しないことが確実な製品、製造法の開発を凡そ１年以内に開発する体制整備が必要となる。（大企業）
- ・ 現状で十分に調査を実施しているため、現状の取組と変わらないと認識している。（大企業）
- ・ 当社では過去裁判を機に権利侵害に関する意識が高まったことから、損害額の金額の大きさや差止め早さよりも、権利侵害によって損害を受けた経験があるかどうか重要だと思う。（中小企業）
- ・ 損害賠償額が従前よりも高額になったとしても、現状、十分なクリアランス調査を実施しているため、自社としては調査運用等での大きな変化はないと考えられる。
 - ◇ 差止が早期に認められるようになった場合、現状、十分なクリアランス調査を実施しているため、自社としては調査運用等での大きな変化はないと考えられるが、敗訴した際のリスク（客先に製品を納入できないリスク）を回避するため、望まない和解や早い段階での設計変更を迫られることになると思われる。
 - ◇ 事業を進める上で被告側（他社権利により訴えられる側）になる局面も現実には想定されるところ、仮に差止・仮処分等が強化されるとサプライチェーン

ヒアリングで得られた具体的内容

全体での生産活動の停止リスクも上がる。差止による顧客・取引先への影響は極めて大きい。

◇ 現状の裁判所の運用は迅速であると感じており、差止の早期化は必ずしも望ましくはない。（大企業）

- ・ 自社としては現状でも十分注意しているが、リスクとしては損害賠償額よりも差止（事業停止リスク）の方が重大と捉えている。差止の早期化は一定程度の抑止力になりうる。一方で、薄利多売型の利益構造をもつ企業の場合は、損害賠償額の高額化が抑止力として機能するのではないか。（大企業）
- ・ 損害賠償額の高額化、差止の早期化により、クリアランス調査は更に重要視されると考えるが、制度の内容にかかわらず他社権利を侵害しないようにすることが第一である。（中小企業）
- ・ 損害賠償額が従前よりも高額になった場合、他社の権利を侵害しないようにより注意するようになると思う。他者権利に気をつけるようになるという観点で一番効果的なのは自社が侵害してしまった時だと思うが、侵害時のペナルティが増えればより注意して対処することになる。
 - ◇ 差止が従前よりも早期に認められるようになった場合、他社の権利を侵害しないようにより注意するようになると思う。（中小企業）
- ・ 侵害したら事業が停止してしまうため、法改正以前からクリアランス調査は慎重に実施している。損害賠償の法改正の後も特段変更したことはなく、今後も変わらず十分に実施していく予定。ただし、クリアランス調査には時間と費用が掛かるため、AI技術の活用も含めて、どのように効率よく調査できるか模索をしている。（中小企業）
- ・ 損害賠償額が高額化した場合には、侵害してしまった際の負担が大きくなるため、自社としてもクリアランス調査を一層強化するインセンティブが働くと思う。
 - ◇ 差止が早期に認められるようになった場合には、悪意のない事業者にとっては抑止力になり得る。一方で、悪意ある事業者は訴えるなら訴えてみるという考えが根本にあると思われるため、早期差止よりも金銭的制裁や悪質な侵

ヒアリングで得られた具体的内容

害行為をした事実を消費者へ公表・広く周知することの方が効果的と考える。（中小企業）

- ・ 自社ではコンプライアンスを重視しており、賠償リスクや差止リスクもある中で、顧客への供給責任を果たせなくなることが最大のリスクである。差止により部品供給が止まると、装置メーカー、エンドユーザへの責任問題が発生し得るため、予防的なクリアランス調査が不可欠である。
 - ◇ 既に高いレベルでクリアランス調査を実施しているが、損害賠償額の高額化、差止・仮処分の早期化が認められれば、他社への権利侵害を避けるための取組はより重要視されると思われる。（大企業）

(6) 産業財産権制度に関するその他の御意見等

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 日本企業が日本で戦い易くなる制度を望む。
 - ◇ 日系企業が国外で裁判を行う際、同国の国益に反する場合は厳しい判断が下されることがある。一方、当社では日本での訴訟は少ないものの、事実関係の確認が細かく、原告側の証拠提示等に多くのコストを要しているため、考慮してほしい。
 - ◇ 商標について、広義のブランド保護の観点で法的な保護を希望する。例えば、SNS のアカウント名や EC サイトの出品名などで当社名を用いられているケースがある。そのようなケースも対応できるとありがたい。（大企業）
- ・ 当社の業界全体の知財リテラシー向上のための周知が重要と考える。
 - ▶ 周知にあたっては、①他社の権利を侵害しないように注意喚起すること、②自社技術やデザイン等の権利化により事業の保護や企業価値増大に繋がること、以上両面で周知が有効だと思う。（中小企業）
- ・ 特になし。（中小企業）
- ・ 海外への製品販売に当たって、中国の特許権の重要性が今後さらに大きくなると考えている。中国企業は中国国内だけでなく日本にも特許権を出願している。今後は日本だけでなく海外の権利にも目を光らせていくことが重要であると考えている。（中小企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 外延が不明確となるような発明を特許しないようお願いしたい。（大企業）
- ・ 審査の質に疑問を抱くことがある。具体的には、先行技術文献に対して新規性、進歩性の検討が十分でなく、認められている権利が広いと感じるケースが散見される。情報提供や異議申し立てがあった場合には厳しく審査を行ってほしい。権利範囲の適正化は結果的に権利侵害対策にも繋がるため対応を検討してほしい。
 - ◇ 早期審査について、権利者としては使い勝手が良い制度だが、制度を利用した第三者との間でトラブルになる可能性がある。早期審査の場合は、出願公開前に特許公報が発行される。出願公開前に権利範囲が不当に広い権利が取得されてしまうと、情報提供の機会もなく、事業との関係で急な対応を迫られることもあり影響が大きい。異議申し立てを行うにもハードルが高く、また監視可能な期間が短いことから気づかずに権利化されてしまう可能性もある。対応を検討してほしい。
 - ◇ 例えば、当社の顧客が当社技術について特許出願してしまうケースがある。この場合は冒認出願となるため無効理由があるが、権利化前であれば当該顧客に連絡して取り下げてもらう等の措置がとれる一方、権利化後の場合は異議申し立てや無効審判により顧客の権利を無効にすることになり、対応に躊躇する。出願公開前の特許付与については、匿名での異議申し立てを認める等、第三者による何らかの対応機会を与えてほしい。（大企業）
- ・ 無効審判と侵害訴訟の双方で同様の無効理由が争われる場合、権利者・侵害者双方に大きな負担となる。他国では侵害訴訟で無効主張が制限される制度もあるため、国内でも同一の無効理由を重ねて主張できない等の調整があってもよいのではないか。
 - ◇ 諸外国に導入されている制度については、国際調和の観点で日本にも導入してほしい。例えば、韓国にも懲罰的賠償が導入されており、その他の主要国にも同様の損害賠償額高額化の制度があると認識している。諸外国の制度と比較して、国内の特許権・裁判制度のプレゼンスが相対的に低くなっていると感じており、危機感を覚えている。権利行使のしやすさの向上、高額賠償の可能性、裁判の迅速化は、日本の特許、知財制度の国際的なブランド価値を向上させるとともに、侵害抑止にも資すると考える。（大企業）

ヒアリングで得られた具体的内容

- ・ 過去の判決例を広く公開することは侵害抑止効果に繋がると考えている。自社での事例として、ある企業が輸入した商品が当社の模倣品であったことがあり、判決を見た当該企業が船積み段階で当社に連絡し、ライセンス契約をして販売させてほしいと打診があった。完全コピー品であるため当社としてライセンスの許諾はできなかったが、当該企業は自主的にコピー品を全量廃棄し、廃棄証明も提示していただく誠実な対応をしていただけた。（中小企業）
- ・ 他社権利は決して侵害しないことを前提とし、侵害が疑われる場合は、事実確認、証拠収集を徹底した上で対応すべきである。悪質な侵害には、訴訟を含めた厳格な対応が不可欠と考える。（中小企業）
- ・ 当社として無形資産の活用は重要視している。侵害抑止策の検討を引き続き進めていただきたい。（大企業）
- ・ 発明特定事項が不足した権利が多い中、近年は裁判所にて実質的に権利範囲を限定解釈して属否を判断することがなくなったことから、別途記載要件違反を問う必要があるが、ハードルが高い。審査段階で漏れなく判断することに限界があることは理解するものの、特許庁にて記載要件を厳格に審査していただきたい。
 - ◇ 過去に特許庁が実施したロイヤルティ料率に関する調査について、他社との交渉等の場面において参考になるため、定期的に改定していただきたい。
 - ◇ 平成21年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」帝国データバンク 等（大企業）
- ・ 昨今、ナショナルブランドにおいて登録が無い意匠においても著名デザインあると主張されることがある。これに関して、登録が有るか無いかを調べてからもの作りをしても、後からこのような主張をされ、被害を受けるところもある。登録されているものは守られるべきと考えるが、登録がないものまで保護されては、物作りが出来ない。この辺りも徹底して頂き、登録していないものは保護しない等の徹底した措置をお願いしたいと考えます。（中小企業）

禁 無 断 転 載

令和7年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

産業財産権における損害賠償請求等の
裁判実務及び権利の実効性の実態に関する
調査研究報告書

令和8年3月

請負先 株式会社NTT データ経営研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9

JA 共済ビル 9階・10階

電話 03-3221-7011

FAX 03-3221-7022

URL <https://www.nttdata-strategy.com/>

E-mail yamazakik@nttdata-strategy.com

裏表紙